

平成22年度障害者総合福祉推進事業報告書

知的障害及び発達障害のある人のための 福祉用具の制度の在り方に関する調査研究



平成23年3月

特定非営利活動法人
自閉症サポートセンター

目 次

はじめに	2
第1章 総括	4
第2章 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の給付の実態	
2. 1 全国市区町村調査（アンケート調査）	14
2. 2 知的障害及び発達障害のある人のための福祉用具を給付対象として 取り組む市区町村（聞き取り調査）	67
第3章 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器と学校の教員や障害児療育施設 の職員の関わり	
3. 1 千葉県における生活支援機器に関する教員等の理解度調査	79
3. 2 生活支援機器のモニター調査（小学校）	109
3. 3 知的障害・発達障害特別支援学校児童・生徒に関わる福祉用具の 利用実態とその背景--教員を対象とした調査から	132
3. 4 事例報告：埼玉県立公立特別支援学校における講習会	155
第4章 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の利用実態	
4. 1 知的障害及び発達障害のある当事者調査	158
4. 2 携帯型支援用具としての携帯電話の外装材料に対して自閉症のある方 およびその保護者が抱くイメージと嗜好性	181
第5章 子どもの支援機器（おもちゃ）ー玩具業界の現状と最近のトレンドー	192
第6章 資料	
6. 1 研究会記録	199
6. 2 知的障害及び発達障害のある人ための福祉用具の制度の在り方に関する アンケート調査票	200

はじめに

我々は、厚生労働省の障害者保健福祉推進事業により、平成20年度に「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」及び21年度に「知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関する調査研究」を実施し、千葉県を中心とした調査によって、1) 知的障害及び発達障害においても、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で必需品として有効に取り入れられている福祉用具が多数見られること、2) 福祉用具の適合に専門的な技術を要し時間がかかることから、最初のアセスメントから使用中のアドバイスまで、専門家の介入が必要であったり、「お試し期間」の設定やレンタル制度の導入、フィッティング・試用（お試し）・用具の給付・アフターフォローに至るまでのトータルな給付システムの構築が求められていること、3) 福祉用具の利用に際して、「学校や療育機関からの情報や判断」が大きく影響を及ぼしていること、4) 多くの市町村が事例のない品目（用具）の希望に対して判断に苦慮し、かつほとんどの市町村が給付判断事例及びその名称などの情報がほしいとしている一方で、全国的に見ると、従来からの社会資源を取り込んで給付のシステム化を図るなど積極的に取り組んでいる市町村が存在すること、5) 知的障害及び発達障害のある人の福祉用具を開発・製造・販売する企業の経営基盤が極めて脆弱であることを明らかにしました。

本年度は、厚生労働省の平成22年度障害者総合福祉推進事業によって、これまで我々が平成20年度及び21年度に実施した障害者保健福祉推進事業の結果とともに、新たな総合福祉法の議論のための基礎資料を提供し、知的障害及び発達障害のある人のための福祉用具の制度の在り方の検討に資することを目的として、全国の市町村調査等を実施しました。

この報告書をまとめているときに、東北地方太平洋沖地震が起きました。東北、関東では障害のある方が現状をなかなか受け止められず、かつ不安な中で過ごされているのではないかと心が痛みます。本調査で明らかになった生活支援機器によって少しでも彼らの不安を取り除くことができればと考えざるをえません。

この報告書を読んでもいただき、知的障害及び発達障害のある人の支援の一助としていただければ幸いです。

特定非営利活動法人
自閉症サポートセンター
理事長 松井 宏昭

生活環境支援研究会

	氏 名	所 属
代表	松井 宏昭	特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター 理事長 独立行政法人 森林総合研究所 木材改質研究領域長
	細田 智子	特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター 副理事長
	増澤 高志	生活工房 補助具・福祉機器研究所 代表 京都工芸繊維大学 総合プロセス研究センター 特任准教授
	八藤後 忠夫	文教大学 教育学部 特別支援教育研究室 教授
	永倉 充	埼玉県立日高特別支援学校 教諭
	杉山 真樹	独立行政法人 森林総合研究所 企画部 研究企画官
	松永 正弘	独立行政法人 森林総合研究所 木材改質研究領域 機能化研究室 主任研究員
	長谷川 良一	岐阜県生活技術研究所 試験研究部長
	若松 かやの	児童デイサービス ぐるぐるめろん島 代表
事務局	富永 文子	発達障害支援室シャル（自閉症サポートセンター）

第1章 総括

1. 研究目的

知的障害及び発達障害のある人の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するため、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、不快な刺激の遮断・緩和、さらに環境整備のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で有効に取り入れられている福祉用具が増えてきている。

一方、障害者自立支援法の施行により、福祉用具を給付する日常生活用具給付事業は、身体障害者だけでなく知的障害者や精神障害者をも対象とする市町村事業として位置づけられたことから、福祉用具の利用の推進は市町村の取組みに委ねられることになったと言える。

そうした中で、我々は、障害者保健福祉推進事業により、平成20年度に「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」及び21年度に「知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関する調査研究」を実施し、千葉県を中心とした調査によって、次のことを明らかにした。

- ① 保護者調査（千葉県、埼玉県、京都府、岡山県）によって、
 - ・ 知的障害及び発達障害においても、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で必需品として有効に取り入れられている福祉用具が多数見られること
 - ・ それらは、「シンボルマーク」などマニュアル等の指導書があれば家族が作成可能な福祉用具と、「情報支援機器」や「パーテーション」など日常生活用具の給付対象としてなじむ生活支援機器、「携帯電話」や「イヤークラス」や「イヤークラス」、 「タイマー」などユニバーサルデザインの生活支援機器としての福祉用具に大別されること
 - ・ 利用者にとってみると、福祉用具の適合に専門的な技術を要し時間がかかることから、最初のアセスメントから使用中のアドバイスまで、専門家の介入が必要であったり、「お試し期間」の設定やレンタル制度の導入、フィッティング・試用（お試し）・用具の給付・アフターフォローに至るまでのトータルな給付システムの構築が求められていること
 - ・ 福祉用具の利用に際して、「学校や療育機関からの情報や判断」が大きく影響を及ぼしていること
- ② 千葉県の市町村調査によって、
 - ・ 多くの市町村が事例のない品目（用具）の希望に対して判断に苦慮し、かつほとんどの市町村が給付判断事例及びその名称などの情報がほしいとしていること
 - ・ その一方で、全国的に見ると、従来からの社会資源を取り込んで給付のシステム化を図るなど積極的に取り組んでいる市町村が存在すること
- ③ 企業調査（全国）によって、
 - ・ 知的障害及び発達障害のある人の福祉用具を開発・製造・販売する企業の経営基盤が極めて脆弱であること

そこで、今回の調査研究では、上記の知見をもとに全国の市区町村調査等を実施し、これまで

我々が平成 20 年度及び 21 年度に実施した障害者保健福祉推進事業の結果とともに、新たな総合福祉法の議論のための基礎資料を提供し、知的障害及び発達障害のある人のための福祉用具（生活支援機器）の制度の在り方の検討に資することを目的とする。

2. 調査研究方法

（１）生活環境支援研究会の設置

研究を推進するために、特定非営利活動法人自閉症サポートセンターを事務局とする文教大学、京都工芸繊維大学等の研究者、障害者団体の職員からなる「生活環境支援研究会」を設置した。

代表 松井 宏昭 （特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター）

細田 智子 （特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター）

増澤 高志 （生活工房 補助具・福祉機器研究所）

八藤後 忠夫（文教大学教育学部特別支援教育研究室）

永倉 充 （埼玉県立日高特別支援学校）

杉山 真樹 （独立行政法人 森林総合研究所 企画部）

松永 正弘 （独立行政法人 森林総合研究所 木材改質研究領域）

長谷川 良一（岐阜県生活技術研究所 試験研究部）

若松 かやの（児童デイサービス めろめろん島）

事務局 富永 文子 （特定非営利活動法人自閉症サポートセンター発達障害支援室シャル）

（２）調査研究

研究を推進するために、４つの研究課題を置いた。

①研究課題１ 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の給付の実態

１）全国市区町村調査（アンケート調査）

２）福祉用具を給付対象として取り組む市区町村（聞き取り調査）

②研究課題２ 学校の教員や障害児療育施設の職員の関わり

１）教員等の理解度（千葉県）

２）生活支援機器のモニター調査（小学校）

３）特別支援学校児童・生徒に関わる福祉用具の利用実態とその背景（埼玉県）

③研究課題３ 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器に関する意向

１）知的障害及び発達障害のある当事者の意向

２）携帯型支援用具としての携帯電話の外装材料に対するイメージと嗜好性

④研究課題４ 子どもの支援機器（おもちゃ）ー玩具業界の現状と最近のトレンドー

3. 調査研究結果及び提案

（１）知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の給付の実態

全国の全市区町村を対象に、知的障害及び発達障害のある人への日常生活用具給付の実績と、市区町村の取組み、給付に関する問題点・課題を自記式質問紙調査法（郵送）により調査を実施

した。これは、千葉県を対象に実施した調査の全国バージョンに該当し、全国的な傾向を明らかにするものである。

全国の 1,099 の市区町村の知的障害及び発達障害のある人のための日常生活用具の給付実態を調査し、次のことがわかった。

「頭部保護帽」、「特殊便器」、「火災報知機」、「自動消火器」、「電磁調理器」といった障害者自立支援法施行以前から対象とされてきたものは多数の市区町村で対象とされているものの、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど知的障害及び発達障害のある人に特有の支援機器に関する品目を給付対象としている市区町村が極めて少ない。その原因として給付品目を検討する際に、判断材料が乏しいことが大きな要因になっていると推察される。

今後の日常生活用具給付事業として、「国等の日常生活用具の品目の支給基準に関するガイドラインの策定」及び「ユーザー（利用者）や中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）への情報提供や理解啓発の充実」について、8割以上の市区町村から「必要である」と回答があった。

また、「補装具費支給制度（自立支援給付）と日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業の一事業）の制度の統一的な取扱い」についても「必要である」とする市区町村は5割近くに達し、そのほとんどが「補装具費支給制度（自立支援給付）」への統合を支持している。

一方で、「日常生活用具給付等事業へのレンタル制度の導入」や「日常生活用具給付等事業への給付前の無償での「用具の試用期間」の措置」、「専門家による、用具の選定から最初のアセスメント、使用中のアドバイス等トータルなサービス費の別途措置」、「製作事業者に対する用具開発の助成制度の構築」については、いずれも「どちらでもない」の回答を中心に「必要である」と「必要でない」が釣り鐘型の分布を示すものの、「必要である」とする意見も少なくはない。

実際に知的障害及び発達障害のある人に使われている支援機器を対象に「給付対象とすべき」かどうか尋ねたところ、「コミュニケーション支援電子機器」に対して 42%、「ココセコム等位置情報システム」に 35%、「イヤーマフ等不快音の遮断機器」に 28%、「タイマー等時間管理機器」に 27%の「給付すべき」とする回答が見られた。

これらの支援機器は、平成 20 年度の調査研究において類型化したグループⅡ（マニュアルなど指導書があれば家族で作成可能）、Ⅲ及びⅣの生活支援機器の中から比較的に一般に知られている支援機器から選定したものであり、全ての研究課題を通して共通した支援機器として取り扱った（表総括-1&総括-3）。

（２）学校の教員や障害児療育施設の職員の関わり

１）学校の教員や障害児療育施設の職員のアンケート調査から

マニュアルなどの指導書があれば家族が作成可能な生活支援機器を代表して「絵カードや文字カード」、ユニバーサルデザインの機器としてなじむ生活支援機器を代表して「携帯電話」や「イヤーマフ」、「タイマー」、日常生活用具の給付対象としてなじむ生活支援機器を代表して「あのね♪DS」や「パーテーション」について（表総括-1）、専門家として学校の教員及び障害児療育施設の職員を対象に、それらの使用頻度や有効性、利用場所、使うきっかけ、支援方法などを聞きだすこと目的とするアンケート調査を実施し、次のことがわかった。

表総括-1 調査研究の対象とした生活支援機器

生活支援機器	開発の形態	利用の主たる目的
絵カードや文字カード	マニュアルなどの指導書があれば家族が作成可能な機器	活動の動機づけ
携帯電話	ユニバーサルデザインの用具としてなじむ機器	コミュニケーションを支援
タイムタイマーなど	ユニバーサルデザインの用具としてなじむ機器	時間管理
イヤーマフなど	ユニバーサルデザインの用具としてなじむ機器	不快な刺激を遮断
パーテーション	日常生活用具の給付対象としてなじむ機器	不快な刺激を遮断
あのね♪DSなど	日常生活用具の給付対象としてなじむ機器	コミュニケーションを支援

これまで報告してきた生活支援機器の類型化とその開発及び給付のあり方を支持する結果が得られた。いずれの支援機器も、毎日使用している人が過半を占めており、知っている人はよく利用している。

特別支援学校及び特別支援学級の教員はいずれの支援機器も知っている人が多く、かつ利用している人も多かったが、障害児療育施設の職員では知らない人も少なからずいることがわかった。小中学校の管理者や通常学級の担任では、支援機器（支援機能があること）を知らない人が多かった。

支援機器を知る情報源は、いずれの機器も共通して、「勤務する学校（障害児療育施設）の同僚の情報」が半数以上を占め、次いで「講演会や、研修会、機器展での情報」となった。また、その後の「支援機器を使用するきっかけ」や「支援機器を使いこなせるまで役に立ったこと」でも同様の結果が得られた。

「カード」については、ほとんどの教員・指導員が知的障害及び発達障害のある人の支援に有効であることを知っており、7割の人の職場で使われていることがわかった。また、「パーテーション」や「タイマー類」も比較的によく知られており、5割以上の人の職場で使われているが、「VOCA類」や「携帯電話」は認知度も利用度も低い。

タイマー類とパーテーションは「購入した」ものが多くを占めるが、イヤーマフ類は「児童生徒の私有物」が多く、VOCA類は「購入した」と「借入した」ものに分かれる。

タイマー類や、イヤーマフ類、パーテーションでは、「価格は適切」または「高い」とする意見が多かったが、VOCA類は「高い」とする意見が多い。いずれも、使っている機器によって「高い」、「安い」のコスト意識は分かれた。

タイマー類、イヤーマフ類、VOCA類は、「家庭」での使用が多く、次いで「学校」、「屋外」になったが、パーテーションは、「学校」と「療育や訓練の場」で使われている。

支援機器を使える・使えないを判断した人は、いずれの機器も共通して、「先生（自分）」が多数を占めたものの、イヤーマフ類とVOCA類では「保護者」と「児童生徒」も判断者となっ

ている。

いずれの支援機器も、ほとんどの人が「1カ月未満で使えた」とした。

一度利用していたが今は使っていない人の止めた理由として、共通して「人事異動、進級等で、支援したい児童生徒がいなくなった」が多数を占め、次いで、「導入のきっかけとなった課題が解決し不要となった」となった。

さらに、埼玉県公立知的障害特別支援学校3校の教員を対象とする調査によって、福祉用具の将来的な利用意向には、それらの認知度が強く影響しており、福祉用具の認知度が高い人ほど、福祉用具の将来的な利用意向度も高くなるという傾向が推計学的に示唆された。今後一層、認知度を高める方策が重要であることが示唆される。また、福祉用具の将来的な利用意向に影響を及ぼす情報経路（源）に関しては、職場の同僚教員やさまざまな研修会がそれらの背景として確認され、このことは特に学校内において福祉用具についての情報を得る機会や、情報を交換する機会を自主的・積極的に設定することが、今後における福祉用具の有効的な利用意向の増大につながると推察された。さらに、教員が抱く今後の要望に関しては、教育委員会が主催する研修会や校内での研修会があげられ、今後は、教員を対象とした福祉用具に関する内外の研修会を増やすことが、教員の福祉用具についての認知度を向上させ、さらに学校内において保護者や児童・生徒とともに福祉用具に関する様々な情報を共有することの可能性を推察させる。

2) 小学校の教員のモニター調査から

平成21年度に実施した家庭でのモニター調査により、保護者の判断だけでは、利用者の課題設定及び生活支援機器のマッチングや使い続けるための手立てや目標の切替えが難しく、生活支援機器を使いこなし使い続けるための課題がわかった。その一方で、保護者を対象としたアンケート調査によって、使っている支援機器の情報は学校や療育機関によることがほとんどであり、家庭で生活支援機器を利用するかどうかは学校からの情報によるところが大きいことがわかっている。

そこで、学校という集団で、かつ指導者の介入がある場での使用で生活支援機器の効果を確認できるのではないかと想定してモニター調査を実施し、次のことを明らかにした。

① 仮説どおり、「教室内の他の子へのひろがり」、次いで「学校から家庭」へと「利用者」や「使用場面」のひろがり、さらに「使い方」のひろがりが見られた。

たとえば、

- ・ モニターしたいくつかのクラスでは機器を使う子の姿を見た他の子が自分達も使い始めたり、自分達は生活支援機器がなくても大丈夫と頑張ったり、生活支援機器に興味を持ったり、教室内の他の子へもひろがりを見せた。
- ・ あのね♪DSの使用において、写真に撮ることでクラスの友達の名前が認識できたり、会話補助機能を使ってクラスの友達と一緒にゲームができるようになった。
- ・ 学校で使って効果があったことに家庭が目向け、あるいは学校から家庭に連携を求めて、生活支援機器の使用、購入を検討し始めた。
- ・ 先生が家庭での課題のために、家庭と連携を取りながら生活支援機器の使用を進めた。
- ・ DSやiPodなどの多機能の機器を使用したモニタリングでは、装置にセットされた複数

の機能を目的に応じて使いこなせた。

- ・ タイムタイマーでの学習からアナログ時計の利用へと発展したり、あのね♪DS の使用がきっかけになり交換日記が始まった。

- ② 多数の児童生徒が学ぶ学校では、DS や iPod、タイムタイマーウォッチのように「見た目のカッコよさ」に引かれて使うようになった例が見られた。

（３）知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器に関する意向

１）生活支援機器に関する本人のアンケート調査から

平成 21 年度の保護者の意向調査及び前述の（２）の教員等調査と同じ内容の質問で、本人の意向調査を実施した。昨年度までの調査では保護者の意向調査が基本となっていたため、本年度調査は本人の意向を押さえておくことを主眼とした。調査対象が高機能系の人を対象としたため、平成 21 年度の保護者調査及び（２）の教員等調査と類似性が高い結果が得られたところがある一方で、一致していない結果も得られている。

前者の例（類似性が高い）として、次があげられる

- ・ いずれの支援機器も、使っている人は、必要な生活支援機器として毎日使用している人が過半を占めた。
- ・ タイマー類とイヤール・マフ類は、「家庭」と「学校など日中通っているところ」で使用されているが、パーテーションは「学校」で、VOCA類は「家庭」で使われている。
- ・ タイマー類及びイヤール・マフ類を使用するきっかけも使いこなせるまで役に立ったことも、「親の意見」とした人が多数を占めた一方で、パーテーション類は「学校など日中通っているところの先生のアドバイス」、VOCA類は「ネット（ホームページやブログ）」が多い。
- ・ タイマー類、イヤール・マフ類、VOCA類では、生活支援機器を使える・使えないと判断した判断したのが「自分である」とする人が圧倒的に多く、次いで「親」となった。しかし、パーテーションの判断者は、「自分」もしくは「日中通っているところの先生」であった。
- ・ いずれの生活支援機器も、ほとんどの人が「1カ月未満で使えた」としている。
- ・ 一度利用していたが今は使っていない人の場合、止めた理由として「使う必要がなくなった」とする人が多く、次いで「飽きた」となった。しかし、パーテーションの場合は、「学校や療育の場でしか使えなかった」と「その他（学校を変ったので）」が止めた理由となっている。

後者の例（一致しない）としては、次などが特徴的な例である。

- ・ 本人調査において、「カード」、「携帯電話」、「タイマー類」、「イヤール・マフ類」、「パーテーション」及び「VOCA 類」を利用している人は、それぞれ、20%、91%、68%、28%、13% 及び 12%となった。「カード」の利用が少なく「携帯電話」の利用が多いところが特徴的である。

表総括-2 に、平成 21 年度に実施した「保護者に聞いた子どもがよく使う支援機器」、本年度実施の教員等に聞いた「学校等で児童生徒がよく使う支援機器」、さらに「当事者本人に聞いたよく使う支援機器」の結果をまとめた。

なお、統計的には、対象とした地域は一緒であるものの調査年度及び対象者に直接の関連はなく、また本人調査の対象は、知的障害の伴わない、あるいは軽度の方がほとんどである。

表総括-2 よく使うと支持された生活支援機器の種類

支援機器	家庭（保護者） （平成 21 年度調査）	学校等（教員・指導員） （平成 22 年度調査）	本人 （平成 22 年度調査）
絵カード や文字カ ード	1. 自分の手作り 90% 2. PIC 4% 3. Uシンボルシール 3% 4. PECSの絵カード 1%	1. 教員等の手作り 39% 2. 写真カード 36% 3. 市販の絵カード 12% 4. 文字カード 10% 5. 保護者の手作り 2%	1. 親や先生の手作り 33% 2. 市販の絵カード 27% 3. 自分の手作り 20% 4. 写真カード 7% 5. 文字カード 7%
携帯電話	1. 電話機能 88% 2. カメラ機能 67% 3. メール機能 65% 4. 時計機能 47% 5. アラーム機能 37% 6. ゲーム機能 34% 7. 音楽機能 33% 8. 計算機機能 28% 9. ムービー機能 25% 10. 位置機能 23%	1. 電話機能 69% 2. メール機能 43% 3. カメラ機能 25% 4. アラーム機能 18% 5. 位置情報機能 17% 6. 計算機機能 16% 7. 時計機能 12% 8. 音楽再生機能 10% 9. ゲーム機能 9% 10. スケジュール機能 8%	1. 電話機能 95% 2. メール機能 86% 3. カメラ機能 78% 4. 時計機能 73% 5. アラーム機能 51% 6. ゲーム機能 45% 7. 計算機機能 45% 8. 音楽再生機能 39% 9. ムービー機能 34% 10. ウェブ機能 29% 11. メモ機能 25%
時間を管 理する支 援機器	1. キッチンタイマー 71% 2. タイムタイマー 19%	1. キッチンタイマー 50% 2. タイムタイマー 44% 3. 腕時計 4% 4. 携帯電話 0.4%	1. 携帯電話 33% 2. キッチンタイマー 28% 3. 腕時計 23% 4. タイムタイマー 10%
不快な音 を遮断す る支援機 器	1. イヤー・マフ 44% 2. 耳せん 21% 3. 携帯用ヘッドホンステ レオ 5% 4. ヘッドホン 12% 5. ノイズキャンセラー機 能付きヘッドホン 3%	1. イヤー・マフ 61% 2. 耳せん 27% 3. ヘッドホン 8% 4. 携帯用ヘッドホンステ レオ 1%	1. 耳せん 40% 2. イヤー・マフ 25% 3. ヘッドホン 20% 4. ノイズキャンセラー機 能付きヘッドホン 5% 5. 携帯用ヘッドホンステ レオ 5%
パーテー ション	1. 120cm程度 50% 2. 180cm以上 25% 3. 60cm以下 20%	1. 120cm 程度 61% 2. 180cm 以上 27% 3. 60cm 以下 9%	1. 120cm 程度 46% 2. 180cm 以上 36% 3. 60cm 以下 18%
会話やコ ミュニケ ーション を支援の 電子機器	1. あのねJDS 20% 2. トークアシスト 20% 3. トーキングエイド 20%	1. VOCA 20% 2. パソコン、ゲーム機等 のチャット機能 8% 3. あのねJDS 3% 4. トークアシスト 2%	1. パソコンやゲーム機の チャット機能 90% 2. あのねJDS 10%

（注）携帯電話のみ「複数回答可」であり、その他の支援機器は「最もよく使うもの」

2) 携帯タイプの生活支援機器の開発に関して

知的障害者や発達障害者のための携帯型の生活支援用具の将来的な発展形として携帯電話を想定し、これを3種類の異なる材料（金属、プラスチック、木材）で外装した場合に、各製品に対して自閉症のある方本人および保護者が抱くイメージや嗜好性について、セマンティック・ディファレンシャル（SD）法に基づく質問紙調査により評価した。各種材料を外装として用いた携帯電話に対して保護者が抱くイメージは、「なごみ・安心感」、「重厚感・耐久性」、「美装・メンテナンス性」の3因子、自閉症のある方本人が抱くイメージは「高級感」、「デザイン性」、「堅牢性」の3因子からなることを明らかにした。

保護者を対象とした調査では、携帯電話に対して好意度を抱く外装イメージと購買意図を抱く外装イメージには大きな違いがなかったが、自閉症のある方本人の調査で類似性があるものの、必ずしも一致しないことを明らかにした。特に外装材料がプラスチックの場合、その傾向が大きかった。ただし、保護者と自閉症のある方本人とのこのような違いが、世代の違いによるものなのか、障害の有無に関係するものなのかは、幼若年の健常者に対する調査を行っていないため、本調査結果からは明らかにできない。

（4）提案

1) 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器

知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器について、品目ごとの開発及び支給のあり方を表総括-3に提案する。

表総括-3 生活支援機器を必要性和利用度に応じて類型化

グループ	品 目	開発及び給付
I. 利用者は多く、必要性も極めて高いグループ	エアコン、電気掃除機、電子レンジ、全自動洗濯機、片付けの小分け整理棚・ロッカー	ユニバーサルデザインとして開発
II. 利用者は多くはないが、一定の人が利用し、必要性は高いグループ	加湿器、デジタルカメラ付き携帯電話、ソファ、電気ポット、空気清浄器	ユニバーサルデザインとして開発
	スケジュールボード、絵カード	マニュアルなど指導書があれば家族で作成可能
III. 利用者は少ないが、必要性は極めて高いグループ	火災報知機、位置情報（防犯ブザー）機能付き携帯電話、様々な作業マニュアル、自動消火器	日常生活用具として給付
IV. 利用者は少ないが、必要性が高いグループ	発達障害を補う理解補助、学習・就労支援、コミュニケーション支援のための福祉用具	日常生活用具として給付
V. 利用者は少なく、必要性もそれほど高くないグループ	生活支援用具（ADL、IADL）	ユニバーサルデザインして開発

2) 国の対応

知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を給付対象とする市区町村が全国的に広がるためには、次のシステムの構築が求められる。

- ① 日常生活用具の項目について支給基準に関わるガイドラインの策定
- ② 用具の見極めも含めた、専門性を確保し、継続的な支援ができ、市区町村の規模や条件に合わせた給付システムの確立
- ③ その具体的なイメージとして、「総合相談の窓口」、「専門性をもったアセスメント機関」、「利用者が利用する施設、社会参加の場、地域、家庭での課題を調整する場」の確立
- ④ フィッティング、試用（お試し）、用具の給付、アフターフォローに至るまでのトータルな給付システムの構築
- ⑤ 市場形成のために、ユーザー、中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）に対しての情報提供及び教示
- ⑥ 特に、小中学校の管理者や通常学級の担任への理解啓発
- ⑦ レンタル制度やお試しができる試用期間制度の構築
- ⑧ 補装具制度への統合を含めた財源の確保
- ⑨ この分野の用具開発に関わる積極的な助成制度を構築し、そこに、ユーザー、中間ユーザーの参加が可能となるような開発環境の構築
- ⑩ 教員の移動や進級等により支援（の仕方）が途切れないようにすること
- ⑪ 学校、地域、家庭、施設、職場まで一貫した支援が可能となるシステムの構築

3) 生活支援機器の開発及び普及

生活支援機器の開発及び普及にあたって次の対応が必要である。

- ① 「時間やことばの理解を助けるもの」、「気持ちなどを伝えるコミュニケーションを助けるもの」について便利な支援機器の開発が必要
- ② 療育過程や育っていく過程の時期にこそ生活支援機器の利用は必要であり、特にこの時期の療育を対象とした機器の開発
- ③ 形状は、「携帯タイプ」の重視
- ④ 使うときはまずは何らかの財政措置を伴った「お試し期間」の設定
- ⑤ スケジュールカードなどについては、お母さん方が工夫できるようにシンボルなどの共通した材料の開発や、手作りするための手引き書などの整備
- ⑥ 使用する際は、最初のアセスメントから使用中のアドバイスまで、専門家の介入が必要
- ⑦ フィッティング、試用（お試し）、用具の給付、アフターフォローに至るまでのトータルな給付システムの構築
- ⑧ ユーザー、中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）に対して知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器に関する情報の提供、教示をするとともに、連携が図れるシステムの構築
- ⑨ メーカーの広報の充実
- ⑩ この分野の用具開発に関わる積極的な助成制度を構築し、そこに、ユーザー、中間ユーザーの参加が可能となるような開発環境の構築

4) 子どもの支援機器（おもちゃ）の現状

「福祉用具」という言葉は、狭義では介護保険法や身体障害者福祉法のような何らかの制度で規定された福祉用具のことを指すが、広義では日常生活全般に関わる様々な機器・用具も含まれる。この三年間の調査を実施している中で、子どもにとっては「おもちゃ」も重要な生活支援機器の一つになりうるのではないかと想定される事例によく出会った。

そこで、おもちゃを単なる遊び道具として見るのではなく、自己の意思表示ツールや他者とのコミュニケーションツール、日常生活を支障なく営むための支援機器としてとらえて、本書では障害児向けおもちゃ（玩具）の現状について聞き取りを中心に報告した。さらなる調査と解析が必要である。

（自閉症サポートセンター 松井 宏昭）

第2章 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の給付の実態

2. 1 全国市区町村調査（アンケート調査）

1. 研究目的

知的障害及び発達障害のある人の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するため、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、さらに環境整備のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で有効に取り入れられている福祉用具が増えてきている。

一方、障害者自立支援法の施行により、福祉用具（以下、「生活支援機器」と言う。）を給付する日常生活用具給付事業は、身体障害者だけでなく知的障害や精神障害のある人をも対象とする市町村事業として位置づけられたことから、生活支援機器の利用の推進は市区町村の取組みに委ねられることになったと言える。

そこで、本研究は、障害者自立支援法の施行後、知的障害及び発達障害のある人を対象として日常生活用具の給付に取り組む市区町村の実態を調査して、真に日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進する用具を提案し、開発から給付までの支援のあり方を提言することを目的とした。

本項では、全国の全市区町村を対象に、知的障害及び発達障害のある人への日常生活用具給付の実績と、市区町村の取組み、給付に関する問題点・課題を自記式質問紙調査法（郵送）により調査した結果を報告する。これは、平成20年度¹⁾に千葉県を対象に実施した調査の全国バージョンに該当し、全国的な傾向を明らかにするものである。

2. これまでの調査¹⁻²⁾

最初に、平成20年度に調査した「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」¹⁾を概括する。

（1）厚生労働省告示の日常生活用具

平成20年度障害者保健福祉推進事業「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」によって、国の定める給付等事業の対象となる「厚生労働省告示の用具」6種目に沿って想定される知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を細分類した結果を、表2-1-1に示す。

表2-1-1 厚労省告示に基づき、知的障害者及び発達障害者のための生活支援機器の分類

日常生活用具		機能による細分類
厚労省告示	主な対象品目	
1. 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及	・ 特殊寝台（電動・ギャッジアップ） ・ 特殊マット（褥瘡予防） ・ 特殊尿器（自動集尿のものなど） ・ 入浴担架 ・ 体位変換器 ・ 移動用リフト	1. 生活訓練支援用具・介護支援用具

び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの	訓練いす(児のみ) ・ 訓練用ベット(児のみ)	
2. 自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの	・ 入浴補助用具（浴室内・手すり、バスボード、すのこ、シャワーチェア等） ・ 便器 ・ T字状・棒状のつえ ・ 移動・移乗支援用具（手すり、スロープ、式台等） ・ 頭部保護帽 ・ 特殊便器（洗浄便座一足で操作できるなどのもの） ・ 火災報知機 ・ 自動消火器 ・ 歩行時間延長信号機用小型送信機 ・ 聴覚障害者用屋内信号装置	1. 生活支援(ADL)用具 ・ 食事動作を支援する用具 ・ 歯磨き、洗顔、整髪等の整容動作を支援する用具 ・ 更衣動作支援用具 ・ 排泄動作自立支援用具 ・ 移動動作支援用具 ・ 火災発生の感知・避難を支援する用具 ・ 頭部安全保護具 2. 生活支援(IADL)用具 ・ 調理関連の動作を支援する用具 ・ 買い物及び金銭自己管理関連の動作を支援する用具 ・ 洗濯・掃除・片付け関連の動作を支援する用具 ・ 服薬管理関連の動作を支援する用具 ・ 乗り物利用関連支援用具 3. 理解補助用具 ・ 位置情報を支援する用具 ・ 時間認識を補助する用具 ・ スケジュールや手順の理解を補助する用具 ・ お金の認識補助用具 ・ 数量の認識を補助する用具 4. 学習や就労を支援する用具 5. 自立生活のための環境づくりや刺激を調整するための用具 ・ 視覚の刺激や情報量を調整する用具 ・ 音の刺激や情報量を調整する用具 ・ その他の環境づくりや刺激の情報量を調整する用具 6. 位置情報支援用具
3. 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの	・ 透析液加温器 ・ ネブライザー(吸引器) ・ 電気式たん吸引器 ・ 酸素ボンベ運搬車 ・ 盲人用体温計(音声式) ・ 盲人用体重計	1. 在宅療養等支援用具 ・ 薬関係で ・ 環境・刺激関係で
4. 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用す	・ 情報・通信支援用具(携帯用会話補助装置 -VOCA等) ・ 点字ディスプレイ ・ 点字器 ・ 点字タイプライター ・ 視覚障害者用ポータブルレコーダー ・ 視覚障害者用活字文書読上げ装置	1. コミュニケーション支援用具 ・ 意思表示・相手に理解してもらう

ることができるものであつて、実用性のあるもの	・ 視覚障害者用拡大読書器 ・ 盲人用時計 ・ 聴覚障害者用通信装置 ・ 聴覚障害者用情報受信装置 ・ 人工喉頭	
5. 排泄管理支援用具 ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであつて、実用性のあるもの	・ ストーマ装具(蓄便袋・蓄尿袋) 紙おむつ ・ 収尿器	1. 排泄管理支援用具(自立用を除く)
6. 居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であつて、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	・ 介護保険住宅改修と同等(20万円) ・ 堺市では独自の住宅「改修」の制度有り、対象は知的障害の人も含む	1. 住宅改造 「安全」、わかりやすい、使いやすい空間、環境づくり 介護負担軽減も
7. その他 上記にあてはまらないもの		1. 教材や遊具・おもちゃ 2. 趣味・余暇活動

(2) 平成20年度調査から得られた知見(利用度及び必要性から生活支援機器の分類)

下記に、平成20年度の調査研究によって知られた結果を示す。

知的障害者、精神障害者、発達障害者別に全ての品目について、その利用度と必要性の関係をプロットした(図 2-1-1 ～ 2-1-3)。発達障害者は、他の障害と比べて生活支援機器をより必要とする傾向が有意で示された。利用度については、「知らない」を0点、「使っていない」を1点、「あまり使っていない」を2点、「どちらともいえない」を3点、「やや使っている」を4点、「よく使っている」を5点とする順序尺度、必要性については、「全く必要ない」を1点、「あまり必要ない」を2点、「どちらともいえない」を3点、「やや必要である」を4点、「非常に必要である」を5点とする順序尺度で求めた。

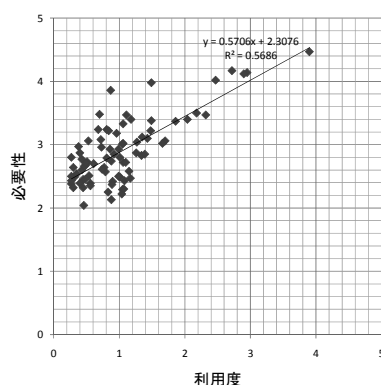


図2-1-1 知的障害者

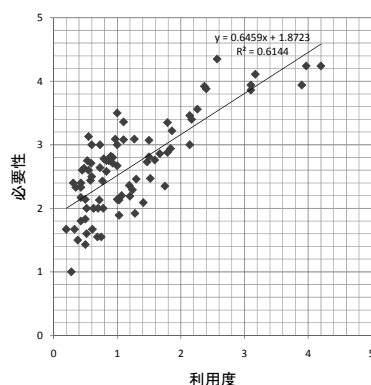


図2-1-2 精神障害者

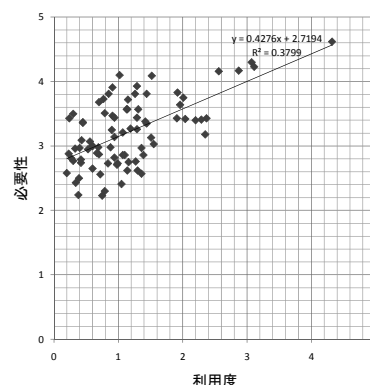


図2-1-3 発達障害者

そこで、発達障害を対象に、利用度及び必要性の関係を類型化し、次の五つのグループに分類した（図2-1-4）。

- I. 利用者は多く、必要性も極めて高いグループ（A、B）
- II. 利用者は多くはないが一定の人が利用し、必要性は高いグループ（C）
- III. 利用者は少ないが、必要性は極めて高いグループ（D）
- IV. 利用者は少ないが、必要性が高いグループ（E、F、Gの一部）
- V. 利用者は少なく、必要性もそれほど高くないグループ（G）

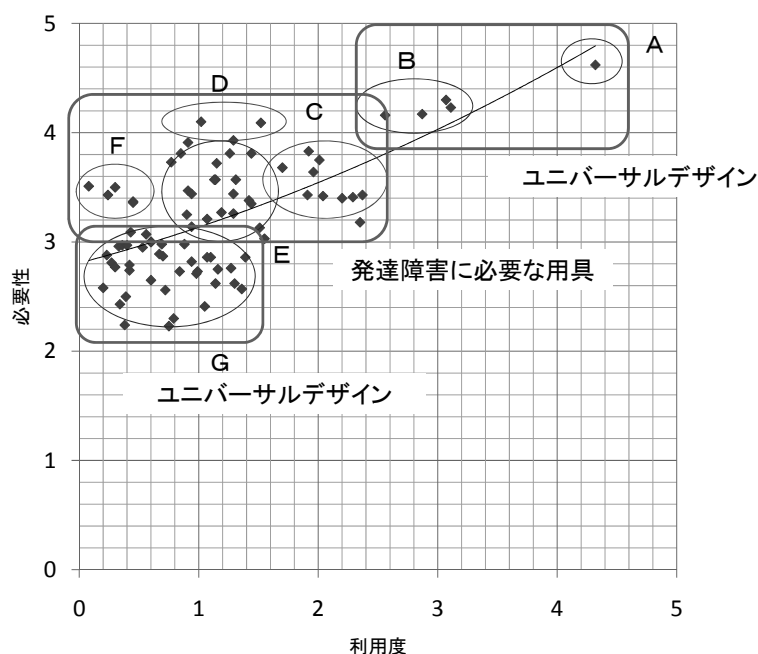


図2-1-4 発達障害のある人の生活支援機器

以下に、平成20年度の調査結果によって生活支援機器を利用度と必要性から類型化したグループを説明する（表2-1-2）。

表2-1-2 発達障害のある人のための生活支援機器

グループ	品 目	開発のあり方
I. 利用者は多く、必要性も極めて高いグループ	エアコン、電気掃除機、電子レンジ、全自動洗濯機、片付けの小分け整理棚・ロッカー	ユニバーサルデザインとして開発
II. 利用者は少なくなく、必要性は高いグループ	加湿器、デジタルカメラ（付き携帯電話、ソファ、電気ポット、空気清浄器、携帯電話	ユニバーサルデザインとして開発
	スケジュールボード、絵カード	マニュアルなど指導書があれば家族で作成可能

III. 利用者は少ないが、必要性は極めて高いグループ	火災報知機、位置情報（防犯ブザー）機能付き携帯電話、様々な作業マニュアル、自動消火器	日常生活用具として給付
IV. 利用者は少ないが、必要性が高いグループ	発達障害を補う理解補助、学習・就労支援、コミュニケーション支援のための生活支援機器	日常生活用具として給付
V. 利用者は少なく、必要性もそれほど高くないグループ	生活支援用具（ADL、IADL）	ユニバーサルデザインして開発

I. 利用者は多く、必要性も極めて高いグループ（A、B）

A及びBのグループの生活支援機器はよく使われており、その必要性は極めて高い。障害があってもなくても誰しもが生活をする上で必要な、いわば共用品という位置づけにあると考えられる。ユニバーサルデザインとしての開発が求められる（表2-1-3）。

表2-1-3 利用度及び必要性からみた発達障害者の生活支援機器のグルーピング（1）

グループ	品目	利用度	必要性
A	エアコン	4.32	4.62
B	電気掃除機(操作がシンプルなもの)	2-11	4.23
B	電子レンジ（シンプルな操作のもの）	3.07	4.30
B	全自動洗濯機（シンプルな機能）	2.87	4.17
B	片付けの小分け整理棚・ロッカー	2.56	4.16

II. 利用者は多くはないが一定の人が利用し、必要性は高いグループ（C）

Cグループには、2種類のグループが混在している。

一つは、「加湿器」、「デジタルカメラ（付き携帯電話）」、「ソファ」、「電気ポット」、「空気清浄器」、「携帯電話」であり、IのA、Bとも共通しており、障害に関わらず使われているものであり、その必要性も高く、ユニバーサルデザインとしての開発が求められる。

一方で、「スケジュールボード」、「絵カード」は、恐らく障害児のご家族が工夫して手作りで使っておられるものであり、発達障害児の家族に広く利用され、かつその必要性が一般に認められていると考えられる。誰もが手作りで製作できる、わかりやすいマニュアルや指導書、さらに市販の製作材料が欲しいところである（表2-1-4）。

表2-1-4 利用度及び必要性からみた発達障害者の生活支援機器のグルーピング（2）

グループ	品目	利用度	必要性
C	加湿器	2.37	3.43
C	デジタルカメラ（付き携帯電話）	2.35	2-18
C	リラックス感のあるソファ	2.29	3.41
C	電気ポット	2.20	3.40
C	空気清浄器	2.04	3.42
C	スケジュールボード	2.01	3.75

C	絵カード	1.96	3.64
C	日や曜日の表示がわかりやすく工夫されたカレンダー	1.92	3.83
C	携帯電話、パソコンメール機能	1.91	3.43
C	「P E C S」の絵カード	1.70	3.68

Ⅲ．利用者は少ないが、必要性は極めて高いグループ（D）

Dグループは、「火災報知機」、「位置情報（防犯ブザー）機能付き携帯電話」、「様々な作業マニュアル」、「自動消火器」であり、利用者は少ないが、必要性が極めて高い生活支援機器であり、いずれも生命の安全に関するものであり、重要な生活支援機器と考えられ、日常生活用具としての給付が必要である（表 2-1-5）。

表2-1-5 利用度及び必要性からみた発達障害者の生活支援機器のグルーピング（3）

グループ	品目	利用度	必要性
D	火災報知機	1.52	4.09
D	位置情報（防犯ブザー）機能付き携帯電話	1.26	3.81
D	様々な作業マニュアル	1.02	4.10
D	自動消火器	0.91	3.91

Ⅳ．利用者は少ないが、必要性が高いグループ（E、F）

このグループは、発達障害の障害を補う理解補助、学習・就労支援、コミュニケーション支援のための生活支援機器が該当する。Cグループとの違いは、電子機器などハイテクによるものもあり、家族が簡単に工夫して製作することは難しく、制作にあたり専門的な知識や技術を要するものが占める。日常生活用具の定義である、(1) 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、(2) 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの、(3) 製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するものに、まさしく合致するものである。

利用者は少なくても、その必要性は高く評価されることから、日常生活用具として位置づける必要がある（表2-1-6 & 2-1-7）。

表2-1-6 利用度及び必要性からみた発達障害者の生活支援機器のグルーピング（4）

グループ	品目	利用度	必要性
E	医療等の受診サポートブック	1.44	3.81
E	携帯電話アラーム、お知らせ機能	1.44	3.35
E	パーティーション（ついたて）	1.42	3.38
E	理解や支援を求めるためのワッペン、ペンダント	1.31	3.57
E	コミュニケーション学習用カード	1.29	3.93
E	服薬管理ができる薬入れ	1.29	3.26
E	「わたしの日課」、「マイ時間割」	1.29	3.44
E	電磁調理器	1.19	3.27
E	言葉の学習教材	1.15	3.72

E	「タイムタイマー」	1.14	3.57
E	コミュニケーションボード	1.13	3.57
E	電子辞書（手書き入力できるもの）	1.07	3.21
E	時間と時刻の学習教材	0.91	3.47
E	持ちやすく、利き腕に配慮したハサミ	0.94	2-14
E	コミュニケーションブック	0.94	3.44
E	お金の種類や金額で小分けできる財布	0.90	3.25
E	S S T（生活技能訓練）学習用カード	0.85	3.81
E	視覚支援等シンボル（「PIC」、「PCS」等）	0.77	3.73
E	場面に合わせた声の大きさを知るための音声測定器	0.24	3.43

表2-1-7 利用度及び必要性からみた発達障害者の生活支援機器のグルーピング（5）

グループ	品目	利用度	必要性
F	「タイムログ」	0.45	3.37
F	V O C A（音声出力コミュニケーションエイド）	0.45	3.36
F	P D A利用の携帯用会話補助装置（「あのね」、「トークアシスト」等）	0.30	3.50
F	「ココセコム」	0.08	3.51

さらに、必要性が比較的に低く回答されたGグループに位置するものの、保護者の座談会や、事前調査でリストアップされた生活支援機器は、このグループとして位置付けた（G'）（表2-1-8）。

表2-1-8 利用度及び必要性からみた発達障害者の生活支援機器のグルーピング（6）

グループ	品目	利用度	必要性
G'	頭部保護帽	0.99	2.73
G'	イヤーマフ	0.69	2.98
G'	ノイズキャンセラー機能付きヘッドホン	0.67	2.89
G'	スケジュール管理パソコンソフト	0.60	2.65
G'	パソコン支援ソフト（行の強調、読み上げ等）	0.43	3.09
G'	「トーキングエイド」	0.40	2.97
G'	「クウォーターアワーウォッチ」	0.30	2.77
G'	スヌーズレン	0.23	2.88
G'	D A I S Y（アクセシブルな情報システム）	0.20	2.58

V．利用者は少なく、必要性もそれほど高くないグループ（G）

Gグループは、生活を支援する用具を中心に、利用度は低く必要性もそれほど高くない生活支援機器が中心となる（G'を除く。）。開発においては、ユニバーサルデザインとしての開発が基本になると考える（表2-1-9）。

表2-1-9 利用度及び必要性からみた発達障害者の生活支援機器のグルーピング（7）

グループ	品目	利用度	必要性
G	F A X（画像付き電話機）	1.55	3.03
G	食器洗浄機	1.51	2-13
G	携帯用ヘッドホンステレオ（「iPod」等）	1.39	2.86

G	芳香器（アロマポット）	1.36	2.57
G	砂時計	1.30	2.62
G	その他のヘッドホン	1.27	2.76
G	耳栓	1.16	2.75
G	サングラス（メガネ、カラーコンタクト）	1.14	2.62
G	音波歯ブラシ等の電動の歯ブラシ	1.10	2.86
G	ボタンが大きく操作しやすい電卓	1.07	2.86
G	持ち手など工夫した使いやすいフォーク、スプーン	1.05	2.41
G	滑らない、持ちやすいなど食べやすく工夫された食器	0.98	2.71
G	高さ補助のための足台	0.94	2.82
G	洋式便座カバー(和式トイレを洋式に)	0.88	2.98
G	I C レコーダー等の電子機器	0.84	2.73
G	足温器	0.79	2.30
G	足浴器	0.75	2.23
G	持ちやすく工夫された歯ブラシ	0.72	2.56
G	座位保持補助具(椅子、クッション、足台)	0.70	2.87
G	「箸蔵君」、「楽々箸」等の補助箸	0.60	3.00
G	書きやすい小遣い帳	0.60	3.00
G	位置情報測定機能のある携帯用ゲーム機	0.56	3.07
G	鉛筆等の持ち位置が判る筆記具保持具	0.53	2.95
G	カットアウトや天板傾斜のテーブル	0.42	2.74
G	磁気ボード（簡易筆談器）	0.42	2.79
G	「圧迫感」のあるベスト	0.39	2.50
G	電動爪やすり	0.38	2.24
G	消臭器	0.36	2.97
G	特殊便器（洗浄便座に、大きいボタンのリモコン付き）	0.34	2.43
G	数取り器などのカウンター	0.33	2.96
G	ボタンを押せば紙が必要量出てくるペーパーホルダー	0.27	2.81

3. 本研究の調査方法

本年度の調査は、平成22年9月から10月に、全国1,727の市町村、東京都の23特別区の障害福祉担当を対象に知的障害者及び発達障害者に対する日常生活用具給付事業の実施状況について自記式質問紙調査法(郵送)により実施したものであり、1,099市区町村から回答を得た(回答率は62.8%(図2-1-5))。質問項目は、日常生活用具給付要綱制定の有無、知的障害及び発達障害のある人の対象となる日常生活用具の品目、知的障害及び発達障害のある人の日常生活用具給付の実績、市区町村の取組み、給付に関する問題点・課題の意見、制度への要望等からなる。

使用した調査票は、末尾の資料（第6章6. 2）に添付した。

解析の一部には、統計処理ソフト SPSS17.0J（エス・ピー・エス・エス(株)製）を用いた。

質問紙の後段で尋ねた特定の品目に対する設問に選定した品目は、①平成20年度調査で類型化したⅡ（マニュアルなど指導書があれば家族で作成可能）、Ⅲ及びⅣ、②平成20年度調査の先進市調査で、先進市が給付対象としていた品目、③平成20年度調査の企業調査で、企業から紹介のあった商品、④東京都自閉症会ホームページで紹介されている自閉症支援グッズ、⑤児童デイサービス事業所を調査し、推薦のあった品目、⑥平成20年度調査の座談会で推薦があったものの6

種類のリストに加えて、価格を考慮し総合的に判断して次の生活支援機器にしぼったものであり、平成 21 年度調査²⁾でも調査対象とした品目である（表 2-1-10）。

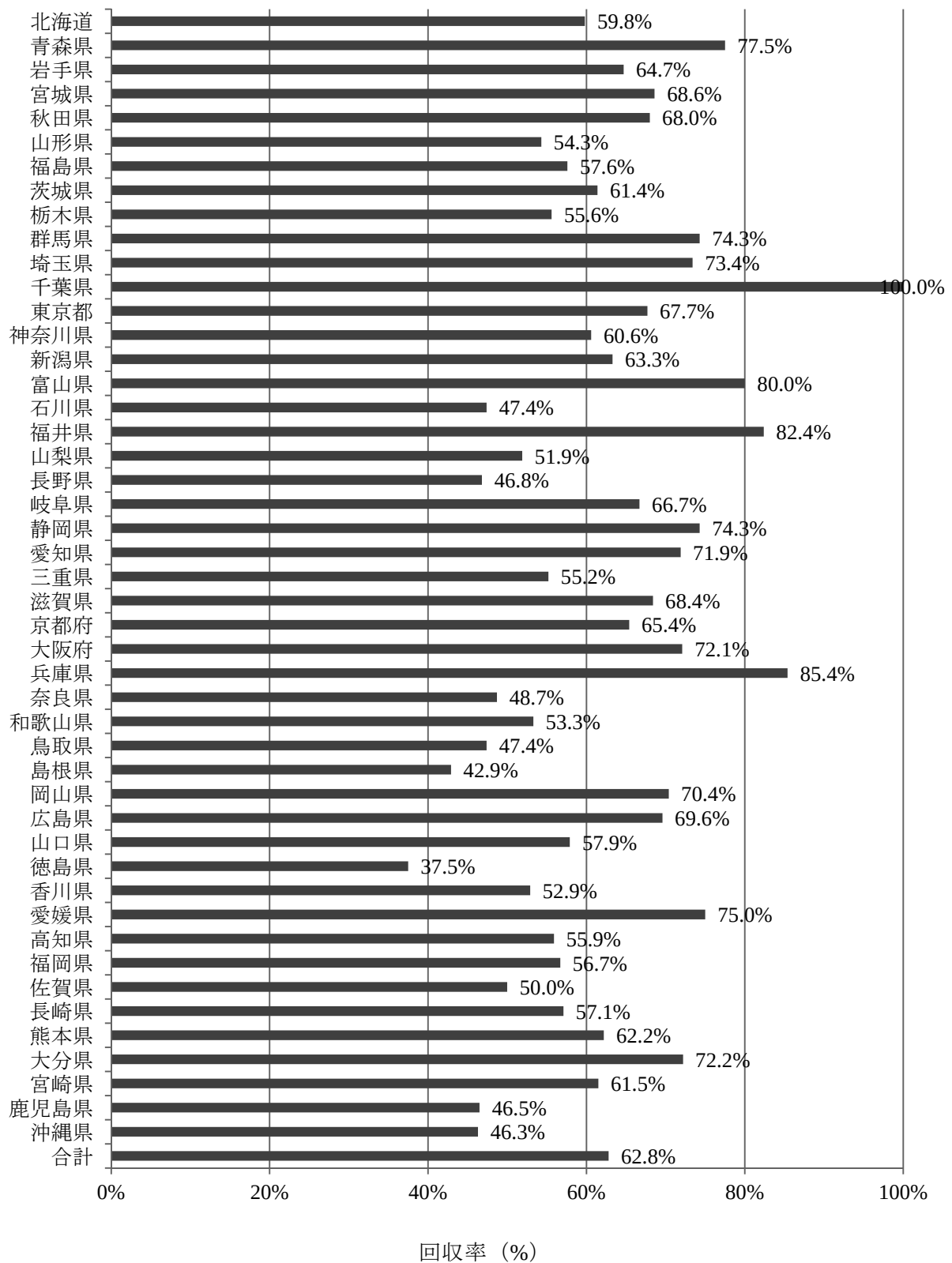


図 2-1-5 都道府県別、回答を得た市区町村数

表 2-1-10 調査対象とした生活支援機器のうち、主なもの

生活支援機器	平成 20 年度調査		メーカー
	利用度	必要性	
タイムタイマー	1.14	3.57	アクセス
U シンボルシール	-	-	コムフレンド
あのね♪DS	0.30	3.50	ニンテンドー、スリーテン
イヤーマフ	0.69	2.98	アクセス
パーテーション	1.42	2.62	生活工房
どこでもパーテーション	1.42	2.62	生活工房

なお、以降の項や章において、マニュアルなどの指導書があれば家族が作成可能な機器を代表して「シンボルマーク」、ユニバーサルデザインの用具としてなじむ機器を代表して「携帯電話」や「イヤーマフ」、「タイマー」、日常生活用具の給付対象としてなじむ機器を代表して「あのね♪DS」や「パーテーション」を調査における共通した生活支援機器の品目として扱うこととした。

4. 結果

(1) 市区町村の給付実態調査

知的障害者（児）及び発達障害者（児）を対象とする日常生活用具の給付要綱が制定されている市区町村は回答市区町村の 84%であった（図 2-1-6 及び表 2-1-12）。

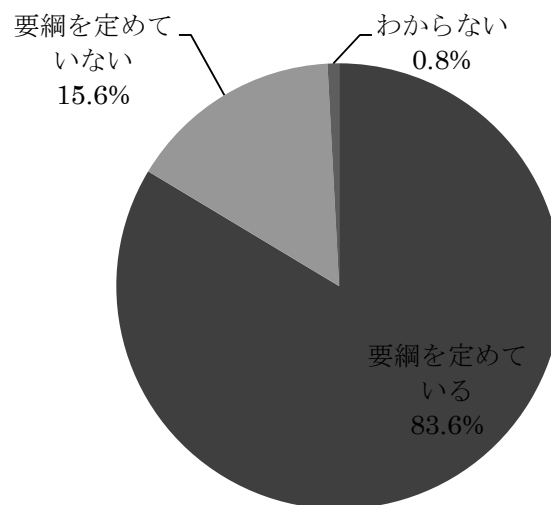


表 2-1-6 知的障害者（児）及び発達障害者（児）に対応する給付要綱を制定している市区町村 (n=1,080)

知的障害者（児）及び発達障害者（児）を対象とする日常生活用具の給付要綱に規定している給付品目は、「頭部保護帽」、「特殊便器」、「火災報知機」、「自動消火器」、「電磁調理器」といった障害者自立支援法施行以前から対象とされてきたものがほとんどであり、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど知的障害及び発達障害のある人に特有の支援機器を給付対象としている市区町村は少ない（表 2-1-11）。次項の 2.2 において詳述する。

表2-1-11 市区町村の要綱に定められた知的障害者（児）及び
発達障害者（児）を給付対象とする品目 (n=914)

品目	割合（％）	標準偏差
介護・訓練支援機器		
特殊マット	80.5%	.39622
訓練いす	19.2%	.39367
訓練用ベッド	19.4%	.39538
歩行支援器具	7.2%	.25898
運動機能訓練器具	1.8%	.13122
知育訓練器具	0.7%	.08080
視力補助具	3.4%	.18111
入浴担架	18.6%	.38932
移動用リフト	19.2%	.39367
食事支援器具	1.3%	.11389
自立生活支援用具		
頭部保護帽	95.7%	.20201
特殊便器	81.6%	.38737
火災報知機	86.6%	.34130
自動消火器	84.9%	.35807
入浴補助用具	19.9%	.39940
電磁調理器	78.4%	.41201
移動・移乗支援用具	18.1%	.38558
聴覚障害者用屋内信号装置	16.3%	.36942
在宅療養等支援用具		
ネブライザー	20.6%	.40443
電気式たん吸引器	20.7%	.40522
情報・意思疎通支援用具		
携帯用会話補助装置	21.2%	.40913
時計（タイマー）	9.2%	.28905
障害児訓練器具	1.0%	.09880
情報・通信支援用具	18.8%	.39107
排泄管理支援用具		
ストーマ用装具	19.9%	.39973
紙おむつ	32.3%	.46792
居宅生活動作補助用具		
住宅改修	21.7%	.41234

給付品目を決定する際に重視した点は、「障害者自立支援法の施行前から給付対象としている品目を給付対象としている」が73%と高く、次いで「近隣の市区町村との情報交換により判断し

ている」が44%となった一方で、「都道府県の助言により、給付の是非を判断している」や「市区町村内（行政のみ）で検討し、判断をしている」、「障害者団体や親の会などの意見を参考に市区町村内で検討し、判断している」といった都道府県の指導や自治体独自での判断を重視する回答は少ない（図 2-1-7）。

また、決定する際の問題点として回答の多い順番に、「前例がない品目の希望があり判断が難しい」50%、「適正な基準額を判断することが難しい」49%、「情報量の少ない品目の希望があり判断が難しい」34%となった。いずれも、給付品目を決定する際の判断材料の少なさの課題を訴えている（図 2-1-8）。

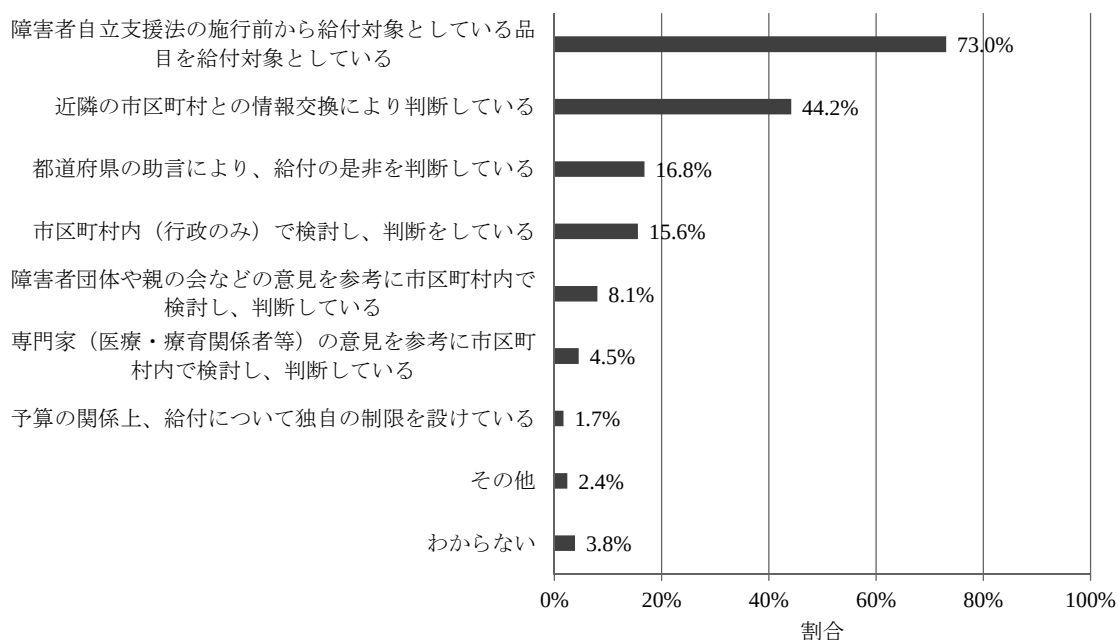


図2-1-7 給付品目を決定する際に重視した点 (n=994)（複数回答可）

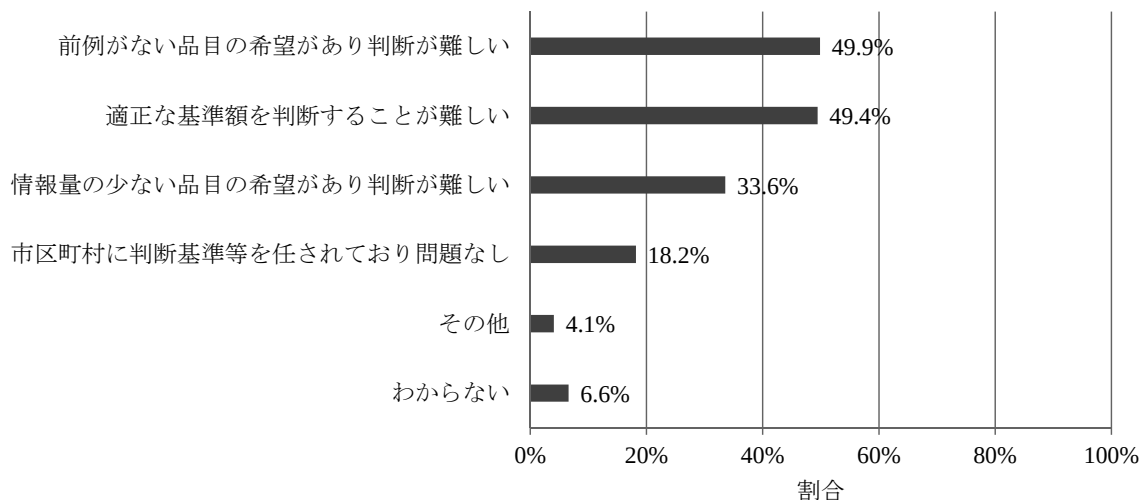


図2-1-8 給付品目を決定する際の問題点 (n=983)（複数回答可）

知的障害者（児）及び発達障害者（児）を対象とする給付要綱を定めた市区町村のうち、平成21年度に知的障害者（児）の日常生活用具の給付実績がある市区町村は全体の5割に満たない（図2-1-9、表2-1-13）。

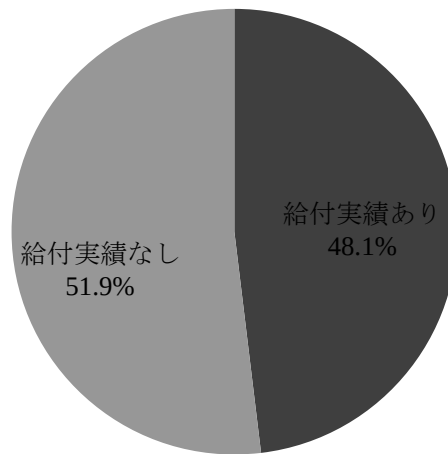


図2-1-9 知的障害者（児）及び発達障害者（児）を対象とする給付要綱を定めた市区町村のうち、平成21年度の知的障害者（児）に対する日常生活用具の給付実績（n=890）

（2）今後の日常生活用具給付事業のあり方について

次いで、今後の日常生活用具給付事業のあり方について尋ねた結果を示す（図2-1-10～2-1-17）。これら図のカテゴリー1から5は、「全く必要でない」、「あまり必要でない」、「どちらともいえない」、「やや必要である」、「非常に必要である」を示す。

「国等の日常生活用具の品目の支給基準に関するガイドラインの策定」については、「非常に必要である」及び「やや必要である」の支持が合わせて82%と非常に高く、かつ「全く必要でない」及び「あまり必要でない」とする回答がほとんど見られなかった（図2-1-10、表2-1-14）。市区町村の要望に応えた国の対応が求められる。

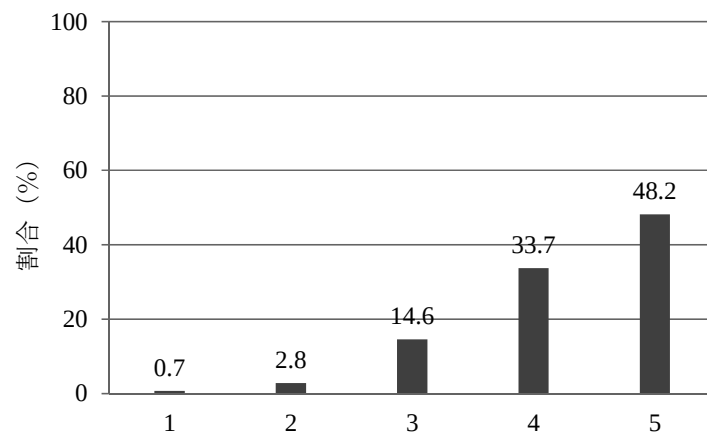


図 2-1-10 国等の日常生活用具の品目の支給基準に関するガイドラインの策定（n=1,090）

「ユーザー（利用者）や中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）への情報提供や理解啓発の充実」も同様に、「非常に必要である」及び「やや必要である」を支持した回答が8割を超え、かつ「全く必要でない」及び「あまり必要でない」とする回答が見られない（図2-1-11、表2-1-15）。まさに、充実した情報提供が求められる。

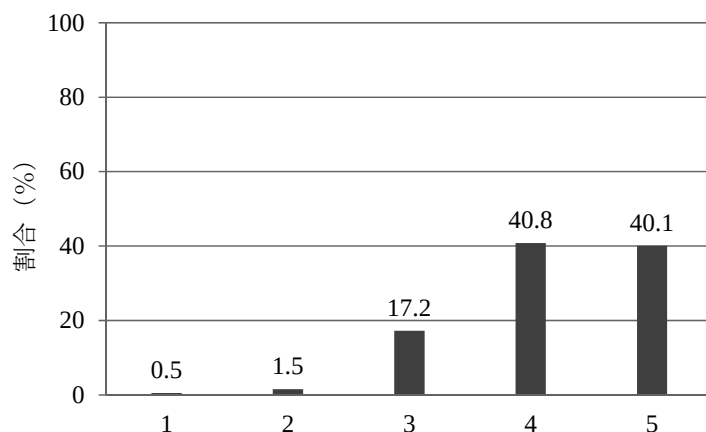


図 2-1-11 ユーザー（利用者）や中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）への情報提供や理解啓発の充実 (n=1,083)

「補装具費支給制度（自立支援給付）と日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業の一事業）の制度の統一的な取扱い」についても「非常に必要である」及び「やや必要である」が合わせて5割近くに達し（図 2-1-12、表 2-1-16）、そのほとんどが「補装具費支給制度（自立支援給付）」への統合を支持している（図 2-1-13、表 2-1-17）。

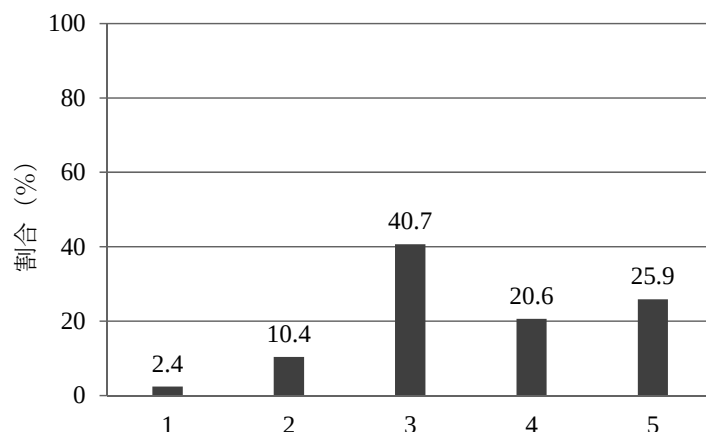


図 2-1-12 補装具費支給制度（自立支援給付）と日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業の一事業）の制度の統一的な取扱い (n=1,090)

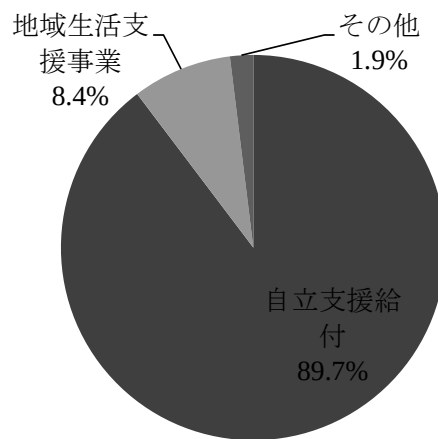


図 2-1-13 統一すべき制度 (n=514)

一方で、「日常生活用具給付等事業へのレンタル制度の導入」や「日常生活用具給付等事業への給付前の無償での「用具の試用期間」の措置」、「専門家による、用具の選定から最初のアセスメント、使用中のアドバイス等トータルなサービス費の別途措置」、「製作事業者に対する用具開発の助成制度の構築」については、いずれも「どちらでもない」の回答を中心に釣り鐘型の分布を示す（図2-1-14～2-1-17、表2-1-18～2-1-21）。つまり、「必要である」とする意見と「必要でない」とする意見がある一方で、多数が「どちらともいえない」としている。

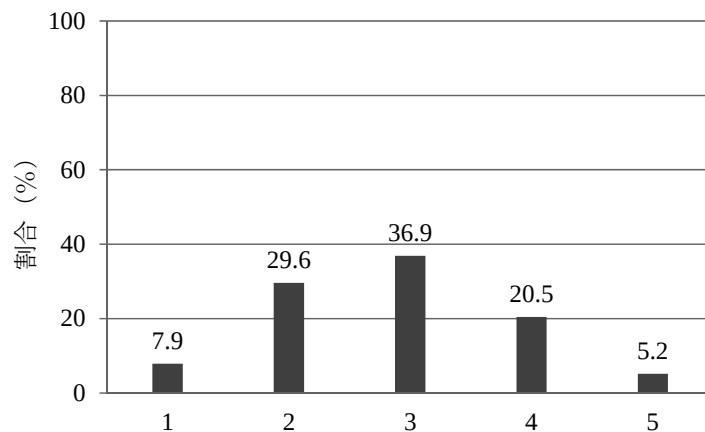


図 2-1-14 日常生活用具給付等事業へのレンタル制度の導入 (n=1,085)

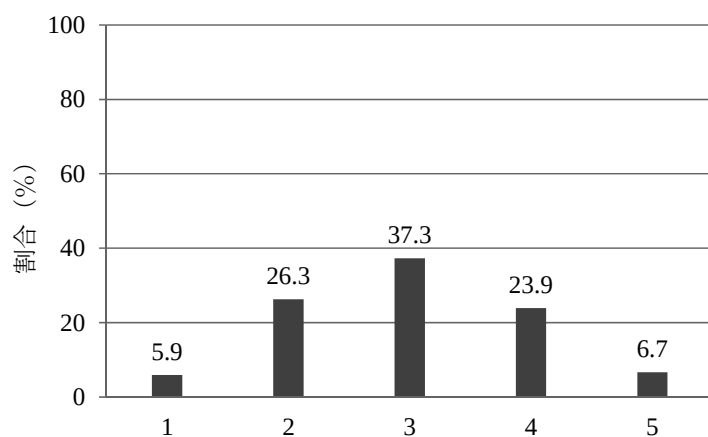


図 2-1-15 日常生活用具給付等事業への給付前の無償での「用具の試用期間」の措置 (n=1,089)

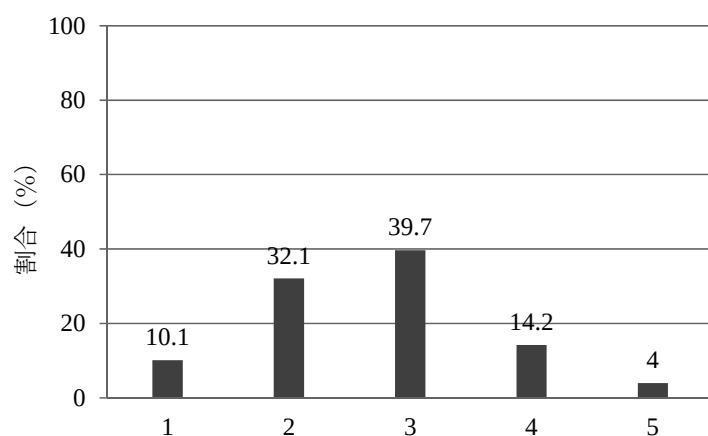


図 2-1-16 専門家による、用具の選定から最初のアセスメント、使用中のアドバイス等トータルなサービス費の別途措置 (n=1,084)

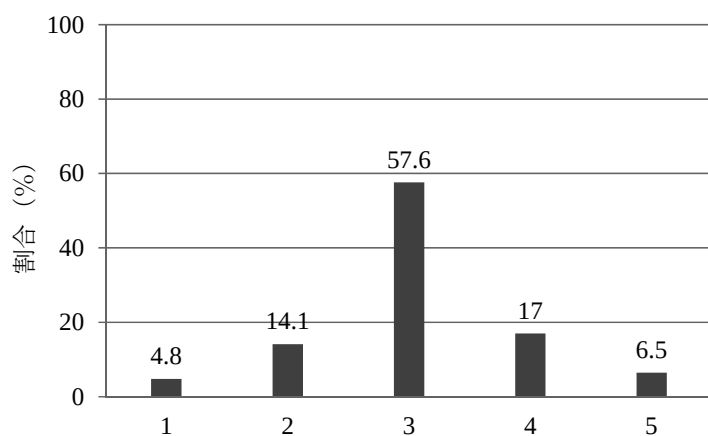


図 2-1-17 製作事業者に対する用具開発の助成制度の構築 (n=1,089)

給付決定に際して市区町村以外でふさわしい専門機関等として、回答の多かった順番から「医療機関」が88%、次いで「療育機関（児童デイサービス）」44%、「福祉用具メーカー」43%、「日中通っているところ」42%となった（図2-1-18）。

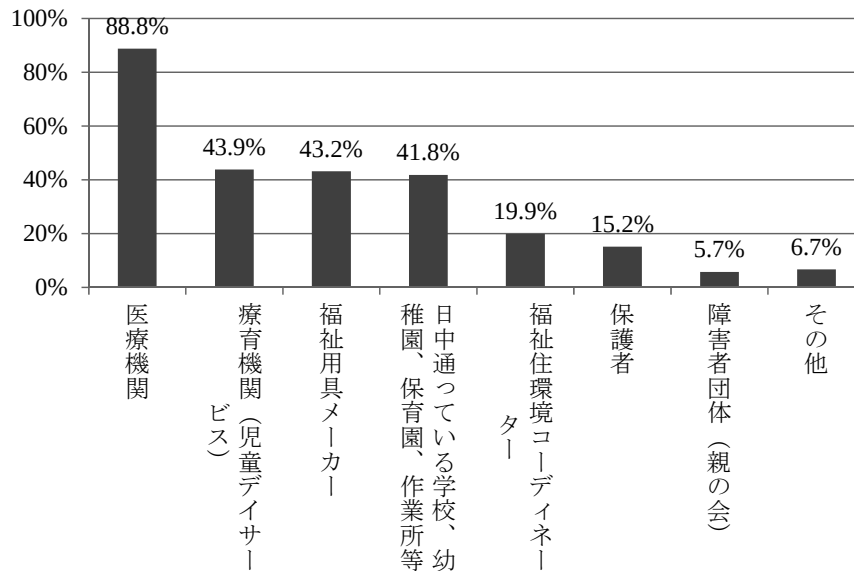


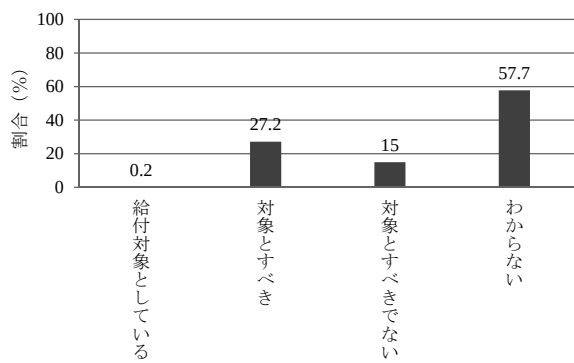
図2-1-18 給付決定に際して市区町村以外でふさわしい専門機関等 (n=1,080)（複数回答可）

（３）実際に知的障害及び発達障害のある人に使われている支援機器について

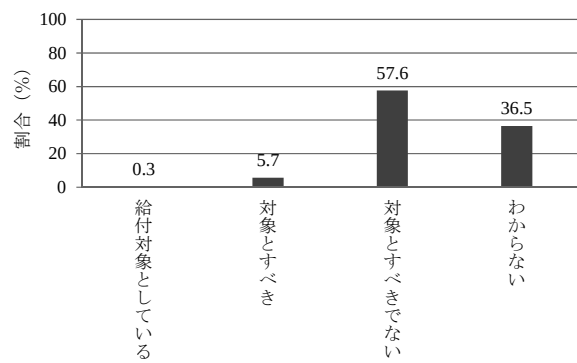
平成 20 年度調査及び平成 21 年度調査によって、知的障害及び発達障害のある人の福祉・生活支援機器として有効であることが知られた「絵カードなどに使用する市販のシンボル」、「携帯電話」、「ココセコムなど、位置情報確認システム」、「タイマーなど、時間管理をするもの」、「イヤーマフや耳栓など、不快な音を遮断するもの」、「環境調整のためのパーテーション」、「VOCA（会話補助装置）などのコミュニケーション支援電子機器」の 7 品目について、日常生活用具の給付対象とすべきかどうかを尋ねた結果を、図 2-1-19 及び表 2-1-22～2-1-28 に示す。

いずれも、「すでに給付対象としている」と答えた市区町村数は非常に少ないものの、対象とする市区町村が存在することに注目した。制度のあり方に関する質問と同様に「わからない」と答えた市区町村の多いことも特徴的である。

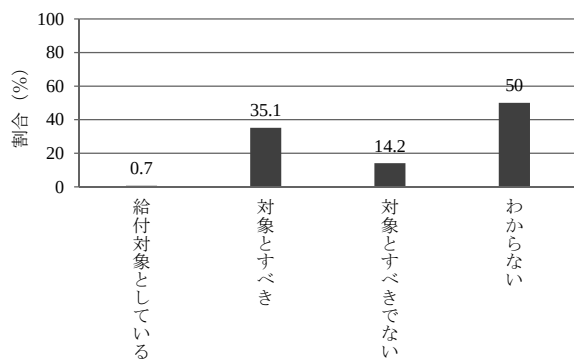
「給付対象とすべき」と答えのあった品目を支持の高かった順番に並べると、「コミュニケーション支援電子機器」42%、「ココセコム等位置情報システム」35%、「イヤーマフ等不快音の遮断機器」28%、「タイマー等時間管理機器」27%と続く。



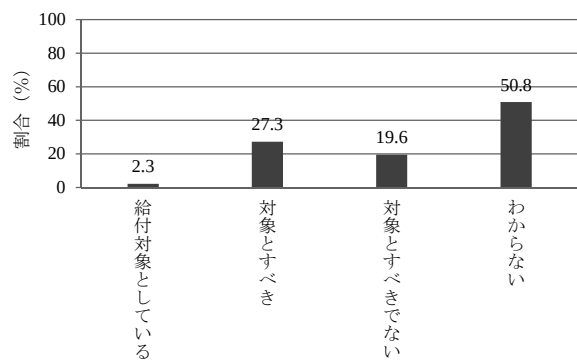
(a)



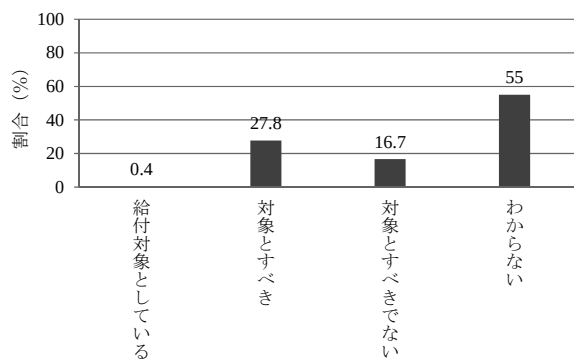
(b)



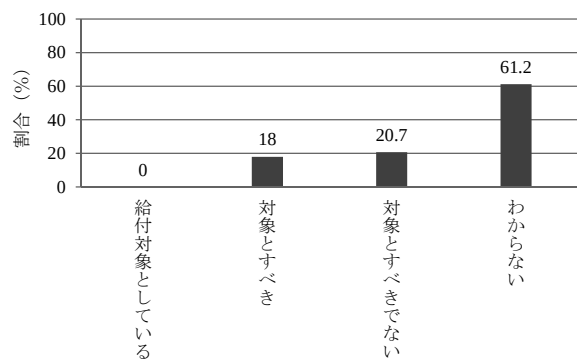
(c)



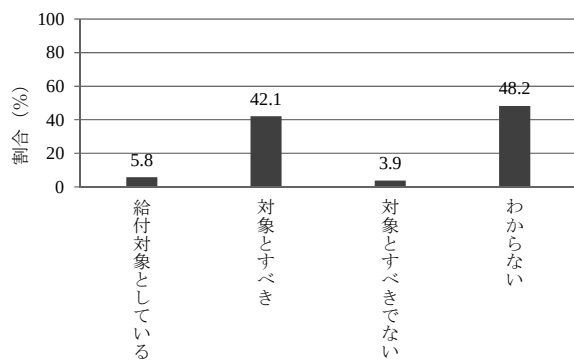
(d)



(e)



(f)



(g)

- (a) 絵カードなどに使用する市販のシンボル (n=1,082)
- (b) 携帯電話 (n=1,079)
- (c) ココセコムなど、位置情報確認システム (n=1,078)
- (d) タイマーなど、時間管理をするもの (n=1,082)
- (e) イヤー・マフや耳栓など、不快な音を遮断するもの (n=1,081)
- (f) 環境調整のためのパーテーション (n=1,082)
- (g) VOCA (会話補助装置) などのコミュニケーション支援電子機器 (n=1,082)

図 2-1-19 日常生活用具として給付対象とすべきか

（４）国や都道府県に対する要望等

市区町村の回答した「国や都道府県に対する要望等」に関する自由意見の総数は、180 件であった。15 の内容に区分し、図 2-1-20 に内容ごとの件数を示した。

なお、全ての要望は、本項の末尾に「資料」として原文のまま載せた。

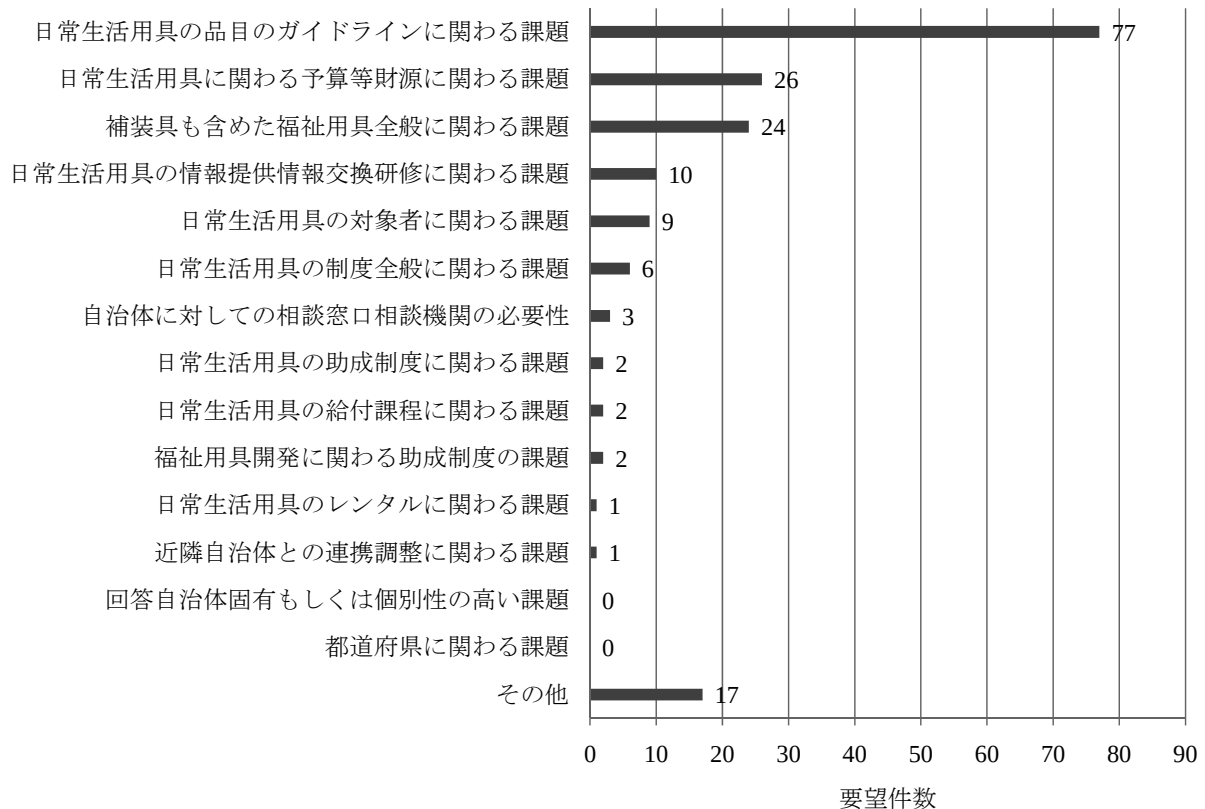


図 2-1-20 市区町村の国や都道府県に対する要望等 (n=180)

市区町村から寄せられた要望の多数が、「国のガイドラインの必要性」を訴えていることがわかった。主な要望を紹介する。

- ・ 日常生活用具の基準額の妥当性、新規で日常生活用具の給付対象とすべきかどうか判断する際に必要な用具の有効性など、市町村単位では判断しかねる部分があるため、全国画一の基準を設けてほしい。
- ・ 全国統一の給付制度ができれば、障がいを持つ人は理解しやすいと思うので、制度の統一を要望します。
- ・ 日常生活用具の給付対象品目について、市町村が判断しやすいよう最低限必須の品目を設けたり、品目の目安を設けたりしてほしい。
- ・ 給付品目を追加する場合、判断基準が欲しい。新商品（特に電子機器）の多機能化が進み、判断が難しいものが多い。
- ・ 日常生活用具については、日々新しい製品が出たり、専門的知識が必要になるので個々の市

区町村での整理が困難なので国での統一的基準があると良い。(補装具のように)

- ・ 異動になり担当し、あまり知識のない中で業務をしなければならない事が大変である。かなり専門知識が必要となると思う。国で詳しいガイドラインの策定、又、気軽に何でも問い合わせのできるようなサポート体制がほしいと思う。制度が複雑すぎると感じる。
- ・ 日常生活用具は改良、新製品が続々と生まれている現状かと思います。担当者が認識知識が追いつかないので、標準仕様を国が示してくれば、市町村単独事業としても自信をもって給付できるので、この点について配慮してほしい。
- ・ 転出や転入によって、受けられる品目や基準が違ってくる、今の市町事業では、利用者も担当も混乱する。市町事業としても、基準は国が示すべきではないかと思う。
- ・ 市町村には専門的知識を持った者が少ないので、新たに開発された品や給付の要望があった特別の品について、対象として品目の追加の可否判断をすることが難しいので、補装具と同様、国又は県において品目を定めていただくか、通知等で技術的助言をしてもらえればありがたいです。
- ・ 小規模市町村では、専門的知識を持った職員がいないため、日常生活用具についても、補装具と同じように国で統一的な取り扱いをしてほしい。
- ・ 介護保険のようにレンタルを認め、自治体の負担を減らして欲しい。

また、「予算等財源」に関する要望も多く、主なものを紹介する。

- ・ 地域生活支援事業は自治体の実情に応じて柔軟に取り組むことになっているが、財源が乏しい自治体は他と格差が生じてしまう。有る程度、法令で種目・対象者が細部まで整備されていれば、予算も確得しやすくなる。
- ・ 対象者や品目が広がることには賛成であるが、それを担保する財政支援として国庫 1/2、県費 1/4 の補助金がある。しかし実際は「予算の範囲内での補助」とされており、補助率は低く、残りは自治体の負担となっている。自治体の財政力により施策に格差がでている現状なので安定した財政支援を強く希望する。
- ・ 日常生活用具には、町の支出に対して国・県の補助金があるが、支給（支出）実績に応じて補助金交付されない状況にあるため、町の負担が大きくなっている。これも日常生活用具の対象品目が増えない要因の一つと考えられる。支給（支出）実績に応じた補助金が国・県から交付されるよう要望したい。

次いで、「補装具も含めた福祉用具全般に関わる課題」も要望が多く、その中でも「ストーマ」について日常生活用具ではなく補装具とするべきではないかとの意見が多くあった。

「日常生活用具の対象者（発達障害含む）」についての課題として特徴的な要望を紹介する。

- ・ 障害者の生活を支援するという視点から身体も発達障害も同様に支援していくべき。発達障害の認定について国・県が早急 to 実施すべきと思う。
- ・ 日常生活用具の給付の制度も必要と思うが、その前に発達障害者（児）の手帳制度をつくることを早急にしていただきたいと思う。それができた上で日常生活用具の品目に加えたらと

思う。

- ・ 発達障がいに関する情報が少なく、また対象となる者（児）が求めている日常生活用具など、つかみ取れていないので、情報・研修を充実させてほしい。
- ・ 発達障がい（児）者が必要とする用具がわからない。（利用者へアドバイスできない）。必要性のある用具については、情報提供してほしい。
- ・ 日常生活用具の給付に限らず、発達障害への支援体制が整っていない。（発達障害者・児が増えているのに対し、専門機関・専門員が少ない等）。発達障害については幼児期からの支援が重要なので、国では更に力を入れていただき、国・県・市町村共に支援体制を整えていきたいと考えている。

その他に主な要望を紹介する。

- ・ 障害福祉サービスを支援するための専従者を配置するよう制度化してほしい。
- ・ 総合的に制度改正するにしても自治体への事前周知と十分な準備時間の確保。また予算等含め持続可能な制度であること。公費という観点から障害者のみならず広く国民に理解される制度となること。
- ・ 自立支援と地域生活支援を一つの制度として一体として実施していただけると望ましい。小さい自治体では、マンパワー不足による制度増は負担増であり、利用者も複雑でわかりにくいとの意見も有る。
- ・ 地域生活支援事業の補助金は頭打ちであり、日常生活用具でほぼ使いきってしまっている状態で、他の事業が町の持ち出しにて行わなければならないとなっている。事業の拡大は非常に困難である。
- ・ 現在、各地方自治体に超過負担が発生しており、地域生活支援事業であることにメリットがない状況です。制度運営に必要な財源を保障してほしいと考えます。
- ・ 日常生活用具には、町の支出に対して国・県の補助金があるが、支給（支出）実績に応じて補助金交付されない状況にあるため、町の負担が大きくなっている。これも日常生活用具の対象品目が増えない要因の一つと考えられる。支給（支出）実績に応じた補助金が国・県から交付されるよう要望したい。
- ・ 地域生活支援事業の国及び県補助金について、市区町村の必要な所要額全てが措置されていないため、市区町村の持ち出しが多い状況にあり、居住市区町村の財政状況により給付の不公平が生じている。
- ・ 日生具も自立支援給付にして、国が 1/2 県が 1/4 の負担を確実にしていただきたい。
- ・ 事業費の補助を上限でなく、事業費の 2 分の 1 を補助としてほしい。
- ・ 知的障がい者等が使用する福祉・生活支援用具が、日常生活用具の給付対象となるには、財源確保・情報提供（給付対象品目、給付対象児者、基準額、耐用年数、取扱業者）が必要である。
- ・ 転居した際の過去の利用状況がすぐ分かるようなシステムはできないか？

4. 考察

全国の全市区町村調査をすることによって、知的障害及び発達障害のある人の日常生活用具の給付については、「頭部保護帽」、「特殊便器」、「火災報知機」、「自動消火器」、「電磁調理器」といった障害者自立支援法施行以前から給付の対象とされてきたものは多数の市区町村で対象とされているものの、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど知的障害及び発達障害のある人に特有の支援機器に関する品目を給付対象としている市区町村は極めて少ないことが知られた。

その原因として給付品目を検討する際に、判断材料が乏しいことが大きな要因になっていると推察される。それは、「国等の日常生活用具の品目の支給基準に関するガイドラインの策定」及び「ユーザー（利用者）や中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）への情報提供や理解啓発の充実」に対する回答が多かったこと、また、制度のあり方に関する具体的な質問、具体的に品目ごとの給付対象とかべきかどうか尋ねた質問で「どちらともいえない」や「わからない」とする回答が多かったこと、さらに自由意見においてガイドラインを求める要望が多かったことから説明できる。

肢体障害の人の使用する杖や車いすは、それがなければ、基本的な生活が成り立たず、無いことによる支障がはっきりとわかり、それらを導入した効果は、多くの場合すぐに確認することができる。しかも、使用者本人にも、周りのものにも使用効果を目で見てその場で確認することができることが多いことは、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器と明らかに異なる。

このように、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器は、身体障害者や高齢者のそれとは異なる。

我々は、昨年度の調査において、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の特徴を次のとおり整理した²⁾。

- ① 生活支援機器が無くとも、基本的な生活ができないわけではない（障害による生活の困難さが無い、少ないということではない。）。
- ② 導入のための支援が重要であり、使うことができるまで、使いこなせるまでに時間がかかることが多い。
- ③ 使用者の課題や使用する周りの環境にあったものの選択、導入から、使うことができるまでの支援等も含め、ソフト部分が欠かすことができない。
- ④ 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器は、専用品で無くとも、手作りや一般品で代替できるものがある。そのため、専用品として作った場合、一般品と比べると、生産量の桁が大きく違うことも含め、一台あたりのコストが大きく違うにもかかわらず、一般品との価格比較がなされ、開発、生産、取り扱いのコストに見合うだけの価格設定がしづらい。
- ⑤ 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を使うことによって、導入時の課題が解決され、その用具を使う必要がなくなる場合がある。そのため、調査によっては、使われないうもの（役に立たないもの）となってしまう危険性もあり、効果の見えにくさともなる。
- ⑥ 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器は使用者だけで完結するものは少ない。直

接、間接に相手がいる場合が多い。そのため、相手によって、周りの環境によって、使用効果が違うことがある。

- ⑦ 以上のことから、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器は極めて個別性が高いと言え、実際にその用具が導入され、使用効果を発揮するためには、フィッティング、導入、使用時の指導等が必要であることが多く、そのためには、一定の専門性と経験が求められ、当然であるが、その専門性と経験を持った人が、そのために費やす時間が必要である。
- ⑧ 現在、直接的にその専門性を評価する資格はなく、いくつかの職種が経験的にその力を、限られた現場で発揮している場合があるが、その専門性を持つ人が限られる。そのため、現状では、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を扱う事業者が、その役割を一定担っている場合がある。しかし、いずれの場合も、いくら一定の経験と専門性を持って関わっても、評価はされず、ほとんどの場合ボランティアであり、事業者の場合持ち出しとなっている。

今後、このような特徴を持つ知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を日常生活用具の給付対象とする市区町村が広がるためには、次のシステムの構築が求められると考えている（図2-1-21）。

- ① 日常生活用具の項目について支給基準に関わるガイドラインの策定
- ② 用具の見極めも含めた、専門性を確保し、継続的な支援ができ、市区町村の規模や条件に合わせた給付システムの確立
- ③ その具体的なイメージとして、「総合相談の窓口」、「専門性をもったアセスメント機関」、「利用者が利用する施設、社会参加の場、地域、家庭での課題を調整する場」の確立
- ④ フィッティング、試用（お試し）、用具の給付、アフターフォローに至るまでのトータルな給付システムの構築
- ⑤ 市場形成のために、ユーザー、中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）に対しての情報提供及び教示
- ⑥ レンタル制度やお試しができる試用期間制度の構築
- ⑦ 補装具制度への統合を含めた自治体が予算的に対応できる財源の確保、制度の構築
- ⑧ この分野の用具開発に関わる積極的な助成制度を構築し、そこに、ユーザー、中間ユーザーの参加が可能となるような開発環境の構築

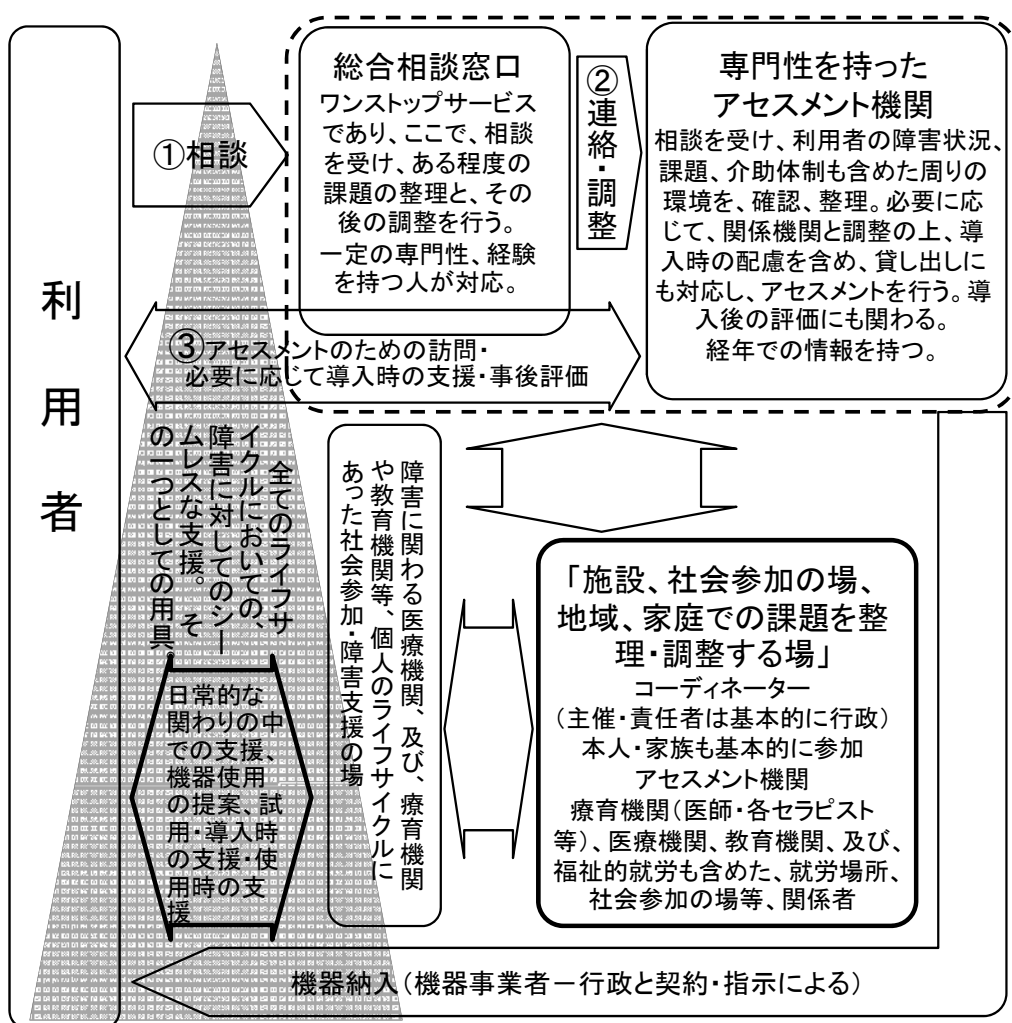


図 2-1-21 知的障害者及び発達障害者の生活支援機器の供給システムの提案

5. 要約

全国の全市区町村の知的障害及び発達障害のある人のための日常生活用具の給付実態を調査し、次のことがわかった。

「頭部保護帽」、「特殊便器」、「火災報知機」、「自動消火器」、「電磁調理器」といった障害者自立支援法施行以前から対象とされてきたものは多数の市区町村で対象としているものの、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど知的障害及び発達障害のある人に特有の支援機器に関する品目を給付対象としている市区町村が極めて少ない。

その原因として給付品目を検討する際に、判断材料が乏しいことが大きな要因になっていると推察される、それは、「国等の日常生活用具の品目の支給基準に関するガイドラインの策定」及び「ユーザー（利用者）や中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）への情報提供や理解啓発の充実」に対する回答が多かったこと、また、制度のあり方に関する具体的な質問、具体的に品目ごとの給付対象とすべきかどうか尋ねた質問で「どちらともいえない」や「わからな

い」とする回答が多かったこと、さらに自由意見においてガイドラインを求める要望が多かったことから説明できる。。

知的障害及び発達障害のある人の日常生活用具を給付対象とする市区町村が全国的に広がるためには、次のシステムの構築とともに、財源の確保が求められる。

- ① 日常生活用具の項目について支給基準に関わるガイドラインの策定
- ② 用具の見極めも含めた、専門性を確保し、継続的な支援ができ、市区町村の規模や条件に合わせた給付システムの確立
- ③ その具体的なイメージとして、「総合相談の窓口」、「専門性をもったアセスメント機関」、「利用者が利用する施設、社会参加の場、地域、家庭での課題を調整する場」の確立
- ④ フィッティング、試用（お試し）、用具の給付、アフターフォローに至るまでのトータルな給付システムの構築
- ⑤ 市場形成のために、ユーザー、中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）に対しての情報提供及び教示
- ⑥ レンタル制度やお試しができる試用期間制度の構築
- ⑦ 補装具制度への統合を含めた自治体が予算的に対応できる財源の確保、制度の構築
- ⑧ この分野の用具開発に関わる積極的な助成制度を構築し、そこに、ユーザー、中間ユーザーの参加が可能となるような開発環境の構築

6. 文献

- 1) NPO 法人自閉症サポートセンター：平成 20 年度障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活支援用具の利用調査」
- 2) NPO 法人自閉症サポートセンター：平成 21 年障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関する調査研究」

7. 謝辞

調査に快くご協力いただきました全国の市区町村、並びに千葉県障害福祉課の担当者の皆様に感謝の意を表します。

（自閉症サポートセンター 松井 宏昭、生活工房 増澤 高志）

資料１ 都道府県データ

表2-1-12 都道府県別、知的障害者（児）及び発達障害者（児）に対応する給付要綱の制定

都道府県	要綱を 定めている	要綱を 定めていない	わからない	回答合計	全市区町村数
北海道	88	18	1	107	179
青森県	24	5	2	31	40
岩手県	17	5	0	22	34
宮城県	19	5	0	24	35
秋田県	14	3	0	17	25
山形県	10	9	0	19	35
福島県	26	8	0	34	59
茨城県	22	3	1	26	44
栃木県	15	0	0	15	27
群馬県	24	1	0	25	35
埼玉県	41	6	0	47	64
千葉県	43	8	0	51	54
東京都	38	2	0	40	62
神奈川県	19	1	0	20	33
新潟県	16	3	0	19	30
富山県	8	4	0	12	15
石川県	8	1	0	9	19
福井県	11	3	0	14	17
山梨県	12	2	0	14	27
長野県	28	8	0	36	77
岐阜県	23	5	0	28	42
静岡県	23	3	0	26	35
愛知県	34	5	1	40	57
三重県	16	0	0	16	29
滋賀県	13	0	0	13	19
京都府	17	0	0	17	26
大阪府	29	1	0	30	43
兵庫県	31	2	1	34	41
奈良県	17	1	1	19	39
和歌山県	10	5	1	16	30
鳥取県	6	3	0	9	19
島根県	8	1	0	9	21
岡山県	17	2	0	19	27
広島県	14	2	0	16	23
山口県	11	0	0	11	19
徳島県	5	4	0	9	24
香川県	6	3	0	9	17
愛媛県	11	4	0	15	20
高知県	12	1	1	14	34
福岡県	29	4	0	33	60
佐賀県	10	0	0	10	20
長崎県	8	4	0	12	21
熊本県	21	5	0	26	45
大分県	10	3	0	13	18
宮崎県	11	4	0	15	26
鹿児島県	15	5	0	20	43
沖縄県	13	6	0	19	41
合計	903	168	9	1,080	1,750

表2-1-13 都道府県別、平成21年度の知的障害者（児）に対する日常生活用具の給付実績

都道府県	給付実績あり	給付実績なし	回答合計	全市区町村数
北海道	33	65	98	179
青森県	11	20	31	40
岩手県	5	11	16	34
宮城県	5	16	21	35
秋田県	4	11	15	25
山形県	6	9	15	35
福島県	13	20	33	59
茨城県	14	13	27	44
栃木県	7	7	14	27
群馬県	10	14	24	35
埼玉県	19	21	40	64
千葉県	26	24	50	54
東京都	22	18	40	62
神奈川県	13	6	19	33
新潟県	9	9	18	30
富山県	5	6	11	15
石川県	4	5	9	19
福井県	3	10	13	17
山梨県	5	9	14	27
長野県	10	24	34	77
岐阜県	12	16	28	42
静岡県	13	12	25	35
愛知県	16	24	40	57
三重県	8	8	16	29
滋賀県	6	7	13	19
京都府	11	6	17	26
大阪府	23	8	31	43
兵庫県	24	8	32	41
奈良県	10	9	19	39
和歌山県	3	10	13	30
鳥取県	3	6	9	19
島根県	3	6	9	21
岡山県	9	10	19	27
広島県	8	7	15	23
山口県	7	4	11	19
徳島県	3	4	7	24
香川県	4	4	8	17
愛媛県	10	4	14	20
高知県	4	7	11	34
福岡県	16	17	33	60
佐賀県	7	2	9	20
長崎県	4	7	11	21
熊本県	10	16	26	45
大分県	8	4	12	18
宮崎県	10	6	16	26
鹿児島県	8	12	20	43
沖縄県	7	10	17	41
合計	471	552	1,023	1,750

表2-1-14 都道府県別「国等が日常生活用具の品目の支給基準に関するガイドラインを策定すべきか」

都道府県	全く必要でない	あまり必要でない	どちらともいえない	やや必要である	非常に必要である	回答合計	全市区町村数
北海道	2	7	20	37	41	107	179
青森県	0	1	5	15	10	31	40
岩手県	0	1	3	7	11	22	34
宮城県	1	1	1	5	16	24	35
秋田県	0	0	2	7	8	17	25
山形県	0	0	2	4	13	19	35
福島県	0	2	3	14	15	34	59
茨城県	0	1	7	8	11	27	44
栃木県	0	0	2	8	5	15	27
群馬県	0	0	2	7	16	25	35
埼玉県	0	0	7	18	22	47	64
千葉県	0	2	8	15	28	53	54
東京都	0	0	9	12	20	41	62
神奈川県	0	0	3	10	7	20	33
新潟県	0	0	1	6	12	19	30
富山県	0	0	2	5	5	12	15
石川県	0	0	0	4	5	9	19
福井県	0	1	2	4	7	14	17
山梨県	1	0	3	3	7	14	27
長野県	0	2	7	13	14	36	77
岐阜県	0	1	1	7	19	28	42
静岡県	1	2	5	9	9	26	35
愛知県	1	1	6	18	15	41	57
三重県	0	0	1	7	8	16	29
滋賀県	0	1	1	5	6	13	19
京都府	0	0	1	5	11	17	26
大阪府	0	0	2	8	21	31	43
兵庫県	0	0	4	14	17	35	41
奈良県	2	0	1	10	6	19	39
和歌山県	0	0	3	6	7	16	30
鳥取県	0	0	1	3	5	9	19
島根県	0	0	2	1	6	9	21
岡山県	0	0	1	7	11	19	27
広島県	0	0	3	2	11	16	23
山口県	0	0	1	4	6	11	19
徳島県	0	0	0	2	6	8	24
香川県	0	0	1	4	4	9	17
愛媛県	0	0	3	6	6	15	20
高知県	0	1	2	4	7	14	34
福岡県	0	1	3	14	16	34	60
佐賀県	0	0	1	3	6	10	20
長崎県	0	1	1	3	7	12	21
熊本県	0	0	7	6	15	28	45
大分県	0	1	5	0	7	13	18
宮崎県	0	0	7	6	3	16	26
鹿児島県	0	1	2	4	13	20	43
沖縄県	0	3	5	7	4	19	41
合計	8	31	159	367	525	1,090	1,750

表2-1-15 都道府県別「ユーザー（利用者）や中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）への情報提供や理解啓発を充実すべきか」

都道府県	全く必要 でない	あまり必 要でない	どちらとも いえない	やや必要 である	非常に必 要である	回答合計	全市区町村 数
北海道	3	1	16	49	37	106	179
青森県	0	1	3	17	9	30	40
岩手県	0	0	4	11	7	22	34
宮城県	1	0	6	8	9	24	35
秋田県	0	0	6	4	7	17	25
山形県	0	0	1	5	13	19	35
福島県	0	1	4	16	13	34	59
茨城県	0	1	3	11	12	27	44
栃木県	0	0	1	9	5	15	27
群馬県	0	0	7	8	8	23	35
埼玉県	0	0	13	21	13	47	64
千葉県	0	1	8	21	23	53	54
東京都	0	0	12	16	13	41	62
神奈川県	0	2	3	6	9	20	33
新潟県	0	0	1	9	8	18	30
富山県	0	1	2	6	3	12	15
石川県	0	0	2	1	6	9	19
福井県	0	0	2	3	8	13	17
山梨県	0	0	1	5	8	14	27
長野県	0	1	9	13	13	36	77
岐阜県	0	0	6	11	11	28	42
静岡県	0	0	4	11	11	26	35
愛知県	0	1	5	21	14	41	57
三重県	0	0	2	8	6	16	29
滋賀県	0	1	4	3	5	13	19
京都府	1	0	1	8	7	17	26
大阪府	0	1	2	15	13	31	43
兵庫県	0	0	4	20	11	35	41
奈良県	0	0	6	8	5	19	39
和歌山県	0	1	1	8	6	16	30
鳥取県	0	1	1	2	5	9	19
島根県	0	0	1	1	7	9	21
岡山県	0	0	3	9	7	19	27
広島県	0	0	3	7	6	16	23
山口県	0	0	2	3	6	11	19
徳島県	0	0	0	3	5	8	24
香川県	0	0	2	4	3	9	17
愛媛県	0	0	4	5	6	15	20
高知県	0	0	2	5	7	14	34
福岡県	0	0	8	11	15	34	60
佐賀県	0	0	2	5	3	10	20
長崎県	0	0	2	5	5	12	21
熊本県	0	0	8	5	15	28	45
大分県	0	1	2	5	5	13	18
宮崎県	0	0	3	9	4	16	26
鹿児島県	0	0	2	6	11	19	43
沖縄県	0	1	2	5	11	19	41
合計	5	16	186	442	434	1,083	1,750

表2-1-16 都道府県別「補装具費支給制度（自立支援給付）と日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業の一事業）は、両制度で統一的な取扱いとすべきか」

都道府県	全く必要でない	あまり必要でない	どちらともいえない	やや必要である	非常に必要である	回答合計	全市区町村数
北海道	3	8	39	27	30	107	179
青森県	0	4	13	4	10	31	40
岩手県	0	2	10	4	6	22	34
宮城県	0	7	7	5	5	24	35
秋田県	1	1	10	3	2	17	25
山形県	0	2	7	4	6	19	35
福島県	0	2	8	13	11	34	59
茨城県	0	2	15	3	7	27	44
栃木県	1	4	6	2	2	15	27
群馬県	3	1	6	7	8	25	35
埼玉県	0	4	24	7	12	47	64
千葉県	2	7	17	12	14	52	54
東京都	3	10	14	8	7	42	62
神奈川県	1	2	7	7	3	20	33
新潟県	0	3	6	1	9	19	30
富山県	1	1	4	5	1	12	15
石川県	0	0	5	1	3	9	19
福井県	0	2	3	4	5	14	17
山梨県	0	0	5	3	6	14	27
長野県	2	5	15	8	6	36	77
岐阜県	0	2	9	6	11	28	42
静岡県	2	3	11	10	0	26	35
愛知県	0	3	27	7	4	41	57
三重県	0	2	8	1	5	16	29
滋賀県	0	2	5	3	3	13	19
京都府	0	1	7	4	5	17	26
大阪府	1	4	8	6	12	31	43
兵庫県	0	5	13	8	9	35	41
奈良県	1	2	8	3	5	19	39
和歌山県	0	1	10	2	3	16	30
鳥取県	1	0	3	0	5	9	19
島根県	0	1	3	2	3	9	21
岡山県	0	1	8	6	4	19	27
広島県	0	0	10	3	3	16	23
山口県	0	0	4	0	7	11	19
徳島県	0	1	2	2	3	8	24
香川県	0	3	3	2	1	9	17
愛媛県	0	0	8	4	3	15	20
高知県	0	3	4	6	1	14	34
福岡県	0	2	12	8	12	34	60
佐賀県	0	0	5	2	3	10	20
長崎県	0	1	4	2	5	12	21
熊本県	1	4	15	3	5	28	45
大分県	2	3	6	0	2	13	18
宮崎県	0	1	9	2	4	16	26
鹿児島県	1	0	12	3	4	20	43
沖縄県	0	1	9	2	7	19	41
合計	26	113	444	225	282	1,090	1,750

表2-1-17 都道府県別「どの制度に統一すべきか」

都道府県	自立支援給付	地域生活支援 事業	その他	回答合計	全市区町村数
北海道	51	5	2	58	179
青森県	13	1	0	14	40
岩手県	10	1	0	11	34
宮城県	11	1	0	12	35
秋田県	5	0	1	6	25
山形県	8	1	0	9	35
福島県	20	4	0	24	59
茨城県	8	1	1	10	44
栃木県	3	1	0	4	27
群馬県	14	1	0	15	35
埼玉県	18	0	0	18	64
千葉県	25	2	0	27	54
東京都	14	2	0	16	62
神奈川県	11	0	0	11	33
新潟県	10	0	0	10	30
富山県	5	0	1	6	15
石川県	3	0	0	3	19
福井県	8	0	1	9	17
山梨県	7	1	1	9	27
長野県	13	0	1	14	77
岐阜県	15	2	0	17	42
静岡県	7	2	1	10	35
愛知県	11	0	0	11	57
三重県	5	1	0	6	29
滋賀県	5	2	0	7	19
京都府	9	0	0	9	26
大阪府	18	0	0	18	43
兵庫県	17	1	0	18	41
奈良県	8	0	0	8	39
和歌山県	4	2	0	6	30
鳥取県	5	0	0	5	19
島根県	3	2	0	5	21
岡山県	9	0	0	9	27
広島県	6	0	0	6	23
山口県	7	0	0	7	19
徳島県	4	1	0	5	24
香川県	3	0	0	3	17
愛媛県	6	1	0	7	20
高知県	4	3	0	7	34
福岡県	20	0	0	20	60
佐賀県	5	0	0	5	20
長崎県	6	1	0	7	21
熊本県	7	0	1	8	45
大分県	1	1	0	2	18
宮崎県	6	0	0	6	26
鹿児島県	7	0	0	7	43
沖縄県	6	3	0	9	41
合計	461	43	10	514	1,750

表2-1-18 都道府県別「日常生活用具給付等事業にレンタル制度を導入すべか」

都道府県	全く必要 でない	あまり必要 でない	どちらとも いえない	やや必要で ある	非常に必要 である	回答合計	全市区町村 数
北海道	13	29	45	15	5	107	179
青森県	0	11	12	4	3	30	40
岩手県	1	7	8	5	0	21	34
宮城県	2	7	10	4	1	24	35
秋田県	3	4	6	3	1	17	25
山形県	0	4	6	7	2	19	35
福島県	1	7	16	7	3	34	59
茨城県	1	9	12	4	1	27	44
栃木県	1	8	2	4	0	15	27
群馬県	4	7	7	4	3	25	35
埼玉県	2	13	16	15	1	47	64
千葉県	4	13	19	12	3	51	54
東京都	6	8	17	10	1	42	62
神奈川県	3	5	8	3	1	20	33
新潟県	1	4	8	5	1	19	30
富山県	1	2	4	5	0	12	15
石川県	0	3	2	4	0	9	19
福井県	1	4	4	3	2	14	17
山梨県	3	1	6	3	1	14	27
長野県	1	15	12	7	1	36	77
岐阜県	1	8	12	7	0	28	42
静岡県	2	12	11	1	0	26	35
愛知県	0	15	13	11	1	40	57
三重県	2	6	3	2	3	16	29
滋賀県	0	2	4	6	1	13	19
京都府	1	3	7	2	4	17	26
大阪府	5	11	9	5	1	31	43
兵庫県	3	12	11	7	2	35	41
奈良県	2	5	2	9	1	19	39
和歌山県	3	4	7	2	0	16	30
鳥取県	0	1	5	3	0	9	19
島根県	0	2	3	4	0	9	21
岡山県	2	7	7	3	0	19	27
広島県	2	6	5	3	0	16	23
山口県	2	2	3	2	2	11	19
徳島県	0	5	2	1	0	8	24
香川県	3	3	3	0	0	9	17
愛媛県	1	4	7	3	0	15	20
高知県	0	3	4	3	4	14	34
福岡県	3	11	14	4	2	34	60
佐賀県	0	5	4	1	0	10	20
長崎県	1	6	3	2	0	12	21
熊本県	2	8	13	4	1	28	45
大分県	0	6	4	2	1	13	18
宮崎県	1	3	8	4	0	16	26
鹿児島県	0	6	9	4	1	20	43
沖縄県	2	4	7	3	2	18	41
合計	86	321	400	222	56	1,085	1,750

表2-1-19 都道府県別「日常生活用具給付等事業に、給付前に無償での「用具の試用期間」を認めるべきか」

都道府県	全く必要でない	あまり必要でない	どちらともいえない	やや必要である	非常に必要である	回答合計	全市区町村数
北海道	6	37	33	27	3	106	179
青森県	3	13	10	3	2	31	40
岩手県	1	5	7	7	2	22	34
宮城県	2	9	5	7	1	24	35
秋田県	2	2	8	5	0	17	25
山形県	0	2	9	6	2	19	35
福島県	3	10	14	5	2	34	59
茨城県	2	7	13	5	0	27	44
栃木県	0	4	8	1	2	15	27
群馬県	2	7	8	6	2	25	35
埼玉県	2	11	18	9	7	47	64
千葉県	4	10	23	15	1	53	54
東京都	2	9	16	14	1	42	62
神奈川県	1	3	14	2	0	20	33
新潟県	0	5	10	4	0	19	30
富山県	0	3	4	4	1	12	15
石川県	0	3	4	2	0	9	19
福井県	2	5	4	2	1	14	17
山梨県	3	1	3	4	3	14	27
長野県	0	11	15	6	4	36	77
岐阜県	1	6	13	5	3	28	42
静岡県	0	8	14	3	1	26	35
愛知県	3	13	13	10	2	41	57
三重県	1	4	7	3	1	16	29
滋賀県	1	2	5	5	0	13	19
京都府	1	1	6	9	0	17	26
大阪府	4	7	12	4	4	31	43
兵庫県	1	10	7	13	4	35	41
奈良県	1	4	8	5	1	19	39
和歌山県	1	8	3	4	0	16	30
鳥取県	0	3	3	3	0	9	19
島根県	0	2	1	3	3	9	21
岡山県	0	5	9	4	1	19	27
広島県	2	5	4	2	3	16	23
山口県	2	2	3	3	1	11	19
徳島県	0	4	3	1	0	8	24
香川県	3	5	0	1	0	9	17
愛媛県	2	2	6	5	0	15	20
高知県	0	4	4	3	3	14	34
福岡県	2	5	15	9	2	33	60
佐賀県	1	2	4	3	0	10	20
長崎県	1	3	4	4	0	12	21
熊本県	1	5	11	8	3	28	45
大分県	0	5	2	5	1	13	18
宮崎県	0	3	7	5	1	16	26
鹿児島県	1	7	9	1	2	20	43
沖縄県	0	4	7	5	3	19	41
合計	64	286	406	260	73	1,089	1,750

表2-1-20 都道府県別「専門家による、用具の選定から最初のアセスメント、使用中のアドバイスまでのトータルなサービス費を別に設定すべきか」

都道府県	全く必要 でない	あまり必 要でない	どちらとも いえない	やや必要 である	非常に必 要である	回答合計	全市区町村 数
北海道	12	29	46	15	5	107	179
青森県	5	14	8	3	1	31	40
岩手県	1	6	11	3	1	22	34
宮城県	3	5	11	3	2	24	35
秋田県	1	5	9	2	0	17	25
山形県	1	5	8	3	2	19	35
福島県	3	11	14	3	3	34	59
茨城県	3	6	12	3	3	27	44
栃木県	1	3	9	2	0	15	27
群馬県	2	9	11	2	1	25	35
埼玉県	4	18	16	6	3	47	64
千葉県	7	21	16	6	2	52	54
東京都	1	16	15	7	2	41	62
神奈川県	1	8	10	1	0	20	33
新潟県	1	9	6	3	0	19	30
富山県	2	2	6	2	0	12	15
石川県	0	3	4	1	0	8	19
福井県	2	4	6	2	0	14	17
山梨県	2	5	3	3	1	14	27
長野県	4	16	10	5	1	36	77
岐阜県	2	9	9	7	1	28	42
静岡県	1	13	9	3	0	26	35
愛知県	2	15	17	7	0	41	57
三重県	1	4	8	2	1	16	29
滋賀県	0	4	6	3	0	13	19
京都府	1	2	10	2	1	16	26
大阪府	6	9	11	3	1	30	43
兵庫県	5	7	16	5	2	35	41
奈良県	3	3	11	2	0	19	39
和歌山県	2	5	6	3	0	16	30
鳥取県	1	4	1	3	0	9	19
島根県	0	1	3	3	2	9	21
岡山県	2	7	9	1	0	19	27
広島県	1	5	7	3	0	16	23
山口県	1	3	4	3	0	11	19
徳島県	0	3	5	0	0	8	24
香川県	3	4	1	0	1	9	17
愛媛県	0	5	10	0	0	15	20
高知県	1	1	8	3	1	14	34
福岡県	6	14	8	6	0	34	60
佐賀県	1	5	2	1	1	10	20
長崎県	0	3	6	3	0	12	21
熊本県	5	9	9	4	0	27	45
大分県	3	1	6	2	1	13	18
宮崎県	0	10	4	1	1	16	26
鹿児島県	5	4	4	5	2	20	43
沖縄県	1	3	9	4	1	18	41
合計	109	348	430	154	43	1,084	1,750

表2-1-21 都道府県別「製作事業者に対する用具開発の助成制度を構築すべきか」

都道府県	全く必要 でない	あまり必 要でない	どちらとも いえない	やや必要 である	非常に必 要である	回答合計	全市区町村 数
北海道	5	12	66	17	7	107	179
青森県	2	5	13	6	5	31	40
岩手県	2	1	12	4	3	22	34
宮城県	4	5	11	2	2	24	35
秋田県	0	6	9	2	0	17	25
山形県	0	3	12	1	3	19	35
福島県	1	4	19	7	3	34	59
茨城県	1	5	16	3	2	27	44
栃木県	0	4	7	3	1	15	27
群馬県	3	2	15	2	3	25	35
埼玉県	5	9	25	4	4	47	64
千葉県	4	10	30	5	3	52	54
東京都	1	6	25	7	3	42	62
神奈川県	1	5	8	4	2	20	33
新潟県	0	2	14	1	2	19	30
富山県	1	2	6	3	0	12	15
石川県	0	3	4	2	0	9	19
福井県	0	4	8	2	0	14	17
山梨県	2	1	9	2	0	14	27
長野県	0	4	26	6	0	36	77
岐阜県	0	3	20	5	0	28	42
静岡県	1	2	19	3	1	26	35
愛知県	1	8	22	9	1	41	57
三重県	1	0	12	1	1	15	29
滋賀県	0	0	11	1	1	13	19
京都府	1	1	10	4	1	17	26
大阪府	2	2	17	8	2	31	43
兵庫県	2	6	21	5	1	35	41
奈良県	1	4	9	5	0	19	39
和歌山県	1	2	7	5	1	16	30
鳥取県	0	1	5	2	1	9	19
島根県	0	0	5	3	1	9	21
岡山県	0	4	10	5	0	19	27
広島県	0	3	12	1	0	16	23
山口県	1	1	5	3	1	11	19
徳島県	0	2	4	2	0	8	24
香川県	2	0	4	1	2	9	17
愛媛県	0	2	11	2	0	15	20
高知県	1	2	7	4	0	14	34
福岡県	2	7	14	7	4	34	60
佐賀県	1	1	6	2	0	10	20
長崎県	0	1	6	2	3	12	21
熊本県	1	2	17	7	1	28	45
大分県	1	2	7	0	3	13	18
宮崎県	0	3	8	4	1	16	26
鹿児島県	1	1	14	2	2	20	43
沖縄県	0	1	9	9	0	19	41
合計	52	154	627	185	71	1,089	1,750

表2-1-22 都道府県別「絵カードなどに使用する市販のシンボルを給付対象とすべきか」

都道府県	給付対象と している	対象とすべ き	対象とすべ きでない	わからない	回答合計	全市区町村数
北海道	0	33	20	54	107	179
青森県	0	8	5	17	30	40
岩手県	0	6	3	13	22	34
宮城県	0	5	5	14	24	35
秋田県	0	7	2	7	16	25
山形県	0	6	1	11	18	35
福島県	0	14	6	14	34	59
茨城県	0	5	4	17	26	44
栃木県	0	4	3	8	15	27
群馬県	0	10	4	11	25	35
埼玉県	0	12	7	28	47	64
千葉県	0	13	9	31	53	54
東京都	0	9	3	29	41	62
神奈川県	0	5	5	10	20	33
新潟県	0	3	2	14	19	30
富山県	0	3	2	7	12	15
石川県	0	3	1	5	9	19
福井県	0	1	3	10	14	17
山梨県	0	3	1	10	14	27
長野県	1	11	4	20	36	77
岐阜県	0	6	4	18	28	42
静岡県	0	4	4	18	26	35
愛知県	1	9	7	24	41	57
三重県	0	3	1	11	15	29
滋賀県	0	6	2	5	13	19
京都府	0	2	5	10	17	26
大阪府	0	8	6	17	31	43
兵庫県	0	9	6	20	35	41
奈良県	0	5	2	11	18	39
和歌山県	0	4	1	11	16	30
鳥取県	0	3	0	6	9	19
島根県	0	3	1	5	9	21
岡山県	0	7	4	8	19	27
広島県	0	7	1	8	16	23
山口県	0	5	3	3	11	19
徳島県	0	3	1	4	8	24
香川県	0	3	1	5	9	17
愛媛県	0	4	3	8	15	20
高知県	0	2	1	11	14	34
福岡県	0	10	5	18	33	60
佐賀県	0	3	1	6	10	20
長崎県	0	3	1	8	12	21
熊本県	0	4	3	21	28	45
大分県	0	5	3	5	13	18
宮崎県	0	3	1	12	16	26
鹿児島県	0	6	1	13	20	43
沖縄県	0	6	4	8	18	41
合計	2	294	162	624	1,082	1,750

表2-1-23 都道府県別「携帯電話を給付対象とすべきか」

都道府県	給付対象と している	対象とすべ き	対象とすべ きでない	わからない	回答合計	全市区町村数
北海道	1	12	54	39	106	179
青森県	0	7	12	11	30	40
岩手県	0	1	10	10	21	34
宮城県	0	0	11	13	24	35
秋田県	0	0	9	7	16	25
山形県	0	2	10	6	18	35
福島県	0	3	20	11	34	59
茨城県	0	0	14	13	27	44
栃木県	0	1	9	5	15	27
群馬県	0	3	14	7	24	35
埼玉県	1	2	32	12	47	64
千葉県	0	2	34	15	51	54
東京都	0	1	30	10	41	62
神奈川県	0	1	12	7	20	33
新潟県	1	1	6	11	19	30
富山県	0	1	7	4	12	15
石川県	0	0	4	5	9	19
福井県	0	1	9	4	14	17
山梨県	0	0	5	9	14	27
長野県	0	1	19	16	36	77
岐阜県	0	2	16	10	28	42
静岡県	0	0	17	9	26	35
愛知県	0	2	25	14	41	57
三重県	0	1	8	6	15	29
滋賀県	0	0	8	5	13	19
京都府	0	0	9	8	17	26
大阪府	0	1	22	7	30	43
兵庫県	0	0	24	11	35	41
奈良県	0	1	10	8	19	39
和歌山県	0	0	10	6	16	30
鳥取県	0	2	4	3	9	19
島根県	0	0	6	3	9	21
岡山県	0	0	14	5	19	27
広島県	0	1	9	6	16	23
山口県	0	0	7	4	11	19
徳島県	0	0	5	3	8	24
香川県	0	0	8	1	9	17
愛媛県	0	1	11	3	15	20
高知県	0	1	7	6	14	34
福岡県	0	1	23	10	34	60
佐賀県	0	0	3	7	10	20
長崎県	0	1	5	6	12	21
熊本県	0	2	16	10	28	45
大分県	0	1	7	5	13	18
宮崎県	0	2	7	7	16	26
鹿児島県	0	1	10	9	20	43
沖縄県	0	2	9	7	18	41
合計	3	61	621	394	1,079	1,750

表2-1-24 都道府県別「ココセコムなど、位置情報確認システムを給付対象とすべきか」

都道府県	給付対象と している	対象とすべ き	対象とすべ きでない	わからない	回答合計	全市区町村数
北海道	1	44	14	48	107	179
青森県	0	10	4	16	30	40
岩手県	0	9	1	12	22	34
宮城県	0	9	3	12	24	35
秋田県	0	4	2	9	15	25
山形県	0	8	1	9	18	35
福島県	0	15	7	12	34	59
茨城県	2	10	2	12	26	44
栃木県	0	8	2	5	15	27
群馬県	0	13	2	10	25	35
埼玉県	0	17	12	18	47	64
千葉県	1	15	6	30	52	54
東京都	1	14	8	18	41	62
神奈川県	0	6	6	8	20	33
新潟県	0	5	2	12	19	30
富山県	0	2	4	6	12	15
石川県	0	3	1	5	9	19
福井県	0	5	3	5	13	17
山梨県	0	7	0	7	14	27
長野県	0	13	2	21	36	77
岐阜県	0	7	1	20	28	42
静岡県	0	6	2	18	26	35
愛知県	3	9	7	22	41	57
三重県	0	8	1	6	15	29
滋賀県	0	6	1	6	13	19
京都府	0	4	0	13	17	26
大阪府	0	5	6	20	31	43
兵庫県	0	11	5	19	35	41
奈良県	0	6	4	9	19	39
和歌山県	0	5	1	10	16	30
鳥取県	0	4	1	4	9	19
島根県	0	4	1	4	9	21
岡山県	0	9	4	6	19	27
広島県	0	2	3	10	15	23
山口県	0	3	2	6	11	19
徳島県	0	2	1	5	8	24
香川県	0	3	2	4	9	17
愛媛県	0	5	3	7	15	20
高知県	0	4	2	8	14	34
福岡県	0	13	9	11	33	60
佐賀県	0	2	0	8	10	20
長崎県	0	4	2	6	12	21
熊本県	0	12	6	10	28	45
大分県	0	7	2	4	13	18
宮崎県	0	8	1	7	16	26
鹿児島県	0	8	1	10	19	43
沖縄県	0	4	3	11	18	41
合計	8	378	153	539	1,078	1,750

表2-1-25 都道府県別「タイマーなど、時間管理をするものを給付対象とすべきか」

都道府県	給付対象と している	対象とすべ き	対象とすべ きでない	わからない	回答合計	全市区町村数
北海道	5	43	18	41	107	179
青森県	3	10	5	12	30	40
岩手県	0	10	5	7	22	34
宮城県	0	6	4	14	24	35
秋田県	1	6	3	6	16	25
山形県	1	5	4	8	18	35
福島県	0	12	7	15	34	59
茨城県	0	4	9	14	27	44
栃木県	0	4	2	8	14	27
群馬県	1	11	4	9	25	35
埼玉県	3	10	11	23	47	64
千葉県	0	10	18	25	53	54
東京都	1	6	12	22	41	62
神奈川県	0	4	7	9	20	33
新潟県	0	4	1	14	19	30
富山県	1	3	5	3	12	15
石川県	0	3	2	4	9	19
福井県	0	3	3	8	14	17
山梨県	0	0	2	12	14	27
長野県	0	11	4	21	36	77
岐阜県	0	4	4	20	28	42
静岡県	0	3	3	20	26	35
愛知県	0	12	8	21	41	57
三重県	0	7	3	6	16	29
滋賀県	0	6	0	7	13	19
京都府	0	3	2	12	17	26
大阪府	0	5	9	17	31	43
兵庫県	0	7	9	19	35	41
奈良県	0	7	2	10	19	39
和歌山県	0	4	2	10	16	30
鳥取県	0	3	1	5	9	19
島根県	0	3	1	4	8	21
岡山県	0	5	4	9	18	27
広島県	1	6	2	6	15	23
山口県	0	4	4	3	11	19
徳島県	1	1	1	5	8	24
香川県	0	3	0	6	9	17
愛媛県	0	2	6	7	15	20
高知県	0	3	2	9	14	34
福岡県	1	12	7	14	34	60
佐賀県	0	1	2	7	10	20
長崎県	0	5	1	6	12	21
熊本県	2	9	5	12	28	45
大分県	0	3	4	6	13	18
宮崎県	0	4	1	11	16	26
鹿児島県	2	4	2	12	20	43
沖縄県	2	4	1	11	18	41
合計	25	295	212	550	1,082	1,750

表2-1-26 都道府県別「イヤーマフや耳栓など、不快な音を遮断するものを給付対象とすべきか」

都道府県	給付対象と している	対象とすべ き	対象とすべ きでない	わからない	回答合計	全市区町村数
北海道	0	42	13	52	107	179
青森県	0	9	7	13	29	40
岩手県	0	7	2	13	22	34
宮城県	0	5	5	14	24	35
秋田県	0	5	4	7	16	25
山形県	0	6	3	10	19	35
福島県	0	13	8	13	34	59
茨城県	0	6	3	17	26	44
栃木県	0	3	4	8	15	27
群馬県	0	10	3	12	25	35
埼玉県	0	9	10	28	47	64
千葉県	0	14	13	26	53	54
東京都	1	7	11	21	40	62
神奈川県	0	6	5	9	20	33
新潟県	0	2	0	17	19	30
富山県	0	2	3	7	12	15
石川県	0	4	1	4	9	19
福井県	0	1	3	10	14	17
山梨県	0	2	1	9	12	27
長野県	1	9	4	22	36	77
岐阜県	0	6	3	19	28	42
静岡県	0	5	4	17	26	35
愛知県	0	13	6	21	40	57
三重県	0	6	2	8	16	29
滋賀県	0	5	0	8	13	19
京都府	0	3	1	13	17	26
大阪府	0	7	9	15	31	43
兵庫県	0	9	4	22	35	41
奈良県	0	3	4	12	19	39
和歌山県	0	6	2	8	16	30
鳥取県	0	2	1	6	9	19
島根県	0	2	1	6	9	21
岡山県	2	6	3	8	19	27
広島県	0	5	4	7	16	23
山口県	0	3	2	6	11	19
徳島県	0	2	1	5	8	24
香川県	0	3	3	3	9	17
愛媛県	0	5	2	8	15	20
高知県	0	4	3	7	14	34
福岡県	0	9	8	17	34	60
佐賀県	0	2	1	7	10	20
長崎県	0	4	2	6	12	21
熊本県	0	7	5	16	28	45
大分県	0	6	4	3	13	18
宮崎県	0	5	1	10	16	26
鹿児島県	0	7	1	12	20	43
沖縄県	0	4	1	13	18	41
合計	4	301	181	595	1,081	1,750

表2-1-27 都道府県別「環境調整のためのパーテーションを給付対象とすべきか」

都道府県	給付対象と している	対象とすべ き	対象とすべ きでない	わからない	回答合計	全市区町村数
北海道	0	26	23	58	107	179
青森県	0	4	3	23	30	40
岩手県	0	8	4	10	22	34
宮城県	0	4	6	14	24	35
秋田県	0	5	3	8	16	25
山形県	0	3	4	11	18	35
福島県	0	8	8	17	33	59
茨城県	0	3	5	19	27	44
栃木県	0	3	4	8	15	27
群馬県	0	8	4	13	25	35
埼玉県	0	7	13	27	47	64
千葉県	0	8	16	28	52	54
東京都	0	2	14	25	41	62
神奈川県	0	3	7	10	20	33
新潟県	0	1	1	16	18	30
富山県	0	2	2	8	12	15
石川県	0	2	0	7	9	19
福井県	0	3	2	9	14	17
山梨県	0	2	3	9	14	27
長野県	0	6	7	23	36	77
岐阜県	0	6	5	17	28	42
静岡県	0	1	6	19	26	35
愛知県	0	5	14	22	41	57
三重県	0	4	1	10	15	29
滋賀県	0	4	0	9	13	19
京都府	0	2	3	12	17	26
大阪府	0	4	8	19	31	43
兵庫県	0	5	8	22	35	41
奈良県	0	3	3	13	19	39
和歌山県	0	2	3	11	16	30
鳥取県	0	2	0	6	8	19
島根県	0	3	1	5	9	21
岡山県	0	4	3	12	19	27
広島県	0	6	2	8	16	23
山口県	0	1	3	7	11	19
徳島県	0	0	1	7	8	24
香川県	0	2	2	5	9	17
愛媛県	0	3	3	9	15	20
高知県	0	2	3	9	14	34
福岡県	0	6	11	17	34	60
佐賀県	0	2	1	7	10	20
長崎県	0	3	2	7	12	21
熊本県	0	5	6	17	28	45
大分県	0	3	3	7	13	18
宮崎県	0	2	2	12	16	26
鹿児島県	0	4	0	16	20	43
沖縄県	0	3	1	14	18	41
合計	0	195	224	662	1,081	1,750

表2-1-28 都道府県別「VOCA（会話補助装置）などのコミュニケーション支援電子機器を給付対象とすべきか」

都道府県	給付対象と している	対象とすべ き	対象とすべ きでない	わからない	回答合計	全市区町村数
北海道	6	55	4	42	107	179
青森県	2	10	2	16	30	40
岩手県	1	9	1	11	22	34
宮城県	1	7	1	15	24	35
秋田県	0	7	1	8	16	25
山形県	1	10	0	8	19	35
福島県	2	20	2	10	34	59
茨城県	1	12	2	12	27	44
栃木県	1	9	1	4	15	27
群馬県	2	15	1	7	25	35
埼玉県	5	11	3	28	47	64
千葉県	4	20	1	28	53	54
東京都	4	15	1	20	40	62
神奈川県	0	8	2	10	20	33
新潟県	3	6	0	10	19	30
富山県	2	4	0	6	12	15
石川県	0	5	0	4	9	19
福井県	0	5	0	9	14	17
山梨県	2	5	0	7	14	27
長野県	2	13	2	19	36	77
岐阜県	1	10	1	16	28	42
静岡県	1	6	2	17	26	35
愛知県	3	12	3	23	41	57
三重県	0	7	0	8	15	29
滋賀県	0	7	0	6	13	19
京都府	2	5	0	10	17	26
大阪府	0	9	3	18	30	43
兵庫県	2	10	0	23	35	41
奈良県	1	10	0	8	19	39
和歌山県	2	6	0	8	16	30
鳥取県	0	5	0	3	8	19
島根県	1	5	0	3	9	21
岡山県	1	8	1	9	19	27
広島県	1	9	2	4	16	23
山口県	0	6	1	4	11	19
徳島県	0	4	0	4	8	24
香川県	0	6	0	3	9	17
愛媛県	1	6	0	8	15	20
高知県	1	6	1	6	14	34
福岡県	3	15	2	14	34	60
佐賀県	1	1	0	8	10	20
長崎県	0	9	0	3	12	21
熊本県	3	11	1	13	28	45
大分県	0	7	1	4	12	18
宮崎県	0	9	0	7	16	26
鹿児島県	0	13	0	7	20	43
沖縄県	0	7	0	11	18	41
合計	63	455	42	522	1,082	1,750

資料２ 市区町村からの国及び都道府県への要望等

１．日常生活用具の品目・ガイドラインに関わる課題

- ・ 紙おむつの給付について、給付基準がはっきりとしないまま市町村に引き継がれたという印象がある。実際、新規給付の際には苦勞している。その他の品目についても同様に言えるため、支給基準に関するガイドラインを作成してほしい。
- ・ 日常生活用具給付制度と、自立支援給付費等の制度を統一すべきだが、現行の低所得者の利用者負担が０円であると、必要性が低い申請や、用具の転売等、数々の問題があると考え。ただし、市町村ごとに用具の種類や新製品を把握し、さらに基準額を設定するには限界がある。また、日常生活用具のほとんどが、地域の実情に関らず、必要なものが多い。
- ・ 新しい品目を追加するときには基準額の設定に苦慮するため、標準的な品目以外のものについて情報が欲しい。標準的な品目について基準額を示して欲しい（自立支援法執行後、基準額の設定を行っていないため）。
- ・ 日常生活用具の基準額の妥当性、新規で日常生活用具の給付対象とすべきかどうか判断する際に必要な用具の有効性など、市町村単位では判断しかねる部分があるため、全国画一の基準を設けてほしい。
- ・ 国・県で対象用具基準額等、目安となるものを示して欲しいと願う。都度この障害にはこんなものが必要と紹介してくれれば、参考になる。
- ・ 日常生活用具の品目の支給基準に関するガイドラインは、絶対必要です。
- ・ 自立支援給付は国で、地域生活支援は自治体でとなっているのは基準がバラバラで利用者が混乱する。すべて自立支援に統一すべき。又、発達障害等も国で障害として定めるべき。
- ・ 支給決定をする際に、こういった障害や病気であれば支給基準を満たすのか明確な基準を示して欲しい。
- ・ 新たに普及した福祉用具などで、給付の対象とできる物品や、かつて国で定めた基準額が現在の価格と見合わない物品について、調査に基づいた情報提供をお願いします。
- ・ 全国どこでも同じサービスが受けられるよう基準を統一してほしい。財源を保障してほしい。
- ・ 全国統一の給付制度ができれば、障がいを持つ人は理解しやすいと思うので、制度の統一を要望します。
- ・ 現在各自治体で給付となる品目については、地域格差を生まないよう自立支援給付に位置付ける必要がある。新たなレンタルやアセスメントを導入する場合も同様と考えるべき。
- ・ 地域生活支援事業は町の判断に任せられているが、国のガイドラインがあると判断に迷うことも少なくなるかなと思う。また「携帯電話」や「ここセコム」などは障害者に限らず、健常者だって自己負担で購入するものがあるので、そういうものは給付の対象とすべきではないと思う。障害を持っているからこそ必要なもののみを給付の対象項目に入れるべきと思う。
- ・ 国策で統一した基準を明確化（現在の日常生活用具・補助具は、身体障害を中心に制度化されている。）。
- ・ 現在の日常生活用具給付事業についても、国のガイドラインがあれば非常に有効的である。
- ・ 日常生活用具給付等事業については、障害者自立支援法の施行前から給付対象としている品目・対象者に対して給付を行っているため、発達障害者（児）については、給付対象外とな

っている現状にある。今事業については、今後、国や県で明確な基準を定め指導を行うようにしていただきたい。

- ・ 日具については、市町村事業だが、詳細なガイドライン等、国に示してもらいたい。
- ・ 問16の設問にでてくる用具等、発達障害者（児）にとっては必要だと考えるか、給付等の基準を明確に定めるべきだと思う。そうでないようなら対象にするのはむずかしいのではないだろうか。
- ・ 全国で統一した支給基準を定めてほしい。
- ・ 支援用具は数多くあり、必要とする障害者も多数いますが、全てを給付対象に出来ない現状の中で線引きするのが非常に困難。
- ・ 日常生活用具の給付対象品目について、市町村が判断しやすいよう最低限必須の品目を設けたり、品目の目安を設けたりしてほしい。
- ・ 日常生活用具は、地域生活支援事業として市の判断で運用していますが、実際には新しい用具や、適正な基準額など、判断に迷うケースがあります。国や県が、ガイドラインを示していただきたい。
- ・ 何を対象にしたらいいか、適正な基準額はいくらなのか、市の方で判断するのは難しい。国や都道府県の方で、ある程度示してもらいたい。
- ・ 各県で県内市町村の要綱を集め、相互に確認利用しやすくしていただきたい。
- ・ 地域生活支援事業での給付は市町村の判断で給付が可能となるが、利用者の生活空間は学校にしても病院にしても広域的なので、各市町村での差異が出てしまい、また病院や学校でも判断が難しい。できれば全国一律の制度が望ましいが、それが無理であれば県単位で実地して欲しい。もし、それも難しいようであれば給付の実情を県で把握し、情報提供をお願いしたいと考えます。
- ・ 市町村で給付対象かを判断している点について、県または国で統一した見解を示してほしい。
- ・ 新たに対象品目とするための判断基準を作ってもらいたい。
- ・ 市では日常生活用具を新規に加える場合、性能や規格・価格が妥当かどうか判断がつきかねるので基準等を示してほしい。
- ・ 日常生活用具として選定する際に参考となるような指針やガイドラインを示してほしい。
- ・ 日常生活用具については、市町村ごとに給付内容は基準額まで全くことになってしまうため、ガイドラインを定めてほしい。
- ・ 各品目に対して基準の値段が設定されているものの、市場価格における適正価格であるのかどうか分からない。現在の基準価格より安価に生産・販売可能であるかどうかを知りたい。品目・種目・給付量などの幅を、今後広げるための経費を捻出するためにも必要であると思われる。
- ・ 市町村事業とはいえ、品目の削除や追加については、統一的対応がとれるよう指示をいただきたい。
- ・ 地域生活支援事業ということもあり、市町村に任されているところですが、給付品目等に市町村間で開きがありますので、国、県でガイドラインを示していただければと思います。
- ・ 市町村によって支給決定にばらつきがあるため、補装具費支給制度のように、基準を統一した方が良いと考えます。

- ・ 日常生活用具に関して自治体が要望等を判断するのは荷が重い（特に新しい機器について）。
- ・ 他自治体では認めているのと言われることが多いため、包括的な一定の基準を定めて欲しい。
- ・ 給付品目を追加する場合、判断基準が欲しい。新商品（特に電子機器）の多機能化が進み、判断が難しいものが多い。
- ・ 日常生活用具については、日々新しい製品が出たり、専門的知識が必要になるので個々の市区町村での整理が困難なので国での統一的基準があると良い。（補装具のように）
- ・ 補装具の事務取扱指針や基準額の告示などのような技術的援助を図ってほしい。全国的に基本となる部分の制度統一にて地域格差が生じない給付制度への変更をしてほしい。
- ・ 自立支援法では地域生活支援事業として位置づけられている日生具ですが、各自治体で種目や基準等に差があるので、国等で支給基準に関するガイドラインをぜひ策定していただきたいと思います。
- ・ 自治体ごとに大きな格差が生じない様、目安となるガイドラインを作成すると共に、給付に対する補助内容の公平性が図れる様なシステムが必要だと考えられます。
- ・ 障がい別に日常生活用具の新規給付の希望は多いが、対象者が限られているので、どれを対象として、どれを非対象とするのか？また、予算が限られているなかでどこまで公的福祉制度で保障すべきなのか判断が難しいと思います。
- ・ 異動になり担当し、あまり知識のない中で業務をしなければならない事が大変である。かなり専門知識が必要となると思う。国で詳しいガイドラインの策定、又、気軽に何でも問い合わせのできるようなサポート体制がほしいと思う。制度が複雑すぎると感じる。
- ・ 現状に合った用具の基準額を示して頂きたい。
- ・ 日常生活用具は改良、新製品が続々と生まれている現状かと思います。担当者が認識知識が追いつかないので、標準仕様を国が示してくれば、市町村単独事業としても自信をもって給付できるので、この点について配慮してほしい。
- ・ 支給決定は専門的知識が求められると思うが、小さな自治体では専門的判断が難しい。基準は設けているが個人の要求は一人ひとり違っている。
- ・ 小規模市町村では、専門的知識を持った職員がいらないため、日常生活用具についても、補装具と同じように国で統一的な取り扱いをしてほしい。
- ・ 市町村判断に任されているので、市民の方から要望があった時、相談できる機関がない。新規に項目を増やす時や、基準額の変更の時に、近隣市町村との調整や、額の判断が難しい。有る程度の基準があるとやりやすい。
- ・ 各市町の給付対象を県内だけでも統一してほしいです。
- ・ 日常生活用具の給付品目や支給基準額について、国や都道府県より何らかの基準・ガイドラインを示していただきたい。
- ・ 今回の調査の内容から日常生活用具給付については、地域格差問題があり、市町村ごとに取り扱いも様々であって、障害者にとっても分かりづらいものとなっています。問7にあるように国等に支給基準のガイドラインの策定を要望します。
- ・ 日常生活用具は市町村事業なので、近隣市町村の給付対象範囲が分かりづらい。県下でできれば、統一した基準を設けられるようにしてほしい。

- ・発達障がい等の早期発見により、療育が必要な子どもも増え、日常生活用具の内容も変えていかなければならないと思うが、地方の予算が限られている。（地域生活支援事業なので補助が少ない）地域によって必要なものは多少異なると思うが、県単位くらいで、地域生活支援事業の内容・額などを統一してほしい。
- ・対象品目、対象者（障害の種類、等級など）、基準額を統一すべきと考える。
- ・厚生労働省告示第 529 号やテクノエイドの示している基準があまりに現実に促していない。新しい基準が欲しい。
- ・日常生活用具の給付は現在市町村の事業とされていますが、個々の用具についてその効果や有効性を個々の市町村が判断することには限界があるので、国や県で給付対象とするかどうか検討・評価をしてもらいたい。
- ・品目や給付基準に関するガイドラインを策定してほしい。
- ・自立支援法執行後、要綱制定が市町になり、品目の改正が行われた市町、そうでない市町と県内でバラバラになりつつあり、市民からの問い合わせも「隣市では認められている品目なのに・・・」とあり、困っています。県単位での品目、基準額の統一をして欲しい。
- ・地域間で給付品目や基準額に差があるべきではない。補装具同様、全国統一基準とすべき。
- ・地域生活支援事業としたことで地方の実情に合った給付という形になったが、生活用具の給付に、地域差が有るのか分からないが、一律の基準で給付等を行えた方が利用者にとって、地域格差がないので良いと思う。
- ・市町村間の格差の拡大を防ぐため、ガイドラインを作成してほしい。
- ・国で品目・判断基準を示してほしい。
- ・転出や転入によって、受けられる品目や基準が違ってくる、今の市町事業では、利用者も担当も混乱する。市町事業としても、基準は国が示すべきではないかと思う。
- ・地域で差がでないように支給基準の統一をお願いしたい。
- ・給付対象としていいか判断が難しい品目等に対して、明確な基準を示してほしい。
- ・問 16（1）・（3）～（7）について、1 個人としては対象になればよいと感じるが、担当としては、支給対象者や基準額と明確な基準がなければ、支給しにくいと感じるため[4. わからない]と回答しました。
- ・対象者や基準額について、変化してきているものもあるので、ガイドラインの作成をしてもらいたいです。（何が、どこが適性か判断する材料が少ないため）
- ・小規模の自治体では、給付品目ごとの基準を定めることが難しいので、国などが、全国同一の基準を定めることが望ましい。
- ・市町村には専門的知識を持った者が少ないので、新たに開発された品や給付の要望があった特別の品について、対象として品目の追加の可否判断をすることが難しいので、補装具と同様、国又は県において品目を定めていただくか、通知等で技術的助言をしてもらえればありがたいです。
- ・日常生活用具給付事業は、全国的に統一することが望ましいと考えます（品目、基準額、対象等）。
- ・日本国内のどの市町村に住んでいても同じサービスが受けられるように国の基準を設定すべきだと思います。

- ・ 支給基準に関する国や県のガイドラインの策定等により一定の指針が必要である。
- ・ 現在市町村の事業として行っているが、規模の小さい当町では、過去の事例も少ない。県に照会を行っても、明確な回答は得られない。市町村間で内容の差も見受けられるので、国や県に事例の収集や、基準策定をお願いしたい。
- ・ 給付品目を追加する場合、情報量が少なく適正な基準額等、対象にすべきかの判断基準が難しい。国の支給基準に関するガイドラインを策定してほしい。
- ・ 判断基準の明確化と簡素化。日常生活用具に言えば単独で設定する必要はほとんどなく、ガイドラインを統一すべきだと考える。
- ・ 日常生活用具について、市町村によって取組み状況がことなるので、支給基準を国で統一してほしい。
- ・ 支給基準を国はより具体的に示し、財源についても市町村負担のないような政度としてほしい。

2. 日常生活用具の情報提供・情報交換・研修に関わる課題

- ・ 品目等について積極的な情報提供。
- ・ 研修会の実施。
- ・ 質疑・応答集を作成してほしい。
- ・ 県内の各市町村に対して年に1度研修・意見交換の場を作っていただきたい。
- ・ 技術の進歩や新しいメディアの開発等に即応した品目の追加、変更を行うための情報提供。
- ・ 介護と障害と生活保護の優先が分かるパンフレット希望
- ・ 限られた財源での運用が続いているが、支給品目に関して旧法では①補装具だったもの（＝ないと日常生活に支障が大）と②そうでないもの（＝あれば便利的なもの）がまだ混在しているように思う。高額な②の決定後、①の決定が支障をきたすような場合、非常に納得できないものがある。県内及び近隣の日常生活用具取り扱い業者についての情報が不足しているので、用具ごとに検索しやすい一覧を作成・情報提供していただきたい。
- ・ 市町村の職員も専門知識を有していないので、用具についての知識普及の機会を数多く設けて欲しいです。
- ・ 全国もしくは県内の給付判断の事例やその名称など判断材料の情報があればいただきたく思います。
- ・ 日常生活用具の研修会を年1回程度設けてほしい。

3. 日常生活用具の対象者（発達障害含む）に関わる課題

- ・ 日常生活用具の給付に限らず、発達障害への支援体制が整っていない。（発達障害者・児が増えているのに対し、専門機関・専門員が少ない等）。発達障害については幼児期からの支援が重要なので、国では更に力を入れていただき、国・県・市町村共に支援体制を整えていきたいと考えている。
- ・ 発達障がいに関する情報が少なく、また対象となる者(児)が求めている日常生活用具など、つかみ取れていないので、情報・研修を充実させてほしい。（ただし、研修の機会が多くても、職員の少ない自治体では担当職員の出席が難しいという矛盾も抱えています）

- ・ 発達障がい（児）者が必要とする用具がわからない。（利用者へアドバイスできない）。必要性のある用具については、情報提供してほしい。
- ・ 知的障害者に限って使用されると思われるもの→対象とすべき。
- ・ 知的障害者以外の者も使用されるもの→対象とすべきでない。
- ・ 障害者の生活を支援するという視点から身体も発達障害も同様に支援していくべき。発達障害の認定について国・県が早急に実施すべきと思う。
- ・ 問16について「わからない」と回答しているところについては、必要性がないと判断しているわけではなく、発達障がい者（児）の必要とする用具は個人によって多種多様となるため、様々な用具も勘案すべきであると考えます。また、発達障がい者（児）についての判断は療育面か日常生活面かその他かという基準の難しさも考慮しています。
- ・ 上記の日常生活用具の給付の制度も必要と思うが、その前に発達障害者（児）の手帳制度をつくることを早急にしていただきたいと思う。それができた上で日常生活用具の品目に加えたいと思う。
- ・ 問16－7:品目は対象となっているが、給付対象者に知的障害者（児）及び発達障害者（児）は入っていない。

4. 日常生活用具の助成制度に関わる課題

- ・ 地域生活支援事業を自立支援給付へ統合。
- ・ 問16. 「わからない」の回答は要望等が得に無い為。安価購入できそうなものは対象から外しても良いと思われる。

5. 日常生活用具の給付課程に関わる課題

- ・ 専門家を各自治体に配置していただきたい。紙での無駄な調査・アンケートをやめて欲しい（メール希望）。
- ・ 給付することにより利用者の利便性を向上させるのに、どのように役立っているかを知りたい。（窓口で対応しても、給付用品がどのくらい役立つものか伝えることができないため）

6. 日常生活用具の制度全般に関わる課題

- ・ 日常生活用具も修理を認めるようになれば良いと考えます。
- ・ ストーマは、補装具にもどすべきと考える。ストーマはなくてはならないものであり、日常生活用具にしている理由がわからない。
- ・ 現在テクノエイド協会のホームページにアクセスしても、日常生活用具の給付制度が、地域生活支援事業になってからは、障害福祉の用具については案内が無くなった。年々新しい介護用品が出てくる中、支援基準自体を市町村に任されても専門知識がなく定めるのは難しい。具体的な給付品目と内容を含め、国でガイドラインでなく支給基準を定めて欲しい。市町村独自に定めることは難しいため、いつまでも現在の支給基準を変えることができないことになってしまう。
- ・ 基準単価が定価とされている場合が多い。適正価格であるか疑問がある。

- ・ 自閉症等の障害については、個々の状況に対応することが身体障害者手帳を持つ障害児よりも求められることが多いと思うので、日常生活用具として対応するよりは、もっと柔軟に対応できるように、別事業枠を設けるか、又は支給基準（給付対象物・基準額含む）を明確に示し、統一的な見解を以て給付に対応すべきかと思います。
- ・ 障害の特性に応じた給付を行うためにも、専門家による用具の選定からトータルアフターケアまでを行える専門家の育成が必要と考える。地域生活支援事業は、補助（金）事業なので前年度実績をふまえた予算配分がなされるため、小さい市町村は、補助金が不足することがある。追加交付のできる制度にするため負担金事業にして頂きたい。

7. 日常生活用具のレンタルに関わる課題

- ・ 介護保険のようにレンタルを認め、自治体の負担を減らして欲しい。

8. 補装具も含めた福祉用具全般に関わる課題

- ・ 自立支援給付、補装具費支給制度で適用となっている「居住地特例」が地域生活支援事業では、市町村判断であるが、国及び都道府県の責任として制度化していただきたい。
- ・ 障害福祉サービスを支援するための専従者を配置するよう制度化してほしい。
- ・ 日常生活用具、補装具、介護用品などがあり判断しづらいときがあるので、出来れば統一して一つにしてほしい。
- ・ 激変する制度ではなく、安定した制度構築を求める。
- ・ どの事業も整理・統合に努め、簡素で分かりやすく、利用者側も支給する事務も大幅な軽減になることを強く要望する。
- ・ 日常生活用具については市町村で決定できる事項ということだが、補装具と同様にした方が利用する側でもわかりやすいと思われます。
- ・ 日常生活用具給付事業を補装具費支給制度に統一してほしい。不可能であれば地域生活支援事業補助金の増加をお願いしたい。
- ・ 補助具と日常生活用具の明確化。補助具対応であるか、保健（国保 etc）対応であるか。「コルセット etc」の明確化。
- ・ 低所得世帯は、無料となり申請があり支給基準にあてはまれば支給しているが、本人が本当に必要なかどうか疑問を持つ場合がある。業者のいいなりにならないような支給制度にしてほしい。
- ・ ストーマ用具はくり返し使用できるものではなく消耗品であり、生活用具として取扱うのは不適合である。ストーマ造設者にとってのストーマ用装具は呼吸機能障害者にとっての酸素ボンベのようなものであり、医療保険で給付すべきものとする。
- ・ たん吸引器やネブライザーも、病院で受けると医療行為で、自宅で必要な場合は生活用具扱いとなるのはおかしい。こちらも医療行為の延長上にあるのだから、治療用装具のように医療保険で給付すべきである。
- ・ 問16の日常生活用具の給付時における給付基準を決めていただきたい。補装具費支給制度と日常生活用具給付等事業を統一した際には、補装具費支給制度についても応能負担としていただきたい。

- ・ 補装具同様、国、県において負担金として負担願いたい。
- ・ 総合的に制度改正するにしても自治体への事前周知と十分な準備時間の確保。また予算等含め持続可能な制度であること。公費という観点から障害者のみならず広く国民に理解される制度となること。
- ・ 地域生活支援事業において必要不可欠と思われる事業（移動支援事業）等を自立支援給付とし、自治体負担の軽減、格差解消。日常生活用具においてもストーマ、紙オムツなどは補装具として認める、等。
- ・ 補装具も日常生活用具も、障害者にとって必要な「福祉用具」ととらえるならば、日常生活用具も国または都道府県レベルで基準を統一すべきではないでしょうか？必要と考えられる用具が、居住地によって差が出るのはおかしいと思います。それらのことを考えると、日常生活用具も自立支援給付費の対象とするのがよいのではないのでしょうか？
- ・ ストーマ用装具を補装具の品目に戻していただきたい。
- ・ 65 歳以上の高齢障害者の場合、福祉用具・補装具給付・日生具給付をする上で他法優先の原則に基づき、給付しないとしているが、障害では低所得者実質無料で他法（介護保険）では一割負担。これでは、他法優先すると問題が有るように思われる。
- ・ 自立支援と地域生活支援を一つの制度として一体として実施していただけると望ましい。小さい自治体では、マンパワー不足による制度増は負担増であり、利用者も複雑でわかりにくいとの意見も有る。
- ・ 問 16 の用具等は、療育訓練と併せて活用することでコミュニケーション支援になると思うので単に給付対象にするのではなく、例えば、療育施設からの無償貸与に対し国が補助するなどして、活用支援の充実を図ってほしい。現状での給付は当市の療育状況からは活用に結びつかないように感じます。
- ・ 本町は規模が小さく、上記はニーズがなく判断に困る。補助金交付システムも、制度の改正とともに手続きが容易な「物」を望みます。
- ・ 障害者自立支援法施行を機に日常生活用具事業が市町村の判断による地域生活支援事業になったことに問題があると考えています。日常生活用具の多くは障がい特性により必要になるもので地域特性は関係ないものであるため、全国一律の基準である補装具と同等の仕組みとすべきであると考えています。
- ・ 他の用具でもあることなのだが、例えば、ストーマ装具は、交換・手技は医師等の指示で行い医療行為となる装具でもかかわらず医療費で計上されず、また、装具がなければ生活をひと時も継続することが出来ないものであるが、負担額・月額上限があり、区分（尿・結腸・回腸）により交換頻度も違い、交換回数の多い人の不安は大変である。そこで、利用者実態にあった全国統一の区分、基準額の設定。非課税世帯の自己負担の免除。など補装具費制度（自立支援給付）と同じく国・県の経費補助を望む。
- ・ ストーマ装具は補装具として取扱ってほしい。

9. 近隣自治体との連携・調整に関わる課題

- ・ 現在、当市において問 2 の回答のとおり、知的障害者（児）に対して日常生活用具を交付対象としている。問 16 のような品目を交付対象として含めるべきかは十分に市民の意見を調

査し反映していく必要があると思う。その際には他市の動向も参考にできればと考える。現時点では特に品目についての追加の相談はない。

10. 日常生活用具に関わる予算等財源に関わる課題

- ・ 地域生活支援事業の補助金は頭打ちであり、日常生活用具ではほぼ使いきってしまっている状態で、他の事業が町の持ち出しにて行わなければならなくなっている。事業の拡大は非常に困難である。
- ・ 補助率のかさ上げ。
- ・ 市町村に対する財政上のバックアップの充実。
- ・ 日常生活用具給付事業は市町村助成であるが、限界があるため、補装具のように国等から補助をお願いしたい。
- ・ 地域生活支援事業は、予算の中での補助金で国・県ともに？費に対しての？？補助がこないため、自治体の持ち出しが多くなっている。そのため、地域格差が大きくなっていると思われます。財源確保と国によるガイドライン等の提示を希望します。
- ・ 知的障がい者等が使用する福祉・生活支援用具が、日常生活用具の給付対象となるには、財源確保・情報提供（給付対象品目、給付対象児者、基準額、耐用年数、取扱業者）が必要である。
- ・ 地域生活支援事業は自治体の実情に応じて柔軟に取り組むことになっているが、財源が乏しい自治体は他と格差が生じてしまう。有る程度、法令で種目・対象者が細部まで整備されていれば、予算も確得しやすくなる。
- ・ 例年補助金が満額得られないのが不満である。
- ・ 現在、各地方自治体に超過負担が発生しており、地域生活支援事業であることにメリットがない状況です。制度運営に必要な財源を保障してほしいと考えます。
- ・ 対象者や品目が拡がることには賛成であるが、それを担保する財政支援として国庫 1/2、県費 1/4 の補助金がある。しかし実際は「予算の範囲内での補助」とされており、補助率は低く、残りは自治体の負担となっている。自治体の財政力により施策に格差がでている現状なので安定した財政支援を強く希望する。
- ・ 財政状況が市町村によってちがいますので、障がい者が居住地により受けられるサービスに格差が生じないように。又、確実な歳入を見込める補助金にして欲しい。
- ・ 地域生活事業の国・都からの「実質」補助率を高めてほしい。
- ・ ストーマ等、新製品が出るごとに少しずつ価格が上昇。利用者の負担増が発生している。財源の保障を要望します。給付対象を広げる必要性も感じるが、一方で市区町村の財政を考えると難しい。「どちらともいえない」「わからない」という回答はそのため。
- ・ 補助基準どおりの財源確保（国 1/2、都 1/4 補助金）。
- ・ 日常生活用具には、町の支出に対して国・県の補助金があるが、支給（支出）実績に応じて補助金交付されない状況にあるため、町の負担が大きくなっている。これも日常生活用具の対象品目が増えない要因の一つと考えられる。支給（支出）実績に応じた補助金が国・県から交付されるよう要望したい。

- ・ 給付対象は拡大されても、現在、国や県の補助率以下の補助金しか交付されておらず、自治体の負担が大きくなるばかりである。
- ・ 今後、発達障害や難病の方の給付等を、現行の地域生活支援事業の補助金ではなく、自立支援事業の補助金として安定した財源を確保してほしい。
- ・ 発達障害者を対象とした日常生活用具に限らず、新たな補助制度を作る場合には、国及び都道府県の負担が保障された形での実施を要望する（義務的負担とすべき）。
- ・ 地域生活支援事業の国及び県補助金について、市区町村の必要な所要額全てが措置されていないため、市区町村の持ち出しが多い状況にあり、居住市区町村の財政状況により給付の不公平が生じている。
- ・ 国庫及び県の補助金の枠でなく、負担金として財源を確保できるようにしてほしい。
- ・ 市の負担が無いようにして頂きたい。
- ・ 地域生活支援事業における必須事項（日常生活用具・移動支援事業）の統合補助金の確保。
- ・ 地域生活支援事業（市町村事業）のままで、財政の負担もあり、今後給付対象品目の拡大等は難しくなると考えます。
- ・ 日常生活用具について：財政的な余裕がある時なら自治事業の目的どおり、ニーズに沿った対応ができると思うが、財政的に厳しい今、「地域で」と言われても市では困ることが多い。地域で決められると言うと対象者には耳あたりがいいが、財政的な理由で市ではすぐ対応できないという現状では市に不信感を持たれるので、もっと実状を分かって策定してほしいです。
- ・ 日生具も自立支援給付にして、国が 1/2 県が 1/4 の負担を確実にしていただきたい。
- ・ 事業費の補助を上限でなく、事業費の 2 分の 1 を補助してほしい。

1 1. 自治体に対しての相談窓口・相談機関の必要性

- ・ 専門的かつ広範囲になるので、総合相などの助言機関がないと自治体として対応が難しくなります。
- ・ 障害程度等により町で支給決定をしていますが、用具の必要性等、専門的な知識を持った者がいないため、判断しにくい場面があります。そういった場合に指導して下さる機関があれば助かります。
- ・ 日常生活用具の性能や金額、障害への適性について相談できる専門機関を設置してほしい（県総合福祉センターがこの役割を担えないでしょうか）。

1 2. 福祉用具開発に関わる助成制度の課題

- ・ 製作者が少なくほぼ独占状態になっている品目があり、実際よりも高価な商品があると考えられる。このため、より適正な金額での給付となるよう、用具開発の助成制度を構築してほしい。
- ・ 製作者への開発助成については福祉全般にかかわるので自治体を通さず直接国が助成を行うべきである。

13. その他

- ・ いずれの用具についても、日常生活用具等の制度での給付要望はなく、各用具について個別に情報収集のうえ検討しないと現時点では回答不能。
- ・ 新しい日常生活用具の開発を推進していただきたい。
- ・ 特になし
- ・ 問16は判断が難しいと思った。障害があるために必要なのか？公費負担の必要性があるのか？
- ・ 音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する障害者等は給付対象となっている。
- ・ 但し学齢児以上の身体障害者・児で音声機能若しくは言語機能の障害又は肢体不自由かつ発声・発語の著しい障害をもつものに携帯用会話補助装置として支給。
- ・ 個別に用具業者が売りこみに来ることも多いという理由もあり上記対応を希望します。
- ・ 問16：各品目について、現時点で当方が情報不足であるため「4. わからない」を選択。
- ・ 当村には対象者が久しく不在なため回答不明が多く申し訳ありません。
- ・ 車で移動時に運転者の邪魔にならないようにする為の物。運転席と後部座席の間に取り付ける遮断するような板が給付対象になればいいと思います。
- ・ 移動用リフトの基準額と市場の値段がかなりかけ離れており、申請者の負担がとても大きいので、現在の相場に合った額に見直してもらいたい。
- ・ 転居した際の過去の利用状況がすぐ分かるようなシステムはできないか？
- ・ 問16全般。限られた予算の範囲で運用しており、申請者の偏りを避ける為、一申請者一品目（年度内）で取り扱っているため、小額な品目、一般的な品目は対象とすべきでないと考えます。。市町村格差を生じないような制度を希望します。
- ・ 問16：「わからない」「どちらともいえない」への選択理由は「それらの意見・要望がないため、検討対象ともなっていないため」の解答です。
- ・ 知的障害者の方から日常生活用具についての相談があっておりませんので、よくわかりません。
- ・ 基準単価がやや高すぎると思える物がある。基準額について見直しが必要ではないかと思う。
- ・ 特になし

2. 2 知的障害及び発達障害のある人のための福祉用具を給付対象として取り組む市区町村（聞取り調査）

1. 研究目的

全国の 1,750 市区町村を対象に、自記式質問紙調査法（郵送）により知的障害及び発達障害のある人への日常生活用具給付の実績や、市区町村の取組み、現行制度の問題点・課題について調査を実施し、1,099 市区町村から回答を得た（2. 1 で既述）。多くの市区町村において知的障害及び発達障害のある人に対する日常生活用具の給付品目として障害者自立支援法施行以前より実施されている頭部保護帽や火災報知器等を対象とする一方で、それ以外の品目となると給付事例は極めて少ない実態がわかった。

そこで本項では、頭部保護帽等以外の品目を対象とするむね回答があった市区町村を対象に、新たな品目追加の内容や経緯、現状の課題、県や国に対しての要望を聴取することを目的とした。これらにより、質問紙による調査を補完し、新たな総合福祉法の議論のための基礎資料を提供し、知的障害及び発達障害のある人のための福祉用具の制度のあり方に資することを目的とする。

2. 調査方法

（1）電話での聞取り調査

全国市区町村調査の回答を精査し、知的障害及び発達障害のある人に対する日常生活用具の給付品目のうち、障害者自立支援法施行以前より引き継いでいる「頭部保護帽」、「火災報知器」、「自動消火器」等の品目以外の品目を対象とすると回答した次の市町村を抽出し、電話にて具体的な内容、経過等について聞取り調査を実施した。

- ① イヤー・マフ等、知的障害及び発達障害のある人に対して、その使用により障害の部分を支え補う効果があると考えられる品目を対象とする市区町村
- ② 携帯用会話補助装置等、もともとは肢体不自由の人を対象とした品目であるが、知的障害及び発達障害のある人にも対象を広げ、その使用により知的障害及び発達障害の人の障害の部分を支え補うことができる可能性がある品目を既に対象としている市区町村、もしくはその可能性のある市区町村
- ③ 地震防災用具等、給付品目の自由記述箇所において記載名目の確認を要する市区町村

（2）岡山県の調査（訪問調査など）

平成 20 年度¹⁾及び 21 年度調査²⁾の倉敷市に引き続き、今回は津山市、井原市及び真庭市の聞取り調査を実施した。聞取り内容は、「知的障害及び発達障害のある人の福祉用具を日常生活用具の対象品目とするまでの経緯」、「日常生活用具の要綱」、「給付の対象」、「給付までの流れ」、「給付決定の判断」、「給付状況」、「現状の課題」、「県や国に対しての要望」の 8 項目である。

3. 調査結果

（1）電話での聞取り調査

全国の市区町村に対して実施した「知的障害者（児）及び発達障害者（児）への日常生活用具

の給付に関する調査」の問2「問1で「1. 要綱を定めている」市区町村にお聞きします。知的障害者（児）及び発達障害者（児）を給付対象とする品目を教えてください（筆者注：問1においては、知的障害者（児）及び発達障害者（児）に対応する給付要綱の策定の有無を聞いている。）」、及び問6「問5で「1. 給付等実績あり」と回答された市区町村は、その実績を教えてください」の「（3）給付した主な物品名」の両質問に答えた市区町村の回答内容を精査した。

まずは、障害者自立支援法施行以前より引き継がれていると考えられる「頭部保護帽」、「火災報知器」、「自動消火器」、「電磁調理器」や基本的に身体障害のある人のみを対象とする品目をのぞいた、これまで我々の調査研究^{1, 2)}によって知的障害及び発達障害のある人の支援に有効な機器であるとわかっている「携帯用会話補助装置」、「防音保護具」、「時計（タイマー）、障害児訓練器具」、「情報・通信支援用具」、「住宅改修」等を対象とする市区町村を抽出した上で、該当した市区町村の担当に電話等で直接内容を確認した（表2-2-1）。表2-2-1の聞取り結果の欄にある「△」は、現状では対象としていないが今後対象となる可能性があるという回答を得た市町村である。「○」は、知的障害及び発達障害のある人を対象とした品目がある市区町村である。

表2-2-1 回答紙より抽出した知的障害及び発達障害のある人に対しての日常生活用具の給付の可能性のある市区町村及び電話での聞取り結果

都道府県	市区町村	回答紙記入内容	聞取り結果	備考
A	a	携帯用会話補助装置	○申請時医師の意見書添付により、課内にて確認、支給決定がなされる	21年7月に1件実績。学校からの要望にて実施に至る
A	b	転倒防止保護帽	○頭部保護帽	
B	c	要綱確認	△特殊便器	単独では実績なし
C	d	情報通信支援用具	△医師意見書により給付される可能性がある。	現状では実績なし
D	e	携帯用会話補助装置	△要綱に給付対象を限定する縛りはない。医師の意見書等で拡大解釈、給付できる可能性がある	現状では実績なし
E	f	イヤーマフ	○療育手帳所持者であり、聴覚過敏の人	支援学校からの要望により、平成22年8月より実施。調査時点では支給例はない
F	g	温水洗浄便座	△身障1級、2級が対象、自らでの排便が困難な人	現状では単独での実績はなし
G	h	洗浄機能付き便器	△上記同様	

H	i	地震防災用具	○県が地震防災用具のガイドラインを作成。昨年改正。5万円まで、5年年限	地震発生時の避難時に安全が確保できるように、安全ベスト、蛍光ベルト等。ガスを止めるものや担架、リュック、ヘルメット等が対象
H	j	地震防災用具	○上記同様	
H	k	障害者用ベスト	○上記同様	
H	l	地震防災用具、障害者用防災ベスト	○上記同様	
H	m	地震防災用具、障害者用防災ベスト	○上記同様	
H	n	地震防災用具	○上記同様	
H	o	地震防災用具	○上記同様	
H	p	地震防災用具、障害者用防災ベスト	○上記同様	
H	q	地震防災用具	○上記同様	
I	r	感震器付きガスコンロ用出火防止装置	○	
J	s	便器、テーブル、音、リフト	△現在は対象となっていないが、今後対象となる可能性がある。	基本的には身体障害者用品目
岡山	井原市	防音保護具	○ 後述	後述
岡山	津山市	状況に応じて支給適と判断した場合、補助対象（情報意思疎通支援用具、介護訓練支援用具）とする	○携帯用会話補助装置実績あり、Dr 診断書、職員が確認	後述
K	t	携帯用会話補助装置	△知的障害のみの人については、医師の意見書添付にて給付の可能性はある。	現状では実績なし

回答した 1,099 市区町村のうち、知的障害及び発達障害のある人にとって必要な日常生活用具（「頭部保護帽」、「火災報知器」、「自動消火器」、「電磁調理器」等の障害者自立支援法施行以前より引き継がれている品目を除く。）を給付対象とした市区町村は、わずか 20 市区町に過ぎない。さらにこの中で明らかに知的障害及び発達障害のある人のみを対象とした給付対象品目を持つところは 13 市区町であり、回収市区町村の約 1.2% となってしまう。また、現状では特例ともいえる「地震防災用具」を給付品目に持つ静岡県 of 市町を除くと、知的障害及び発達障害の障害の部分を支え補う用具の品目を持つ市区町村は 4 市区町であり、回収市区町村のわずか約 0.4% である。

次に、障害の部分を支え補う品目として「携帯用会話補助装置」、「防音保護具」及び「地震防

「災害用具」を給付品目とした市町村について聞き取った内容を示す。

1) 携帯用会話補助装置

この装置は、声を使ったコミュニケーションの苦手な人が、通常であれば声を使ってコミュニケーションを図る場面において使用される支援機器である。特に VOCA（Voice Output Communication Aids）と呼ばれるものは支援者があらかじめ、もしくはその場で必要な言葉を録音することを基本的な性能とする。

現在こそ知的障害及び発達障害のある人の使用が増えているものの、もともとは重度の肢体不自由の方の使用機器として開発されている。そのため、多くの市区町村において携帯用会話補助装置を日常生活用具の品目として対象としているものの、給付の対象は肢体不自由の方で構音障害等のある方や、声帯や咽頭に何らかの障害のある方等の音声・言語機能障害の方となっている場合がほとんどである。

知的障害及び発達障害のある人に対して給付実績のあった市区町村は、今回の調査においては2市町であった。

そのうち、A県b町では、平成21年度に知的障害のある児童に対して、キーボード入力タイプの携帯用会話補助装置（VOCA）が1件給付された実績があるが、これは学校からの要望がきっかけとなり給付対象として知的障害のある人が追加された。給付にあたっては、医師の意見書を要件としている。

また、岡山県井原市は、知的障害のある人を携帯用会話補助装置の給付対象として明確に規定したものではないが、1件の給付実績が見られる（後述）。



図 2-2-1 携帯用会話補助装置の一つである VOCA

左は録音数1であり、上部のスイッチを押すと録音した声が発声される。中央は録音数8であり、同じく録音内容を絵文字等により表記したところを必要時に選択し押すと発声される。どちらも、人の声を録音して使用する。右は、ゲーム機のDSi用のアプリとして開発されたものであるが、タッチペンにて画面の五十音の表をタッチして単語、もしくは文章を作成し、人工音声にて発音させるものである。いずれも使用者本人の持つ力や課題、周りの支援体制、環境によって適切に選択される必要がある。

2) 防音保護具（具体的にはイヤーマフや耳栓等）

イヤーマフはもともと騒音の激しい工場等で耳を守るために開発されたものである。そのため、以前は子供も大人用が使用していたが、最近は子供用も商品化され、年齢に関わらず使用で

きるようになってきた。図 2-2-2 の左側のイヤーマフは子供用のものであり、色もカラフルなものである。右側のイヤフレックスは、若干遮音効果は落ちるものの、耳を覆うことが苦手な人が使用できるようにした耳栓タイプのものである。

現在では、イヤーマフはすでに発達障害のある人が学校や施設、家庭において使用している事例もよく見かけるようになった。特に感覚過敏（聴覚過敏）等により、賑やかな教室入ることや、電車に乗ることができなかつたり、赤ちゃんの泣き声が苦手な病院の待合室に入ることができなかつた人たちが、イヤーマフの使用により苦手な音が軽減され、それぞれ参加ができるようになり、生活の場が広がるなどの効果が確認されている。

しかし、防音保護具を対象とする市区町村は、本調査においては 2 市区に限られる。

その 1 カ所は、E 県の f 市であり、療育手帳所持者であり、聴覚過敏の人を対象としている。品目名はイヤーマフである。日常生活用具の品目に挙がるきっかけとなったのは、支援学校からの要請によるものであり、平成 22 年 8 月より掲載されている。しかし、聞取り時点では給付事例は無かつた。

もう 1 カ所は、岡山県津山市である。こちらについては、訪問による聞取りを行ったので、改めて詳述するが、品目名は防音保護具であり、f 市と同様、特別支援学校から当該品が日常生活用具の対象とならないか旨の問い合わせがきっかけである。訪問時点での実績は 1 件である。



図 2-2-2 イヤーマフ及びイヤフレックス（防音保護具）

3）地震防災用具

静岡県内 9 市のほか、「感震器付きガスコンロ用出火防止装置」を給付品目としたところが他県でも 1 市見られた。

言うまでもなく静岡県は東海地震発生時には大きな被害を受ける危険性があり、様々な対策がなされている。その一つとして、平成 21 年 8 月障害者自立支援法に基づく静岡県の障害者日常生活用具リスト（ガイドライン）に「防災用具」が新設された。それを受け、静岡県下市町において順次日常生活用具の対象品目に地震防災用具が新設されている様である。本調査では、静岡県下回答 42 市町の内、9 市町が地震防災用具等の品目を持つことが確認された。基本的には対象品目の違いなどはあるが、基本的な内容はほぼ同様である。

静岡市においては平成 22 年 9 月に日常生活用具の品目に追加された。対象品の要件としては、地震発生時の避難時に安全確保が困難な人が、容易に使用できるものとして、安全ベスト（障害

を持つことが周りから確認しやすく、支援を受けやすくするもの）、蛍光ベルト（夜間の避難時の安全確保）、地震発生時にガスを止める装置、担架、リュック（避難時使用のものを入れるもの）、ヘルメット（避難時に安全を確保するため）等が対象であるが、この品目以外でも、上記要件が確認できれば対象品となる可能性があるようである。総額は5万円までであり、耐用年数は5年である。知的障害のある方については、療育手帳 A 所持の方を対象としている。

（２）岡山県の調査（訪問調査など）

岡山県内の3市に対して聞き取り調査をした結果を次に示す。津山市のみ直接訪問調査を実施したが、井原市及び真庭市は電話での聞き取りである。

１）岡山県津山市（図 2-2-5）

①知的障害及び発達障害のある人を対象とする日常生活用具の対象品目とするまでの経緯

- ・ 平成 19 年頃に最寄りの特別支援学校より、「教室内の「騒音」に耐えられず授業に参加できない発達障害（広汎性発達障害と思われる。）の児童がおり、イヤーマフを使用した方が日常生活用具の対象とならないか」との相談を受けた。
- ・ それを受け担当課では、
 - ✓ 要綱に載せるためにイヤーマフについて学校の先生等に問い合わせ、資料やカタログを入手したり、ネットで検索をかけ調査を行うことにより、どういうものを担当者が把握。
 - ✓ 市の療育センターの心理士等にも問い合わせ、その効果を確認。
 - ✓ 県及び県を通して厚生労働省に地域生活支援事業の日常生活用具の対象品となるかを問い合わせ、問題が無い旨を確認。合わせて、岡山市、倉敷市、近隣市の対応ぶりを確認。
 - ✓ できるだけ早く実施できるよう調整し、平成 20 年 10 月には要綱に載せることとなった。

②日常生活用具の要綱及び日常生活用具一覧表等の具体的な内容

表 2-2-2 に、津山市障害者日常生活用具給付等実施要綱³⁾に規定されている基準を示す。

表 2-2-2 津山市日常生活用具給付等実施要綱の別表 1 より防音保護具のみ抜粋

防音保護具			
対象者	療育手帳の交付を受けている者であって、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。）を有し、発達障害を専門とする医師又は言語聴覚士の意見書により、日常生活上必要と認められるもの。		
性能等	不適応行動の原因となる日常生活上の刺激（騒音等の不快と感じる音響をいう。）を取り除く、又は軽減するもので、障害者等が容易に使用し得るもの。		
対象品目	形式	基準額	耐用年数
	耳栓型	2,000 円	1 年
	耳覆型	15,000 円	5 年

③給付対象

- ・ 要綱により、給付対象となるのは、「療育手帳の交付を受けている者であって、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。）を有し、発達障害を専門とする医師又は言語聴覚士の意見書により、日常生活上必要と認められるもの。」と規定されている。療育手帳の交付を受けていることを要件のひとつとしているが、明確に発達障害のある人を対象としている。

④給付までの流れ

- ・ 基本的には本人もしくは家族により、防音保護具の給付の申請の手続きを市役所障害福祉課にて行う。申請には、日常生活用具給付申請書、意見書（基本的には発達障害を診る専門医により、防音保護具の必要性が記載されているもの）、療育手帳、用具の資料及び、購入予定業者からの見積もりが必要である。
- ・ 担当課にて申請書及び意見書等を勘案し、給付の可否を決定。支給決定通知を申請者に送付する。
- ・ 給付可の場合は、納入業者と申請者間で調整して納品を受ける。必要書類に押印。自己負担がある場合は納入業者に支払う。その後事業者より公費負担分を津山市に請求、それにより納入業者に対して津山市より支払い、完了する。

⑤給付決定の判断

- ・ 基本的には、専門医または言語聴覚士の意見書を参考に、市が判断する。

⑥給付状況

- ・ 聞取り時点（平成 23 年 1 月）では、平成 22 年夏に 1 件給付されている。

⑦現状の課題

- ・ 給付数が現状は 1 件であること。
- ・ 専門医が近隣におらず、岡山市内まで行く必要があること。
- ・ 給付対象とする要件に療育手帳の交付を受けている者となっているが、発達障害のみでも可するとどのようになるか不明であるが、要件の緩和は今後の課題の一つである。

⑧県や国に対しての要望

- ・ 地域生活支援事業として大きく 6 つの用具が日常生活用具で定められているが、限られた条件の中では研究や、勉強をする余裕が無いので、もう少し細かく提案してほしい。
- ・ この間制度が何度も変わっているため、対応するのが大変である。
- ・ 用具のレンタルについては、ライフステージが変化するので、それに対応する方法の一つとして、あっても良いのではないか。

2) 岡山県井原市

① 知的障害及び発達障害のある人を対象とする日常生活用具の対象品目とするまでの経緯

- ・ 携帯用会話補助装置の給付対象として明確に知的障害のある人を対象とする記載はない。しかし、障害者自立支援法移行時に策定された、「井原市地域生活支援事業実施要綱⁴⁾」の 22 条には「市長は、一略一申請書を受理したときは、必要性、価格、家庭環境等を調査し、給付等の可否を決定 し一略一」と記載されている。聞取りをさせて頂いた担当者

からは、この条項により、支給要件から外れていても、申請があれば調査を実施し、その結果支給が適当と判断することもあるとのことであった。

②日常生活用具の要綱及び日常生活用具一覧表等の具体的な内容

- ・ 日常生活用具の用具一覧の表の、情報・意思疎通支援用具、携帯用会話補助装置のところには、対象者として、「音声機能若しくは言語機能障害 3 級以上の者又は肢体不自由 4 級以上であって、音声機能若しくは言語機能障害 4 級以上の者」とあり、知的障害及び発達障害のある人はいずれも対象とはなっていない。しかし、前述の「井原市地域生活支援事業実施要綱」により、対応がなされ、給付要件に直接は当たらない人（知的障害（療育手帳所持であり、これについては必要要件）と発達障害（多動：広汎性発達障害と思われる）のある児童）に対して給付がなされている。
- ・ 基準額は 98,900 円、耐用年数は 5 年である。

③給付対象

- ・ 給付対象は前述のとおりである。

④給付までの流れ

- ・ 当該事例では、家族からの相談・申請により調査が実施され、医師の診断を受けることと合わせて、学校の教員の協力も得ながら実際にその児童が使用可能かのデモを行い、それらを総合して担当課が判断し、給付決定がなされた。

⑤給付決定までの体制

- ・ 基本的には担当課にて専門職としての社会福祉士 1 人を含めた体制にて行われる。

⑥給付状況

- ・ 知的障害のある人への携帯用会話補助装置の給付事例は聞取り時点（平成 23 年 1 月）で 1 件である。

3) 岡山県真庭市

① 知的障害及び発達障害のある人を対象とする日常生活用具の対象品目とするまでの経緯

- ・ 平成 20 年 9 月に最寄りの支援学校よりイヤヤー・マフが日常生活用具の対象にならないか旨の要望が挙げられ、検討の結果 21 年 4 月より、日常生活用具の給付品目となった。

②具体的な内容

- ・ 給付の対象者は、療育手帳の交付がなされており発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。）を有し、発達障害を専門とする医師又は言語聴覚士の意見書により、日常生活上必要と認められるもの。としており、年齢の制限はない。
- ・ 基準額は 15,000 円であり、耐用年数は 5 年である。

③給付対象

- ・ 療育手帳所持であり、発達障害を有し、医師又は言語聴覚士による当該用具が必要とする意見書がある者を対象としている。

④給付までの流れ

- ・ 医師又は言語聴覚士の意見書を参考にして、担当課にて給付決定をする。

- ・ その後は、他市と同様。

⑤給付状況

- ・ 平成 22 年 6 月に療育手帳所持の広汎性発達障害のある中学生に対して給付がなされた。

4. 考察

知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の給付の流れは、我々の一昨年度からの調査研究によって次の 3 つのタイプにまとめられる。すなわち、図 2-2-3 は昨年度までの調査^{1, 2)}でわかった倉敷市の給付の流れであり、図 2-2-4 は多くの市区町村の現状と思われる例、図 2-2-5 は今回の調査（津山市）の例である。図 2-2-4 と図 2-2-5 の差は専門医等の第三者としての意見書の有無だけであり、給付に関わる体制確保に、行政の直接の負担は大きくはない。今後の給付体制の一つとしてすぐにでも取り組むことができる方法の一つではないかと考える。

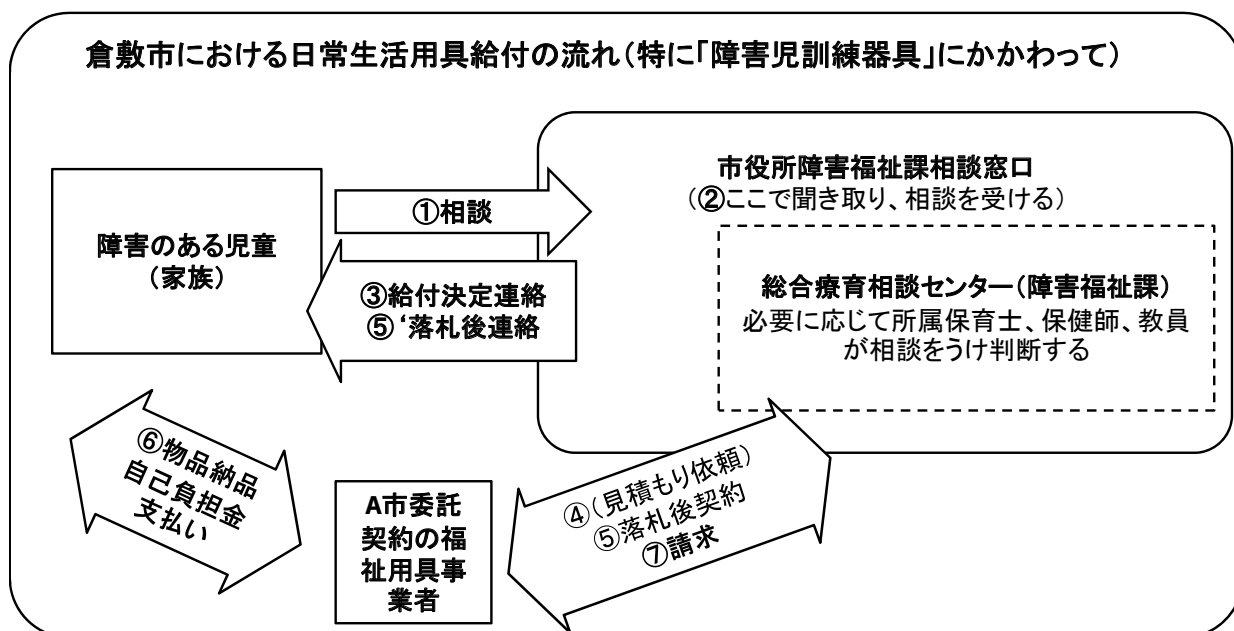


図 2-2-3 倉敷市の給付の流れ

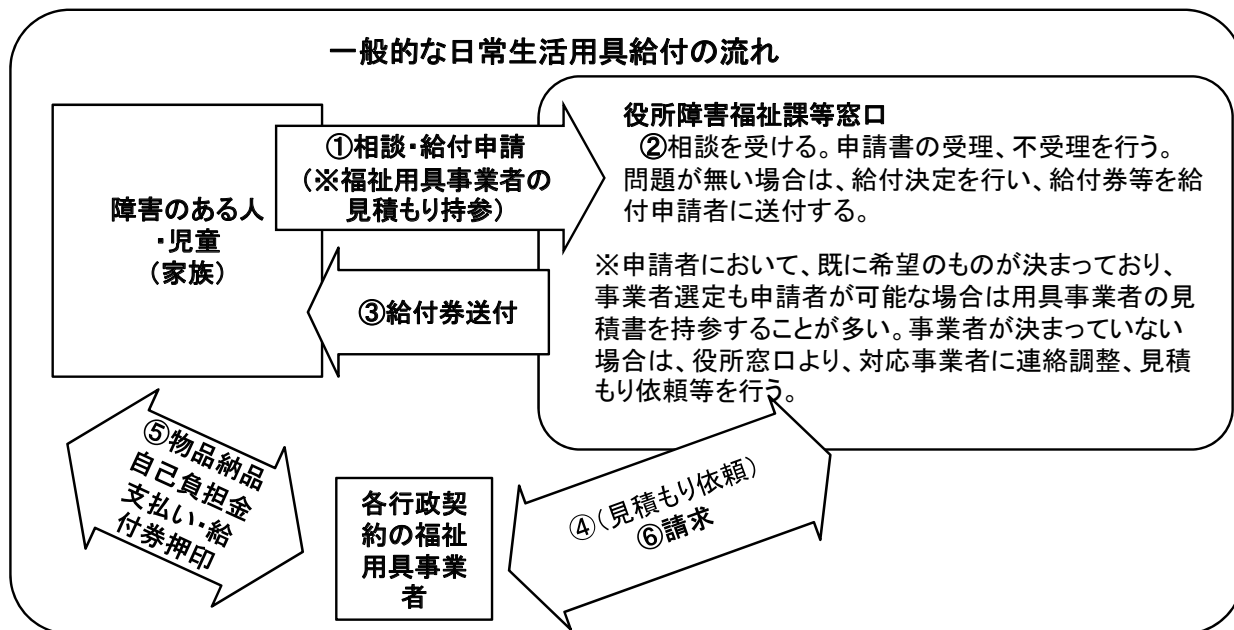


図 2-2-4 給付の流れ：現状例

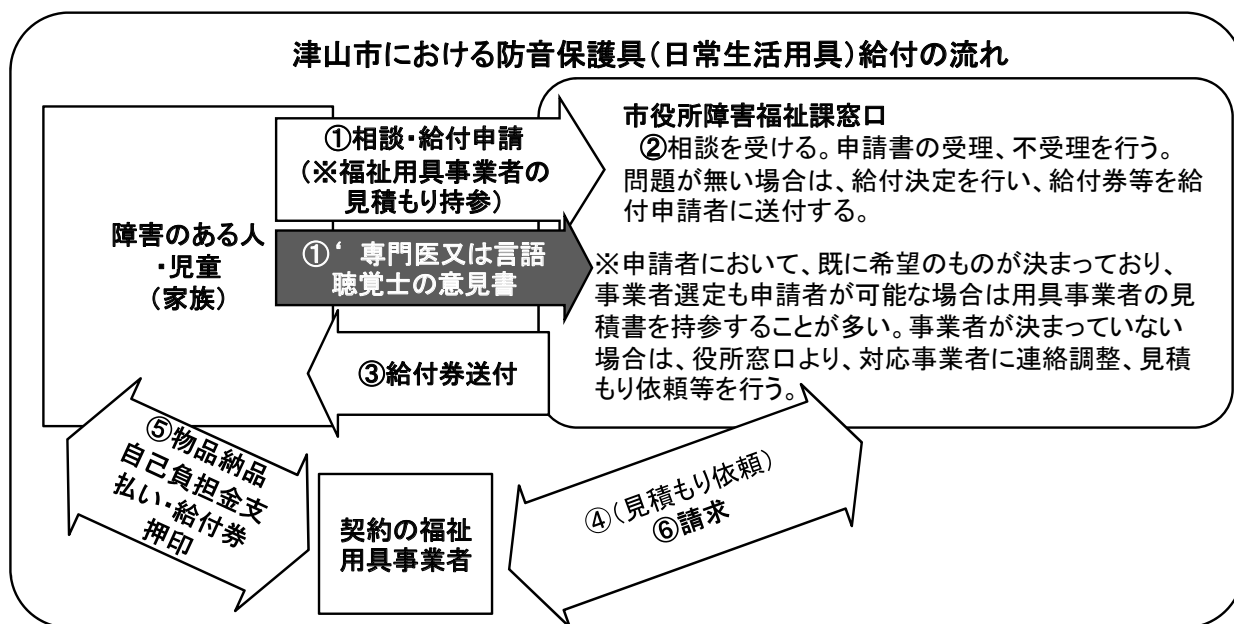


図 2-2-5 今回明らかになった給付の流れ例（津山市）

今回の聞き取りによって得られたヒントから、今後、「知的障害及び発達障害のある方のため、生活支援用具の給付対象を増やすための方策を次に提案する。

- ① 給付を判断するため、専門性を持つ第三者としての意見書を担保とすることが一つの方法である。しかし、知的障害及び発達障害に関わる医師が限られているので、言語聴覚士や地域の社会資源を活かし、関連職種での対応を考慮する。
- ② 実際に品目を新たに加えたところの多くが支援学校からの要望をきっかけとしている。今後知的障害及び発達障害のある人の日常生活用を広げるためには、学校、特に特別支援学校の

教員の当該用具に関しての理解が強く求められる。そのための何らかの方策が、今後の普及の鍵となる可能性が大きい。

- ③ 静岡県下のみで給付品目としてあげられていた「地震防災用具」を、給付品目として全国で検討されるべきである。
- ④ 静岡県の市町が地震防災用具の品目を日常生活用具の給付品目として新設したきっかけとなったのは、静岡県が平成 21 年 8 月障害者自立支援法に基づく静岡県の障害者日常生活用具リスト（ガイドライン）に「防災用具」が新設したことによる。日常生活用具の対象品目をより実態に合わせて増やしていくにあたっては、都道府県や国がガイドラインを示すことが大きな役割を果たす。
- ⑤ 何らかの新しい品目を持つ自治体は、特別支援学校や当事者家族の要望を受けとめ、制度につなぐ対応をされた方（職員）がいたからに他ならない。自治体の担当者に対して、知的障害及び発達障害のある人にとっても、福祉用具が有用であり、具体的に使用されている事例の紹介も含め啓蒙が必要である。
- ⑥ ライフワークの変化とともに必要なものも変化するので、レンタルも対応策の一つとして有効である。併せて不可欠なのは用具の選定、フィッティング、導入、アフターフォローであり、ソフト部分に対しての制度的な保証が必要である。

本調査により、知的障害及び発達障害のある人が使用する福祉用具に関して日常生活用具の給付対象とした自治体、対象を発達障害と明記して対応し始めた自治体、現状では制度は作ったがまだ実績のない自治体、申請があれば対応を考えると答えた自治体、申請時に医師の意見書があれば可能性がある等と答えた自治体など、前向きな声を複数聞くことができた。

今後その動きがさらに広がるためにも、国がガイドラインの策定や知的障害、発達障害のある人の福祉用具の特性に配慮した給付に関わる制度が制定されることに大きく期待したい。

最後に調査に快くご協力いただいた各行政の担当者の皆様には、貴重な時間を割いて対応頂きました。心より感謝の意を表します。

5. 要約

全国の市区町村に実施した「知的障害及び発達障害のある人への日常生活用具の給付実態調査」の補完を目的として、本項では、頭部保護帽等以外の品目を対象とするむね回答があった市区町村を対象に、新たな品目追加の内容や経緯、現状の課題、県や国に対しての要望を聴取することを目的として電話及び訪問にて聞き取り調査を実施した。

知的障害及び発達障害のある人を対象とした新たな品目もしくは、既存の品目の対象を広げているところが極めて少ないことと、実施しているところにおいても給付実績が極めて少ないことが知られた。静岡県においては、県が日常生活用具のガイドラインを策定した中に地震防災用具があることにより多くの自治体が導入し始めている。また、聞き取りから、限られた条件の中では各自治体内において新たに給付品目を増やすなどの作業は困難なことも伺った。

今後、知的障害及び発達障害のある人の社会参加、自立を更に広げていくための支援の一つとして、用具の使用も重要であると考えるが、その柱として、日常生活用具に品目が増えていく必要があり、そのためには国の何らかのガイドラインが求められる。

聞き取りをしたところでは、日常生活用具の給付対象として発達障害のある人を明示している市町村があった。また、現在給付していない市町村であっても、申請があれば検討する旨の声を聞くことができた。今後の発展に期待したい。

6. 文献

- 1) NPO 法人自閉症サポートセンター：平成 20 年度障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活支援用具の利用調査」
- 2) NPO 法人自閉症サポートセンター：平成 21 年障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関する調査研究」
- 3) 津山市障害者日常生活用具給付等実施要綱
- 4) 井原市地域生活支援事業実施要綱

(生活工房 増澤 高志、自閉症サポートセンター 松井 宏昭)

第3章 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器と学校の教員や障害児療育施設の職員の関わり

3. 1 千葉県における生活支援機器に関する教員等の理解度調査

1. 研究目的

知的障害及び発達障害において、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で必需品として有効に取り入れられている福祉用具があるものの、これらを障害者自立支援法の日常生活用具の給付品目として指定している自治体は限られている¹⁻²⁾。本研究は、これらの現状を踏まえ、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器で、1) 日常生活用具の給付対象としてなじむもの、2) ユニバーサルデザインの用具として整備が必要なもの、さらに3) マニュアルなど指導書があれば家族が作成可能なものの実態を調査することにより、真に日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進する用具を提案し、開発から給付までの支援の在り方を提言することを目的としている。

本項では、学校及び療育機関を対象として、学校の教員や障害児療育施設の職員の生活支援機器との関わりについて、自記式質問紙調査法により調査した結果を報告する。これは、平成21年度に実施した障害者保健福祉推進事業「知的障害者及び発達障害者のための福祉生活支援機器の開発及び活用に関する調査研究」¹⁾の保護者調査により、学校や療育機関に対する期待度が極めて高かったため、福祉用具の導入に当たって学校等の支援者サイドの実態調査を実施し、福祉用具導入に際してこれら機関の在り方に関する基礎資料とするものである。

2. 調査方法

郵送による自記式質問紙法調査を実施した。質問紙は平成22年(2010年)10月から11月、関東のA市の4小学校の全教員114人、A市及び近隣の3特別支援学校(小学部から高等部)の全教員285人、A市及びB市の公立の小学校及び中学校の管理職及び特別支援教育コーディネーターの全員259人に加えて、A市、B市とその近隣の公設及び民間の障害児療育施設の職員178人の計836人に配布し、632人分の回答を得た(回収率75.6%)。

質問項目は、絵カードや文字カード、携帯電話、タイマーなど時間管理をするもの、イヤーマフや耳栓など不快な音を遮断するもの、ついたて(パーテーション)及びあのね♪DS、トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器に対して、児童生徒が使っていた時期、使用頻度、コスト意識、性能、使うきっかけ、対象児童生徒が使えると判断を下した人、有効な支援、使用場所、効果、必要性などについてからなる。これらは、平成21年度¹⁾の保護者調査及び本年度の本人調査(第4章)の質問の内容と相応するように作成した。使用した調査票は、末尾の資料(第6章6.2)に添付した。

解析の一部には、統計処理ソフトSPSS17.0J(エス・ピー・エス・エス(株)製)を用いた。全ての質問の単純集計と、一部については表3-1-4で分類した「小中学校管理者、小中学校特別支援学級等、小中学校通常学級及び特別支援学校」の職場別のクロス集計を実施した。

3. 結果及び考察

(1) 回答者のプロフィール

回答者のプロフィールを示す（表3-1-1 ～ 3-1-4）。

表3-1-1 回答者の年齢

年齢	度数	割合（％）
21～30歳	113	18.1
31～40歳	92	14.7
41～50歳	152	24.3
51～60歳	263	42.1
61歳以上	5	.8
合計	625	100.0

表3-1-2 回答者の性別

性別	度数	割合（％）
男性	264	42.3
女性	360	57.7
合計	624	100.0

表3-1-3 回答者の職場

職場	度数	割合（％）
小学校	249	39.4
中学校	60	9.5
特別支援学校（管理職）	7	1.1
特別支援学校小学部	66	10.4
特別支援学校中学部	34	5.4
特別支援学校高等部	69	10.9
特別支援学校（その他）	13	2.1
障害児通園施設・発達支援センター	99	15.7
児童デイサービス事業所	18	2.8
その他	17	2.7
合計	632	100.0

表3-1-4 回答者の職場（再掲）

職場	度数	割合（％）
小中学校（管理者）	127	20.1
小中学校特別支援学級等	95	15.0
小中学校通常学級	87	13.8
特別支援学校	189	29.9
障害児療育施設	117	18.5
その他	17	2.7
合計	632	100.0

（２）生活支援機器の認知度と利用度

知的障害及び発達障害のある児童生徒の使用する生活支援機器を代表して尋ねた「絵カードや文字カード（以下、「カード」という。）」、「携帯電話」、「タイマーなど時間管理をするもの」、「イヤーマフや耳栓など不快な音を遮断するもの（以下、「イヤーマフ類」という。）」、「ついたて（パーテーション）（以下、「パーテーション」という。）」及び「あのね♪DS、トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器（以下、「VOCA類」という。）」について、「知的障害及び発達障害のある人を支援するために使われていることを知っているかどうか（認知度）」と「それらを職場で利用しているか（利用したことがあるかどうか）どうか（利用度）」を尋ねた結果をまとめたのが、図3-1-1である。

「カード」については、ほとんどの方が知的障害及び発達障害のある人の支援に有効であることを知っており、7割の人の職場で使われていることがわかった。また、「パーテーション」や「タイマー類」も比較的によく知られており5割以上の人の職場で使われているが、「VOCA類」や「携帯電話」は認知度も利用度も低い。

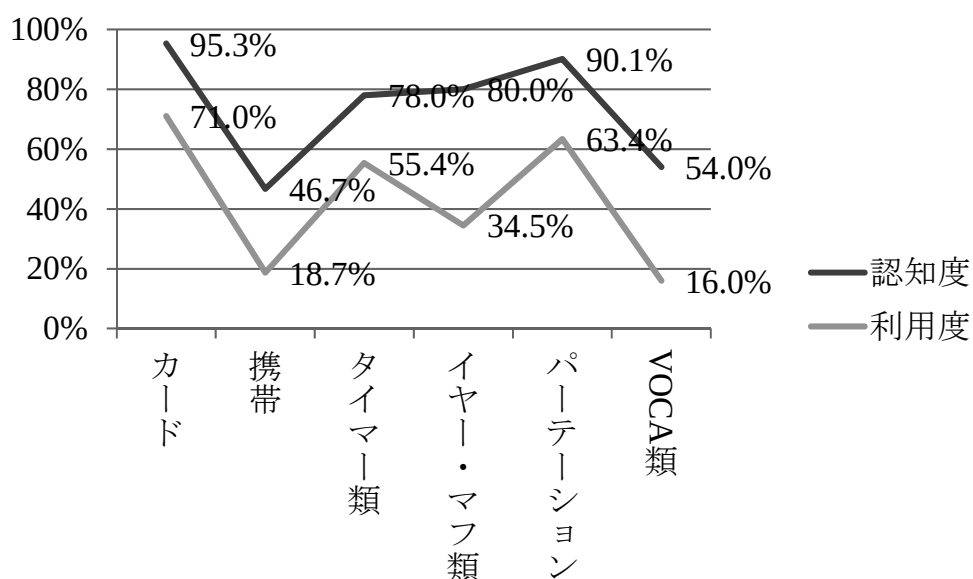


図3-1-1 支援機器ごとの教員等の認知度及び利用度

（３）品目ごとの利用

次いで、個別の生活支援機器ごとに詳細を比較した。

１）絵カードや文字カード

学校の教員、障害児療育施設の職員のほとんどが、知的障害及び発達障害のある人のコミュニケーションやスケジュールなどの理解を助けるために、カードが使われていることを知っている（図3-1-2、表3-1-5）。

しかし、「職場で利用している（利用したことがある）」と回答した人は全体の7割でしかなく（図3-1-3）、職場別に比較すると、特別支援学校の教員、小中学校の特別支援学級等の担任（通級指導教室担任を含む。以下、同じ。）では9割以上の教員が「利用している（利用した）」と答えたものの、小中学校の管理者及び通常学級の担任（講師等を含む。以下同じ。）では「利用している（利用した）」と答えた人は3割程度しかいない。障害児療育施設の職員の「利用している（利用した）」が7割しかいないことは意外であった（表3-1-6）。

絵カードや文字カードのうち最もよく利用されているものとして、「手書きやパソコンで作成、広告の切抜きなど自分で作成」39%、「写真カード」35%が多い。次いで、「市販の絵カード」12%、「文字カード」10%であった。「保護者の手作りのカード」は2%しかなく、学校と家庭は取組みが異なるのか？とか、家庭との連携ができていないのか？などの点で課題が示唆される（図3-1-4）。これらの機器の利用度は、学校・療育施設や学級の種別によって異なる（表3-1-7）。

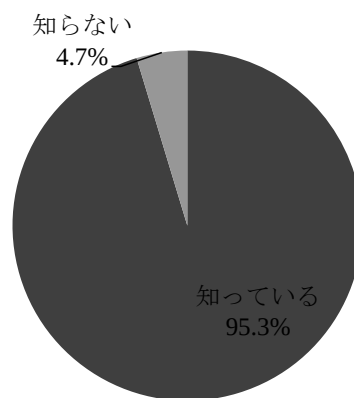


図3-1-2 使われていることの認知度(n=619)

表3-1-5 職場別認知度

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支援 学校	障害児療 育施設	合計
知らない	度数	14	1	10	0	4	29
	割合	11.3%	1.1%	12.2%	0.0%	3.4%	4.9%
知っている	度数	110	89	72	185	112	568
	割合	88.7%	98.9%	87.8%	100.0%	96.6%	95.1%
合計	度数	124	90	82	185	116	597
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

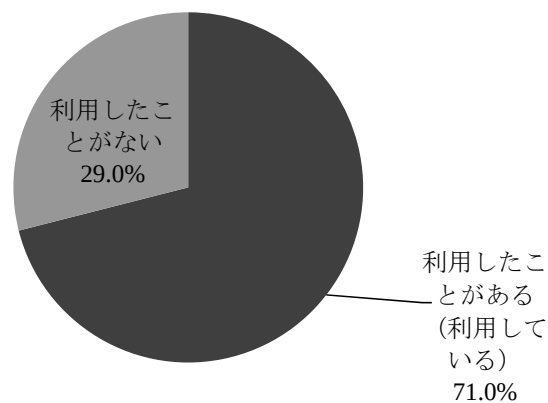


図3-1-3 利用しているか（利用したことがあるか）（n=618）

表3-1-6 職場別、利用しているか（利用したことがあるか）

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支援 学校	障害児療 育施設	合計
ない	度数	81	8	53	2	31	175
	割合	67.5%	8.8%	63.1%	1.1%	26.7%	29.4%
ある	度数	39	83	31	183	85	421
	割合	32.5%	91.2%	36.9%	98.9%	73.3%	70.6%
合計	度数	120	91	84	185	116	596
	割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

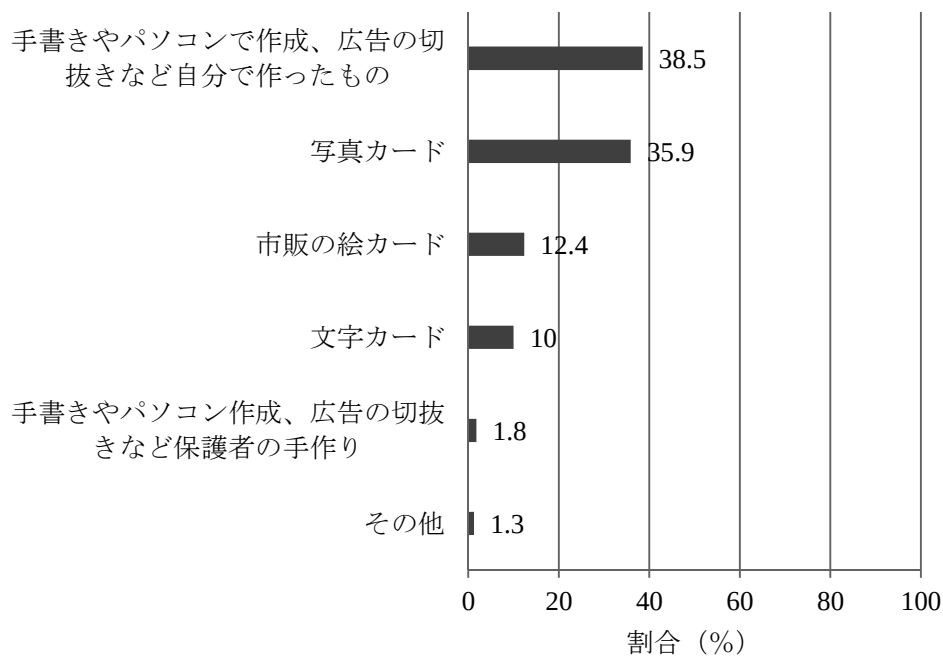


図3-1-4 最もよく利用している（利用した）もの（n=379）（複数回答可）

表3-1-7 職場別、最もよく利用している（利用した）もの（複数回答可）

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支 援学校	障害児 療育施 設	合計
市販の絵カード	度数	13	20	5	1	8	47
	割合	33.3%	26.3%	20.0%	0.7%	11.0%	12.9%
写真カード	度数	3	9	4	72	37	125
	割合	7.7%	11.8%	16.0%	47.7%	50.7%	34.3%
文字カード	度数	5	15	7	8	2	37
	割合	12.8%	19.7%	28.0%	5.3%	2.7%	10.2%
手書きやパソコン で作成、広告の切抜 きなど保護者の手 作り	度数	1	0	1	1	3	6
	割合	2.6%	0.0%	4.0%	0.7%	4.1%	1.6%
手書きやパソコン で作成、広告の切抜 きなど自分で作成 その他	度数	15	31	8	68	22	144
	割合	38.5%	40.8%	32.0%	45.0%	30.1%	39.6%
	度数	2	1	0	1	1	5
	割合	5.1%	1.3%	0.0%	0.7%	1.4%	1.4%
合計	度数	39	76	25	151	73	364
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2) 携帯電話

学校の教員、障害児療育施設の職員のほとんどが自分専用の携帯電話を所有しているものの（表3-1-8）、知的障害及び発達障害のある人のコミュニケーションやスケジュール、連絡などの支援機器として携帯電話が有効であることを「知っている」人は半分に満たない（図3-1-5）。職場別に比較すると、特別支援学校の教員、小中学校の特別支援学級等の担任では6割近くの教員が「知っている」と答えたものの、小中学校の管理者及び通常学級の担任となると3割以下となる。また、障害児療育施設の職員も半数は「知らない」としている（表3-1-9）。

「知っている」とした人の情報源は、回答の多い順番に、「講演会や、研修会、機器展での情報」34%、「テレビ等マスコミの情報」25%、「あなたが勤務する学校（障害児療育施設）の同僚の情報」21%、「関係情報誌、専門誌」17%、「知人や友達が使っていたこと」17%となった（図3-1-6）。

学校や障害児療育施設での携帯電話の持込みは、「禁止している」ところ24%と、「認めている」ところ29%に分かれる（図3-1-7）。

学校及び障害児療育施設が携帯電話を禁止している理由として、「学校（障害児療育施設）における活動に直接必要がない」が71%と多数を占めた。次いで、「文部科学省から「児童生徒の携帯電話の持込み原則禁止」の通達が出されている」37%、「授業中（活動中）の通話やメールなどの使用が、学校教育や療育の妨げとなる」28%と続く（図3-1-8）。

携帯電話を利用している学校及び障害児療育施設は2割程度であったが（図3-1-9）、この内訳を見ると特別支援学級等の教員と特別支援学校の教員は3割程度の利用が見られる一方で、通常学級の教員はほとんど利用していない（表3-1-10）。

支援のために利用している機能は多様であり、携帯電話に備わっている機能を全て利用している人がいることもわかった。利用している機能として回答の多い順番に、「電話機能」69%、「メール機能」43%、「カメラ機能」25%、「アラーム機能」18%、「位置情報機能」17%、「計算機機能」16%、「時計」12%となった（図 3-1-10）。

表3-1-8 自分の携帯電話の所有

所有	度数	割合（％）
専用を持っている	603	97.6
誰かと共有している	2	0.3
持っていない	13	2.1
合計	618	100.0

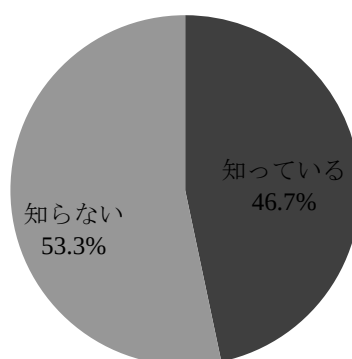


図3-1-5 有効であるとされていることの認知度（n=619）

表3-1-9 職場別、有効であるとされていることの認知度

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支援 学校	障害児療 育施設	合計
知らない	度数	89	36	66	75	57	323
	割合	70.1%	38.3%	83.5%	40.1%	50.9%	53.9%
知っている	度数	38	58	13	112	55	276
	割合	29.9%	61.7%	16.5%	59.9%	49.1%	46.1%
合計	度数	127	94	79	187	112	599
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

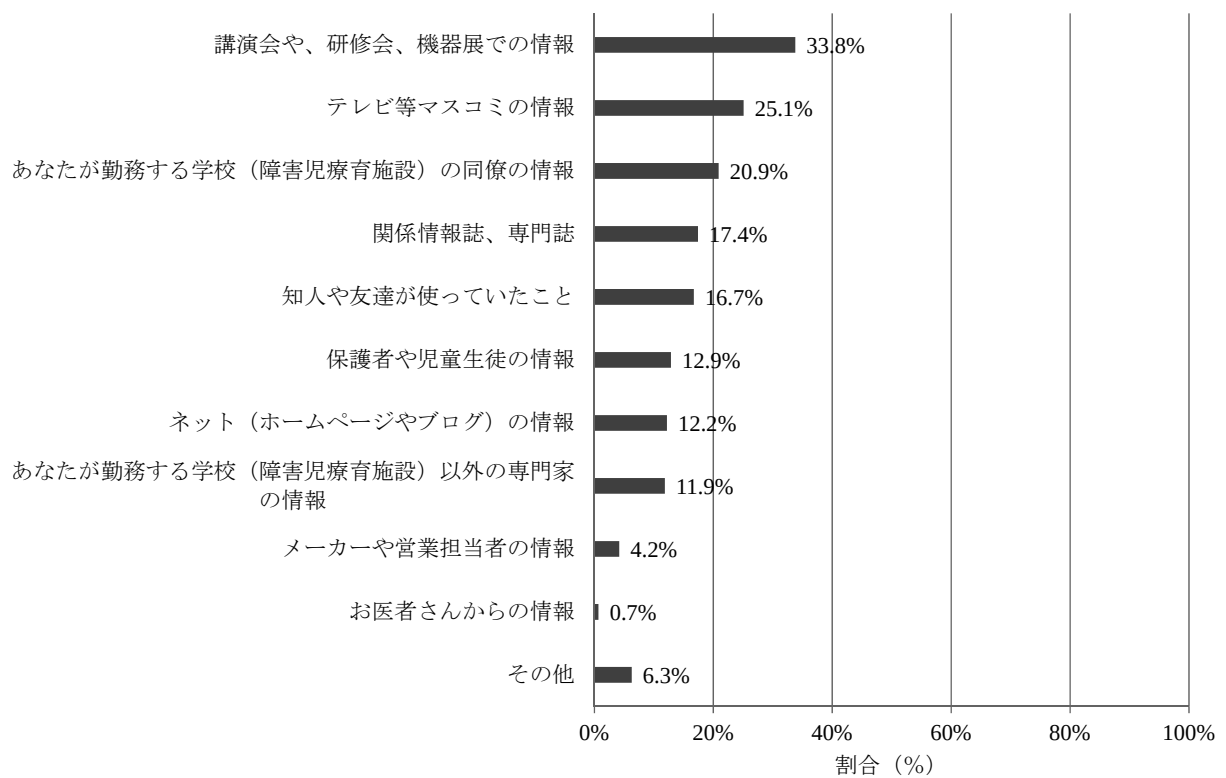


図 3-1-6 情報の入手先（n=287）（複数回答可）

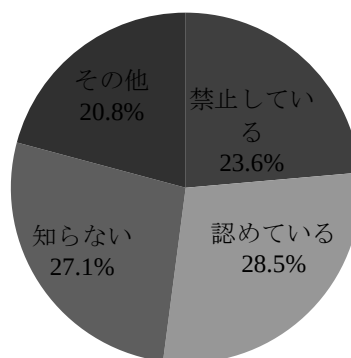


図3-1-7 学校（障害児療育施設）で、障害児の携帯電話の持込み（n=557）

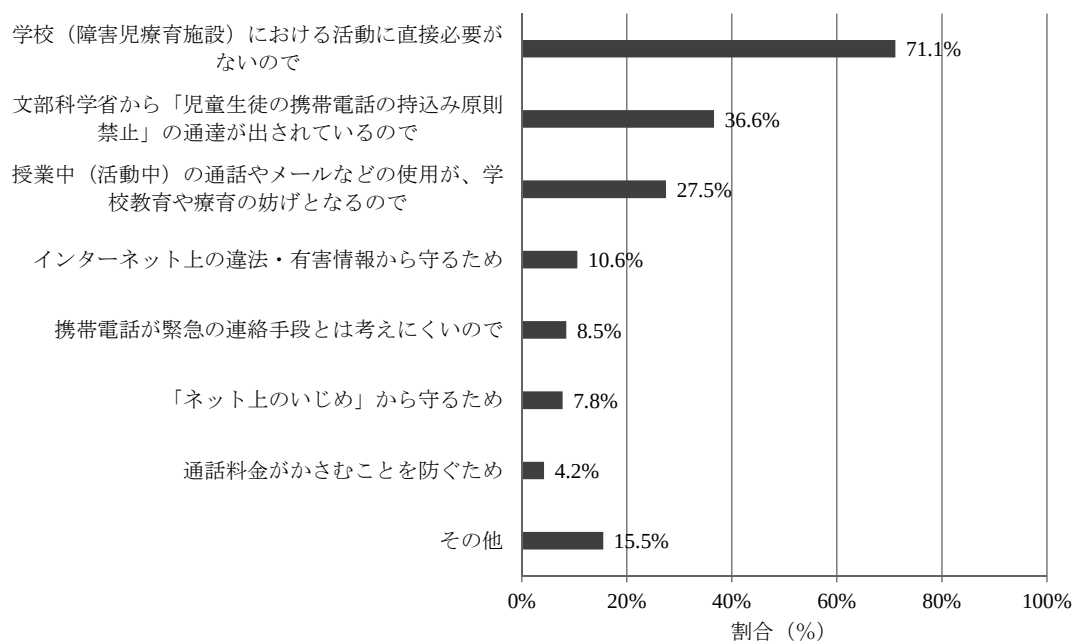


図3-1-8 理由（n=142）（複数回答可）

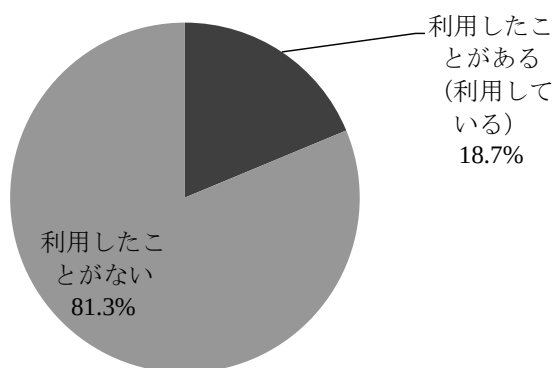


図3-1-9 障害のある児童生徒学校教育（障害児療育）の現場での携帯電話の利用（n=571）

表3-1-10 職場別、障害のある児童生徒学校教育（障害児療育）の現場での携帯電話の利用

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支援 学校	障害児療 育施設	合計
ない	度数	113	62	68	122	82	447
	割合	95.7%	68.1%	95.8%	68.5%	87.3%	80.9%
ある	度数	5	29	3	56	12	105
	割合	4.3%	31.9%	4.2%	31.5%	12.7%	19.1%
合計	度数	118	91	71	178	94	552
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

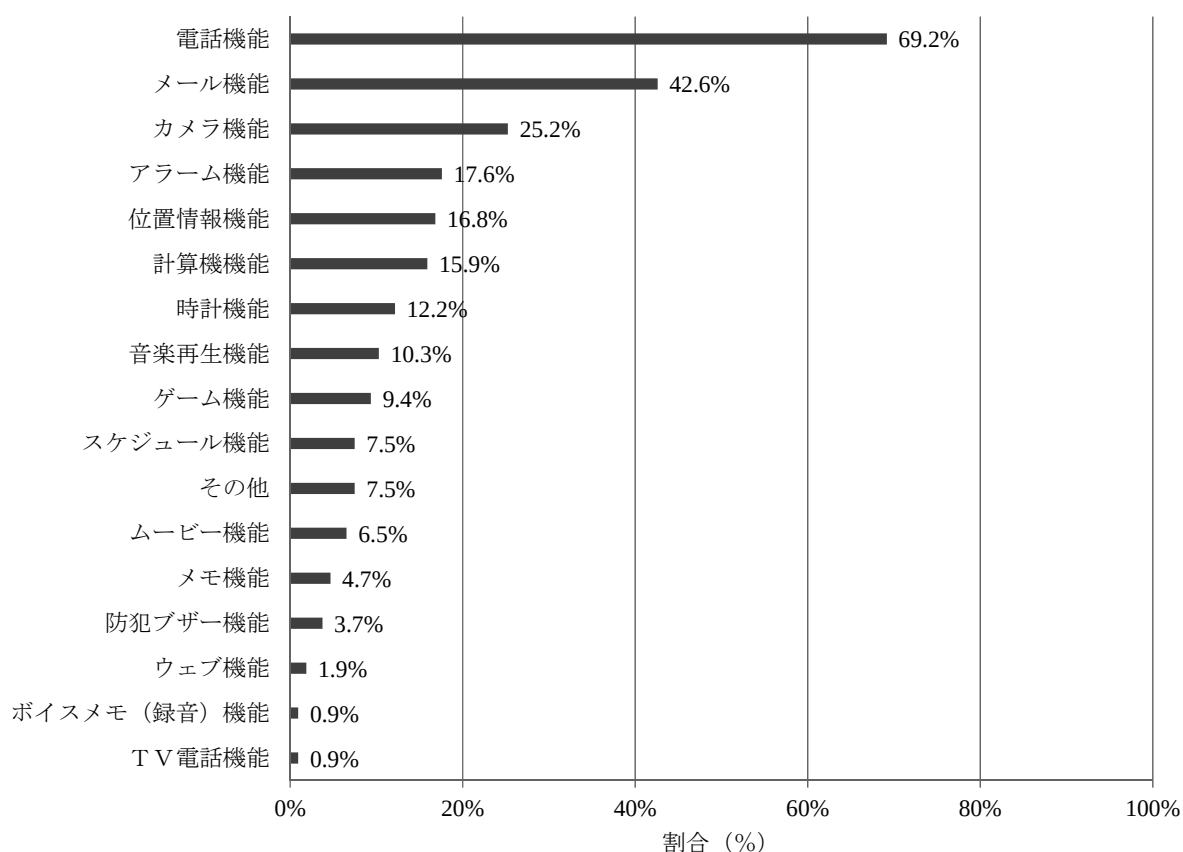


表3-1-10 支援のために利用している（利用した）機能（n=107）（複数回答可）

3）タイマーなど時間を管理する支援機器

学校の教員、障害児療育施設の職員の約8割が知的障害及び発達障害のある人の時間管理を助ける支援機器としてタイマーなどが使われていることを「知っている」と回答している（図3-1-11）。しかし、職場別に比較すると、特別支援学校の教員、小中学校の特別支援学級等の担任のほとんどが「知っている」と答えた一方で、小中学校の管理者及び通常学級の担任となると「知っている」人は5割前後、障害児療育施設の職員は8割であった（表3-1-10）。

「職場で利用している（利用したことがある）」と回答した人は全体の55%であった（図3-1-12、表3-1-11）。

最もよく利用されているものは、「キッチンタイマー」50%と専用品の「タイムタイマー」45%の二種類に限られており、「腕時計」や「携帯電話」とする回答はほとんど見られなかった（図3-1-12）。この傾向に、学校・療育施設や学級の種別による差は見られない（表3-1-13）。

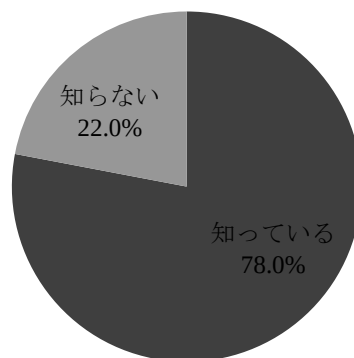


図3-1-11 使われていることの認知度 (n=613)

表3-1-10 職場別、使われていることの認知度

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支援 学校	障害児療 育施設	合計
知らない	度数	59	5	33	9	26	132
	割合	47.2%	5.3%	41.8%	4.9%	23.4%	22.3%
知っている	度数	66	90	46	174	85	461
	割合	52.8%	94.7%	58.2%	95.1%	76.6%	77.7%
合計	度数	125	95	79	183	111	593
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

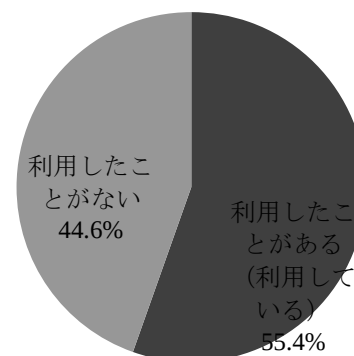


図3-1-12 学校教育（障害児療育）の現場で、障害のある児童生徒の支援のために、タイマーなど時間を管理する機器を利用 (n=554)

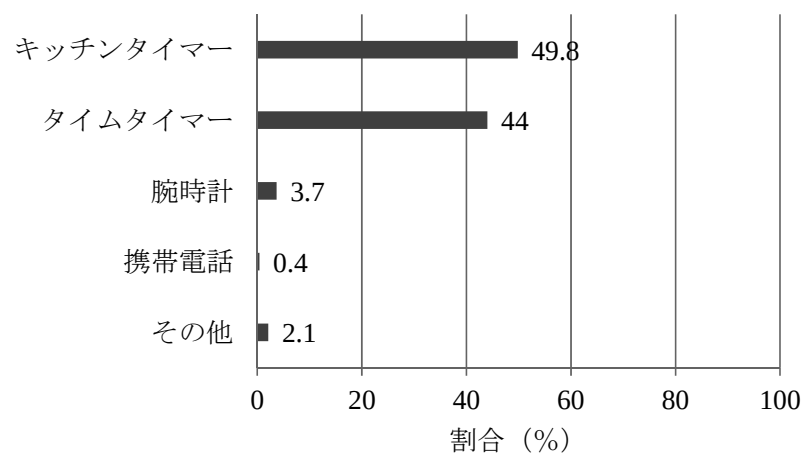


図3-1-12 よく使っている（使った）機器（n=243）

表3-1-11 職場別、利用しているか（利用したことがあるか）

		小中学校管 理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校通 常学級担任	特別支援学 校	障害児療育 施設	合計
ない	度数	87	20	50	31	49	237
	割合	79.8%	22.5%	69.4%	18.6%	50.5%	44.4%
ある	度数	22	69	22	136	48	297
	割合	20.2%	77.5%	30.6%	81.4%	49.5%	55.6%
合計	度数	109	89	72	167	97	534
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表3-1-12 職場別、よく使っている（使った）機器

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支援 学校	障害児療 育施設	合計
タイムタイ マー	度数	5	19	6	54	19	103
	割合	33.3%	35.2%	31.6%	50.0%	47.5%	43.6%
キッチンタ イマー	度数	9	31	12	50	17	119
	割合	60.0%	57.4%	63.2%	46.3%	42.5%	50.4%
腕時計	度数	1	1	0	3	3	8
	割合	6.7%	1.9%	0.0%	2.8%	7.5%	3.4%
携帯電話	度数	0	0	0	0	1	1
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	0.4%
その他	度数	0	3	1	1	0	5
	割合	0.0%	5.6%	5.3%	0.9%	0.0%	2.1%
合計	度数	15	54	19	108	40	236
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4) イヤー・マフなど不快な音を遮断する支援機器

認知度、利用度ともに、前述のタイマー類と全く同様の傾向となった。すなわち、学校の教員、障害児療育施設の職員の8割が知的障害及び発達障害のある人の時間管理を助ける支援機器としてタイマーなどが使われていることを「知っている」ものの（図3-1-14）、職場別に比較すると、特別支援学校の教員、小中学校の特別支援学級等の担任はほとんどの教員が「知っている」と答えた一方で、小中学校の管理者の認知度は6割、通常学級の担任は5割、障害児療育施設の職員は8割となった（表3-1-13）。また、職場で「利用している（利用したことがある）」と回答した人は全体の55%であった（図3-1-15、表3-1-14）。

最もよく利用されているものは、「イヤー・マフ」が圧倒的に多く 61%であり、次いで「耳栓」の 27%となる（図 3-1-16）。これらは、学校・療育施設や学級の種別によって異なり、「イヤー・マフ」は特別支援学校と障害児療育施設で多く使われ、「耳栓」は小中学校でよく使われている（表 3-1-15）。

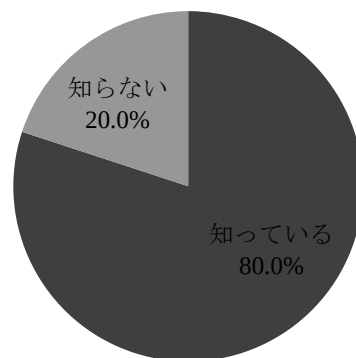


図3-1-14 使われていることの認知度 (n=621)

表3-1-13 職場別、使われていることの認知度

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支援 学校	障害児療 育施設	合計
知らない	度数	51	8	43	1	19	122
	割合	40.2%	8.5%	53.8%	0.5%	17.0%	20.3%
知っている	度数	76	86	37	187	93	479
	割合	59.8%	91.5%	46.3%	99.5%	83.0%	79.7%
合計	度数	127	94	80	188	112	601
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

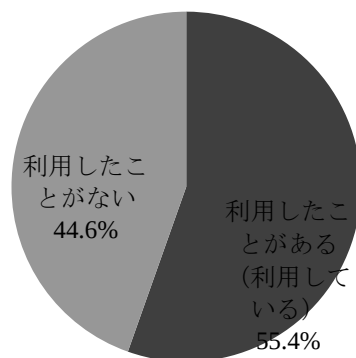


図3-1-15 学校教育（障害児療育）の現場で、障害のある児童生徒の支援のために、イヤーマフなど不快な音を遮断する機器の利用（n=557）

表3-1-14 職場別、利用しているか（利用したことがあるか）

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支援 学校	障害児療 育施設	合計
ない	度数	103	52	64	73	66	358
	割合	91.2%	57.8%	92.8%	42.0%	70.2%	66.3%
ある	度数	10	38	5	101	28	182
	割合	8.8%	42.2%	7.2%	58.0%	29.8%	33.7%
合計	度数	113	90	69	174	94	540
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

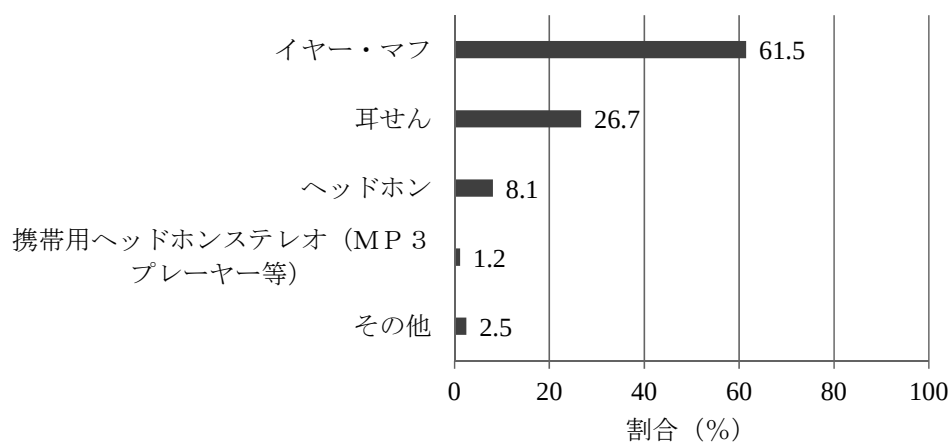


図3-1-16 よく使っている（使った）機器（n=161）

表3-1-15 職場別、よく使っている（使った）機器

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支援 学校	障害児療 育施設	合計
イヤーマフ	度数	2	10	1	66	17	96
	割合	18.2%	32.3%	25.0%	77.6%	68.0%	61.5%
耳せん	度数	6	16	3	14	4	43
	割合	54.5%	51.6%	75.0%	16.5%	16.0%	27.6%
ヘッドホン	度数	2	4	0	4	2	12
	割合	18.2%	12.9%	0.0%	4.7%	8.0%	7.7%
携帯用ヘッド ホンステレオ (MP3プレ ーヤー等)	度数	0	0	0	1	0	1
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.6%
その他	度数	1	1	0	0	2	4
	割合	9.1%	3.2%	0.0%	0.0%	8.0%	2.6%
合計	度数	11	31	4	85	25	156
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

5) ついたて（パーテーション）

学校の教員、障害児療育施設の職員の約9割が、知的障害及び発達障害のある人が落ち着いて勉強したり遊ぶため、隣との間についてを置いたり、隣を見えなくすることが有効であることを知っている（図3-1-17）。小中学校の管理者及び通常学級の担任であっても84%及び71%の人が知っている（表3-1-16）。

しかし、職場で利用している（利用したことがある）と回答した人は全体の5割でしかなく（図3-1-18）、利用度は特別支援学校の教員75%、特別支援学級の教員65%と比べて、小中学校の管理者40%、通常学級の担任23%、障害児療育施設の職員39%は低位である（表3-1-17）。

「椅子に座ったら見えない 120cm 程度」のパーテーションが、いずれの職場においても最もよく利用されている（図 3-1-19、表 3-1-18）。

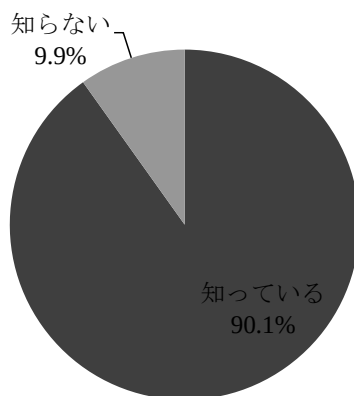


図3-1-17 有効であることの認知度 (n=618)

表3-1-16 職場別、有効であることの認知度

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支援 学校	障害児療 育施設	合計
知らない	度数	21	0	23	2	15	61
	割合	16.5%	0.0%	28.8%	1.1%	13.8%	10.2%
知っている	度数	106	94	57	186	94	537
	割合	83.5%	100.0%	71.3%	98.9%	86.2%	89.8%
合計	度数	127	94	80	188	109	598
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

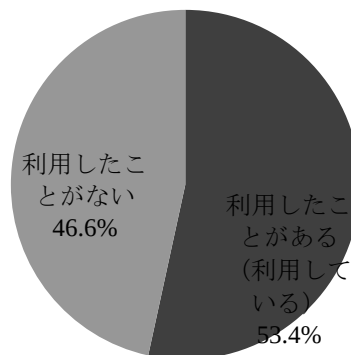


図3-1-18 学校教育（障害児療育）の現場で、障害のある児童生徒の支援のために、ついたでの利用（n=571）

表3-1-17 職場別、利用しているか（利用したことがあるか）

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支援 学校	障害児療 育施設	合計
ない	度数	72	30	55	43	61	261
	割合	60.0%	34.9%	77.5%	24.7%	61.0%	47.4%
ある	度数	48	56	16	131	39	290
	割合	40.0%	65.1%	22.5%	75.3%	39.0%	52.6%
合計	度数	120	86	71	174	100	551
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

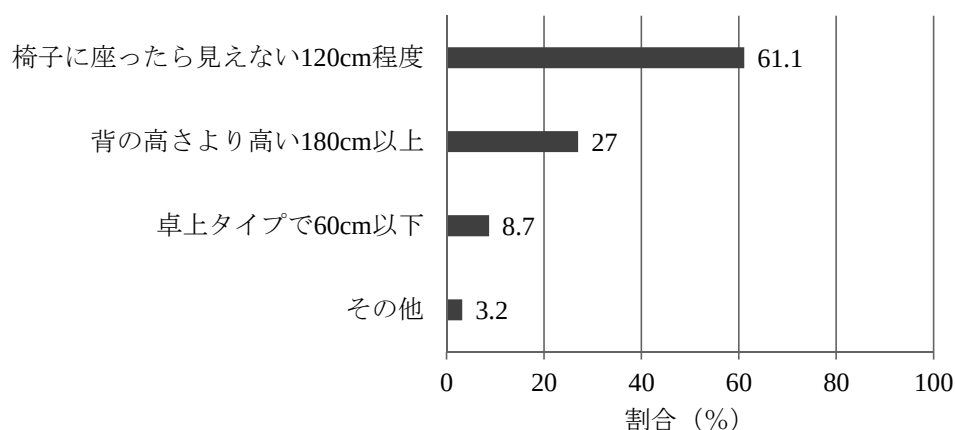


図3-1-19 よく使っている（使った）機器（n=311）

表3-1-18 職場別、よく使っている（使った）機器

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支 援学校	障害児 療育施 設	合計
背の高さより高い 180cm 以上	度数	17	21	6	32	7	83
	割合	36.2%	36.8%	40.0%	23.0%	18.4%	28.0%
椅子に座ったら見 えない 120cm 程度	度数	30	32	8	96	20	186
	割合	63.8%	56.1%	53.3%	69.1%	52.6%	62.8%
卓上タイプで 60cm 以下	度数	0	2	1	8	6	17
	割合	0.0%	3.5%	6.7%	5.8%	15.8%	5.7%
その他	度数	0	2	0	3	5	10
	割合	0.0%	3.5%	0.0%	2.2%	13.2%	3.4%
合計	度数	47	57	15	139	38	296
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

6）会話やコミュニケーションを支援するため電子機器

学校の教員、障害児療育施設の職員のうち二人に一人は、知的障害及び発達障害のある人の会話やコミュニケーションを支援するため電子機器が「使われている」ことを知っている（図3-1-20）。職場別に比較すると、特別支援学校の教員、小中学校の特別支援学級等の担任では7割前後の教員が「知っている」と答えたものの、小中学校の管理者は3割、通常学級の担任では2割しかいない。障害児療育施設の職員の6割は「知っている」とした（表3-1-19）。

しかし、職場で利用している（利用したことがある）と回答した人は少なく、全体の16%でしかない（図3-1-21、表3-1-20）。

最もよく利用されているものとして「トーキングエイド」58%、次いで「VOCA」20%であった（図3-1-22）。これら支援機器の利用度は、学校・療育施設や学級の種別によって異なる（表3-1-21）

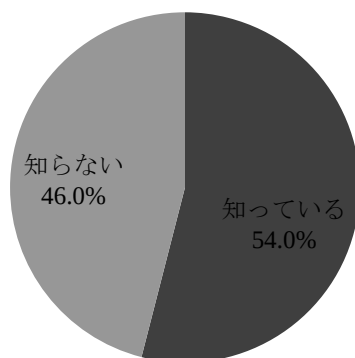


図3-1-20 使われていることの認知度 (n=613)

表3-1-19 職場別、使われていることの認知度

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支援 学校	障害児療 育施設	合計
知らない	度数	85	31	63	50	43	272
	割合	68.0%	34.1%	80.8%	26.6%	38.7%	45.9%
知っている	度数	40	60	15	138	68	321
	割合	32.0%	65.9%	19.2%	73.4%	61.3%	54.1%
合計	度数	125	91	78	188	111	593
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

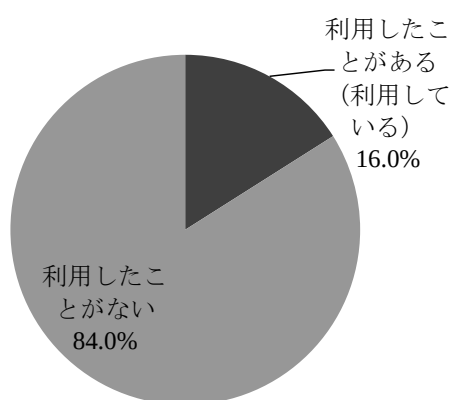


図3-1-21 学校教育（障害児療育）の現場で、障害のある児童生徒の支援のために、会話やコミュニケーションを支援するため電子機器の利用 (n=487)

表3-1-20 職場別、利用しているか（利用したことがあるか）

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支援 学校	障害児療 育施設	合計
ない	度数	99	76	46	109	67	397
	割合	96.1%	92.7%	97.9%	70.3%	78.8%	84.1%
ある	度数	4	6	1	46	18	75
	割合	3.9%	7.3%	2.1%	29.7%	21.2%	15.9%
合計	度数	103	82	47	155	85	472
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

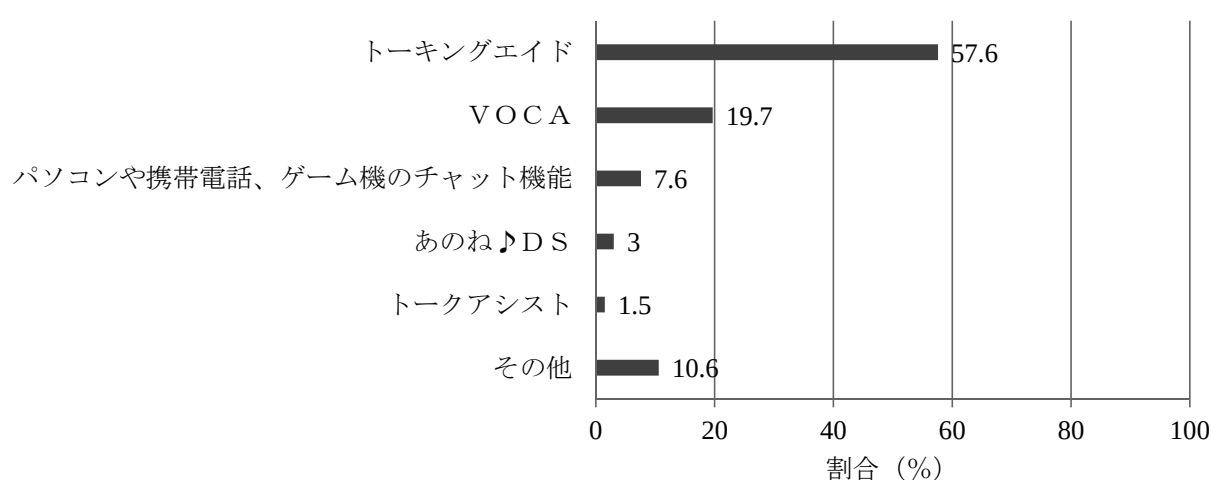


図3-1-22 よく使っている（使った）機器（n=66）

表3-1-21 職場別、よく使っている（使った）機器

		小中学校 管理者	小中学校特 別支援学級 等担任	小中学校 通常学級 担任	特別支援 学校	障害児療 育施設	合計
あのね♪DS	度数	0	0	0	1	1	2
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	6.3%	3.0%
トークアシスト	度数	0	0	0	1	0	1
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	1.5%
VOCA	度数	0	1	0	7	5	13
	割合	0.0%	16.7%	0.0%	17.5%	31.3%	19.7%
トーキングエイド	度数	0	3	0	28	7	38
	割合	0.0%	50.0%	0.0%	70.0%	43.8%	57.6%
パソコンや携帯電話、ゲーム機のチャット機能	度数	1	1	0	1	2	5
	割合	25.0%	16.7%	0.0%	2.5%	12.5%	7.6%
その他	度数	3	1	0	2	1	7
	割合	75.0%	16.7%	0.0%	5.0%	6.3%	10.6%
合計	度数	4	6	0	40	16	66
	割合	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%

（４）支援機器ごとの利用状況の比較

ここでは、「タイマー類」、「イヤーマフ類」、「パーテーション」及び「VOCA類」の利用状況を比較した。

１）情報の入手源

支援機器を知る情報源は、いずれの機器も共通して、「勤務する学校（障害児療育施設）の同僚の情報」が過半以上を占め、次いで「講演会や、研修会、機器展での情報」となった（表3-1-22）。

表3-1-22 情報の入手先

	タイマー 類	イヤーマフ 類	パーテー ション	VOCA 類
情報（％）				
知人や友達が使っていたこと	21.3	18.9	18.1	11.8
メーカーや営業担当者の情報	3.0	1.8	1.4	5.1
ネット（ホームページやブログ）の情報	7.0	6.7	4.3	15.7
テレビ等マスコミの情報	5.5	5.5	6.0	14.5
関係情報誌、専門誌	21.3	19.3	24.2	30.2
勤務する学校（障害児療育施設）の同僚の情報	54.9	49.6	60.5	39.6
お医者さんからの情報	1.5	3.7	2.0	1.5
勤務する学校（障害児療育施設）以外の専門家の情報	19.2	17.9	24.4	18.1
講演会や、研修会、機器展での情報	38.8	36.4	42.0	47.1
保護者や児童生徒の情報	5.5	17.9	4.9	9.7
その他	4.2	3.1	4.2	1.8
度数（人）	474	492	554	331

２）使用頻度

いずれの支援機器も、毎日使用している人が過半を占めており、知っている人はよく利用していると言える（表3-1-23）。

表3-1-23 使用頻度（現在使っている人）

	タイマー 類	イヤーマフ 類	パーテー ション	VOCA 類
使用頻度（％）				
一日に何度も	9.8	45.1	31.3	10.5
一日に数回	48	29.3	42.4	36.8
一日に１回程度	22	7.3	14.6	5.3
数日に１回程度	16.8	11	4.9	36.8
あまり使わない	3.5	7.3	6.9	10.5
度数（人）	173	82	144	19

3) 所有形態

タイマー類とパーテーションは「購入した」ものが多くを占めるが、イヤーマフ類は「児童生徒の私有物」が多く、VOCA類は「購入した」と「借入した」ものに分かれる（表3-1-24）。

表3-1-24 所有形態

	タイマー 類	イヤーマフ 類	パーテー ション	VOCA 類
所有（％）				
児童生徒の私有物	3.6	53.9	0.4	12.0
借りた	18.4	19.0	23.6	30.8
買った	74.4	23.1	52.0	31.6
わからない	10.2	12.2	26.8	29.7
度数（人）	332	221	246	117

4) コスト意識

タイマー類や、イヤーマフ類、パーテーションでは、「価格は適切」または「高い」とする意見が多かったが、VOCA類は「高い」とする意見が多い。いずれも、使っている機器によって「高い」、「安い」のコスト意識は分かれる（表3-1-25）。

表3-1-25 コスト意識

	タイマー 類	イヤーマフ 類	パーテー ション	VOCA 類
価格（％）				
安い	13.8	10.3	5.7	0.0
やや安い	5.1	2.1	1.9	1.0
適切	38.4	42.3	37.0	14.4
やや高い	32.3	31.4	36.5	37.1
高い	10.4	13.9	19.0	47.4
度数（人）	297	194	211	194

5) 支援機器を使用している場所

支援機器によって使用場所の傾向が異なった（表3-1-26）。タイマー類、イヤーマフ類、VOCA類は、「家庭」での使用が多く、次いで「学校」、「屋外」となった。パーテーションは、「学校」と「療育や訓練の場」で使われていることがわかった。

表3-1-26 支援機器をしている場所（複数回答）

	タイマー 類	イヤー・ マフ類	パーテー ション	VOCA 類
使用場所（％）				
家庭	73.5	56.5	16.7	90.9
学校など日中通っているところ	40.8	45.8	66.7	18.2
療育や訓練の場	0.0	4.4	25.0	9.1
屋外	22.5	26.1	8.3	9.1
その他	2.0	29.2	0.0	9.1
度数（人）	49	15	12	11

6) 支援機器を使用するきっかけ

支援機器を使用するきっかけは、表3-1-22の「支援機器を知る情報の入手源」と共通しており、いずれの機器も「勤務する学校（障害児療育施設）の同僚の情報」が半数以上を占め、次いで「講演会や、研修会、機器展での情報」となった（表3-1-27）。

支援機器によっては「勤務する学校（障害児療育施設）以外の専門家の情報」や「関係情報誌、専門誌」、「保護者や児童生徒の情報」なども重要な情報源となっている。

表3-1-27 支援機器を使用するきっかけ（複数回答）

	タイマー 類	イヤー・ マフ類	パーテー ション	VOCA 類
使うきっかけ（％）				
知人や友達が使っていたこと	19.3	14.1	12.0	10.1
メーカーや営業担当者の情報	2.9	3.0	3.4	13.1
ネット（ホームページやブログ）の情報	4.4	6.0	3.8	11.1
テレビ等マスコミの情報	1.3	2.5	0.8	5.1
関係情報誌、専門誌	18.4	14.1	18.4	22.2
勤務する学校（障害児療育施設）の同僚の情報	53.2	55.8	67.3	64.7
お医者さんからの情報	1.6	6.5	2.6	5.1
勤務する学校（障害児療育施設）以外の専門家の情報	15.8	15.1	20.7	20.2
講演会や、研修会、機器展での情報	29.8	21.1	27.1	30.3
保護者や児童生徒の情報	4.8	23.1	5.6	11.1
その他	12.7	7.0	8.7	7.1
度数（人）	316	199	266	99

7) 支援機器を使える・使えないと判断した人

支援機器を使える・使えないと判断した人は、いずれの機器も共通して、「先生（自分）」が多数を占めたものの、イヤー・マフ類とVOCA類では「保護者」と「児童生徒」も判断者となっ

ている（表3-1-28）。

表3-1-28 支援機器を使える・使えないと判断した人（複数回答）

	タイマー 類	イヤーク マフ類	パーテー ション	VOCA 類
判断者（％）				
保護者	11.4	44.5	10.3	28.0
児童生徒	12.4	38.2	16.9	26.9
先生（自分）	88.3	67.0	87.2	85.0
巡回支援などの指導者	1.3	3.1	6.2	4.3
お医者さん	0.7	4.2	0.4	1.1
コーディネーターやスーパーバイザー	7.4	6.8	10.6	15.1
その他	3.7	4.2	5.5	4.3
度数（人）	299	191	273	93

8）継続して日々使えるようになるまでの期間

いずれの支援機器も、ほとんどの人が「1カ月未満で使えた」としている（表3-1-29）。

表3-1-29 継続して日々使えるようになるまでの期間

	タイマー 類	イヤーク マフ類	パーテー ション	VOCA 類
期間（％）				
1 か月未満	65.0	67.6	79.5	46.0
1 か月以上 3 カ月未満	19.6	17.1	11.4	21.8
3 か月以上 6 カ月未満	4.2	3.5	3.4	11.5
6 か月以上	2.8	2.9	0.4	6.9
使えなかった	8.4	8.8	5.3	13.8
度数（人）	286	170	264	87

9）一度利用していたが今は使っていない人の止めた理由

一度利用していたが今は使っていない人の止めた理由として、共通して「人事異動、進級等で、支援したい児童生徒がいなくなった」が多数を占め、次いで、「導入のきっかけとなった課題が解決し不要となった」となった（表 3-1-30）。

10）支援機器を使いこなせるまでに役に立ったこと

支援機器を使いこなせるまで役に立ったことは、表3-1-22の「支援機器を知る情報の入手源」及び表3-1-27の「支援機器を使用するきっかけ」と同様に、いずれの機器も共通して「勤務する学校（障害児療育施設）の同僚の情報」が過半数以上を占め、次いで「講演会や、研修会、機器展

での情報」となった（表3-1-31）。また、支援機器によって「勤務する学校（障害児療育施設）以外の専門家の情報」や「関係情報誌、専門誌」、「保護者や児童生徒の情報」なども重要な情報源となっていることも同様であった。

表3-1-30 一度利用していたが今は使っていない人の止めた理由（複数理由）

	タイマー 類	イヤーマフ 類	パーティー ション	VOCA 類
やめた理由（％）				
児童生徒の支援に適さなかった	13.6	15.9	8.1	13.3
導入のきっかけとなった課題が解決し不要となった	18.4	18.6	14.9	4.0
導入時のサポート、アフターフォロー、ケアが不足、 続けられなかった	2.0	1.8	0.0	2.7
壊れた	3.4	4.4	3.7	1.3
維持費がかかる	0.0	1.8	0.0	2.7
職場の理解が得られなかった	0.0	0.0	0.6	1.3
人事異動、進級等で、支援したい児童生徒がいなくな った	57.1	63.7	61.5	69.3
家庭など、学校（障害児療育施設）以外で汎用できず、 効果が得られなかった	0.0	1.8	1.9	1.3
その他	16.3	9.7	18.0	16.0
度数（人）	147	113	161	75

表3-1-31 支援機器を使いこなせるまで役に立ったこと

	タイマー 類	イヤーマフ 類	パーティー ション	VOCA 類
効果（％）				
知人や友達が使っていたこと	18.9	13.0	16.5	12.1
メーカーや営業担当者の情報	2.4	2.2	2.2	5.1
ネット（ホームページやブログ）の情報	3.7	6.0	2.2	9.2
テレビ等マスコミの情報	1.4	2.2	1.1	6.1
関係情報誌、専門誌	16.5	8.1	14.6	16.3
勤務する学校（障害児療育施設）の同僚の情報	54.2	58.4	63.1	63.3
お医者さんからの情報	1.7	6.5	3.7	5.1
勤務する学校（障害児療育施設）以外の専門家の情報	13.5	13.5	17.2	15.3
講演会や、研修会、機器展での情報	25.9	16.2	21.3	27.6
保護者や児童生徒の情報	7.7	27.0	13.4	18.4
その他	8.4	8.7	7.5	9.2
度数（人）	297	185	268	99

11) 使ってよかったところ

支援機器ごとに、使ってよかったところについての主な自由記述を原文のまま紹介する。

① タイマーなど時間管理をする支援機器

- ・ 残り時間が一目でわかる。
- ・ 見えない時間（何分間、何時間）を感覚として身につけにくい子にはとても有効であると思った。
- ・ あと何分が見てわかるので集中時間の短い子に効果的だった。
- ・ 児童生徒が次の活動に移りやすくなった。
- ・ 時間になったら音（チャイム）を聞いて作業をストップできる習慣がついた。
- ・ ことばかけ（指示）が少なくなった。
- ・ イライラしないで次の行動に移せるようになった。
- ・ 音が出るので、それを聞いて、気持ちを切り替えることができる。
- ・ 終了の時間が分かりやすい。
- ・ 順番（交替）の目安として使ったが、その間待つことができるようになった。
- ・ タイムタイマーは残り時間が量で判ること。静かで刺激が少ない。
- ・ 時間を意識し、早く着がえようという意識づけができた。
- ・ 時間の概念が視覚的に示されて分かりやすい。

② イヤー・マフなど不快音の遮断機器

- ・ 聞きたくない音を聞かずにすむことで、落ち着いて活動できた。
- ・ 音が気になる時、本人から使っていいですか？の申し出がある時の利用があったため。使用した時は、本人が安心し、イライラ感が軽減されたのがよかった。
- ・ 児童生徒の気持ちが落ち着く。
- ・ 自傷が少なくなった。
- ・ 他人の声を気にする事が減った。
- ・ 苦手な音がする空間で場所を移動せずに耳栓することで嫌な気持ちを回避できた。
- ・ 気持ちの切り替え方法の1つとなった。
- ・ 支援学級では良いが、通常学級ではやりたいが使用できない。
- ・ パニックになる回数が減り、学習、作業に集中できた。
- ・ 周囲のことをあまり気にせず集中できるようになった。
- ・ 生徒が心理面で安定できる場所。
- ・ 苦手な音のなる中でも、集団の活動に参加できるようになった。
- ・ 手で耳をふさぐことがなくなるので、作業などで手を使えるようになる。
- ・ 音が気になると自分からイヤー・マフを要求。つけると落ち着いて過ごせるようになった。
- ・ 嫌な音が聞こえない。登下校途中で怖がったり、固まったりしなくなった。
- ・ 嫌いな音は、その音量が小さくなったとしても嫌だと言うことが分かったところです。
- ・ 音に対しての拒否感からの教室外への脱走がなくなった。

- ・ 指や肩で耳をふさいでいたので、手を使う活動が中断したり、できない状況があったが、それがなくなり、児童生徒が積極的に活動に参加できるようになり、気持ちも安定した。
- ・ まわりの声などに影響を受けることがなくなり、いろいろなことに集中できるようになった。
- ・ すべての音をリセットするわけではなく音をやわらげるだけでも効果があった。圧迫刺激。

③パーテーション

- ・ 個々の世界に入り集中することが出来た。
- ・ 学習に集中できるようになった。
- ・ 周りに気を取られずに集中しやすい。
- ・ 周囲の動きが見えず自分の動きに集中しやすい。
- ・ 集中できるようになった。必要のないものは見ないで済む。
- ・ 周囲を気にすることなく動作ができる。
- ・ よけいな情報が入らず集中できる。
- ・ 児童生徒が集中できる環境が簡単に作れる。
- ・ 余計な視覚情報がなくなり、手元に集中できるようになった。
- ・ 集中して着替えや朝自習に取り組むことができた。
- ・ 児童生徒が周囲に影響を受けずに、目の前のことに集中するようになった。
- ・ 目の前の課題に集中できる。
- ・ 活動に集中するようになった。
- ・ クールダウンの場として有効。
- ・ 「さあやるぞ」という姿勢が身につく。

④コミュニケーション支援電子機器

- ・ 発語のない児童のコミュニケーション手段の一つとして有効であったから。
- ・ 言葉のない人が自分の意思を相手に伝えたり、朝の会の司会などが出来るようになった。
- ・ 児童生徒にもよるが、意思伝達が出来ることで児童生徒の表情が良くなった。
- ・ ひらがな文字と音声が一致するようになった。
- ・ 内言語が育っている子は(に限られますが)、コミュニケーション手段として役立ちました。
- ・ YES・NOが明確になった。
- ・ コミュニケーションを積極的にとろうとするようになった。
- ・ 発音が不明瞭な児童生徒が、コミュニケーションツールになることがわかったとたん、意欲的に学ぶようになり、文字の学習も進んだ。
- ・ 使う練習をしていくうちに、本人が自立的に意思表示の手段として使えるようになっていった。
- ・ 児童生徒が自らコミュニケーションをとろうとするが増えた。

12) 生活支援機器の改善してほしいところ

生活支援機器ごとに、改善してほしいところについての主な自由記述を原文のまま紹介する。
いずれの支援機器も、「特にない」という回答も多かった。

①タイマーなど時間管理をする支援機器

- ・ もう少し安価だとよい。
- ・ 音が小さいのでもう少し大きな音が出た方が意識すると思う。
- ・ 安定して少しの力で倒れない様にしてほしい。
- ・ 残り時間は分かるが現在時刻が分からない。
- ・ アナログの表示を液晶にして大きくし、普段はアナログとしてセレクトして、デジタル化、ストップウォッチ、カウントダウン等表示できると便利。
- ・ 投げたり落としたりしても、壊れにくい丈夫なものがよい。
- ・ キッチンタイマーは児童生徒がボタンを押してしまうと使えなくなる。
- ・ キッチンタイマーとタイムタイマーが合体したコンパクトなタイプのタイムタイマー。
- ・ 音が出るまで、いつ鳴るかの予測ができないので、いつも30秒前からカウントダウンをしてあげている。カウントダウン機能がついていると、教師がついていなくても心の準備ができてスムーズに気持ちを切り替える（遊びを終了させる）ことが出来ると思う。
- ・ 音の種類、音量を変えられるとよい。
- ・ 児童生徒が時間を変更できないよう、ロック機能などがあるとよい。
- ・ 光る、振動など音に気付けない、気付きにくい人への配慮がほしい。
- ・ 設定した時間になったら、メロディーが流れるとか、心地よい音が出るとよいのでは。
- ・ 数字がわかる生徒のために、デジタルもつけていただけると。
- ・ 5分で短い合図があり、終了の合図の音がもう少し長いとよいと思う。
- ・ 電極部分がこわれやすい。
- ・ タイムログの音が大きすぎる。

②イヤーマフなど不快音の遮断機器

- ・ 頭上にワイヤーがあり気にして取っていた。
- ・ もう少し小型化されてると良いと思った。
- ・ イヤーマフは値段が高い。壊れにくい物にしてほしい。
- ・ 通気性を良くして、むれないようにしてほしい。
- ・ イヤーマフ、圧迫感があり、ずっと使用していると頭が痛くなる。
- ・ 黄色のイヤーマフしか見たことがないのですが、目立ちすぎる。パニックをおこしたとき、壊れてしまうので、強度を増してほしい。
- ・ イヤーマフはヘッドフォンに近いのが利点ですが、義務教育通常学級では周知しないと誤解されますね。
- ・ 軽量化をしてほしい。
- ・ 耳が熱くなる。

- ・ 夏場、暑くてむれるので、清潔なカバー、又は洗えるようになるといい。ここの部分（絵あり）が、児童生徒によってはたりないので、サイズがもっとあればいい。
- ・ 形状がもっとコンパクトになればよい。
- ・ 耳あてのおさえるプラスチックの部品がこわれやすい。
- ・ 周りから見て、目立たない形や色。
- ・ 長時間使用すると耳及び耳周辺が痛くなったり、かゆくなったりする。
- ・ カラーバリエーションを増やしてみてもどうか？（もっとデザイン性をよくするなど）

③パーテーション

- ・ 音は遮断しにくいので、吸音材等を使用し、せめて音の響きを緩和してほしい。
- ・ 高学年では、イスに座わると頭が出てしまう。現在使っているのは、1m のものなので高さが調整できるのもだと使いやすい。
- ・ 価格を下げてほしい。
- ・ 卓上で固定できるものが良いです。
- ・ 導入に際し、周囲の共通理解が必要。使い方次第では有効なものも、児童生徒をコントロールするために使う物になってしまう。あくまでも自立した行動が出来るようにすることが大切。
- ・ 多少ぶつかっても倒れたり、位置がずれたりしない構造の丈夫な物がよい。
- ・ 壊れやすい。
- ・ 軽く、扱いやすく、壊れにくいものが良いと思う。
- ・ 高さを調整できるとよい。軽くなるとよい。
- ・ 写真カード等を差し込めたり、マグネットを付けられたりするとよい。
- ・ 見た目が良いようにしたい。
- ・ 学校でも購入しやすい価格。
- ・ 軽く、持ち運びしやすく、倒れにくい、場所をとらない。
- ・ 重いので移動がたいへん。二人で持ちはこんでいる。
- ・ 倒れたり、ぶつかったりした時に安全なものがよい。
- ・ コンパクトなサイズが欲しい。
- ・ よごれやすいこと。
- ・ 情緒反応が起こった場合、倒したり、押したりする対象物になってしまい危険。ADHD の子にとっては、オモチャ（注意をそらす物）になってしまうことがある。
- ・ ジャバラタイプのしっかりした物があると良い。

④コミュニケーション支援電子機器

- ・ 値段が高いこと、水分（よだれ、ジュース）に強いものにしてほしいこと、落としても壊れにくいものにしてほしいこと。
- ・ DS として使える子供に限られる。知的に高い子が中心。絵・写真カードのようなタイプのソフトもあるとよい。
- ・ 価格を下げてほしい。

- ・ 再生音がやや不自然。
- ・ 何ができるようになったのか操作・処理が使いはじめよりどれくらい速くなったのかが分かれると思います。
- ・ 保護者と購入前に検討するためにも施設にデモ機があるとよいが、高くてなかなかそろえられない。
- ・ 充電時間がみじかい。
- ・ もうすこしなめらかに話せると良いのですが（トーキングエイド）。

5. 要約

平成 21 年度の保護者を対象とした調査に引き続き、本年度は学校の教員や障害児療育施設の職員の生活支援機器との関わりについて調査を実施した。

マニュアルなどの指導書があれば家族が作成可能な機器を代表して「絵カードや文字カード」、ユニバーサルデザインの用具としてなじむ機器を代表して「携帯電話」や「イヤーマフ」、「タイマー」、日常生活用具の給付対象としてなじむ機器を代表して「あのね♪DS」や「パーティーション」について、それらの使用頻度や有効性、利用場所、使うきっかけ、支援方法などを聞きだすことと目的とするアンケート調査を実施し、次のことがわかった。

これまで報告してきた生活支援機器の類型化とその開発及び給付のあり方を支持する結果が得られた。いずれの支援機器も、毎日使用している人が過半を占めており、使っている人はよく利用している。また、いずれの機器であっても、昨年度の保護者調査と同じく、利用の目的として「活動の動機づけ」となっていることがわかった。

特別支援学校及び特別支援学級の教員はいずれの支援機器も知っている人が多く、かつ利用している人も多かったが、障害児療育施設の職員では知らない人も少なからずいることがわかった。小中学校の管理者や通常学級の担任では、支援機器（支援機能があること）を知らない人が多かった。

支援機器を知る情報源は、いずれの機器も共通して、「勤務する学校（障害児療育施設）の同僚の情報」が半数以上を占め、次いで「講演会や、研修会、機器展での情報」となった。また、その後の「支援機器を使用するきっかけ」や「支援機器を使いこなせるまで役に立ったこと」でも同様の結果が得られた。

「カード」については、ほとんどの教員・指導員が知的障害及び発達障害のある人の支援に有効であることを知っており、7割の人の職場で使われていることがわかった。また、「パーティーション」や「タイマー類」も比較的によく知られており、5割以上の人の職場で使われているが、「VOCA類」や「携帯電話」の認知度も利用度も低い。

タイマー類とパーティーションは「購入した」ものが多くを占めるが、イヤーマフ類は「児童生徒の私有物」が多く、VOCA類は「購入した」ものと「借入した」ものに分かれる。

タイマー類や、イヤーマフ類、パーティーションでは、「価格は適切」または「高い」とする意見が多かったが、VOCA類は「高い」とする意見が多い。いずれも、使っている機器によって「高い」、「安い」のコスト意識は分かれた。

タイマー類、イヤーマフ類、VOCA類は、「家庭」での使用が多く、次いで「学校」、「屋外」になったが、パーティーションは、「学校」と「療育や訓練の場」がその使用の場となっている。

支援機器を使える・使えないを判断した人は、いずれの機器も共通して、「先生（自分）」が多数を占めたものの、イヤー・マフ類とVOCA類では「保護者」と「児童生徒」も判断者となっている。

いずれの支援機器も、ほとんどの人が「1カ月未満で使えた」とした。

一度利用していたが今は使っていない人の止めた理由として、共通して「人事異動、進級等で、支援したい児童生徒がいなくなった」が多数を占め、次いで、「導入のきっかけとなった課題が解決し不要となった」となった。

6. 文献

- 1) NPO 法人自閉症サポートセンター：平成 21 年障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関する調査研究」
- 2) NPO 法人自閉症サポートセンター：平成 20 年度障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活支援用具の利用調査」

7. 謝辞

調査にご協力いただいた学校及び障害児療育施設の先生方に感謝の意を表します。

（自閉症サポートセンター 松井 宏昭）

3. 2 生活支援機器のモニター調査（小学校）

1. 研究目的

知的障害や、自閉症など発達障害のある人を支援する生活支援機器として、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で必需品として有効に取り入れられている福祉用具が多数見られる。

しかし、機器の適合に専門的な技術を要し時間がかかることから、最初のアセスメントから使用中のアドバイスまで、専門家の介入が必要であったり、お試し期間の設定やレンタル制度の導入、フィッティング・試用（お試し）・生活支援機器の給付・アフターフォローに至るまでのトータルな給付システムの構築が求められていることが、我々のこれまでの調査から知られたところである^{1, 2)}。

そこで、本項では、平成21年度¹⁾の家庭におけるモニタリングに引き続き、小学校において実際に市販されている生活支援機器を一定期間使用していただいたモニタリングの結果を報告する。生活支援機器を使用する際の課題や成果をさらに掘り下げることが目的とした。

2. これまでの調査

（1）平成 20 年度調査²⁾

平成 20 年度の障害者保健福祉推進事業「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」によって、知的障害及び発達障害のある人が生活支援機器を利用するにあたっての課題として、「あまりにも高価であること」、「市町村は、先例がないという理由で、日常生活支援用具として認めてくれないこと」、「使うときにお試し期間がないので、子どもが使えるかどうかかわからないこと」、「オーダーメイドなど一人ひとりに合った使いこなせるものがほしいが、それに応える仕組みとなっていないこと」、「自分たちでも工夫できるように、シンボルの材料なども簡単に手に入れたり、手作りの手引きのようなものがほしいが、なかなかいいものがないこと」、「大人になっても必要な場合もあるので、見た目に違和感がないもの（携帯電話の形）で、更には、学校に持ち込めるように理解が欲しいが、ないこと」などがわかった。

（2）平成21年度調査¹⁾

平成21年度の障害者保健福祉推進事業「知的障害者及び発達障害者のための福祉生活支援機器の開発及び活用に関する調査研究」によって、現在汎用している知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を用いて使用する際の課題をさらに掘り下げることが目的として、「Uシンボル集」、「タイムタイマー」、「イヤーマフ、BOSE製ヘッドフォン」、「どこでもパーテーション、三面ハイパーテーション」、「あのね♪DS」の5種類の生活支援機器を対象に、①本人（保護者）のモニター調査、②モニターの座談会、③療育支援者の座談会を実施した。

モニタリング調査の結果から、使用した生活支援機器を家庭で使いこなせた人とそうでなかった人が生じたこと、また、機器の種類によって、保護者のファシリテートだけでは難しく、何らかのアドバイザーの存在が必要であることがわかった。

その要因の一つとして、最初の段階からの専門家の関わりと、課題の設定にあると考察したと

ころである。

モニタリングで使用した生活支援機器である

- ① 不快な刺激を遮断する「イヤーマフ」と「パーテーション」
- ② 時間管理や活動を動機づける「シンボルシール」や「タイムタイマー」
- ③ コミュニケーションを支援する「あのね♪DS」

は、①は取り組みやすく成果も出ており、②についても同様であるが、本人の課題やレベルにマッチングした目標と手だてを立てないとうまくいっていない一方で、③は難しく、最初のアセスメントから使用中のアドバイスまで、専門家の介入が必要であったと考えられる。

自主的に使えるようになった人の共通項として次があげられている。

- ・ 使えるまでの期間は一カ月
- ・ 根気よく使う。
- ・ 保護者などの身近なファシリテーターが、道具の効果、意味をうまく理解できていた。
- ・ 目標の設定や、導入の仕方、使用感などが子どもにうまくマッチングしていた。

さらに、モニターの保護者から、次の指摘があった。

- ・ 発達障害や知的障害の子どもたちには、療育過程や育っていく過程など必要な時期に日常生活用具の給付が必要だが、あまりにも高価である。
- ・ 市町村は、先例がないという理由で、日常生活用具として認めてくれない。
- ・ 使うときに「お試し期間」がないので、子どもが使えるかどうかわからない。
- ・ オーダーメイドなど一人ひとりに合った「使いこなせる」ものがほしいが、それに応える仕組みとなっていない。
- ・ 自分たちでも工夫できるように、シンボルの材料なども簡単に手に入れたり、手作りの手引きのようなものがほしいが、なかなかいいものがない。
- ・ 大人になっても必要な場合もあるので、見た目に違和感がないもの（携帯電話の形）で、さらには、学校に持ち込めるように理解が欲しいが、いずれも現状では無い。
- ・ 学校ではイヤーマフなどは受け入れても、DSなどの電子機器や携帯電話の持ち込みは禁止されている。

3. 調査方法

市教育委員会指導主事及び協力小学校の調査担当教諭とで調査チームを形成し、事前打合せ（平成 22 年 9 月）、中間報告会（平成 22 年 12 月）及び報告会（平成 23 年 2 月）を開催した。また、報告会終了後にモニター校の活動取材を行った。

事前打合せでは、使用する生活支援機器、調査依頼書の説明及びモニタリングのねらいを説明し、中間報告会及び報告会では、目標設定や使用者の様子、課題、成果などについて意見交換を行った。報告会の記録は、座談会報告として 4 に後述した。

（1）調査対象校

市教育委員会を通じてモニター調査に協力していただける小学校を募り、1 校の通級指導教室、3 校の特別支援学級（4 小学校）の調査協力を得ることとなった。調査協力学級・教室の構成を表 3-2-1 に示す。調査協力学級・教室のいずれにも、自閉症、広汎性発達障害、ADHD など発達障

害の診断名を持つ子が、必ず複数名含まれている。なお、表 3-2-1 及び 3-2-2 の診断名は、未診断の子については、調査協力者からの申告で「発達障害」もしくは「多動」などのような、学校生活の中で顕著になっている症状について記した。

表 3-2-1 調査協力教室の構成

学校名	クラスのタイプ	学年構成・在籍人数	児童の診断名	教員
A 小	特別支援学級	1 年～6 年（5 人）	知的障害、ダウン症、アスペルガー傾向	担任 1 人 補助 1 人
B 小	特別支援学級	1 年～6 年（7 人）	ADHD、広汎性発達障害、知的障害、発達遅滞、自閉傾向	担任 1 人 補助 1.5 人
C 小	特別支援学級	1 年～6 年（11 人）	広汎性発達障害、脳性麻痺、自閉症、感音性難聴、ADHD	担任 2 人 補助 1 人
D 小	通級指導教室い	3 年～6 年（4 人）	アスペルガー症候群、高機能自閉症、発達障害	担任 1 人 補助 1 人
	通級指導教室ろ	3 年～6 年（8 人）	場面かん黙、ADD、LD、広汎性発達障害	
	通級指導教室は	1 年、2 年（4 人）	場面かん黙、広汎性発達障害、高機能自閉症、軽度知的障害	
	通級指導教室に	4 年～6 年（4 人）	アスペルガー症候群、ADHD、広汎性発達障害、LD	

（２）モニター調査の対象とした生活支援機器

モニターで使用する生活支援機器は、平成 21 年度調査と同様に、マニュアルなどの指導書があれば家族が作成可能なものを代表して「U シンボルシール集」を、ユニバーサルデザインの生活支援機器としてなじむものを代表して「タイムタイマー」と「イヤークリップ」を、日常生活支援用具の給付対象としてなじむ生活支援機器を代表して「あのね♪DS」と「パーテーション」、「クッション」を考え、主としてこれらの中から選択した（表 3-2-3、写真 3-2-1）。今回の小学校調査では、「U シンボルシール集」の希望はなかった。

表 3-2-3 モニター調査に使用した生活支援機器

生活支援機器	機能	製造（販売）企業名
1. タイムタイマー	時間管理	アクセスインターナショナル販売
2. タイムタイマーウォッチ	腕時計型タイムタイマー	
3. あのね♪DS	コミュニケーションエイド	スリーテン・任天堂製
4. iPod touch(Voice4u)	VOCA（会話補助）	アップル社製
5. イヤー・マフ	不快音の遮断	ペルター製
6. イヤーフレックス		アクセスインターナショナル販売
7. どこでもパーテーション	視覚刺激の遮断	生活工房製
8. かくれんぼ (パーテーション 1200mm)		コムフレンド製
9. フィットネスクッション	姿勢保持・注意喚起	ダイソー販売



写真 3-2-1 使用した福祉機器

(上) 左からタイムタイマー、タイムタイマーウォッチ、イヤー・マフ
(中) 左からイヤーフレックス、どこでもパーテーション、かくれんぼ
(下) 左からあのね♪DS、iPod touch(Voice4u)、フィットネスクッション

使用した生活支援機器の特徴を次に示す。

- ・ 「タイムタイマー」は、市内の特別支援学級での利用は多いものの、「タイムタイマーウォッチ（腕時計型）」使用例は少ない。
- ・ 「あのね♪DS」は、昨年度の家庭での保護者モニター調査でも取り上げたが、今回は会話補助機能に限定せず、タイマー機能など他の機能でも使用した。DS という子ども達にはおなじみのゲーム機なので、大人が心配するより、子にとって操作は容易であった。
- ・ iPod touch のアプリケーションである「Voice4u」は昨年発売された絵カード式の AAC（拡大代替コミュニケーション）である。あのね♪DS のように入力式ではなく、シンボルに録音された音声が付いている。タッチパネルでリストから選択し、発声させるというシンプルな操作方法なので、機器の操作には問題はないが、入力式でない分、リストから言葉を選ばなければならない。
- ・ 「イヤーマフ」は、市において特別支援学校では普及が進んでおり学校だけでなく保護者の認知も高いが、通常学級ではまだ普及していない。イヤーマフは耳を全て覆うヘッドフォンタイプであるが、「イヤフレックス」は非常に軽いため頭部に違和感を小さく、かつ耳栓がバーで繋がっているため、使用しない時でも首などにぶら下げていることができる。
- ・ 「どこでもパーテーション」は、卓上に広げられる A4 サイズのパーテーションで携帯に便利である。「かくれんぼ」は、ダンボール素材のハイパーテーションで 1200mm 高さ（子が座った状態で視界を遮る高さ）のものを使用した。
- ・ 「フィットネスクッション」は、空気が入ったビニール製のクッションで、空気の量は調整可能である。上に乗るとグラグラと不安定になることから、姿勢保持のための注意喚起の動機づけにしたり、逆にロッキングの様な感覚遊びに使用する場合もある。

（３）対象者の目標設定とモニター使用機器

調査に供した児童は、4 小学校の 13 人である。モニターごとの使用機器とねらい（目標）を表 3-2-2 に示す。

調査協力者である先生方には、あくまでも「機器」の使用は支援を行う上でのツールの一つとして考えてもらった。すなわち、支援をする中で、使えないと判断すれば速やかに中止していただいたり、また逆に課題や目標の変更も柔軟に対応していただくこととした。

（４）調査期間

調査期間は、平成 22 年 11 月から 3 カ月間とした。この間、モニターには根気よくあきらめずに、毎日利用してもらった。どうしても子どもが嫌がって使えなくなったときは、その時点を終了とした。

（５）記録

利用にあたって、モニターごとに、「ねらい」から「手立て」、「短期目標」、「最終目標」を設定した。その際、「ねらい」及び「短期目標」は、3 カ月で達成可能なものとし、その内容は、「介助者が指示（介助）しなくても、自分から支援機器を活用するようになる」こととした。

記録は、①最初に使用したとき、②その後は毎週定例の曜日及び変化のあった日、③調査の終了時の子どもの興味、使用状況について、研究会が準備した記録用紙に録ってもらった。

(6) 倫理的な配慮

モニター調査を実施するにあたって、対象者の同意と協力が得られるように、①調査の目的・内容、②対象者とそのデータに関する秘密保持の方法（個人名・プライベートな情報の保護）に配慮し、③調査への参加は任意であることとし、ご協力いただく児童の保護者からは同意書をいただいた。

表 3-2-2 使用した生活支援機器と使用のねらい（目標）

生活支援機器	小学校	学年	性別	診断名	当初のねらい（目標）
タイムタイマー	A	2	男	ダウン症	時間による場面の切りかえがスムーズに行えるようにする。
タイムタイマー	B	3	男	発達遅滞・多動	短時間に集中して、朝の着替え等の準備ができる。
タイムタイマーウォッチ	D	3	男	発達障害	活動の終りを意識することができる。
あのね♪DS	A	2	男	ダウン症	認識できる言葉を増やすとともに、発語できる言葉を増やす。
あのね♪DS	D	4	女	場面かん黙	コミュニケーションツールとして選ぶことができる。
あのね♪DS	C	3	男	ADHD(仮)	タイマー機能を使用し、時間の自己管理をする。
あのね♪DS	C	2	女	感音性難聴	タイマー機能を使用し、時間を意識して身の回りのことを追行する。
iPod touch (Voice4u)	C	4	男	自閉症	自分の感想や要求を表現する。
イヤー・マフ	B	3	男	発達遅滞・多動	他の子の言動に左右されず、自分の作業（学習）に集中する。
イヤーフレックス	D	1	男	広汎性発達障害	イヤーフレックスを付けると皆の中に居られる。
かくれんぼ (ハイパーテーション)	B	3	男	発達遅滞・多動	他の子の言動に左右されず、自分の作業（学習）に集中する。
どこでもパーテーション	B	3	男	発達遅滞・多動	他の子の言動に左右されず、自分の作業（学習）に集中する。
フィットネスクッション	B	3	男	発達遅滞・多動	姿勢良くイスに座り、机上の作業（学習）ができる。
フィットネスクッション	D	4	男	発達障害	給食をこぼさず食べることができる。

4. 座談会

報告会の結果を座談会という形で整理した。

参加者は、調査協力者である教諭4人と、市教育委員会指導主事1人、自閉症サポートセンター職員（調査員）2人であり、平成23年2月3日（木）16：30～18：30に開催した（写真3-2-2）。



写真 3-2-2 座談会

（1）タイムタイマー

xさん（自閉症サポートセンター）：本日はモニター調査に協力していただいた4校4学級・教室の担任の先生方に集まっていただきました。お子さんの様子や、ねらい（目標）、いつ頃から結果が出てきたか？変化が見えたか？、使い続けるために努力した点、使っていて気付いたことなどを生活支援機器ごとにご報告してください。

まずは、タイムタイマーからお願いします。

aさん（A小学校）：使ったのは、ダウン症、2年生の男子です。数の概念は1から3まで数量把握ができ、5までがやっと理解できるぐらいです。

最初はタイマーの意味が解らず眺めていたのですが、タイムタイマーは5分ぐらいだとなかなか変化が見えにいため、そのうちいじりはじめてしまい、うまく使えませんでした。「休み時間から清掃に変わる場面（自由な楽しい時間から規制の加わる場面）への移行」を目的として使ったことも失敗の原因でした。

5日間試したのち、今度は「授業から休み時間への切換え」に使ってみました。そうすると、周囲の子が気づき始めて、本人に教えてあげるようになりました。本人はまだ理解していなかったようですが、他の子から声がかかると「あ、白くなった」と注目するようになったようです。それである程度理解できるようになりました。

ちょうどその直後、算数で「時刻」の単元に入りました。時計の模型を私が自作して授業を進めましたが（写真3-2-3）、タイムタイマーの目盛の進行とは逆になっていたことで、混乱させてしまったようです。それで、使用開始からひと月程経過したところでタイムタイマーの使用を中止しました。



写真 3-2-3 手作り教材

タイムタイマーは時刻の概念が理解できている、たとえば高学年の子には有効ですが、本児にとってはまだ使いきれないものだったかも知れません。

yさん（自閉症サポートセンター）：タイムタイマーはむしろ知的障害の重い方向けに使われてい

ることが多いようです。それは、残り時間を時刻の概念で理解できなくても、赤い目印の変化がビジュアルに目で追えるからです。数字を読まなければですが。目標の設定場面や、利用場面を工夫することで、混乱は解決できたかもしれませんね。

a さん：本人は数字を読まないのですが、周りの子が読んでしまうので、混乱に拍車をかけたと思います。

e さん（教育委員会）：ちょうど時計の学習が始まってしまって、同じ形だったので混乱したのでしょうね。それもこの機器の課題かなと思いました。

「同じ形」に気づく認知レベルの子には「なんでこれはこうで、あれはこうなの」という説明をしてあげないと混乱してしまうのだと、私も初めて気づきました。

時計の学習と並行して導入するなら、キッチンタイマーのようなデジタルや、違った形状のものが良かったかもしれませんね。

b さん（B小学校）：私のところで使ったのは、小3男子です。1年生の漢字くらいは理解できる子ですが、とても多動で気が散りやすいため毎日の着替えに時間がかかっていました。そこで、パーテーション（かくれんぼ）と組み合わせて、「着替えを5分ぐらいでできる」という目標を立て、取り組みました（写真3-2-4）。

タイマーの使い方は直ぐ理解できました。最初の3週間くらいはご褒美シールを組み合わせることもあり、本人も意欲的に取り組みました。

ただ、季節が変わると厚着になったため、冬休み明けくらいから着替えが大変になり、着替えに要する時間は15分にのびてしまいました。それでも声をかければ自分でセットして着替え始めるようになりました。

すると、周囲の子がそれを見て、自分も使いたいと言い出して使い始めました。期せずしての相乗効果でした。クラス全体で「5分で取り組もう」というときは、1台のタイムタイマーを前に出して指示をすれば、皆が理解して取り組めるようになっています。クラス全体で時間を区切る時にもとても有効でした。

同じクラスの5年生の女の子で、「あと何分これをすればいい？」とよく質問する子がいるのですが、その子がプリントなどをするとき「あと10分やってみる？」と話し合ってからセットしてあげると、安心して取り組んでいます。これまでタイムタイマーを買って教室にあったのですが、あまり使わずにいました。今回のモニター調査に参加したことで使い始め、定着することができました。

体育の時間はタイムタイマーではなく、バスケットの試合などで使う電光掲示のタイマー（デジタルでカウントダウンしていくもの）を使っていて、それはとても定着しています。もしもそういう支援機器があれば、うちのクラスのレベルではタイムタイマーのように残り時間を分量で示さなくても、数字のカウントダウンで理解できるので有効だと思います。



写真 3-2-4 タイムタイマーで一人で着替え

また、学校現場では5分、10分の場面でタイマーを使用することが多く、60分単位で使用することは少ないので、短い単位で変化が良くわかるタイマーがあると良いなと思いました。その減って行くラインを子どもの好きなキャラクターが走っていれば、最初のうち注目するのに役立つかな。必要なくなれば取れるようにしてあれば、なおいいですね。

yさん：それは、学校現場で他の子も居て競争意識がはたらくからできたのでしょうか？ 家庭で使い続けたら、強迫になってしまうこともあるように思います。

eさん：時間が減っていく感覚を持たせるには、タイムタイマーでは減る感覚が弱いと思います。

yさん：タイマーの残りの分量がゼロになったらどうされましたか？ 時間が超過しても仕事が終わらない場合、子ども達はあわてふためいたのでしょうか？

bさん：全く問題はなかったです。むしろ全然動じないのが問題でしょうか？ 「ぼく間に合わなかったからプラス5分ね」などと、本人から勝手に延長しています（写真3-2-5）。



写真 3-2-5 自分でセット

xさん：それは、先生から指示されてではなく自ら道具として「使いこなしている」ことになりますよね？ 自発的に使えているのであれば、後は「延長するときは先生に相談する」など、少しずつアレンジのルールを入れていってあげればいい。そのうちにはある程度「頑張ればできる」適正時間にセットできるようになるでしょうね。

他にタイムタイマーにはパソコンにインストールできるCDも販売されています。CDだと、1時間計の他、10分計、1分計など、円の単位が選べますので、30分やりたい時には1時間計、5分やりたいときには10分計とセット時間を選べば、時間が減っていく感覚がよりはっきり解ります。また、右回りだけでなく左回りに目盛が動いていく設定も選べますので、混乱する子には良いかもしれませんね。タイムタイマーCDは、タイマー内にデジタルでカウントダウンする画像も呼び出せるので、複数のお子さんで使用する場合には、それぞれに合ったものを見ればよいとなります。

円という形が時計との混乱をまねきがちですが、「残りが全体のどれくらいの分量か」を表す時には、多くは円を全体として考えた方が解りやすいのかも知れません。大人は初めて見た時に、どうしても時計を連想してしまいますが、時計を使ったことのない子どもであれば、意外とすんなりカウントダウンするタイマーの概念を受け入れられるのではないのでしょうか？ 大人も与える際に「時計とは違うもの」という認識で与えなければいけないと思います。

次に先生が指導して家庭で使った事例があります。cさんお願いします。

c さん（C 小学校）：本児の場合はタイムタイマーを家庭で使いました。家で放っておくと 5 時間、6 時間とゲームをするということだったので、家庭に持ち帰りゲームのときに使いました。家庭ではゲームの約束カード（図 3-2-1）と合わせて使いました。カードではゲーム時間は 30 分、終わったあとはパズルかブロックを選んで遊ぶという約束が示されています。彼はパズルが好きだったので、必ずパズルを選んで遊んでいましたが、そのうち妹がパズルを一緒にやるようになり、家庭内で妹と関われるようになって良かったと保護者から報告がありました。今では、タイムタイマーをセットしてゲームをやり終わったら片付ける一連の流れが身につき、自らタイマーを使えるようになりました。

x さん：成功の要因としては、ゲームを 30 分で止めたあと、次にやることを示していたからだと考えられませんか？



図 3-2-1 ゲームの約束

c さん：彼はパズルが好きだったので、ゲームじゃなくても良かったのかも知れません。ゲームが特別好きだからやり続けていたというより、ゲームの内容は終わりがいいから終わらなかったとも考えられます。

e さん：次にやることが示されていたから止められたと言うより、彼の場合は終りの声がかからなかったから止められなかったとも考えられますね。時間を区切れば止められたのかも知れません。

c さん：でもその時期、彼は一度終りにしてゲームを片づけても、こっそり布団の中でやるぐらいゲームにはまっていたようです。やはり終りが知らされたことで止めることができたのかも知れません。

y さん：使い続けるために努力した点はどんなところですか？

c さん：彼の場合は、家庭に定期的に電話をして様子を聞いて確認していました。

y さん：選んだ材料が良かった、めあてが適切であった、仕掛けが面白かったということでしょうか？

c さん：学校で使う場合は、場面を設定し、限定して使うこと。ダラダラ使うと効果は薄いと思います。また、失敗しないような設定にすることです。

x さん：この場合は、タイマーとして「残り時間が理解できた」というよりは「終りにする」た

めの動機づけになったのかも知れませんね。また、家庭での事であっても、学校の先生が介入しているということだけで、今度は保護者に対しての「動機づけ」にもなったのかも知れません。上手く家庭と連携ができた事例ですね。

学校、家庭といくつかの場面で使えるというのは、給付対象として「日常生活用具」に認可されるためには大切な要素です。学校限定での使用では、どうしても教材教具の域を出ないものですから。

次にタイムタイマーウォッチの使用についてお願いします。腕時計型のタイムタイマーですから、どこにでも携帯でき、様々な場面で使える可能性がありますね。

d さん（D 小学校）：私のところでは、タイムタイマーウォッチを、ある程度時間管理の課題を卒業できる段階の小 3 の男の子が使いました。診断は出ていませんが、発達障害の特徴をあらわしている子です。過集中か注意散漫のどちらかで、普通のときが少ない子です。時間の切迫感は理解できる子で、タイマーは使いこなしていたので、今度は m y タイマーということで使ってみました。

かっこう良いと思ったのか、腕時計の形にかなりはまってしまい、集中の持続が良くなりましたよ。

そこで、今まで使っていたタイムタイマーを通常学級の方に貸し出しますと、通常学級の担任からも「時間の切り換えが良くなった」と報告がありました。学校がノーチャイムなので、通常学級では 15 分にセットして、業間休み時間と言う風にチャイム代わりに使っていたようです。

この様に本人にとってはとても有効だったのですが、それを見ていたクラスの上級生たちが、逆に「自分達はタイマーなんて使わなくてもできる」という意識になったので、クラス全体の活動では時計で時間を示すようにしました。しかし、本児は周囲のことについてはあまり気にしないタイプようで、自分が集中したい時には相変わらず「セットしてください」と言いに来ています。

個別のプリントや課題をやる時には、先ず「どれくらいでできそう？」と聞くと、たいいてい「20 分」と答えますが、ほとんど 15 分ぐらいでこなしていました。ウォッチはけっこう大きく音がなるので、周りの子にも聞こえて「この子課題が終わったな」と解るのがいいですね。

ただ、これだけではやはり集中が足りないので、パーテーションも併用して使っていました。

x さん：ウォッチ（腕時計）の形の良さは何だと思いますか？

d さん：大きいタイマーだと周りの子に「時間の管理ができない子だ」と思われてしまいますが、腕時計の形だと他の子から目立たないので、ワンランク上だと思えるのではないのでしょうか？

e さん：見た目の様子は、子どもが受け入れるためには重要な要素かも知れませんね。

y さん：子ども達にとってタイムタイマーは「使う必要がなくなったら卒業」するものなのか、それとも上手く活用しながら強化していくものなのか、どう思われますか？

d さん：卒業があってもいいと思います。時計が読める子たちなので、いつかはタイマーがなくても生活できるようになればと思います。

b さん：時計が読めて、時計であと何分がわかれば、それが卒業かと思います。

（２）あのね♪DS、iPod touch (Voice4u)

a さん：先ほど紹介したタイムタイマーを使った子が使いました。まだ言葉がなん語的な発音の子です。くだものや野菜などを写真に撮って発声させると、物と名前のマッチングはだいたいできるようになりましたが、DSのコンピューターの合成音の発音を真似するようになってきたので、それ以降は音声は使わず、教師が発声するようにして使いました。この機器の課題のように思います。

次に、制作などをするときの手順を、写真にを使って示すことに使いました。私は手順（動作）を示したつもりですが、最初は、写真を見ると物の名前のことだと認識してしまい、動作に結びつかなかったようです。しかし、何回か示しているうちに、物の名前の勉強ではなく、順番を示していると言うことに気付いてくれました。毎月やっているような制作活動（写真 3-2-6）では経験も積んでいるので DS によって見通しが立てられるようになりました。動作と併せて示すのが有効なようです。

あのね♪DS の機能としては、写真は有効だったのですが、どうしても音声は違和感があり使いにくかったです。

x さん：あのね♪DS では、入力した文字の発声機能がありますが、その音声は合成音になってしまいます。リアルな発声を求めるのであれば、Voice4u のようなはじめから絵に対応した音声機能がセットされている機器があります。

a さん：本児は写真を撮る機能をととても気に入って使っています。まずは先生や友達など人を撮っていました。大好きな友達が一人居て、だれを見てもその子の名前で呼んでいたのですが、人の写真を撮るようになってから、少しずつ正しい名前と呼べるようになりました。このことは本児にとってとても大きい意味があると思います。

b さん：よく写真を使って理解させたり示したりと教師は使いますが、子ども自身が自分で撮れるのがいいですね。

y さん：DS はいつでも本児が自由に使えるようになっているのでしょうか？どんな機能で遊んでいますか？

a さん：いつでも自由にではなく、教師が使って遊んで良い時間に渡してやります。そうすると、



写真 3-2-6 毎月の制作

普段の学習時に私がやっている写真を撮るのを真似て、写真を撮って遊んでいます。他の機能はあまり使えないので。

物をいくつか並べ、口頭で「消しゴムを撮ってね」「ハサミを撮ってね」などと指示すると、物と名前のマッチング状況が把握できておもしろいです。興味のある動作が伴うので、言葉を覚えるには有効ですね。

e さん：カメラ機能であればいずれは携帯電話にも置き換えられますが、ボタンの操作性とか、子どもたちへの普及率を考えれば、DS が生活支援機器に利用できる可能性はまだまだあるのではないのでしょうか。

a さん：ちなみに本児は家庭でも DS を使ってゲームをしていたので、DS を見せたときゲームができると期待したようですが、それが勉強だったので初めは大変がっかりしていました。しかし、教師が写真を撮るようになってから興味を示すようになりました。カメラ機能のことを知らなかったようです。

x さん：昨年、家庭での保護者のモニター調査では、初めてお子さんに DS を渡すと、必ずカメラ機能から使って遊びはじめたことを思い出します。一緒に来たお母さんやきょうだいを撮ったり、内側カメラにして自分を撮ったり。直ぐにカメラだと認識でき、不思議と人物を撮ることが多かったです。

y さん：今後どんな発展が期待できますか？

a さん：言葉が出てきて、自分の要求などが伝えられるようになれば良いと思います。

x さん：セットされた言葉ではなく、入力して自分のオリジナルの言葉を伝えるまでになるには、文字の学習が進む必要もあるし、その前に「言葉」が「音」ではなく意味のあるものとして認識できるようになることが必要かも知れません。

今回の場合、会話補助機能としては使えませんでした。写真機能に発展していった。いつまでも会話補助機能にこだわっていたら、お子さんは合成音声に違和感を感じ、ゲームのできない DS を放り出していたかも知れませんね。そこを早めに見切って別の使い方に発展できたのは、家庭ではなく、本人に任せ切ったのではなく、指導者が存在して支援したところが重要ですね。やはり、生活支援機器はお子さんが興味関心を示したところから使っていくと良いですね。

では、次にやはり会話補助機能を使った事例をお願いします。

d さん：場面かん黙の小 4 の女の子が使いました。機器を使用する前は指示待ちの子でしたが、伝えたいことを入力して音声を出す前に、相手の肩をトントンと叩いたりして注意を向けさせるというアクションが出てきました。この様なことは初めてのことです。はじめは何をさせられるのか不安を感じていたようですが、説明と理解に時間をかけてから始めました。

先ずは給食のおかわりに使いました(写真 3-2-7)。おかわりを必ずする子なので、事前に入力し

た DS を準備しておいた状態で、おかずを普段よりも少なくよそっておいて「〇〇ちゃん、何かサインがあればお代わりできるんだけどな。」と促すと、10 分くらい考えた後で、トントんと教師の肩を叩いて注意を引いてから DS を示すことができました。それがきっかけで「終わりました」の報告や要求などの使えそうな言葉を入力していくと、まずはトントんと注意を引き DS を示すという流れが自然にできるようになりました。また、声を出さなければいけない色鬼、Uno などのゲームに、今までは教師と組んで参加していたのですが、一人で参加できるようになりました。



写真 3-2-7 おかわりを DS で

まずはトントんで相手の注意を引くというアクションが出てきたことで、あのね♪DS が本児にとってとても有効な機器であったと言えます。

x さん：コミュニケーションツールを導入する場合、まずはそれを使わなければならない状況を作ることが大切です。その意味で今回の取り組みはお手本的な成功例ですね。

d さん：ツールを使ってコミュニケーションができるのは一つの成果ですが、家庭では言葉が出ている子なので、そればかりではどうなのかと不安です。ご家族も DS を使うことで、しゃべらなくなるのではとの不安を伝えてこられたので、そうなったら直ぐに中止する条件で始めました。いまのところ、そういう報告はありません。

y さん：あのね♪DS を使って、その子の学習や他の活動への参加状況は良くなりましたか？それとも理解してくれる先生の前のみでの変化ですか？

d さん：通常学級では使っていませんので解りません。通常学級では DS を使うことを他の子へ説明することの大変さがありますから。

しかし、通級の教室では、教師や支援員、同じ曜日のクラスメイトともコミュニケーションが繋がってきたと思います。今は要求や報告だけなので、そのうちには自分で入力して、気持ちや感情などを伝えられるようになればと期待しています。保護者は言葉にこだわられていますけど・・・

e さん：まずはこの機器を使えば、言葉ではないけれど他人に発信することができていることを、保護者にも納得していただかなくてはと思います。人と繋がる成功体験や安心感を得ることから、いずれは音声に繋がる可能性があるということです。そしてこの様な事例の場合は、先に通級指導教室で体験したことを通常学級にも発展させるため、いかに通常学級に DS を持ち込み使うことができるかが課題です。発信のツールとして通常学級に持ち込むには、例えば絵カードだと通常学級での学校生活にはなじみにくい特別なものになってしまいますが、DS なら周囲の子どもたちにもなじみの深いもので、「この子、しゃべらないけどすごいじゃん。」と受け入れられやすいと思います。そういう意味で DS は携帯電話がコミュニケーションツールとして使えるのと同じように、学校現場になじんだ上で使えるツールとして発展できる可能性を秘めていますね。本人は勿論ですが、周囲の子が「DS を使えばこの子と繋がれる」と理解でき、やり取りが始まれ

ば、そのうちには感情のやり取りもできるようになる可能性があります。

d さん：通級指導教室でも 2 年目にしてやっと気持ちが繋がったという実感が持てました。あのね♪DS から発展して、今では担任と補助員と 3 人で交換日記をしています。これが通常学級にも持ちこめて、担任が認めて受け入れられれば、きっと本児は通常学級の担任とも繋がることのできると思いますね。

x さん：場面かん黙は機能的な障害ではなく、心因的な要因が強いので心理的なアプローチが必要です。まずは、本児が安心できる生活場面を増やしていくこと。週に 4 日間過ごす通常学級への広がりが望めますね。

では、次はあのね♪DS のタイマー機能を使った事例を報告していただきます。

c さん：あのね♪DS はタイマー機能を使いました。とにかく集中が持続せず残り時間の意識も持てない子の着替えの場面で使いました。一番良かったのは、残り時間が目で見てわかりやすいところで、それが DS についていることで注意が DS から逸れなかったことです（写真 3-2-8）。

本児はタイマーからアナログ時計に発展し、更には DS を使って家庭での着替えの習慣まで身につきました。家庭ではついお母さんが手を出してしまうので、全く自分で着替えなかったのが、自ら着替えができるようになったのです。

また、DS と合わせ「早起き頑張りカード」を作り（図 3-2-2）、家庭で取り組んでももらい、毎日学校で確認し評価していったことで本人も自信がついて、着替え以外の身辺自立もできるようになりました。今ではこのカードもなしでできるようになっています。

2 か月ぐらい、毎朝家庭で取り組んでももらいました。家庭でも困っていたようです。

y さん：はじめにタイマーから入っていったというのは、おもしろいですね。

c さん：タイマーだけでまずは着替えができたので、次に先の見通しが持てる「頑張りカード」に発展していきました。今では朝 7 時 10 分頃登校し、時計を見ながら着替えて、20 分には校庭に出て毎日部活動に励んでいます。授業中にはタイマーは使っていません。着



写真 3-2-8 本人が 4 分にセット

□くん はやおき がんばり カード		
ばんごう	やること	できた！
1	じぶん から おきる I Good Morning	
2	けんきに おはよう を いう Good Morning	
3	じぶん で かみをあらう Good Morning	
4	まぶん で せがえる Good Morning	
5	じぶん で ごはん を たべる Good Morning	
6	じ ぶん に 家を出る Good Morning	
じぶん で できたら おかあさんに まる を つけて もらおうね！		

図 3-2-2 早起き頑張りカード

替えだけです。本人もできるようになったことはうれしいようです。

e さん：この場合、支援機器が DS だったことで先ず興味が向いて取りかかることができ、結果が得られたのかも知れませんね。知的レベルの高い子は、機器が専用の特別なものであると、「持たされて、やらされている」感を持ってしまいがちで、そういう否定的な気持ちになると、なかなか機能を発揮できませんが、はじめに興味や関心が持てれば良い結果に繋がるようですね。

c さん：使い慣れているものなので、操作も簡単にできるところがいいようです。

y さん：去年家庭での保護者を対象としたモニター調査をした実施した時には、コミュニケーション機能に限定して根気よく使っていただくことをお願いしたため、お母さん達は一生懸命取り組んでくれましたが、使えないと見切ることができなかった結果、子ども達の興味が離れてしまい使えませんでした。今回のように指示する人がいて、見極めてステップアップして行ければ、あのね♪DS はとても使えるツールであることが解りました。

c さん：本児の場合は、その子にとって、どの機能が一番効果を期待できるかを考えて使い方を決めていったことが良かったと思います。

次に iPod touch(Voice4u)です。これは失敗したバージョンの報告となります。先ず音が小さいことがありました。装置自体が携帯しイヤホンで音を聞く機器なので、雑音の多い校内で使うのには、内蔵されたスピーカーでは足りませんでした。彼には音声でのやり取りを期待していたので、先ず音の問題は大きかったです。

そして、設定した場面が失敗でした。目標を「課題が全問正解した時に『うれしい』という言葉を選択し発声できる」ことにしたのですが、場面とうれしいという気持ちの言葉が本人の中で結びついていなかったのでしょうか？使えませんでした。あるいは、あまりうれしくなかったのかもしれない。

x さん：「感情」の言葉を使いこなすには反射的な操作が必要です。状況把握（全問正解）→感情を言葉に変換（うれしい）→発声の一連の操作を、普通は無意識のうちに瞬時にやっているのに、機器を使うという余分な手続きを入れてしまったことも、うまくいかなかった要因でしょうか？今回のねらいは「感情や要求を表現する」だったので、目標が少しずつれていたかも知れません。むしろ絵カード、文字カードのようなシンプルなもの良かったかも知れません。生活支援機器ではないのですが、感情などの抽象的な言葉を音声以外で伝えるならむしろ手話やサイン等が有効ではないでしょうか。

c さん：それで、「うれしい」を目標とした使用は中止しました。iPod touch は Voice4u のアプリを使ったのではなく、カメラ機能とアルバム機能を使い、教室移動の時など行く先を写真で示したりして使いました。前もって移動する場所の写真を撮っておいて、順番にアルバムに保存しておきます。移動しながら「次はここ」というように写真をフリック（指ではじくようにする操作）していくと、写真を順番に示すことができ、見通しを持つことができます。口頭でも理解できま

したが、写真だとより具体的でした。

撮影した写真は、直接保存できフォルダの編集もでき、見ることができるので、この機能はとても便利です。今まではデジカメで撮影したものをパソコンに取り込み、プリントアウトして使っていたので。

x さん：ちなみに Voice4u に写真を取り込み、音声を付けることもできます。例えば、人物の写真を撮って「〇〇先生」などと付属のイヤフォンマイクで録音すると、シンボルを追加していきます。

Voice4u は頻繁にアプリケーションがアップデートして、今でもシンボルが増え続けています。沢山のシンボルの中から使うものを選ぶ手順が少し面倒ですね。会話補助に使うにはそこが課題になると思います。

研究会などでは、同じようにタッチで発声する VOCA が発表されていますが、人によって、場面によってシンボルをカスタマイズしていくやり方が主流です。自分で言葉を選び機器を使って発声させることができるのは、コミュニケーションスキルとしてはかなり高いと思いますね。

（３）イヤー・マフ、イヤーフレックス

b さん：３人の子で検討しました。

はじめにイヤー・マフを予定していた子は、みんなと違うのが嫌な子だったので、その子には使えませんでした。

次いで、通常学級にいて取り出し学習に来ている子が、通常学級の授業中に「集中したい」と言うので使いました。

もう一人は、１年生の ADHD の診断を持つ子です（写真 3-2-9）。学校では良い子なのですが、家では TV のボリュームを 40 くらいにして聞いたり、ずーっとおしゃべりが止まらなかったりしていたので、試しに学校で使ってみました。

おしゃべりが止まらない時にイヤー・マフをすると止まるので、そのことを保護者に伝え、家でも買おうかと検討されています。



写真 3-2-9 イヤー・マフで集中

e さん：自閉症のあるお子さんで、よく「あ〜〜」など、耳ふさぎをしながら奇声を発している子がいますが、あれは、周囲の雑音などが恐くて、自分の声でかき消している場合がよくあります。本児の場合は「おしゃべり」でかき消していたのかも知れませんね。それが、イヤー・マフを付けたことで雑音（嫌な音）が軽減され、おしゃべりをする必要がなくなったとも考えられますね。

x さん：イヤー・マフでは雑音は軽減しますが、全ての音をシャットアウトすることはできない。これもこの機器の良さの一つで、逆に授業中なども使えます。昨年の保護者モニターの調査でも、学校の集会時に使って、今まで集会時に奇声を発して落ち着かなかった子が、きちんと落ち着いて参加できたという特別支援学校における事例報告がありました。

次に耳栓タイプのイヤーフレックスの使用の報告をお願いします。

d さん：小1の広汎性発達障害のある子にイヤフレックスを使いました。鉛筆削りの音が恐く、自分で削れなかったのですが、これをする事によって鉛筆が自分で削れるようになり、更には鉛筆を削る際にこれを貸して下さいと言えるまでになりました。

そしてイヤフレックスを使って4回鉛筆を削ったら、フレックス無しで堂々と鉛筆が削れるようになりました。本児はトイレのエアータオルの音がダメで、家庭で使ってみたいとの申し出があったので、今貸し出し中です。全く聞こえなくならない、他の音も拾えることが返って安心できて良かったのだと思います。

e さん：リラックスした状態で、あとどのくらいで終わるなどが体感できるので見通しが立てられるから、なくても我慢できるようになるでしょう。

x さん：イヤ・マフより簡易で、目立たないので気軽に使えますよね。持ち歩くのも首に下げおけば簡単だし、ここでは必要だけど、ここでは要らないなど使う場面を自分で選択できます。

昨年の家庭における保護者のモニター調査でも、トイレを流す音やエアータオルの音が恐くてイヤ・マフを使った子がいました。その子も調査期間中に家庭のトイレには一人で行けるようになりましたが、外出時はエアータオルがあるところがあるので、やはり、小4男子なのにお母さんが付き添わなければならなかったもので、外出時にも持ち歩くようになりました。今のお話を聞いて、外出先ではイヤフレックスでも良かったかなと思いました。小さいし、目立たないし。

また「人と違うのが嫌」な子にもイヤ・マフではなくイヤフレックスを試してみると良いですね。昨年の家庭での調査では、なかなかイヤ・マフをモニターしてくれる方が見つかりませんでした。お母さん達が嫌う理由の一つに「目立ちすぎる」ということがありました。昨年は小さい子どもが多かったのがご本人の意見として取り上げませんでした。今年度ははっきりと「見た目も大事」という意見を聞くことができ、良かったです。

（4）どこでもパーテーション、かくれんぼ（ハイパーテーション）

b さん：どこでもパーテーションは、大机で、皆で学習をするときに使うと、集中できない子が集中できて効果的でした（写真 3-2-10）。盤面が磁石になっているとスケジュールなどが貼れて便利だと思います。

かくれんぼ（ハイパーテーション）は軽いので良いのですが、掃除の度に動かしていたらジョイント部分が外れやすくなってしまいました（写真 3-2-11）。もともと動かす設計ではないのかも知れませんが。



図 3-2-10 どこでもパーテーション

x さん：メーカーに問い合わせたところ、ジョイント部分の金具がゆるんだのではなく、本体の素材であるダンボールが湿気の吸放湿で寸法変化したのではないかと、ということでした。

かくれんぼの一番の特徴はダンボール素材のため軽くて移動しやすいこと、倒れたりぶつかったり危険が少ないことですが、これも今後の課題になるかも知れませんね。生活工房さんで木製のパーテーションを作られているので、今度は使ってみたいですね。

c さん：今回のモニター調査の報告にはあげていませんが、どこでもパーテーションを教室で使ってみました。6年生の男の子が二人いまして、その二人が同じプリントをするときなどに使いました。同じ学年ということで、どうしても意識し合ってしまうので、プリントをさせるときなどは背中合わせにしていたのですが、それでもお互いを意識して集中できていませんでした。そこで、試しにどこでもパーテーションを使ってみると、それぞれのプリントに集中することができたのです。今では二人ともプリントをするときには、自分からどこでもパーテーションを取りに来ます。

x さん：視界に入る刺激を遮断できたと言うより「意識を遮断」できたのかも知れませんね。この場合も動機づけの意味合いが強かったと考えられますね。6年生の発達段階に合った使い方だったのでしょうか。

（５）フィットネスクッション

b さん：着席時に落ち着かなくグラグラと体を動かす子の椅子の上に置いて使いました。使う時には空気をずい分抜いて使いました。その方が安定感があります。また、ずーっと足を動かしている子の足元に置いたら、動かしているのが目立たなくなりました。

椅子の座席の上に置くには、もう少し大きい方が良いと思います。1.5倍ぐらい大きいものですね。

d さん：私のところでは、背筋が弱い子どもが、椅子の上に置いて使ったら姿勢の保持ができるようになりました（写真 3-2-12）。

x さん：動きのあるお子さんにその範囲だけで OK にしてあげる使い方と、逆に注意喚起する使い方の二通りがあったわけですね。

d さん：嫌がって椅子の前の方に座るようになってしまった子もいます。

x さん：療育の通園で使った際も、子どもが違和感を感じたとのことで、使えませんでした。

y さん：この支援機器を紹介してくれた作業療法士の方のところでは、楽しんで使っているそうです。使う時には一人ひとりに合う空気圧が違うので、調節してあげるようアドバイスを受けました。

x さん：もともとこのクッションは、100 円ショップ（ダイソー）でフィットネス用品として販売しているものです。リハビリや感覚統合訓練のために開発された商品が幾つか別の会社から販売されていますが、いずれも輸入品で定価が高く、まとめて購入するのが困難だったので、作業療法士の方のおすすめで、手軽に手に入る 100 円ショップ（ダイソー）の商品を代替え品として揃



図 3-2-11 かくれんぼ



図 3-2-12 フィットネスクッション

えたものでした。

特別支援学校でこのタイプのクッションを使っていた先生に伺ったところ、ロッキングの好きな子に使ったら、その範囲の動きだけで満足し、椅子をガタガタ言わせなくなったとか、離席の多い子に使ったら離席がなくなったなどの動的な使い方と、姿勢保持への注意喚起の使い方の2通りの使い方がやはりあるようでした。

（6）機器使用の「ひろがり」（座談会まとめ）

xさん：わずか3カ月の実施で、4学級・教室の調査対象者だけでなく、クラスメイトや家庭にまで反響が見られたことに、実は驚いています。その原因と結果をしっかりと整理すべきと考えているところですが、気がついたところを思いつくままに語ってみます。

1) 今回調査のねらい

生活環境支援研究会は、平成20年度より発達障害や知的障害などの障害のある人の生活支援機器についての調査研究を続けてまいりました。

平成20年度は、知的障害や発達障害のある子どもの保護者を対象にアンケート調査を行い、「生活支援機器の利用度と必要性」について調べました。

その結果をもとに平成21年度は、汎用していた生活支援機器を家庭でモニタリングしていただいたところ、これらの生活支援機器を使いこなし、使い続けるための課題が見えてきました。

まず第一の課題は、ユーザーの課題と生活支援機器とのマッチングが大変難しかったこと、第二に使い続けるための手立てや目標の切替えが保護者の判断だけだと難しかったことなどが問題点としてあがりました。家庭では、ある程度その子に合わせた対応が可能なため、自立させる意図で生活支援機器を使ったとしても、その子にとっては「余分な手続き」になってしまい、使えなかったという事例もありました。

また、昨年度の保護者を対象とした生活支援機器のアンケート調査によって、使っている支援機器の情報は、メーカーからというものはほとんど見られず、学校、療育機関からと言うのがほとんどであるということがわかりました。つまり、家庭で生活支援機器を利用するかどうかは、「学校からの情報」が大きく影響を及ぼしていることが明らかになったわけです。

以上のことから、我々は、次に生活支援機器をモニタリングする場合は学校という集団で、かつ指導者の介入がある場での使用でこそ効果を確認できるのではないかと想定して今回のモニター調査に臨みました。

2) 機器使用のひろがり

学校という集団場面で、かつ指導者のもとで生活支援機器を使用したことで、我々が期待した以上に様々なひろがりを発見したことが最大の収穫でした。

一つには「教室内の他の子へのひろがり」、次に「学校から家庭」へと「利用者」や「使用場面」のひろがりが見られたこと、そして「使い方」のひろがりです。

はじめに「教室内の他の子へのひろがり」ですが、モニターしたいくつかのクラスでは機器を使う子の姿を見た他の子が自分達も使い始めたり、自分達は生活支援機器がなくても大丈夫と頑張ったり、生活支援機器に興味を持ったりというように、何らかの影響がありました。

次いで、たとえば、あのねJDSの使用において、写真に撮ることでクラスの友達の名前が認識

できたり、会話補助機能を使ってクラスの友達と一緒にゲームができたりと、直接の人間関係のひろがりも見られました。

また、今回は小学校での調査を基本としましたが、学校で使って効果があったことに家庭が目向け、あるいは学校から家庭に連携を求めて、生活支援機器の使用、購入を検討し始めた報告もいくつかありました。また、先生が家庭での課題のために、家庭と連携を取りながら生活支援機器の使用を進めた報告もあり、いずれも成果が見られています。

さらに、DS や iPod などの多機能の機器を使用したモニタリングでは、装置にセットされた複数の機能を目的に応じて使いこなせました。タイムタイマーでの学習からアナログ時計の利用へと発展したり、あのね♪DS の使用がきっかけになり交換日記が始まったクラスもありました。

これらの結果は、学校の現場で多くの子ども達と接し、沢山の体験を持ち、保護者と異なり客観的に観ることができる先生方だからこそ導き出せたのかも知れません。

3) かっこよさ

今回のモニター調査では、参加していただく先生方に、家庭ではなじみの高いUシンボルシールをはじめとする絵カード類に興味を示していただけませんでした。その理由の一つとして「絵カードだと特別なものになってしまう」というご意見を聞き、必要性以前に、かっこよさという視点から、絵カードを学校で使うことの難しさについて考えさせられました。

同じ視点となりますが、DS、iPod、タイムタイマーウォッチのように、「見た目に引かれて使うようになる」というご意見について、素直に共感したところです。

4) 学校や先生方への期待

本年度の市町村に向けた調査（3. 1で前述）の中で、ある市が特別支援学校の先生のコーディネートで、イヤー・マフ日常生活支援用具として給付したという情報がありました。市の担当者に受け入れられたのは、学校の先生が、日ごろから多くの子どもに接し、学校生活を通し、多くの生活場面をご存知なので、ニーズがきちんと説明できたことに加えて、学校そのものに対する市の職員の信頼感があってこそだと思います。

発達障害、知的障害と一口に言っても、その方の抱えている課題やニーズは、一人ひとり違います。基本的な使い方のマニュアル化に加えて、100 人いれば 100 通りの課題とニーズに合わせて支援者によるマッチングの支援を受けることが理想的です。学校や療育機関で沢山の児童生徒と関わり、学習、生活場面に寄り添い、多くの経験を積んでこられた先生方に、アセスメントをしていただき、適切な設定をしていただいたうえで、生活支援機器の使用を進めていくというのは、生活支援機器使用が様々なひろがりを生む可能性を秘めていることが解りました。

このように、学校や、教育を通じた実践が、また様々な支援のひろがりを生むことを、知的障害や発達障害のある人たちの世界がひろがり、障害、健常の壁もなく、ともに地域で生きていけることを願います。

5. 最後に

座談会のあと、モニター校の活動取材した。

モニター報告座談会から 1 カ月、どこの学校も色々な形で、引き続き支援機器を使用していた。

A 小では、使えていなかったタイムタイマーが、児童が時計（時刻）を理解した現在、再び使

用されていた。また、発語を期待してあのねJDSを使った児童に、今ではサインを用いてコミュニケーションを促す取り組みが始まっていた。

D小では、あのねJDSから発展した交換日記を見せていただいた。あのねJDSを通じて、初めてd先生に自分の要求を伝えられた場面かん黙の児童が、今度は自分の気持ちや想いを文章で表現していた。

今回の学校の現場を通じたモニター調査によって、我々が主張する次の「知的障害及び発達障害のある人を支援する生活支援機器のあり方」²⁾が確かめられた。

- ① 知的障害及び発達障害のある人にとって支援機器が無くとも、基本的な生活や活動ができないわけではない。
- ② 導入のための支援が重要であり、使うことができるまで、使いこなせるまでに時間がかかることが多い。
- ③ 使用者の課題や使用する周りの環境にあったものの選択、導入から、使うことができるまでの支援等も含め、ソフト部分が欠かすことができない。
- ④ 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器は、専用品で無くとも、手作りや一般品で代替できるものがある。そのため、専用品として作った場合、一般品と比べると、生産量の桁が大きく違うことも含め、一台あたりのコストが大きく違うにもかかわらず、一般品との価格比較がなされ、開発、生産、取り扱いのコストに見合うだけの価格設定がしづらい。
- ⑤ 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を使うことによって、導入時の課題が解決され、その用具を使う必要がなくなる場合がある。そのため、調査によっては、使われないもの（役に立たないもの）となってしまう危険性もあり、効果の見えにくさともなる。
- ⑥ 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器は使用者だけで完結するものは少ない。直接、間接に相手がいる場合が多い。そのため、相手によって、周りの環境によって、使用効果が違うことがある。
- ⑦ 以上のことから、知的障害及び発達障害のある人の支援機器は極めて個別性が高いと言え、実際にその用具が導入され、使用効果を発揮するためには、フィッティング、導入、使用時の指導等が必要であることが多く、そのためには、一定の専門性と経験が求められ、当然であるが、その専門性と経験を持った人が、そのために費やす時間が必要である。

6. 文献

- 1) NPO 法人自閉症サポートセンター：平成 21 年障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関する調査研究」
- 2) NPO 法人自閉症サポートセンター：平成 20 年度障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活支援用具の利用調査」

7. 謝辞

モニター調査にご協力いただいた教育委員会及び調査協力校の先生方、並びに実際に生活支援機器を使用していただいた皆さまに感謝の意を表します。



(自閉症サポートセンター 富永 文子、松井 宏昭)

3. 3 知的障害・発達障害特別支援学校児童・生徒に関わる福祉用具の利用実態とその背景 —— 教員を対象とした調査から

1. はじめに

永倉らは、昨 2009（平成 21）年度障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害、精神障害及び障害者のための日常生活用具の利用調査」において表題と同様の調査を行った。この調査は保護者を対象としたものであり、以下のような知見を報告した¹⁾。

知的障害に関わる公立特別支援学校に通う児童・生徒の、学校を含む日常生活における適切な支援のあり方を検討する目的から、東日本・西日本の各 3 校・計 6 校の児童・生徒の保護者 161 人を対象に福祉用具品目の利用実態とそれらの背景について基礎統計学に検討、解明を試みた。

その結果、福祉用具の流布度や実際の利用傾向・用具に関する情報の獲得とも全体的には低い傾向が窺われたが、西日本においては比較的に高い傾向が確認され、今後の有効利用促進に関わる以下のような示唆的部分を抽出した。

1) 特に「パーテーション」に関しては西日本において 50%を超える利用傾向が推察され、利用の実態が適切な認知につながり、結果としての高い流布性に影響を及ぼすと考えられた。「イヤーマフ」に関しても同様な傾向を確認した。

2) 今後の福祉用具全体に関する指標として例示した 6 つの福祉用具（「絵カード」「タイムタイマー」「イヤーマフ」「パーテーション」「VOCA」「サポートブック」）の有効利用実態の高さに関しては「情報」、特に「学校からの情報」が大きく影響を及ぼしていると推察された。

3) この点に関しては今後、福祉用具の啓蒙的な斡旋に関して、提供福祉メーカー等と学校間で一層の「歩み寄り」が必要であることを示唆させた。

これらの知見と示唆的傾向に関しては東西比較を用いた全国調査であるにもかかわらず対象校は東西 3 校・計 6 校に過ぎず、その調査対象標本の代表性は十分には保障されてはいない。その理由から今後、対象校を増やしより正確な全国的傾向を把握するという課題を追記しておかなければならない。

しかし「環境整備は障害児教育の基本である」という報告²⁾からは、近年、障害児教育全般における、福祉用具を含む物的環境の重要性が示唆される。さらに、対象を発達障害児とした、生活環境の改善による適応能力の向上についての調査「特別支援教育におけるコンサルテーションについての一考察」においては、「生活環境を整えることは発達障害の子どもへの支援の基本である」ことが強調されている³⁾。

一方、松井ら⁴⁾は、実際に福祉用具を 3 ヶ月間利用した後の保護者座談会の結果を次のようにまとめている。主に、「身近な学校の先生などが、支援機器を調整してアレンジしてくれると、とても助かる」という傾向に加えて、「このような支援機器は導入の仕方を間違えると返って脅迫的になり逆効果になってしまうので、学校や療育の先生に使い方をアドバイスしてもらえると上手くいくと思う」の 2 点である。このことから、福祉用具を知的障害児・者やその保護者が有効に利用するためには、学校現場や療育施設の協力が重要である、という傾向が示唆される。

実際に、U シンボルシールを使用した保護者からは、「シールの種類が多いと、選べなくて弱りましたが、いつも通っている療育センターの先生から、一つにしたら？というアドバイスをいただき、上手くいった」、イヤーマフを使用した保護者からは、「家では気分によって使わなかったり、おもちゃにしてみたりと使用・効果にムラがあったが、学校で集会のときに使うので、持たせてください、と言われ持たせたら、ザワザワした音のなかでも影響されず、大人しく集会に参加できるようになった」など、学校や療育施設からのアドバイス等により、良い方向に軌道修正できた事例も、報告されている。

以上の経緯から本年度の調査においては、上述の永倉らの保護者を対象とした調査と対比させる意図から、調査対象を「特別支援学校の教員」とした。調査内容・項目・例示する福祉用具 6 品目も永倉らの調査にマッチングさせた。福祉用具の認知度、ならびにそれらの利用実態の背景に加えて、「学校を中核とする福祉用具の情報獲得に関する今後の課題」に着目し、それらの検討をもとに、今後の福祉用具の有効的利用を模索することを目的とした。

2. 対象と方法

(1) 調査の対象

埼玉県公立特別支援学校 3 校の教員（管理職および養護教諭を除く）を対象とした。

特別支援学校は、永倉らの研究との整合性を高めるため、永倉の研究において対象となった 3 校を選択（マッチング）し、A 校：113 人、B 校：50 人、C 校：84 人、計 247 人とした。

(2) 調査の方法

無記名の自記式質問紙法を用いた。調査票は配票留め置き法で、各学校に予約した後、当該校の管理職に調査の目的と意義を説明し、承諾を得たのち配票し、約 2 週間後に郵送による回収を行った。なお、調査票への回答は強制することなく、個人情報保護の上で統計処理を行った。

調査票は、10 月中旬に各学校に郵送し、11 月上旬に郵送にて回収した。

A 校の教員 113 人に配票した結果、有効回答数は 65 人、回収率は 57.5%、B 校の教員 50 人に配票した結果、有効回答数は 39 人、回収率は 78.0%、C 校の教員 84 人に配票した結果、有効回答数は 52 人、回収率は 61.9%であった。全体で 247 人の教員に配票し、有効回答数は 156 人、回収率は 63.1%であった。

得られたデータの統計解析は、全て数量化して 2 群間の母平均値の差の検定にはスチューデントの t 検定を用い、項目間の相関には Pearson の積率相関係数を使用した。

推計学的有意水準は危険率 5%未満を基準とした。なお、データ解析は SPSS.16.0Japanese for Windows ソフトパッケージを用いた。

(3) 調査項目と分析の枠組み

本調査は、以下に示すように、「福祉用具の利用実態」と「福祉用具の情報経路」と「福祉用具の代用」と「福祉用具の将来的利用意向」に関する質問と「福祉用具の情報獲得への要望」に関する質問、「基本属性」に関する質問の、全 76 の質問項目と、1 つの自由記述から構成されている（表 3-3-1、3-3-2）。

表 3-3-1 調査項目

- 1 福祉用具の利用実態（3 項目×6 つの福祉用具）
- 2 福祉用具の情報源（1 項目〔10 種類〕×6 つの福祉用具）
- 3 福祉用具の代用（6 項目×6 つの福祉用具〔Dのみ 8 項目〕）
- 4 福祉用具の将来的利用意向（1 項目×6 つの福祉用具）
- 5 福祉用具の情報獲得（5 項目）
- 6 基本属性（3 項目）

質問項目の回答はその殆どを 5 段階の順序尺度で構成し、それらを一旦、連続変量とみなした。各々の質問項目に対して「思わない」という回答を 1 点、「あまり思わない」という回答を 2 点、「どちらとも言えない」という回答を 3 点、「やや思う」という回答を 4 点、「強く思う」という回答を 5 点として得点化した。

しかし、解析の結果、変数（質問項目）の回答分布において著しい偏りがあり、連続変数に置き換えられない項目が確認されたため、それらの項目については「順序尺度（1－5）」再割り当てを行った。つまり「1－3 を 0」、「4－5 を 1」のダミー変数（0－1）の 2 値に変換した。

調査票（巻末資料）の質問項目と内容は以下の通りである。この調査票は、以下に示すモデル図（図 3-3-1）の分析の枠組みに対応しており、質問項目および質問文の作成に関しては、永倉らの研究との整合性に配慮し、大きな差異が生じることのないよう留意した。

表 3-3-2 質問項目に例示した 6 つの福祉用具¹⁾

用具名	用途
1) 絵カード	自閉症やその他のコミュニケーション障害を伴う子どもや大人が自発的にコミュニケーションできるようにするもの。
2) タイムタイマー	時間の量的認識やスケジュール管理を助けるもの。
3) イヤー・マフ	聴覚過敏の緩和、注意集中を助けるもの。
4) パーテーション	刺激からの回避、注意集中を助けるもの。
5) VOCA	音声を使って、自分の意思を相手に伝えることができるもの。
6) サポートブック	障害の種別に関わらず、お子さんが初めて接する人（例えば、ボランティアや新しい担任の先生など）に、お子さんの特性や接し方について知ってもらうための情報を書きおくもの。

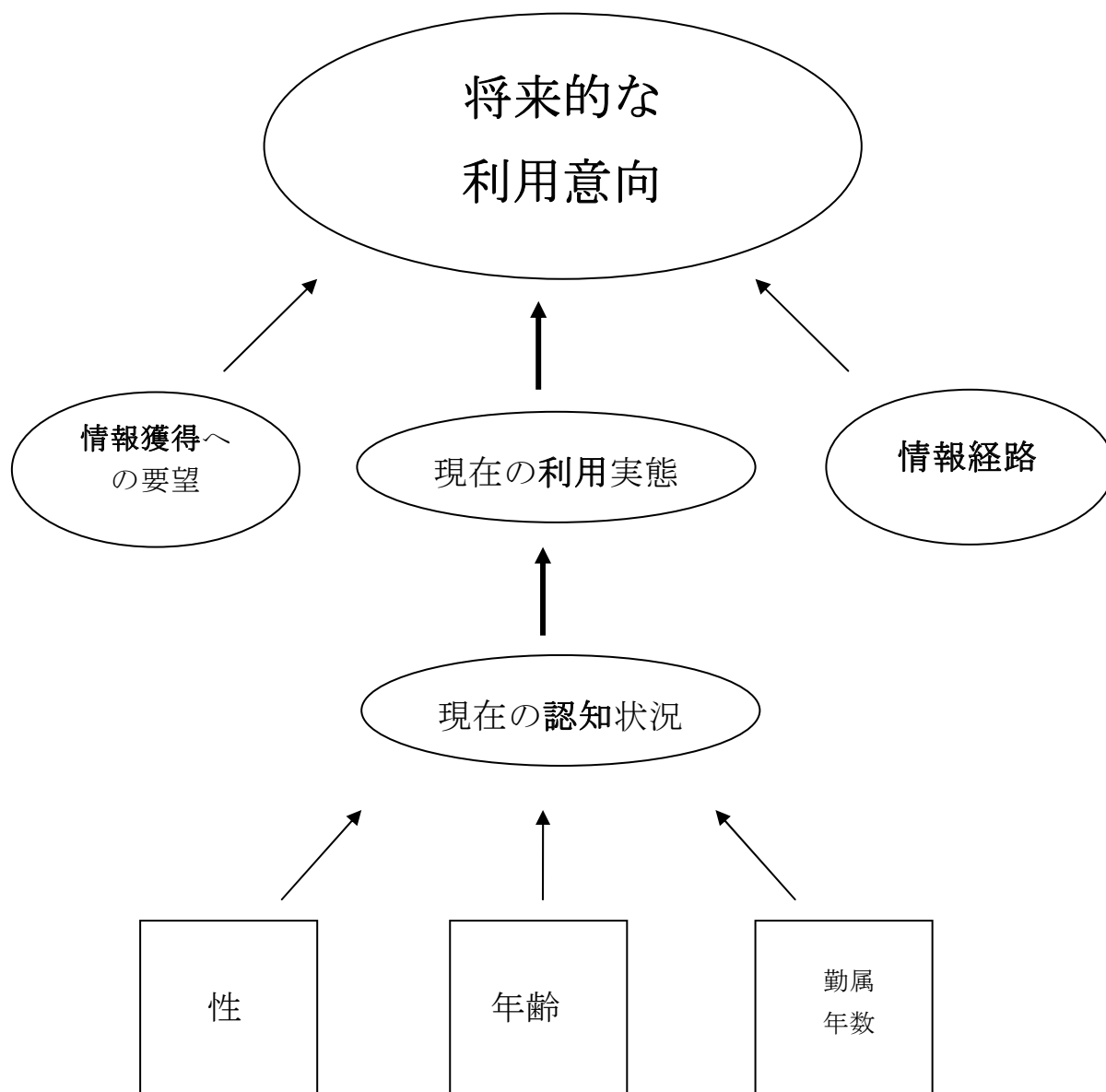


図 3-3-1 研究と調査の枠組み

（４）従属変数の設定について

本研究における「将来的な利用意向」とは、対象教員がこれら 6 つの福祉用具を、学校現場を中心とする教育実践において今後どの程度利用したいと感じているか、を意味する。調査票においては、6 つの福祉用具すべてを対象に調査票の間 6 でそれらの将来的な利用意向について質問し、「思わない」から「強く思う」までの 5 段階を順序尺度として設定した。さらにこの尺度に著しい偏りのないことが確認されたためこの尺度を連続変量の従属変数として設定し、これに影響を及ぼす背景を検討するための解析を行った。

3. 結果と考察

(1) 対象の基本属性

対象者の属性は、以下のように示された（表 3-3-3）。

表 3-3-3 回答者の属性

1) 年齢階級の分布 (人)

年齢(歳)	21～	31～	41～	51～	60～	合計
人数	37	25	43	44	2	151
%	23.7%	16.0%	27.6%	28.2%	1.3%	96.8%

欠損値=5：無回答

2) 性の分布 (人)

性別	女性	男性	合計
人数	84	67	151
%	53.8%	42.9%	96.8%

欠損値=5：無回答

3) 勤続年数階級の分布 (人)

勤続年数(年)	1～	6～	11～	16～	21～
人数	64	21	14	14	19
%	41.0%	13.5%	9.0%	9.0%	12.2%

勤続年数	26～	31～	36～	41～	合計
人数	9	9	0	1	151
%	5.8%	5.8%	0.0%	0.6%	96.8%

欠損値=5：無回答

(2) 利用実態；認知度・利用度・利用度と必要性・情報経路・代用度との関連

1) **認知度**と基本属性（性・年齢・勤続年数）の関連については、すべてにおいて有意な関連は確認されなかったが、全体的な傾向として「絵カード」「タイマー」「イヤール・マフ」「パーティーション」「V O C A」の高さが示され、「サポートブック」は低かった（表 3-3-4～3-3-6）。

2) **利用度**と基本属性の関連については、福祉用具全体で認知度よりも低く示され認知度と同様の福祉用具別傾向分布が示されたが、「パーティーション」においてのみ、年齢 2 群間で有意な得点差が確認され、21 歳-40 歳の若い年齢層に高く示された。勤続年数における 2 群比較でも「絵カード」と「パーティーション」2 つの福祉用具で同様の傾向が確認され、いずれも勤続年数 1-10 年の若い経験層に高く示された（表 3-3-7～3-3-9）。

表 3-3-4	認知度に関する 2 群比較				性別
福祉用具	性別	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	女性	84	0.77	0.42	n.s.
	男性	67	0.69	0.47	
「タイマー」	女性	84	0.74	0.44	n.s.
	男性	65	0.72	0.45	
「イヤーマフ」	女性	82	0.80	0.40	n.s.
	男性	66	0.80	0.40	
「パーテーション」	女性	81	0.91	0.28	n.s.
	男性	67	0.85	0.36	
「VOCA」	女性	84	0.67	0.68	n.s.
	男性	65	0.66	0.66	
「サポートブック」	女性	82	0.30	0.30	n.s.
	男性	66	0.26	0.26	
最大値 1 最小値 0					
2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)				n.s. 有意差なし	

認知度に関する 2 群比較					年齢階級別
福祉用具	年齢	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	21～40 歳	62	0.74	0.44	n.s.
	41 歳以上	87	0.72	0.45	
「タイマー」	21～40 歳	62	0.77	0.42	n.s.
	41 歳以上	85	0.72	0.45	
「イヤーマフ」	21～40 歳	62	0.80	0.40	n.s.
	41 歳以上	84	0.82	0.39	
「パーテーション」	21～40 歳	61	0.90	0.30	n.s.
	41 歳以上	85	0.87	0.33	
「VOCA」	21～40 歳	62	0.61	0.49	n.s.
	41 歳以上	85	0.70	0.46	
「サポートブック」	21～40 歳	62	0.32	0.47	n.s.
	41 歳以上	84	0.26	0.44	
最大値 1 最小値 0					
2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)				n.s. 有意差なし	

表 3-3-6	認知度に関する 2 群比較				勤続年数別
福祉用具	勤続年数	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	1～10 年	85	0.73	0.45	n.s.
	11～45 年	66	0.74	0.44	
「タイマー」	1～10 年	85	0.76	0.43	n.s.
	11～45 年	64	0.69	0.47	
「イヤーマフ」	1～10 年	84	0.83	0.37	n.s.
	11～45 年	64	0.77	0.42	
「パーテーション」	1～10 年	85	0.91	0.28	n.s.
	11～45 年	63	0.84	0.37	
「V O C A」	1～10 年	85	0.62	0.49	n.s.
	11～45 年	64	0.73	0.45	
「サポートブック」	1～10 年	85	0.29	0.46	n.s.
	11～45 年	63	0.26	0.45	

最大値 1 最小値 0

2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定) n.s. 有意差なし

表 3-3-7	利用度に関する 2 群比較				性別
福祉用具	性別	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	女性	53	0.45	0.50	n.s.
	男性	37	0.43	0.50	
「タイマー」	女性	41	0.27	0.45	n.s.
	男性	31	0.23	0.43	
「イヤーマフ」	女性	42	0.38	0.49	n.s.
	男性	35	0.26	0.44	
「パーテーション」	女性	61	0.39	0.49	n.s.
	男性	43	0.37	0.49	
「V O C A」	女性	39	0.03	0.16	n.s.
	男性	30	0.10	0.31	
「サポートブック」	女性	15	0.07	0.26	n.s.
	男性	12	0.08	0.29	

最大値 1 最小値 0

2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定) n.s.有意差なし

表 3-3-8		利用度に関する 2 群比較			年齢階級別
福祉用具	年齢	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	21～40 歳	39	0.54	0.51	n.s.
	41 歳以上	50	0.36	0.48	
「タイマー」	21～40 歳	30	0.20	0.41	n.s.
	41 歳以上	42	0.29	0.46	
「イヤーマフ」	21～40 歳	35	0.43	0.50	n.s.
	41 歳以上	42	0.24	0.43	
「パーテーション」	21～40 歳	48	0.50	0.51	*
	41 歳以上	54	0.26	0.44	
「VOCA」	21～40 歳	24	0.08	0.28	n.s.
	41 歳以上	43	0.05	0.21	
「サポートブック」	21～40 歳	12	0.00	-	n.s.
	41 歳以上	15	0.13	0.35	
最大値 1 最小値 0					
2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)					
					*p<.05

表 3-3-9		利用度に関する 2 群比較			勤続年数別
福祉用具	勤続年数	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	1～10 年	50	0.58	0.50	**
	11～45 年	40	0.28	0.45	
「タイマー」	1～10 年	40	0.28	0.45	n.s.
	11～45 年	32	0.22	0.42	
「イヤーマフ」	1～10 年	47	0.36	0.49	n.s.
	11～45 年	30	0.27	0.50	
「パーテーション」	1～10 年	64	0.48	0.50	**
	11～45 年	40	0.23	0.42	
「VOCA」	1～10 年	35	0.11	0.32	n.s.
	11～45 年	34	0.00	-	
「サポートブック」	1～10 年	16	0.00	-	n.s.
	11～45 年	11	0.18	0.40	
最大値 1 最小値 0					
2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)					
			**p<.01	n.s.有意差なし	

3) 利用度とその必要性の関連については、「V O C A」「サポートブック」の2つの福祉用具を除く4つの福祉用具「絵カード」「タイマー」「イヤーマフ」「パーテーション」間でやや強い有意な正の相関傾向が確認され、概して「絵カード」「タイマー」「イヤーマフ」「パーテーション」の利用頻度が高い教員ほどそれらの必要性を強く感じている傾向が推察された(表 3-3-10)。

表 3-3-10	現在の利用度とその必要性の関連						n=102(最大ペア)	全体
	絵カード	タイマー	イヤーマフ	パーテーション	V O C A	サポートブック		
	必要性	必要性	必要性	必要性	必要性	必要性		
絵カード利用度	.40***	.30*						
タイマー利用度		.36**						
イヤーマフ利用度			.35**	.26*				-.47*
パーテーション 利用度	.27*		.30*	.39***				
VOCA 利用度								
サポートブック 利用度								
Pearson の積率相関係数				*** p < .001	** p < .01	* p < .05		

4) 認知・利用の実態とその情報経路に関して

「業者からの情報」では6つの福祉用具すべてにおいてその平均値は0に近く示され、この傾向は学校現場への福祉関連業者の参入が圧倒的に少ないことを推測させる。「インターネットからの情報」でも同様の傾向が確認された。「関係情報誌・雑誌からの情報」では「タイマー」「イヤーマフ」「パーテーション」「サポートブック」の4つの福祉用具において、性別2群間で有意な差が確認され、いずれも男性に高く示された。また年齢階級2群比較では6つの福祉用具すべてにおいて41-60歳以上の高年齢層に有意に高く示された。さらに勤続年数2群間で「イヤーマフ」「パーテーション」「V O C A」の3つの福祉用具において、11-45年群の長く勤務している教員層に有意に高く示された(表 3-3-11)。

「テレビ」「講演会・福祉機器展」からの情報はともに圧倒的に低く示され、基本属性との有意な関連も確認されなかった。「テレビ」をはじめとした一般的なメディアによる知的障害・発達障害関連福祉用具に関する情報量が少ないことが確認され、同時に数少ない関連の番組を多くの教員は積極的には観てはいないことも予想される。特に「講演会・福祉機器展」に関しては頻繁に全国的に開催されているにもかかわらず教員全体においてそれらの情報を得る機会が少ないという傾向やその結果としての関心の低さもうかがわれる。この傾向は教員の福祉用具に関する

関心の低さを単純に批判するものではない。むしろ教育行政や自治体からの学校現場への啓蒙活動（各種福祉機器展などへの出張など）が貧困であると判断するべきであろう。

一方「研修会」「同僚」からの情報は概して高い傾向を示し、6つの福祉用具すべてにおいて平均値（0.5）に近い高値が確認された。特に研修会に関しては「絵カード」において性2群間で有意な差が確認され、女性に高く示された。年齢おならびに勤続年数との有意な関連は確認されなかった。「保護者」「児童・生徒」「療育施設」からの情報は低値が確認された。特に「療育施設」からの情報は著しく低い傾向が示された。特別支援教育構想の中核的部分の一つには各種専門領域との連携が望まれており、今後福祉用具に関する大きな課題と考えられよう。

以上の傾向は、学校内に少数であっても福祉用具に関する情報を把握する教員が存在することの重要性を示唆するものであり、そのための有効な研修会の必要性が今後一層期待される。

つまり、研修会の有効性が教員の福祉用具に関する情報の質と量を保障し、保護者や療育機関との連携における合理的な利用につながるものと思われる（表 3-3-12～3-3-19）。

表 3-3-11	「情報経路」に関する 2 群比較／情報誌・雑誌				性別
福祉用具	性別	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	女性	65	0.15	0.36	n.s.
	男性	46	0.20	0.40	
「タイマー」	女性	62	0.13	0.34	*
	男性	47	0.30	0.46	
「イヤーマフ」	女性	67	0.12	0.33	*
	男性	53	0.30	0.46	
「パーテーション」	女性	76	0.09	0.29	**
	男性	57	0.29	0.45	
「VOCA」	女性	57	0.23	0.42	n.s.
	男性	44	0.20	0.41	
「サポートブック」	女性	26	0.08	0.27	*
	男性	17	0.35	0.49	

最大値 1 最小値 0

2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)

*p<.05

**p<.01

n.s.有意差なし

表 3-3-12 「情報経路」に関する 2 群比較／情報誌・雑誌 年齢階級別

福祉用具	年齢	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	21～40 歳	46	0.02	0.15	***
	41 歳以上	63	0.27	0.45	
「タイマー」	21～40 歳	48	0.06	0.24	**
	41 歳以上	61	0.31	0.47	
「イヤーマフ」	21～40 歳	50	0.06	0.24	***
	41 歳以上	70	0.30	0.46	
「パーテーション」	21～40 歳	56	0.09	0.29	*
	41 歳以上	75	0.23	0.42	
「VOCA」	21～40 歳	38	0.11	0.31	*
	41 歳以上	61	0.26	0.44	
「サポートブック」	21～40 歳	20	0.05	0.22	*
	41 歳以上	23	0.30	0.47	

最大値 1 最小値 0

2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)

*p<.05

**p<.01

***p<.001

表 3-3-13 「情報経路」に関する 2 群比較／情報誌・雑誌 勤続年数別

福祉用具	勤続年数	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	1～10 年	62	0.11	0.32	n.s.
	11～45 年	49	0.24	0.43	
「タイマー」	1～10 年	65	0.15	0.36	n.s.
	11～45 年	44	0.27	0.45	
「イヤーマフ」	1～10 年	70	0.13	0.34	*
	11～45 年	50	0.30	0.46	
「パーテーション」	1～10 年	78	0.08	0.27	**
	11～45 年	55	0.30	0.47	
「VOCA」	1～10 年	53	0.13	0.34	*
	11～45 年	48	0.31	0.47	
「サポートブック」	1～10 年	25	0.16	0.37	n.s.
	11～45 年	18	0.22	0.43	

最大値 1 最小値 0

2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)

*p<.05

**p<.01

n.s.有意差なし

「情報経路」に関する 2 群比較／研修会					性別
福祉用具	性別	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	女性	65	0.58	0.50	*
	男性	46	0.39	0.49	
「タイマー」	女性	62	0.35	0.48	n.s.
	男性	47	0.40	0.50	
「イヤーマフ」	女性	67	0.16	0.37	n.s.
	男性	53	0.30	0.46	
「パーテーション」	女性	76	0.42	0.50	n.s.
	男性	57	0.37	0.49	
「VOCA」	女性	57	0.61	0.49	n.s.
	男性	44	0.43	0.50	
「サポートブック」	女性	26	0.65	0.49	n.s.
	男性	17	0.47	0.51	
最大値 1 最小値 0					
2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)					
				*p<.05	n.s.有意差なし

表 3-3-15	「情報経路」に関する 2 群比較／研修会				年齢階級別
福祉用具	年齢	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	21～40 歳	46	0.46	0.50	n.s
	41 歳以上	63	0.54	0.50	
「タイマー」	21～40 歳	48	0.44	0.50	n.s
	41 歳以上	61	0.33	0.47	
「イヤーマフ」	21～40 歳	50	0.24	0.43	n.s
	41 歳以上	70	0.21	0.41	
「パーテーション」	21～40 歳	56	0.43	0.50	n.s
	41 歳以上	75	0.37	0.49	
「VOCA」	21～40 歳	38	0.61	0.50	n.s
	41 歳以上	61	0.48	0.50	
「サポートブック」	21～40 歳	20	0.55	0.51	n.s
	41 歳以上	23	0.60	0.50	
最大値 1 最小値 0					
2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)					n.s.有意差なし

表 3-3-16 「情報経路」に関する 2 群比較／研修会					勤続年数別
福祉用具	勤続年数	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	1～10 年	62	0.47	0.50	n.s.
	11～45 年	49	0.55	0.50	
「タイマー」	1～10 年	65	0.35	0.48	n.s.
	11～45 年	44	0.41	0.50	
「イヤーマフ」	1～10 年	70	0.21	0.41	n.s.
	11～45 年	50	0.24	0.43	
「パーテーション」	1～10 年	78	0.33	0.47	n.s.
	11～45 年	55	0.50	0.50	
「V O C A」	1～10 年	53	0.51	0.50	n.s.
	11～45 年	48	0.56	0.50	
「サポートブック」	1～10 年	25	0.52	0.51	n.s.
	11～45 年	18	0.67	0.49	
最大値 1 最小値 0					
2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)					n.s.有意差なし

表 3-3-17 「情報経路」に関する 2 群比較／同僚					性別
福祉用具	性別	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	女性	65	0.60	0.49	n.s.
	男性	46	0.63	0.49	
「タイマー」	女性	62	0.66	0.48	*
	男性	47	0.47	0.50	
「イヤーマフ」	女性	67	0.66	0.48	n.s.
	男性	53	0.57	0.50	
「パーテーション」	女性	76	0.57	0.50	n.s.
	男性	57	0.56	0.50	
「VOCA」	女性	57	0.56	0.50	n.s.
	男性	44	0.50	0.51	
「サポートブック」	女性	26	0.27	0.45	n.s.
	男性	17	0.24	0.44	
最大値 1 最小値 0					
2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)					
				*p<.05	n.s.有意差なし

「情報経路」に関する 2 群比較／同僚					年齢階級別
福祉用具	年齢	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	21～40 歳	46	0.76	0.43	**
	41 歳以上	63	0.51	0.50	
「タイマー」	21～40 歳	48	0.69	0.47	*
	41 歳以上	61	0.49	0.50	
「イヤーマフ」	21～40 歳	50	0.78	0.42	**
	41 歳以上	70	0.50	0.50	
「パーテーション」	21～40 歳	56	0.68	0.47	*
	41 歳以上	75	0.48	0.50	
「VOCA」	21～40 歳	38	0.68	0.47	*
	41 歳以上	61	0.43	0.50	
「サポートブック」	21～40 歳	20	0.40	0.50	n.s.
	41 歳以上	23	0.13	0.34	
最大値 1 最小値 0					
2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)					
		*p<.05	**p<.01	n.s.有意差なし	

表 3-3-19	「情報経路」に関する 2 群比較／同僚				勤続年数別
福祉用具	勤続年数	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	1～10 年	62	0.71	0.46	*
	11～45 年	49	0.49	0.51	
「タイマー」	1～10 年	65	0.69	0.47	**
	11～45 年	44	0.41	0.50	
「イヤーマフ」	1～10 年	70	0.69	0.47	n.s.
	11～45 年	50	0.52	0.50	
「パーテーション」	1～10 年	78	0.65	0.48	*
	11～45 年	55	0.44	0.50	
「VOCA」	1～10 年	53	0.66	0.48	**
	11～45 年	48	0.40	0.49	
「サポートブック」	1～10 年	25	0.40	0.50	**
	11～45 年	18	0.06	0.24	
最大値 1 最小値 0					
2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)					
		*p<.05		**p<.01	n.s.有意差なし

5) 福祉用具の代用実態について

6つの福祉用具のうち、「絵カード」と「パーテーション」の代用度が高く示された。「絵カード」に関してはその代用として「手作り」「デジタルカメラ」が平均値0.5を超え、特に「デジタルカメラ」においては有意に年齢・勤続年数とも高い層に有意に示された。絵カードを手作りで代用してきた熟年層の教員の実践における工夫と努力の継続性がうかがわれ、一方でデジタルカメラを駆使している様子も推察される。福祉用具に関する近年の急速な電子化に適応できる年齢層が決して若い教員に限られているとは断言できないことが推察されよう。

次に「パーテーション」の代用度がうかがわれ、「カーテン」「ダンボール（段ボール）」が利用されている傾向がうかがわれたが平均値（0.5）には至っていないことが確認された。教室という空間においては視聴覚調節のための様々な応用可能なパーテーションが開発されており今後一層の現物利用が促進されてもよいと思われる（表3-3-20～3-3-25）。

表 3-3-20 「絵カードの代用」に関する 2 群比較					性別
代用品	性別	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「手作り」	女性	32	0.63	0.49	n.s.
	男性	29	0.69	0.47	
「デジカメ」	女性	31	0.68	0.48	n.s.
	男性	32	0.56	0.50	
「その他」	女性	11	0.09	0.30	n.s.
	男性	14	0.00	-	
最大値 1 最小値 0					
2 群の母平均値差の検定(スチューデントの t 検定)					n.s.有意差なし

表 3-3-21 「絵カードの代用」に関する 2 群比較					年齢階級別
代用品	年齢	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「手作り」	21～40 歳	29	0.62	0.49	n.s.
	41 歳以上	32	0.69	0.47	
「デジカメ」	21～40 歳	31	0.48	0.51	*
	41 歳以上	32	0.75	0.44	
「その他」	21～40 歳	14	0.07	0.27	n.s.
	41 歳以上	11	0.00	-	
最大値 1 最小値 0					
2 群の平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)				*p<.05	n.s.有意差なし

表 3-3-22 「絵カードの代用」に関する 2 群比較					勤続年数別
代用品	勤続年数	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「手作り」	1～10 年	40	0.62	0.49	n.s.
	11～45 年	21	0.71	0.46	
「デジカメ」	1～10 年	42	0.52	0.51	*
	11～45 年	21	0.81	0.40	
「その他」	1～10 年	19	0.05	0.23	n.s.
	11～45 年	6	0.00	-	
最大値 1	最小値 0				
2 群の平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)				*p<.05	n.s.有意差なし

表 3-3-23 「パーテーションの代用」に関する 2 群比較					性別
代用品	性別	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「ダンボール」	女性	23	0.35	0.49	n.s.
	男性	27	0.26	0.45	
「カーテン」	女性	24	0.46	0.51	n.s.
	男性	26	0.38	0.50	
「家具」	女性	20	0.15	0.37	n.s.
	男性	26	0.23	0.43	
「その他」	女性	9	0.11	0.33	n.s.
	男性	15	0.07	0.26	
最大値 1 最小値 0					
2 群の母平均値差の検定(スチューデントの t 検定)					n.s.有意差なし

表 3-3-24 「パーテーションの代用」に関する 2 群比較					年齢階級別
代用品	年齢	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「ダンボール」	21～40 歳	19	0.32	0.48	n.s.
	41 歳以上	30	0.27	0.45	
「カーテン」	21～40 歳	19	0.37	0.50	n.s.
	41 歳以上	30	0.43	0.50	
「家具」	21～40 歳	18	0.22	0.43	n.s.
	41 歳以上	27	0.15	0.36	
「その他」	21～40 歳	10	0.10	0.32	n.s.
	41 歳以上	13	0.00	-	
最大値 1 最小値 0					
2 群の母平均値差の検定(スチューデントの t 検定)					n.s.有意差なし

表 3-3-25 「パーテーションの代用」に関する 2 群比較					勤続年数別
代用品	勤続年数	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「ダンボール」	1～10 年	26	0.35	0.49	n.s.
	11～45 年	24	0.25	0.44	
「カーテン」	1～10 年	26	0.38	0.50	n.s.
	11～45 年	24	0.46	0.51	
「家具」	1～10 年	23	0.13	0.34	n.s.
	11～45 年	23	0.26	0.45	
「その他」	1～10 年	15	0.07	0.26	n.s.
	11～45 年	9	0.11	0.33	

最大値 1 最小値 0

2 群の母平均値差の検定(スチューデントの t 検定)

n.s.有意差なし

(3) 福祉用具ごとの将来的な利用意向とその背景要因について

1) 6 つの福祉用具すべてにおいて、平均値 2.5 を超える高い得点傾向が確認された(表 3-3-26)。特に性別 2 群においては「絵カード」「V O C A」「サポートブック」の 3 つにおいて有意に女性に高く示された。さらに年齢階級 2 群・勤続年数 2 群において、「イヤーマフ」が有意に女性に高く示された(表 3-3-27～表 3-3-28)。

表 3-3-26 「将来的な福祉用具の利用意向」に関する 2 群比較					性別
福祉用具	性別	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	女性	83	4.02	0.92	*
	男性	67	3.64	0.98	
「タイマー」	女性	80	3.55	1.01	n.s.
	男性	65	3.42	1.06	
「イヤーマフ」	女性	79	3.68	0.97	n.s.
	男性	64	3.38	1.15	
「パーテーション」	女性	82	3.88	0.92	n.s.
	男性	65	3.66	1.08	
「V O C A」	女性	84	3.60	0.88	*
	男性	64	3.25	0.98	
「サポートブック」	女性	81	3.38	0.92	*
	男性	63	3.05	0.87	

最大値 5 最小値 1

2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)

*p<.05

n.s.有意差なし

表 3-3-27		「将来的な福祉用具の利用意向」に関する 2 群比較			年齢階級別
福祉用具	年齢	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	21～40 歳	61	3.85	0.89	n.s.
	41 歳以上	87	3.85	1.02	
「タイマー」	21～40 歳	61	3.56	0.92	n.s.
	41 歳以上	82	3.43	1.10	
「イヤーマフ」	21～40 歳	61	3.77	0.90	*
	41 歳以上	80	3.38	1.15	
「パーテーション」	21～40 歳	61	3.82	0.92	n.s.
	41 歳以上	84	3.74	1.05	
「VOCA」	21～40 歳	61	3.35	0.96	n.s.
	41 歳以上	85	3.47	0.92	
「サポートブック」	21～40 歳	62	3.23	0.89	n.s.
	41 歳以上	81	3.25	0.93	
最大値 5 最小値 1					
2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)			*p<.05	n.s.有意差なし	

表 3-3-28	「将来的な福祉用具の利用意向」に関する 2 群比較				勤続年数別
福祉用具	勤続年数	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	1～10 年	84	3.85	1.02	n.s.
	11～45 年	66	3.86	0.89	
「タイマー」	1～10 年	83	3.53	1.03	n.s.
	11～45 年	62	3.44	1.03	
「イヤーマフ」	1～10 年	81	3.71	0.95	*
	11～45 年	62	3.32	1.16	
「パーテーション」	1～10 年	83	3.84	0.96	n.s.
	11～45 年	64	3.70	1.05	
「VOCA」	1～10 年	84	3.39	0.93	n.s.
	11～45 年	64	3.47	0.94	
「サポートブック」	1～10 年	85	3.29	0.92	n.s.
	11～45 年	59	3.15	0.89	
最大値 5 最小値 1					
2 群の母平均値の差の検定(スチューデントの t 検定)			*p<.05	n.s.有意差なし	

概して福祉用具全体に関して女性に将来的な利用意向の傾向がうかがわれるが、この項目の質問はそれらの福祉用具を調査票で例示する以前まで知らなかった教員も含んでおり、いわば見かけの将来的な利用意向と判断しなければならない。

この点を踏まえ、各福祉用具を「知らない」と回答した教員を除いて修正を行い解析した結果、すべての福祉用具の将来的な利用意向の平均値がさらに高く示された。これは6つの福祉用具を各々について「知らない」と回答した教員が将来的利用に関して積極的ではないことが影響していると考えられる。つまり将来的利用意向に関しては、まず福祉用具を「知る」ことが重要であることが確認されよう。なお、ここでは性別2群比較の表のみを示す（表3-3-29）。

表 3-3-29 「将来的な福祉用具の利用意向」に関する2群比較

性別

福祉用具	性別	人数(n)	平均値	標準偏差(SD)	有意水準
「絵カード」	女性	64	4.11	0.92	n.s.
	男性	46	3.94	0.98	
「タイマー」	女性	80	3.82	1.01	n.s.
	男性	65	3.70	1.06	
「イヤーマフ」	女性	79	3.79	0.97	n.s.
	男性	64	3.59	1.15	
「パーテーション」	女性	82	3.92	0.92	n.s.
	男性	65	3.85	1.08	
「VOCA」	女性	84	3.77	0.88	*
	男性	64	3.46	0.98	
「サポートブック」	女性	81	3.64	0.92	*
	男性	63	3.19	0.87	

最大値 5 最小値 1 # 対象者を修正

2群の母平均値の差の検定(スチューデントのt検定)

*p<.05

n.s.有意差なし

2) その背景要因について

まず現在実際に福祉用具を利用していることが、将来的な利用とどの程度関連しているかについて検討した。その結果、「イヤーマフ」「パーテーション」のふたつの福祉用具に関しては有意な強い正の相関が確認された。この傾向はこのふたつの福祉用具が現在の学校現場における教育実践においてその有効性が高く、さらに今後も効果的な利用が求められていることを示唆する。

「絵カード」と「タイムタイマー」に有意な相関が確認されず、今後の必要性や利用意向の低さを推察させる。特に「絵カード」が「手作り」や「デジタルカメラ」によって高い代用傾向が確認されており、その実態が反映されていると考えられる。

また、「VOCA」を除く他の5つの福祉用具間（合計7つの組み合わせ）でも有意な正の相関が示され、ひとつの福祉用具を利用することが他の福祉用具の効果的な利用にもつながる可能性を持つと推察されよう（表3-3-30）。

表 3-3-30 「将来的な福祉用具の利用意向」と「現在の福祉用具の利用度」の関連

n=156(最大ペア)

	絵カード 利用意向	タイマー 利用意向	イヤーマフ 利用意向	パーテーション 利用意向	VOCA 利用意向	サポートブック 利用意向
絵カード利用度		.33**		.28**		
タイマー利用度						.27*
イヤーマフ利用度			.36**			
パーテーション 利用度		.34**	.28**	.46***		
VOCA 利用度						
サポートブック 利用度						
Pearson の積率相関係数				*** p < .001	** p < .01	* p < .05

認知につながる福祉用具の情報経路との関連では、「イヤーマフ」「パーテーション」2つの福祉用具において職場の同僚からの情報が有意に関連しており、職場への福祉用具情報が重要な背景要因となっていることが推察される。また、認知度・利用度ともに低く確認された「VOCA」に関しては研修会との有意な正の相関が示された。この福祉用具については特に教育・福祉等の専門家や業者によって解説や講習の機会が望まれている傾向をうかがわせる（表 3-3-31, 3-3-32）。

今後に向けての情報獲得への要望との関連では、「VOCA」を除く殆どの福祉用具に関して様々な研修会・勉強会との有意な正の相関が示された。特に「校内での研修会」「保護者を対象とした勉強会」が強い背景要因となっていることが推測され、上述したように、校内外における解説や講習の保障が一層望まれていると判断して良いであろう（表 3-3-32）。

一方、「業者の介入」「業者による福祉用具の無料貸し出し」の2項目は将来的な利用意向との関連が確認されなかった。福祉用具関連の業者が解説や販売のために学校に訪問するという事例は埼玉県においては圧倒的に少ないと推察される。学校という空間においては学習を十分に保障するために生徒・児童・教職員の安全が第一に優先されなければならない、その原則が業者による商品の市場化を拒否していることも考えられる。しかし、知的障害・発達障害のある児童・生徒にとって、有効な福祉用具とは学習支援機器であり、必要不可欠な“文房具”でもある。

他の章で報告したように、特別支援学校独自が企画し、福祉学・福祉工学等の専門家や専門業者等による講習会や説明会・ならびに討論と対話の場が設けられることを今後の課題としたい。

表 3-3-31	「将来的な福祉用具の利用意向」と「情報経路」の関連					n=154(最大ペア)
	絵カード 利用意向	タイマー 利用意向	イヤール・マフ 利用意向	パーテーション 利用意向	V O C A 利用意向	サポートブック 利用意向
業者						
インターネット						
情報誌・雑誌						
テレビ						
講演会・機器展						
研修会					.26**	
同僚			.36***	.28**		
保護者・児童生徒						
療育施設		-.29**		-.27**		
その他						
Pearson の積率相関係数						**p<.01 **p<.001

表 3-3-32	「将来的な福祉用具の利用意向」と「情報獲得の希望」の関連					n=149(最大ペア数)
	絵カード 利用意向	タイマー 利用意向	イヤール・マフ 利用意向	パーテーション 利用意向	V O C A 利用意向	サポートブック 利用意向
教育委員会が主催する研修会			.31***			
校内での研修会	.33***	.35***		.26**		
保護者を対象とした勉強会	.29***	.27**	.27**			.31***
業者の介入						
業者による福祉用具の無料貸し出し						
Pearson の積率相関係数	*** p < .001					** p < .01

3) 将来的有効利用傾向に関わる保護者との対比について

本年度調査は、永倉らによる昨年度調査にマッチングしており対象が各々、保護者と教員である。調査項目もほぼ同様であるが、これらの調査は対象学校が同じであっても年度ごとに独立した横断的研究である。したがって1年間という「時間の影響」が介在するため、保護者・教員2群間比較を中心とする各調査項目の推計学的検討（検定）は行わなかった。

以下、昨年度調査において得られた知見との相違点に関して記す。

昨年度の永倉の報告においては、保護者の福祉用具の利用について「単に知ることは利用への結びつきは強くないと考える」⁵⁾と考察されているが、今回の教員調査においては、福祉用具の有効な利用には認知度の向上が重要な要因であることが示唆された。

この意識の違いの背景には、購入する際に生じる経済的な面における負担の問題に関する両者の認識の違いや、保護者と教師における児童・生徒に関わる「子どもの生活観」、つまり保護者は児の日常全体に関わる生涯の具体的な支援を望むであろうし、教員は学習・生活指導・通学等を主軸とした限られた時空間での支援を原則的の課題とすることに起因するとも考えられよう。

しかしこのことは教員や学校が入学から卒業までの限られた時空間でのみ責任を持って教育実践を行っているという意味ではない。特別支援教育構想はまさに、特別支援学校と中核とした保護者と地域や他の関連機関との連携を目指すものであり、特別支援教育コーディネータはそのために現在奮闘し、現場の教員もまた然りであろう。その意味から今後、知的障害・発達障害のある児童・生徒に関わる環境支援の一環として福祉用具の一層の普及が望まれるのである。ここでいう環境支援とは、福祉用具の有効活用が児童・生徒は勿論、保護者自身への日常的支援・教員への実践における支援をも含んでいるということを意味する。

また、今回の調査項目にはできなかった福祉用具の購入に関する給付制度の情報提供の促進や各自治体における実態（第2章2-1で報告）に関する状況を学校側もまた今後に向けて一層共有してゆかなければならないであろう。

4. 要約

埼玉県公立知的障害特別支援学校教員の福祉用具の将来的な利用意向には、それらの認知度が強く影響しており、福祉用具の認知度が高い人ほど、福祉用具の将来的な利用意向度も高くなるという傾向が推計学的に示唆された。今後一層、認知度を高める方策が重要であることが示唆される。

福祉用具の将来的な利用意向に影響を及ぼす情報経路（源）に関しては、職場の同僚教員やさまざまな研修会がそれらの背景として確認され、このことは特に学校内において福祉用具についての情報を得る機会や、情報を交換する機会を自主的・積極的に設定することが、今後における福祉用具の有効的な利用意向の増大につながると推察された。

さらに、教員が抱く今後の要望に関しては、教育委員会が主催する研修会や校内での研修会があげられ、今後は、教員を対象とした福祉用具に関する内外の研修会を増やすことが、教員の福祉用具についての認知度を向上させ、さらに学校内において保護者や児童・生徒とともに福祉用具に関する様々な情報を共有することの可能性を推察させる。

5. 謝辞

ご多忙の中、本調査にご回答いただきました埼玉県公立特別支援学校3校の先生方、ならびに調査の趣旨にご理解いただき許諾を頂いた当該学校の校長先生・教頭先生に記して深謝いたします。

6. 引用文献

- 1) 永倉充, 八藤後忠夫: 知的障害特別支援学校児童・生徒における生活支援機器の利用実態とその背景, 平成21年度障害者保健福祉推進事業報告書, 知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関する調査研究, 42-58(2010)
- 2) 吉田正樹: 福祉機器開発の基礎・実践・教育 (<特集>福祉機器開発の基礎から実用・その哲学), バイオメカニズム学会誌 26 (4), 174-176 (2002)
- 3) 大山卓, 廣澤愛子: 障害特別支援教育におけるコンサルテーションについての一考察—アスペルガー障害の子どもへの環境調整による不適応改善と描画の変化について—, 愛知教育大学実践センター紀要 11, 319-325 (2008)
- 4) 松井宏昭, 富永文子: 生活支援機器のモニター調査, 特定非営利活動法人自閉症サポートセンター, 平成21年度障害者保健福祉推進事業報告書, 知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関する調査研究, 74-110(2010)
- 5) 永倉充: 障害児の福祉用具利用の実態とその背景—知的・発達障害の場合—, 文教大学教育学部特別支援教育専修卒業論文 (2009)

(文教大学 八藤後 忠夫、内藤 久美子)

3. 4 事例報告：埼玉県立公立特別支援学校における講習会

1. はじめに

本報告第3章、3.3の調査実施中に対象校3校のうちH校から「知的障害・発達障害児童および生徒と福祉用具」に関する教員対象の講習会開催について依頼を受けた。知的障害・発達障害と福祉用具の効果的利用に関する研究（埼玉県を母集団とした一連の研究）は、連続で3年目となるがこのような依頼を対象校から受けたのは初めてのことであった。特に校長からの具体的な要請は福祉用具への高い熱意と受け止め、積極的に応じることにした。

講習会の行程はこの項の文末資料に示した通り、NPO法人自閉症サポートセンター（代表；松井宏昭理事長）スタッフの協力を得て行われた。以下にその内容を概略して記す。

2. 講習会の概要

（1）最初に松井による、厚生労働省障害者保健福祉推進事業と千葉県柏市NPO法人自閉症サポートセンターならびに生活環境支援研究会の関わりと経緯に関して、これまでの関連学会発表の内容をもとに説明を行った。それらの骨子は以下の2点である。

1) NPO法人自閉症サポートセンターは自閉症・発達障害のある子どもの学校を含む生活環境支援のため最初に、子どもたちの放課後活動支援に着手した。実際に活動の場所を設置し、その対象は比較的年齢層の低い就学前の子どもたちが中心であった。その活動は10年以上を経ており、当初その様な活動への取り組みは全国的にきわめて少ない事例であった。ちなみにその活動ならびに活動場所は戸部けいこ著『光とともに』の制作モデルとなっている。

それらの活動を経て現在、「生活環境支援研究会」の名称で福祉用具に関する調査・実験ならびに福祉用具の給付に関わる調査等を継続しながら様々な提言を行ってきた。厚生労働省障害者保健福祉推進事業への参画もその活動の一環である。

2) 福祉用具の給付に関して；「知的障害者及び発達障害者のための福祉用具を給付対象として取り組む市町村」報告（松井，増澤：2010）をもとにその実態を次のようにまとめた。

①給付に積極的に取り組んである先進市の事例では、共通した傾向が見られ、a.当該障害者、家族、関係者からの具体的な要望があったこと、b.必要性を客観的に判断し公平性・整合性を担保できるシステムが何らかの形で存在することに加えて用具の適否を本人や療育関係者が見極めるための「みなし」期間を必要としていること、c.具体的な要望をくみ上げ、既存のシステムを有効に活かし、つなげる担当者がいたことを確認した。

また今後の課題として次のようにまとめた。d.日常生活用具の項目について支給基準に関わるガイドラインの策定、e.用具の見極めも含めた専門性を確保し、継続的な支援ができ、市町村の規模や条件に合わせた給付システムの確立、具体的には「総合相談の窓口」「専門性を持ったアセスメント期間」「利用者が利用する施設・社会参加の場・地域・家庭での課題を調整する場」の確立。さらに福祉用具の児童・生徒の給付を実現するためには上記のaおよびeの視点や課題が肝要であるが、特に学校の教員による市町村への「呼びかけと交渉」が効果的であることを強調した。

（2）続いて八藤後・内藤から埼玉県における福祉用具利用の実態報告（2009-2010年度）を行

った。その内容は、第3章3.3に示したので割愛する。

（3）さらに増澤が福祉用具に関する講義を行い、今回の調査で例示した6つの福祉用具の使用における教育実践上の利便性と留意点に関して説明を行った。その要点は以下のとおりである。

1）福祉用具（支援機器）を扱う事業者の視点から；高齢者及び障害者の支援機器（福祉用具）を取り扱う全国の事業者568社を対象とした「知的障害及び発達障害のある人の使用する支援機器を扱う事業者の動向」報告（増澤，松井：2010）をもとに次のように提言した。

「身体障害」に比べて「知的・発達障害者への支援機器（福祉用具）」の効能は一般には把握しづらく社会的な認知と理解が成立しにくい。したがって関連の事業者は圧倒的に少なく、その経営も困難な状況にある。

2）提言として、①ユーザー、中間ユーザー（学校教員・施設職員・医療関係者等）に対して知的障害及び発達障害のある人の支援機器（福祉用具）に関する情報の提供、教示をするとともに、連携が図れるシステムの構築、②この分野の用具開発に関わる積極的な助成制度の構築、③ならびにそこにユーザーや中間ユーザーの参加が可能となるような開発環境の構築、④フィッティング、試用（お試し）、用具の給付、アフターフォローにいたるまでのトータルな給付システムの構築、の3点を強調した。ここにおいても中間ユーザー的存在としての学校教員の重要な位置づけが確認されている。もちろん教員単独ではなく、他の期間やシステムとの共同を含む。

その後6つの福祉用具を使い、講習会の参加した教員約25人とともに直接用具使用を体験しながら解説と使用における功罪や注意点等の自由な討論を行った。特に児童・生徒の障害特性に留意しながら詳細かつ具体的な討論を行った。

その中で特に再確認しなければならないことは、福祉用具の合理的な利用が必ずしも障害のある児童・生徒の合理性に繋がらないという観点である。iPadなどに代表されるように多くの福祉用具においても一層コンパクトで多機能なものが開発されており、この傾向は教員や保護者にとっては便利なツールとなる。

しかし一方で児童・生徒にとっては、それら福祉用具の使い方に苦慮し全く効果を見いだせないことも大いにありうるだろう。また福祉用具を使う場所によっても「おもちゃ」に過ぎないこともあれば、効果的な環境支援となることもある。福祉用具はあくまでも環境支援のためのツールであることを確認したい。

以上のような討論は増澤を中心に、松井・松永らの助言が加わり予定の時刻を超過するほどの討論と質疑応答が行われた。

今回は初めての講習会であったが、これを契機に埼玉県全体において多くの意義ある講習会・討論会が開催されることを望む。

3. 謝辞

おそらくは埼玉県で初めての試みとなったかも知れないこの講習会のきっかけを提起してくれたH校の英断にあらためて感謝申し上げる。なお、H校からも丁寧な講習会開催の御礼を頂いている。

（文教大学 八藤後 忠夫）

知的障害児・発達障害児の生活支援機器利用に関する 講習会の開催について

2011（H23）年 01 月 20 日

文教大学教育学部特別支援教育研究室

教授 八藤後 忠夫

- 1 実施場所：埼玉県立H特別支援学校
- 2 実施月日：20011（平成 23）年 2 月 24 日（木）
- 3 実施時刻：15：30 から 17：00， 18：00（最長）
- 4 参加者：学校側から 約・延べ 90 人
：NPO 法人自閉症サポートセンター4 人（松井，増澤，松永，八藤後）
＊内藤 久美子；文教大学教育学部特別支援教育専修 4 年
は八藤後研究室所属，アシスタントとして参加

5 講習会のタイムテーブル

司会と進行 八藤後 忠夫（文教大学）

-
- | | | |
|----------------|--|--|
| 1) 15：30 | 開会のあいさつ | 埼玉県立H特別支援学校長 |
|
 | | |
| 2) 15：35-15：50 | 厚生労働省障害者保健福祉推進事業と生活環境支援研究会（15 分） | NPO 法人自閉症サポートセンター理事長・千葉県柏市
松井 宏昭（博士・農学） |
| 3) 15：55-16：15 | 知的障害特別支援学校と生活支援機器利用の実態（20 分）
— 調査報告平成 21-22 年度 —
文教大学特別支援教育研究室 | 八藤後 忠夫・内藤 久美子 |
| <hr/> | | |
| 休憩 5 分 | | |
| <hr/> | | |
| 4) 16：20-16：35 | 知的障害児・発達障害児と生活支援機器・講義（15 分）
生活工房 補助具・福祉機器研究所・大阪府 岸和田市
増澤 高志（博士・工学） | |
| 5) 16：40-17：00 | 生活支援機器 6 用具の体験と質疑応答（20 分）
増澤 高志
松井 宏昭 | |
| <hr/> | | |
| 一旦閉会 | | |
| 6) 17：00-18：00 | 個別相談・討論（任意の先生方） | 松永 正弘（博士・農学） |
-

第4章 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の利用実態

4. 1 知的障害及び発達障害のある当事者調査

1. 研究目的

知的障害及び発達障害において、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で必需品として有効に取り入れられている福祉用具があるものの、これらを障害者自立支援法の日常生活用具の給付品目として指定している自治体は限られている¹⁻²⁾。本研究は、これらの現状を踏まえ、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器で、1) 日常生活用具の給付対象としてなじむもの、2) ユニバーサルデザインの用具として整備が必要なもの、さらに3) マニュアルなど指導書があれば家族が作成可能なものの実態を調査することにより、真に日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進する用具を提案し、開発から給付までの支援の在り方を提言することを目的としている。

平成21年度¹⁾の調査が保護者の意向調査を基本としていたため、本項では、本人の意向を正確に把握することを主眼とした。主として高機能系の当事者本人に対して自記式質問紙法により調査を実施した結果を報告する。

2. 調査方法

郵送による自記式質問紙法調査を実施した。質問紙は平成22年(2010年)10月から11月、千葉県自閉症協会 Will クラブの会員及び千葉県A特別支援学校高等部の生徒348人に配布し、83人分の回答を得た(回収率23.9%)。

質問項目は、絵カードや文字カード、携帯電話、タイマーなど時間管理をするもの、イヤーマフや耳栓など不快な音を遮断するもの、ついたて(パーテーション)及びあのね♪DS、トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器に対して、本人が使っていた時期、使用頻度、コスト意識、性能、使うきっかけ、使えると判断した人、有効な支援、使用場所、効果、必要性などについてからなる。これらは、平成21年度の保護者調査¹⁾及び本年度の本人調査(第4章)の質問と合致するように作成した。使用した調査票は、末尾の資料(第6章6.2)に添付した。

解析の一部には、統計処理ソフトSPSS17.0J(エス・ピー・エス・エス(株)製)を用いた。全ての質問の単純集計と、一部については、「小中学校、特別支援学校高等部、その他」の日中通っているところ別にクロス集計を実施した。

3. 結果及び考察

(1) 記入手のプロフィール

記入者のプロフィールを示す(表4-1-1)。本人自身の記入が約4割、母親が代理記入したものが約6割であった。

表4-1-1 記入者

記入者	度数	割合 (%)
本人	33	38.4
父	2	2.3
母	50	58.1
その他	1	1.2
合計	86	100.0

(2) 障害のある人のプロフィール

次に、障害のある人本人のプロフィールを示す（表 4-1-2～表 4-1-7）。

障害者の年齢は、就学前から 46 歳まで分布するが、「特別支援学校高等部」の生徒である 15～17 歳が多数を占める（表 4-1-2）。男女比率は、男性 73%、女性 27%（表 4-1-3）、障害種は、「発達障害」が 54%、「精神障害」が 5%、「知的障害」が 69%であった（表 4-1-5）。

日中通っているところを大きく分けると、「特別支援学校の高等部」、「小学校・中学校」、「それ以外の成人」になる（表 4-1-6、4-1-7）。

表4-1-2 障害のある人の年齢

年齢	度数	割合 (%)
～10	6	6.9
11～14	10	11.5
15～17	58	66.7
18～20	2	2.2
21～30	5	5.7
31～	2	2.2
合計	87	100.0

表4-1-3 障害のある人の性別

性別	度数	割合 (%)
男性	63	73.3
女性	23	26.7
合計	86	100.0

表4-1-4 療育に通っているか（通ったことがあるか）

療育の利用	度数	割合 (%)
ない	36	41.4
ある	51	58.6
合計	87	100.0

表4-1-5 障害名（n=89）（重複あり）

障害	度数	割合（％）
自閉症など発達障害	48	53.9%
精神障害	4	4.5%
知的障害	61	68.5%
身体障害	0	0.0%
その他	1	1.1%
障害はない	2	2.2%

表4-1-6 日中通っているところ

所属	度数	割合（％）
小学校	7	8.3
中学校	9	10.7
高校	1	1.2
特別支援学校高等部	59	70.2
大学	2	2.4
その他	6	7.1
合計	84	100.0

表4-1-7 日中通っているところ（再掲）

所属	度数	割合（％）
小中学校	17	20.2
特別支援学校高等部	59	70.2
その他	8	9.5
合計	84	100.0

（注）高校生の1人は、小中学校に加えた。

（３）生活支援機器ごとの利用状況

「絵カードや文字カード（以下、「カード」という。）」、「携帯電話」、「タイマーなど時間管理をするもの（以下、「タイマー類」という。）」、「イヤーマフや耳栓など不快な音を遮断するもの（以下、「イヤーマフ類」という。）」、「ついたて（パーテーション）（以下、「パーテーション」という。）」及び「あのね♪DS、トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器（以下、「VOCA類」という。）」を利用している人は、それぞれ、20%、91%、68%、28%、13%及び12%となった（図4-1-1）。表4-1-8～4-1-13に、その所属別のクロス集計を示した。平成21年度までの調査と大きく異なるところは、「カード」、「イヤーマフ類」、「パーテーション」及び「VOCA類」の利用者が非常に少ないところであるが、高機能系の利用者にとってこれらの支援機器の必要性が比較的小さいと考えれば矛盾しない。一方で、当事者の「携帯電話」への関心の高さと、「時間管理」に対するニーズについて注目される。

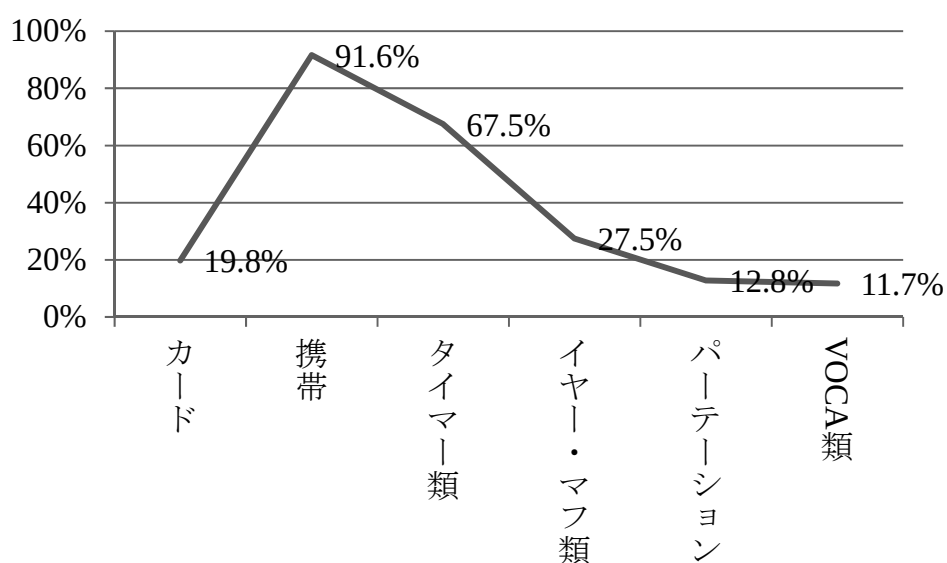


図 4-1-1 生活支援機器の利用

「カード」：絵カードや文字カード

「タイマー類」：タイマーなど時間管理をするもの

「イヤー・マフ類」：イヤー・マフや耳栓など不快な音を遮断するもの

「VOCA 類」：あのね♪DS、トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器

表4-1-8 所属別、絵カードや文字カードの利用

		小中学校	特別支援学校	その他	合計
ない	度数	11	48	6	65
	割合	64.7%	85.7%	75.0%	80.2%
ある	度数	6	8	2	16
	割合	35.3%	14.3%	25.0%	19.8%
合計	度数	17	56	8	81
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表4-1-9 所属別、これまでに携帯電話を使ったこと

		小中学校	特別支援学校	その他	合計
ない	度数	2	5	0	7
	割合	11.8%	8.6%	0.0%	8.4%
ある	度数	15	53	8	76
	割合	88.2%	91.4%	100.0%	91.6%
合計	度数	17	58	8	83
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表4-1-10 所属別、タイマーなど時間を管理する機器を使ったこと

		小中学校	特別支援学校	その他	合計
ない	度数	3	20	3	26
	割合	17.6%	36.4%	37.5%	32.5%
ある	度数	14	35	5	54
	割合	82.4%	63.6%	62.5%	67.5%
合計	度数	17	55	8	80
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表4-1-11 所属別、耳せんなど不快な音をしゃ断する機器を使ったこと

		小中学校	特別支援学校	その他	合計
ない	度数	9	47	2	58
	割合	52.9%	85.5%	25.0%	72.5%
ある	度数	8	8	6	22
	割合	47.1%	14.5%	75.0%	27.5%
合計	度数	17	55	8	80
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表4-1-12 所属別、勉強したり遊んだりするときに、隣を見えなくするため、隣との間について（パーテーション）を使ったこと

		小中学校	特別支援学校	その他	合計
ない	度数	14	48	6	68
	割合	82.4%	90.6%	75.0%	87.2%
ある	度数	3	5	2	10
	割合	17.6%	9.4%	25.0%	12.8%
合計	度数	17	53	8	78
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表4-1-13 所属別、コミュニケーション用の電子機器や、D S のチャット機能を使って話をしたこと

		小中学校	特別支援学校	その他	合計
ない	度数	12	51	5	68
	割合	70.6%	96.2%	71.4%	88.3%
ある	度数	5	2	2	9
	割合	29.4%	3.8%	28.6%	11.7%
合計	度数	17	53	7	77
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

以下に、生活支援機器ごとの利用状況を再掲しながら比較する。

1) 絵カードや文字カード

絵カードや文字カードを使ったことがある人は、全体の 20%に満たない（図 4-1-2）。

その中で、最もよく使っているものは「手書きやパソコンで作成したり、広告の切り抜きなどで、親や先生などが手作りしたもの」33%であり、次いで「市販の絵カード」27%であった（図 4-1-3）。

これを所属別にみると、小中学校では「手書きやパソコンで作成したり、広告の切り抜きなどで、親や先生などが手作りしたもの」が多い一方で、特別支援学校高等部では「手書きやパソコンで作成したり、広告の切り抜きなどで、親や先生などが手作りしたもの」は全くなく「市販の絵カード」が多かった（表 4-1-14）。

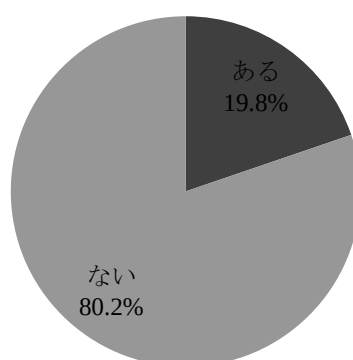


図4-1-2 絵カードや文字カードの利用 (n=86)

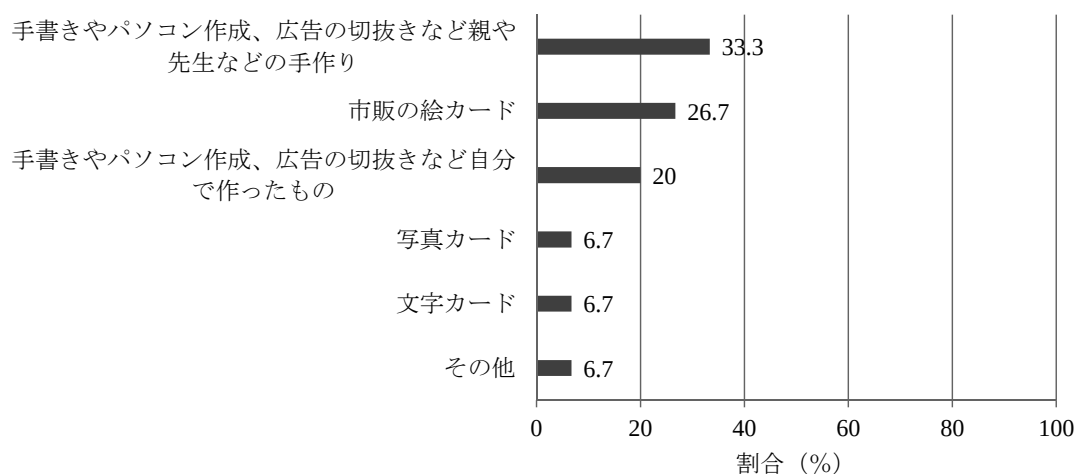


図4-1-3 最もよく使っている（使った）絵カードや文字カード (n=15)

表4-1-14 所属別、最もよく使っている（使った）絵カードや文字カード

		小中学校	特別支援学校	その他	合計
市販の絵カード	度数	1	3	0	4
	割合	20.0%	42.9%	0.0%	28.6%
写真カード	度数	0	1	0	1
	割合	.0%	14.3%	0.0%	7.1%
文字カード	度数	1	0	0	1
	割合	20.0%	0.0%	0.0%	7.1%
手書きやパソコンで作成したり、広告の切り抜きなどで、親や先生などが手作りしたもの	度数	3	0	1	4
	割合	60.0%	0.0%	50.0%	28.6%
手書きやパソコンで作成したり、広告の切り抜きなどで、自分で作ったもの	度数	0	2	1	3
	割合	0.0%	28.6%	50.0%	21.4%
その他	度数	0	1	0	1
	割合	0.0%	14.3%	0.0%	7.1%
合計	度数	5	7	2	14
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2) 携帯電話

携帯電話を使用する人は多く全体の9割を占める（図4-1-4）。このうち、自分の携帯電話を所有している人は85%であった（表4-1-15）。

利用している機能は多様であり、携帯電話に備わっている機能を全て利用している人がいることもわかった。使用している機能として多い順番に、「電話機能」94%、「メール機能」86%、「カメラ機能」78%、「時計機能」73%、「アラーム機能」51%、「ゲーム機能」45%、「計算機機能」、45%「音楽再生機能」39%となった（図4-1-5）。

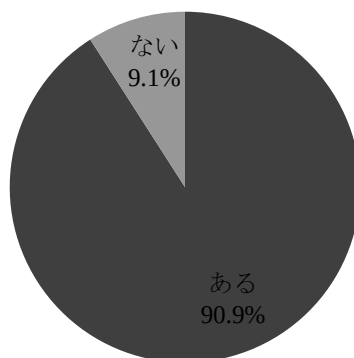


図4-1-4 これまでの携帯電話の使用状況 (n=88)

表4-1-15 自分の携帯電話の所有

所有	度数	割合（％）
専用を持っている	68	85.0
誰かと共有している	3	3.8
持っていない	9	11.3
合計	80	100.0

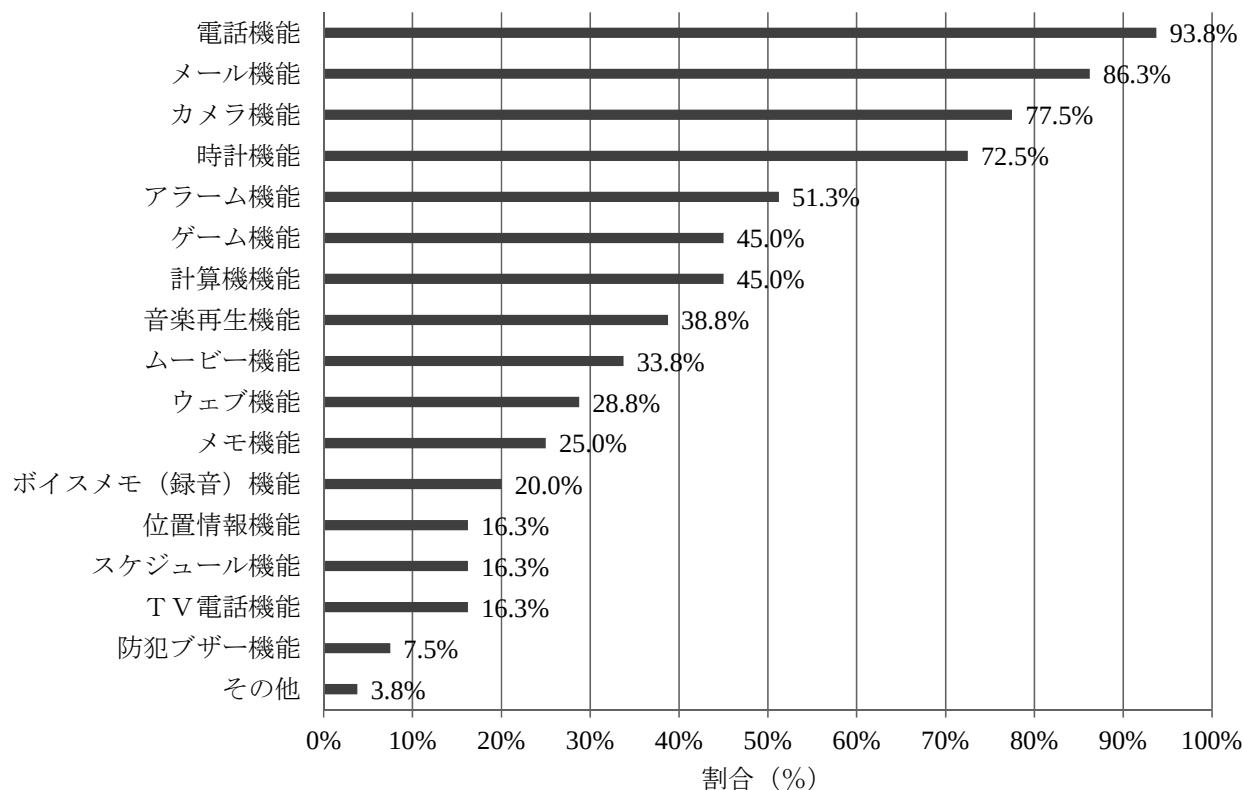


図4-1-5 利用している（利用した機能）（n=80）（複数回答可）

3）タイマーなど、時間を管理するもの

タイマーなど時間を管理する機器を使用した人は、全体の7割を占める（図4-1-6）。

時間を管理する支援機器として最もよく使っている（使われた）ものは、「携帯電話」が33%、「キッチンタイマー」28%、「腕時計」23%であり、専用品の「タイムタイマー」の利用者は10%に過ぎない（図4-1-7、表4-1-16）。この結果は、専用品の利用が多かった、学校の教員や障害児療育施設の職員の調査結果と大きく異なる（第3章3.1）。

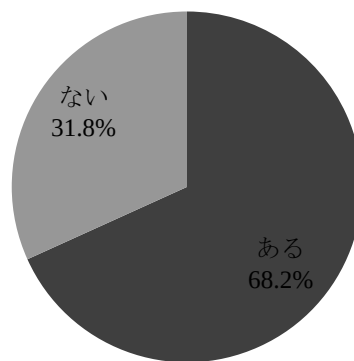


図4-1-6 タイマーなど時間を管理する機器を使ったこと (n=85)

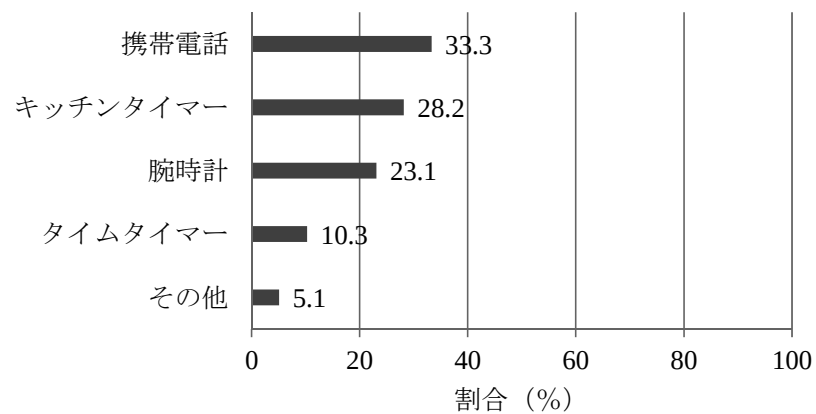


図4-1-7 最もよく利用している（利用したことがある）機器 (n=39)

表4-1-16 所属別、最もよく利用している（利用したことがある）機器

		小中学校	特別支援学校	その他	合計
タイムタイマー	度数	1	2	1	4
	割合	11.1%	8.7%	33.3%	11.4%
キッチンタイマー	度数	4	5	0	9
	割合	44.4%	21.7%	0.0%	25.7%
腕時計	度数	2	6	0	8
	割合	22.2%	26.1%	.0%	22.9%
携帯電話	度数	2	9	1	12
	割合	22.2%	39.1%	33.3%	34.3%
その他	度数	0	1	1	2
	割合	0.0%	4.3%	33.3%	5.7%
合計	度数	9	23	3	35
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4) イヤー・マフや耳栓など、不快な音を遮断するもの

不快な音を遮断する機器を使用した人もカードと同様に少なく、全体の3割程度でしかない(図4-1-8)。不快な音を遮断する機器として最もよく使っている(使われた)は、「耳栓」が40%を占めた。次いで、「イヤー・マフ」25%、「ヘッドホン」20%となった(図4-1-9、表4-1-17)。

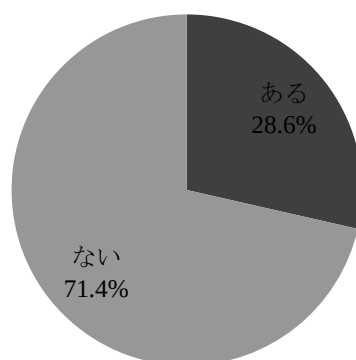


図4-1-8 耳せんなど不快な音をしゃ断する機器を使ったこと

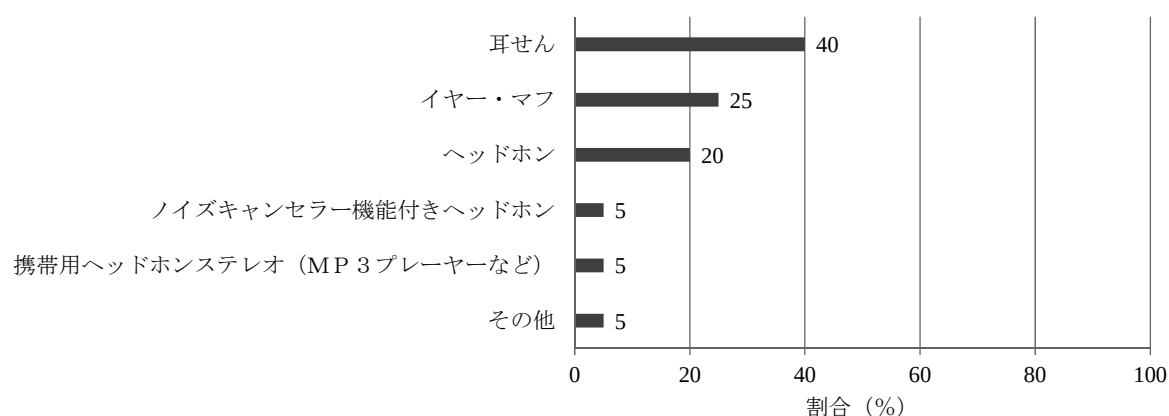


図4-1-9 最もよく利用している(利用した)機器 (n=20)

表4-1-17 所属別、最もよく利用している(利用した)機器

		小中学校	特別支援学校	その他	合計
イヤー・マフ	度数	1	1	3	5
	割合	20.0%	12.5%	60.0%	27.8%
耳せん	度数	3	3	1	7
	割合	60.0%	37.5%	20.0%	38.9%
ヘッドホン	度数	1	2	1	4
	割合	20.0%	25.0%	20.0%	22.2%
ノイズキャンセラー 機能付きヘッドホン	度数	0	1	0	1
	割合	0.0%	12.5%	0.0%	5.6%
その他	度数	0	1	0	1
	割合	0.0%	12.5%	0.0%	5.6%
合計	度数	5	8	5	18
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

5) ついたて（パーテーション）

パーテーションを使ったことがある人は少なく、全体の13%に過ぎない（図4-1-10）。

よく利用されているものから順番に、「椅子に座ったら見えない120cm程度」46%、「背の高さより高い180cm以上」36%、「卓上タイプで60cm以下」となった（図4-1-11、表4-1-18）。

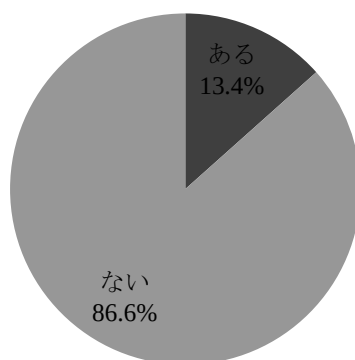


図4-1-10 勉強したり遊んだりするときに、隣を見えなくするため、隣との間について（パーテーション）を使ったこと（n=82）

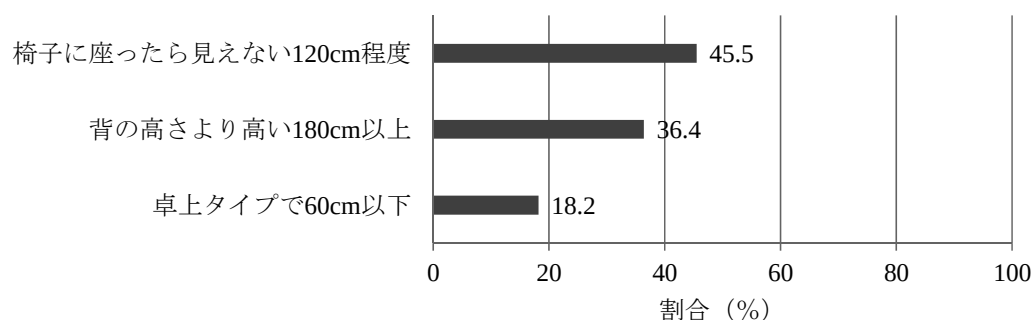


図4-1-11 最もよく利用している（利用したことがある）機器（n=11）

表4-1-18 所属別、最もよく利用している（利用したことがある）機器

		小中学校	特別支援学校	その他	合計
背の高さより高い 180cm以上	度数	0	4	0	4
	割合	0.0%	80.0%	0.0%	40.0%
椅子に座ったら見え ない120cm程度	度数	2	1	1	4
	割合	66.7%	20.0%	50.0%	40.0%
卓上タイプで60cm以 下	度数	1	0	1	2
	割合	33.3%	0.0%	50.0%	20.0%
合計	度数	3	5	2	10
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

6) コミュニケーション用の電子機器や、D Sのチャット機能

コミュニケーション支援電子機器等を利用した人も少なく、回答者全員の12%に過ぎない（図4-1-12）。

使っている人は、「パソコンやゲーム機のチャット機能」を使っている人が多数を占める（表4-1-19、4-1-20）。

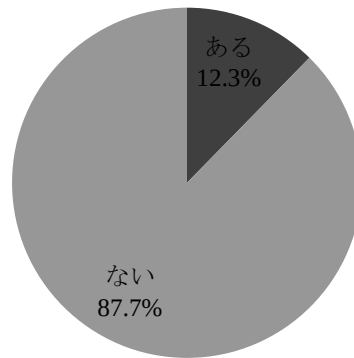


図4-1-12 コミュニケーション用の電子機器やD Sのチャット機能を使って話をしたこと（n=81）

表4-1-19 最もよく利用している（利用したことがある）機器

種類	度数	割合 (%)
あのね♪D S	1	10.0
パソコンやゲーム機のチャット機能	9	90.0
合計	10	100.0

表4-1-20 所属別、最もよく利用している（利用したことがある）機器

		小中学校	特別支援学校	その他	合計
あのね♪D S	度数	1	0	0	1
	割合	20.0%	0.0%	0.0%	11.1%
パソコンやゲーム機のチャット機能	度数	4	2	2	8
	割合	80.0%	100.0%	100.0%	88.9%
合計	度数	5	2	2	9
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（４）生活支援機器ごとの利用状況の比較

ここでは、「タイマーなど時間管理をするもの（以下、「タイマー類」と言う。）」、「イヤーマフや耳栓など不快な音を遮断するもの（以下、「イヤーマフ類」と言う。）」、「パーテーション」及び「コミュニケーション用の電子機器やDSのチャット機能（以下、「VOCA類」と言う。）」の利用状況を比較した。

１）使用頻度

いずれの生活支援機器も、毎日使用している人が多数を占めている。知っている人はよく利用していると言える（表4-1-21）。

表4-1-21 使用頻度（現在使っている人）

	タイマー 類	イヤーマフ 類	パーテー ション	VOCA 類
使用頻度（％）				
一日に何度も	30.3	20.0	50.0	14.3
一日に数回	33.3	13.3	50.0	28.6
一日に１回程度	18.2	13.3	0.0	14.3
数日に一回程度	18.2	26.7	0.0	42.9
あまり使わない	0.0	26.7	0.0	0.0
度数（人）	33	15	2	7

２）所有形態

タイマー類、イヤーマフ類、VOCA類では、「購入した」ものが大半を占めるが、パーテーションは、「借りている（学校で使われている）」が多数を占めた（表4-1-22）。

表4-1-22 所有形態

	タイマー 類	イヤーマフ 類	パーテー ション	VOCA 類
所有（％）				
借りている	2.0	13.0	50.0	50.0
買った	91.8	87.0	10.0	10.0
わからない	6.1	0.0	40.0	40.0
度数（人）	49	23	10	10

３）生活支援機器を使用している場所

生活支援機器によって使用場所の傾向が異なった（表4-1-23）。

タイマー類とイヤーマフ類は、「家庭」と「学校など日中通っているところ」で使用されているが、パーテーションは「学校」で、VOCA類は「家庭」で使われている。

表4-1-23 生活支援機器をしている場所（複数回答）

	タイマー 類	イヤーク マフ類	パーテー ション	VOCA 類
使用場所（％）				
家庭	73.5	56.5	16.7	90.9
学校など日中通っているところ	40.8	45.8	66.7	18.2
療育や訓練の場	0.0	4.4	25.0	9.1
屋外	22.5	26.1	8.3	9.1
その他	2.0	29.2	0.0	9.1
度数（人）	49	15	12	11

4）生活支援機器を使用するきっかけ

タイマー類及びイヤークマフ類を使用するきっかけは、「親の意見」とした人が多数を占めた一方で、パーテーション類は「学校など日中通っているところの先生のアドバイス」、VOCA類は「ネット（ホームページやブログ）」が多い（表4-1-24）。

表4-1-24 生活支援機器を使用するきっかけ（複数回答）

	タイマ ー類	イヤーク マフ類	パーテー ション	VOCA 類
使う決め手（％）				
知人や友達が使っていたこと	17.0	19.1	0.0	20.0
メーカーのホームページの情報	6.4	14.3	0.0	0.0
ネット（ホームページやブログ）	14.9	4.8	9.1	30.0
テレビ等マスコミの情報	4.3	4.8	0.0	10.0
関係情報誌、専門誌	4.3	9.5	0.0	10.0
学校など日中通っているところの先生のアドバイス	12.8	9.5	36.4	0.0
お医者さんのアドバイス	2.1	4.8	0.0	0.0
療育の先生のアドバイス	6.4	19.1	18.2	10.0
メーカーの営業担当者の情報	0.0	0.0	0.0	0.0
販売店や展示会場で、展示されているものを見て	14.9	14.3	9.1	10.0
親の意見	57.5	47.6	9.1	20.0
その他	10.9	4.8	45.5	20.0
度数（人）	47	21	11	10

5) 生活支援機器を使える・使えないと判断した人

人は、機器ごとに異なった（表4-1-25）。

タイマー類、イヤーマフ類、VOCA類では、生活支援機器を使える・使えないと判断した判断したのが「自分である」とする人が圧倒的に多く、次いで「親」となった。しかし、パーテーションの判断者は、「自分」もしくは「日中通っているところの先生」であった。

表4-1-25 生活支援機器を使える・使えないと判断した人（複数回答）

	タイマー類	イヤーマフ類	パーテーション	VOCA 類
判断者（％）				
親	58.7	31.8	0.0	18.2
自分	73.9	90.9	45.5	100.0
学校など日中通っているところの先生	8.7	9.1	36.4	0.0
療育の先生	2.2	4.6	9.1	0.0
お医者さん	2.2	0.0	0.0	0.0
友だち	2.2	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	9.1	0.0
度数（人）	46	22	11	11

6) 継続して日々使えるようになるまでの期間

いずれの生活支援機器も、ほとんどの人が「1カ月未満で使えた」としている（表4-1-26）。

表4-1-26 継続して日々使えるようになるまでの期間

	タイマー類	イヤーマフ類	パーテーション	VOCA 類
期間（％）				
1 か月未満	80.0	95.5	81.8	81.8
1 か月以上 3 カ月未満	4.4	4.5	9.1	9.1
3 か月以上 6 カ月未満	6.7	0.0	0.0	9.1
6 か月以上	0.0	0.0	0.0	0.0
うまく使えなかった	8.9	0.0	9.1	0.0
度数（人）	45	22	11	11

7) 一度利用していたが今は使っていない人の止めた理由

一度利用していたが今は使っていない人の場合、止めた理由として「使う必要がなくなった」とする人が多かった。次いで「飽きた」となった。しかし、パーテーションの場合は、「学校や療育の場でしか使えなかった」と「その他（学校を変わったので）」が止めた理由となっている（表4-1-27）。

表4-1-27 一度利用していたが今は使っていない人の止めた理由（複数理由）

	タイマー 類	イヤーク マフ類	パーテー ション	VOCA 類
やめた理由（％）				
使うのがかっこ悪い	0.0	0.0	0.0	0.0
自分に合わなかった	0.0	30.0	0.0	50.0
使う必要がなくなった	43.8	60.0	33.3	50.0
壊れた	0.0	0.0	0.0	0.0
修理などにお金がかかる	0.0	0.0	0.0	0.0
使い方がよく解らなかった	0.0	0.0	0.0	0.0
飽きた	25.0	10.0	11.1	25.0
学校や療育で使えなかった	6.3	0.0	0.0	0.0
学校や療育の場でしか使えなかった	6.3	0.0	33.3	0.0
その他	18.8	20.0	22.2	0.0
度数（人）	16	10	9	4

8）生活支援機器を使いこなせるようになるまで役に立ったこと

生活支援機器を使いこなせるまで役に立ったことは、いずれの機器も共通しており、「親の意見」という回答が多かった。

機器別に見ると、タイマー類、イヤークマフ類、VOCA類ともに、高い順番に「親の意見」、「知人や友達が使っていたこと」となった。一方、パーテーションは、「学校など日中通っているところの先生のアドバイス」と「療育の先生のアドバイス」が合わせて64%となった。（表4-1-28）。

表4-1-28 生活支援機器を使用した効果

	タイマ ー類	イヤーク マフ類	パーテー ション	VOCA 類
役に立ったこと（％）				
知人や友達が使っていたこと	22.2	19.1	0.0	22.2
メーカーのホームページの情報	8.9	4.8	0.0	0.0
ネット（ホームページやブログ）	15.6	4.8	0.0	0.0
テレビ等マスコミの情報	4.4	4.8	0.0	0.0
関係情報誌、専門誌	15.6	4.8	9.1	11.1
学校など日中通っているところの先生のアドバイス	15.6	9.5	45.5	11.1
お医者さんのアドバイス	2.2	4.8	0.0	0.0
療育の先生のアドバイス	6.7	9.5	18.2	11.1
メーカーの営業担当者の情報	0.0	4.8	0.0	0.0
販売店や展示会場で、展示されているものを見て	11.1	9.5	9.1	11.1
親の意見	40.0	42.9	18.2	22.2
その他	22.2	19.1	18.2	33.3
度数（人）	45	21	11	9

9) 生活支援機器を使ってよかったところ

生活支援機器ごとに、使ってよかったところについての主な自由記述を原文のまま紹介する。

① タイマーなど時間管理をする支援機器

- ・ 時間がハッキリわかるようになった。
- ・ 音楽が聴けること
- ・ 勉強の時間、休憩の時間の終わりが音で分かるので頭の切りかわりがしやすいです。
- ・ 時間管理（朝の目覚まし）
- ・ 時間を忘れない
- ・ 携帯は緊急に連絡がとれる。
- ・ 時間の感覚がなかったのでそれを感じさせるのによかった。
- ・ 文字はまだ上手く読めないのもまだ絵は必要だと思う。
- ・ ゲームや遊びを終わる目安になる
- ・ 時計は時間を見えるから。キッチンタイマーは時間をわすれない。
- ・ ちこくしないようになった
- ・ これがなかったら今でもカメラを使えるようにならなかつたり、けいたいがいろんなときにやくだったからです。
- ・ 時間の間隔がわかるようになった。
- ・ 友達とメールで連絡がとれるところ
- ・ 使いやすい。文字（数字）が大きい。
- ・ 時間の管理ができる。自分の見通しがつく（時間がわかることで）
- ・ その時間に起きれる
- ・ 色々情報がわかる。緊急の時に連絡ができる。
- ・ 勉強（計算力）がアップした。
- ・ 時間に対して少しだけ意識できた
- ・ 時計で自分の行動の切り替えがスムーズに行えるようになった。
- ・ 時間がわかる（あと 5 分後や 10 分後が・・・）。
- ・ お手軽で誰でもできる！
- ・ 時間の長さを覚えるにはよかったが、授業でしか使っていない。
- ・ 切替えの合図となる。
- ・ 次の行動がスムーズにできるようになる事。
- ・ 残り時間がすぐに分かった。
- ・ 自分でコントロールできるから
- ・ 時計機能以外にも汎用で使うことができる
- ・ パソコンやゲームの制限時間がわかりやすくなった。時計があると時間がすぐにわかって安心できる。
- ・ 時間が正確にわかるようになったこと。
- ・ 調理の中で何分で上手く出来るのか確認出来るようになったこと。
- ・ アラーム機能

- ・ カップラーメンは3分たてばおいしくなることがわかった。昔はお湯を入れてすぐふたを開けることが出来ると思っていた。
- ・ 時間の区切りがつく。
- ・ タイマーが使えるようになった。

②イヤーマフなど不快音の遮断機器

- ・ これがなかったら電車やバスや外で音楽をきくときめいわくになってたからです。
- ・ 音が苦手でも耳栓をつけてとても便利でした。
- ・ 音楽が聞こえやすくなる
- ・ 雑音が小さくなり、イライラが多少軽減された。
- ・ つけていると、おちついて物事にとりくめた
- ・ 使用することで、行動がスムーズになった。本人がとても楽になった気がした。
- ・ 活動出来る場所が増えた。
- ・ 大きな音にびっくりしなくなった。
- ・ 鳴るとわかっていても突然鳴るのが平気になった。
- ・ うるさい音がきえるから
- ・ 仕事中気が散りにくくなった。
- ・ 耳栓は不快な音が小さくなるので、少し落ち着いた。
- ・ 周囲から目立たなくなったこと（手で耳をふさぐ様子が目立たなくなったこと）
- ・ その時は音の刺激をやわらげることができました。
- ・ 子どもの泣き声がにがてなのですが、車の中で下の子が泣き出した時、逃げ場がないので使用しました。
- ・ 自分で好きな音楽をどこでも聞けるところ
- ・ うるさい音が小さくなるので耳が痛くならない！
- ・ うるさい音がおちついたようになった。
- ・ 大きな音（バイクなど）をあまり気にせず見れること。

③パーテーション

- ・ 勉強をする時、人が通っても気にならず集中してできていました。
- ・ きがえのときも見られずにできました。
- ・ 勉強の時のカンニングしない時や落ち着く時などとても便利だったから
- ・ 小さい時は、つい立てがあった方が集中してできたが、大きくなるとなるべくクラスの友達とコミュニケーションをとる為、できる子と必要な子にわかれた為、だんだん必要なくなりました。
- ・ 邪魔な物が視界からなくなって、勉強に集中できた。他の学年の授業の時、気にならなくなった。
- ・ 勉強に集中できる
- ・ 自分のスペースを確保できるところ。
- ・ 仕切りがあった方が集中出来る。

- ・ 周囲を気にしなくても良かった。
- ・ 周りが見えないので、集中力が高まった。
- ・ 集中できる。
- ・ 気がちらない。人の出入りからの緊張感をやわらげる。
- ・ まわりを気にすることなく作業に集中できたこと。あまり人目が気にまらなくなったこと。
- ・ 視界が狭くなることで気が散らず集中できた。
- ・ 周りからの視線を感じなくなったこと。

④コミュニケーション支援電子機器

- ・ 色々な年代の人と出会えるのがいいと思った。
- ・ 自分を素直に表せる。
- ・ ローマ字入力が出来るようになった。
- ・ DSの方しかやってないけど、色々で来て面白い！！
- ・ しやしんが絵カードになる
- ・ セミナーなどの打合せに出掛けなくていい。遠くの友人などと気軽に話ができる。
- ・ 自分で話しにくい時に役立つこと。
- ・ いろいろな人と会話できるから

10) 生活支援機器の改善してほしいところ

生活支援機器ごとに、改善してほしいところについての自由記述を原文のまま紹介する。

①タイマーなど時間管理をする支援機器

- ・ ストップウォッチ機能を付けて欲しい。
- ・ 全部いっしょの音だから音をもっと変えてほしい。
- ・ デジタル式は価格が買いやすいが、目計りの物は価格が高め。水中の中でも丈夫な物が良い。
- ・ 腕につけても気にならない腕時計がほしいです（どうしても腕が気になり、すぐにはずしたがるので）。
- ・ ピッピッピッピッうるさい
- ・ もう少し丈夫にして欲しい
- ・ わからない
- ・ 今のままで充分だと思います。
- ・ 小さくても終り合図の音が鳴るスイッチを付ける。
- ・ 残りの時間が示されるといいと思います。
- ・ キッチンタイマーも腕時計も自分で使えます。誰だってそうじゃない？

②イヤーマフなど不快音の遮断機器

- ・ もっと音を防ぐ機器があってほしい
- ・ しっかり耳にはまるものを開発して下さい。

- ・ 重い、目立つ
- ・ 夏場は特にムレてしまい、耳の中が心配になる。又、熱中症にならないか、とても不安になっていたの（親が）、本体の通気が良くならないものか？
- ・ 夏場は暑そう・・・。
- ・ コンパクトにしてほしい。
- ・ 安価になること
- ・ きつかった
- ・ 耳あて部分がバンドからはずれやすいので そこを改善してほしい。
- ・ つぶして差し込むタイプの耳栓を使ったが挿入時の耳穴の触感が不快だったのと、耳から落ちそうで気になった。イヤホン型は、触感もつけごこちも耐えられたが、あまり遮音されなかった。
- ・ 少し遮音性が良くなって欲しいこと。
- ・ 当然ですが、完全にはしゃだんできないので、あまり効果はなかったです。
- ・ 長時間、なかなかできないです・・・。

③パーテーション

- ・ 外側をデザイン的にオシャレにしてほしいです。（内側は気になるのでいいです）もっと安くしてほしいです。
- ・ 音も遮断できるよう防音素材を使用する。
- ・ 自作なので特になし。
- ・ 少しついたての高さを上げて欲しいこと。

④コミュニケーション支援電子機器

- ・ DSのピクトチャットを利用しているが、離れても出来るといい（10m）

5. 要約

平成 21 年度の保護者を対象とした調査に引き続き、本年度は本人を対象に調査を実施した。

マニュアルなどの指導書があれば家族が作成可能な機器を代表して「絵カードや文字カード」、ユニバーサルデザインの用具としてなじむ機器を代表して「携帯電話」や「イヤーマフ」、「タイマー」、日常生活用具の給付対象としてなじむ機器を代表して「あのね♪DS」や「パーテーション」について、それらの使用頻度や有効性、利用場所、使うきっかけ、支援方法などを聞きだすこと目的とするアンケート調査を実施し、次のことがわかった。

「カード」、「携帯電話」、「タイマー類」、「イヤーマフ類」、「パーテーション」、「VOCA 類」を利用している人は、それぞれ、20%、91%、68%、28%、13%及び 12%となった。

いずれの支援機器も、使っている人は、必要な生活支援機器として毎日使用している人が過半を占めた。

タイマー類、イヤーマフ類、VOCA類では、「購入した」ものが大半を占めるが、パーテーションは、「借りている（学校で使われている）」が多数を占めた。

タイマー類とイヤーマフ類は、「家庭」と「学校など日中通っているところ」で使用されているが、パーテーションは「学校」で、VOCA類は「家庭」で使われている。

タイマー類及びイヤーマフ類を使用するきっかけは、「親の意見」とした人が多数を占めた一方で、パーテーション類は「学校など日中通っているところの先生のアドバイス」、VOCA類は「ネット（ホームページやブログ）」が多い。

タイマー類、イヤーマフ類、VOCA類では、生活支援機器を使える・使えないと判断した判断したのが「自分である」とする人が圧倒的に多く、次いで「親」となった。しかし、パーテーションの判断者は、「自分」もしくは「日中通っているところの先生」であった。

いずれの生活支援機器も、ほとんどの人が「1カ月未満で使えた」としている。

一度利用していたが今は使っていない人の場合、止めた理由として「使う必要がなくなった」とする人が多く、次いで「飽きた」となった。しかし、パーテーションの場合は、「学校や療育の場でしか使えなかった」と「その他（学校を変わったので）」が止めた理由となっている。

生活支援機器を使いこなせるまで役に立ったことは、いずれの機器も「親の意見」という回答が多かったが、パーテーションは、「学校など日中通っているところの先生のアドバイス」が多い。

次いで、表 4-1-29 に、昨年度実施した「保護者に聞いた子どもがよく使う支援機器」、本書 3. 1 の教員等に聞いた「学校等で児童生徒がよく使う支援機器」、さらに本項の「当事者本人に聞いたよく使う支援機器」の結果をまとめた。

なお、統計的には、対象とした地域は一緒であるものの調査年度及び対象者に直接の関連はなく、また当事者調査では、知的障害の伴わない、あるいは軽度の方がほとんどである。

- ・ 「カード」は、いずれの調査でも手作り品が多いものの、市販されているカードを利用している人も少なくない。家庭（保護者）調査では圧倒的多数が自分の手作りとしていたが、学校等（教員・指導員）調査において保護者の手作りカードを使用する人はほとんどいなく、興味深い。
- ・ 「携帯電話」は、家庭、学校、本人ともに、電話機能、メール機能、カメラ機能がよく使われている。
- ・ 「タイマー類」は、家庭ではキッチンタイマー、学校等ではタイムタイマー（専用品）を使うことが多い。本人は携帯電話や腕時計もよく使っている。
- ・ 「イヤーマフ類」は、イヤーマフや耳栓がよく使われている。特に、学校ではイヤーマフの利用が多い。
- ・ 「パーテーション」は、家庭、学校、本人ともに、120cm 程度の高さのものがよく使われている。
- ・ 「VOCA 類」は利用者が少なく回答がばらついているものの、本人は、パソコンやゲーム機のチャット機能を使う人が多い。

表 4-1-29 よく使うと支持された生活支援機器の種類

支援機器	家庭（保護者） （平成 21 年度調査）	学校等（教員・指導員） （平成 22 年度調査）	本人 （平成 22 年度調査）
絵カード や文字カ ード	1. 自分の手作り 90% 2. PIC 4% 3. Uシンボルシール 3% 4. PECSの絵カード 1%	1. 教員等の手作り 39% 2. 写真カード 36% 3. 市販の絵カード 12% 4. 文字カード 10% 5. 保護者の手作り 2%	1. 親や先生の手作り 33% 2. 市販の絵カード 27% 3. 自分の手作り 20% 4. 写真カード 7% 5. 文字カード 7%
携帯電話	1. 電話機能 88% 2. カメラ機能 67% 3. メール機能 65% 4. 時計機能 47% 5. アラーム機能 37% 6. ゲーム機能 34% 7. 音楽機能 33% 8. 計算機機能 28% 9. ムービー機能 25% 10. 位置機能 23%	1. 電話機能 69% 2. メール機能 43% 3. カメラ機能 25% 4. アラーム機能 18% 5. 位置情報機能 17% 6. 計算機機能 16% 7. 時計機能 12% 8. 音楽再生機能 10% 9. ゲーム機能 9% 10. スケジュール機能 8%	1. 電話機能 95% 2. メール機能 86% 3. カメラ機能 78% 4. 時計機能 73% 5. アラーム機能 51% 6. ゲーム機能 45% 7. 計算機機能 45% 8. 音楽再生機能 39% 9. ムービー機能 34% 10. ウェブ機能 29% 11. メモ機能 25%
時間を管 理する支 援機器	1. キッチンタイマー 71% 2. タイムタイマー 19%	1. キッチンタイマー 50% 2. タイムタイマー 44% 3. 腕時計 4% 4. 携帯電話 0.4%	1. 携帯電話 33% 2. キッチンタイマー 28% 3. 腕時計 23% 4. タイムタイマー 10%
不快な音 を遮断す る支援機 器	1. イヤー・マフ 44% 2. 耳せん 21% 3. 携帯用ヘッドホンステ レオ 5% 4. ヘッドホン 12% 5. ノイズキャンセラー機 能付きヘッドホン 3%	1. イヤー・マフ 61% 2. 耳せん 27% 3. ヘッドホン 8% 4. 携帯用ヘッドホンステ レオ 1%	1. 耳せん 40% 2. イヤー・マフ 25% 3. ヘッドホン 20% 4. ノイズキャンセラー機 能付きヘッドホン 5% 5. 携帯用ヘッドホンステ レオ 5%
パーテー ション	1. 120cm程度 50% 2. 180cm以上 25% 3. 60cm以下 20%	1. 120cm程度 61% 2. 180cm以上 27% 3. 60cm以下 9%	1. 120cm程度 46% 2. 180cm以上 36% 3. 60cm以下 18%
会話やコ ミュニケ ーション を支援の 電子機器	1. あのねJDS 20% 2. トークアシスト 20% 3. トーキングエイド 20%	1. VOCA 20% 2. パソコン、ゲーム機等の チャット機能 8% 3. あのねJDS 3% 4. トークアシスト 2%	1. パソコンやゲーム機の チャット機能 90% 2. あのねJDS 10%

6. 文献

- 1) NPO 法人自閉症サポートセンター：平成 21 年障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関する調査研究」
- 2) NPO 法人自閉症サポートセンター：平成 20 年度障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活支援用具の利用調査」

7. 謝辞

調査にご協力いただいた千葉県自閉症協会 Will クラブの会員及び千葉県の特別支援学校高等部でご協力いただきました皆様に感謝の意を表します。

(自閉症サポートセンター 松井 宏昭)

4. 2 携帯型支援用具としての携帯電話の外装材料に対して自閉症のある方およびその保護者が抱くイメージと嗜好性

1. 研究目的

生活環境支援研究会では、知的障害者や発達障害者を対象とした福祉用具（生活支援機器）の使用実態を調査するとともに、彼らの生活支援の現場で木材を一層活用するための研究を進めている。一昨年度（2008 年度）の調査で、知的障害者や発達障害者の福祉用具として、「時間や言葉の理解を助けるもの」や「気持ちなどを伝えるコミュニケーションを助けるもの」を必要としており、なおかつ「携帯できる」ことが不可欠であることが明らかになった¹⁾。

このような携帯型生活支援機器として VOCA やトークアシストなどのコミュニケーションエイドがあるが、障害者およびその家族からの認知度はあまり高くない。一方で、今や国民の約 75% が利用している²⁾身近なコミュニケーションツールである携帯電話は、時計やアラーム機能、録音やカメラ機能、GPS 等の位置情報把握機能など、福祉用具としてのコミュニケーションエイドと共通する機能を有しており、なおかつ専用の福祉用具に比べて安価であり、今後携帯型生活支援機器としての発展が極めて有望である。

昨年度（2009 年度）の調査では、携帯型生活支援機器として携帯電話を取り上げ、外装に金属、プラスチック、木材をそれぞれ使用した場合の製品イメージと嗜好性について、アスペルガー症候群のある児童の保護者に対して、質問紙による調査を行った。評価結果に基づき、自閉症のある子をもつ保護者が携帯電話に求める外装のイメージを明らかにするとともに、各材料におけるイメージの違いを嗜好性と関連づけて解析した³⁾。

その結果、材料の表面性状は製品の好意度と購買意図に正の影響を与えていること、一方、材料の質感や消費者が材料そのものに対して抱いている理想像は好意度には影響を与えるが、購買意図につながらないこと、製品の汚れにくさは購買意図に対して特徴的に寄与しており、好意度には影響を与えないことなどを明らかにした。また、木材外装については、木材特有の表面性状が製品の好意度のみならず、購買意図に正の影響を与えていること、一方、木材の自然なイメージは製品に好意を持たれることに寄与しているが、製品を買いたいという購買意図にはつながることが明らかになった。木材が汚れにくく、かつ価格が安いことは、木材に対する好意度には影響を与えないが、木材を外装に用いた製品を買いたいという購買意図を喚起することが示唆された。

今年度は、自閉症のある方本人を対象として、昨年保護者を対象にした質問紙調査と同じ調査を行い、評価結果に基づき、自閉症のある方本人が携帯電話に求める外装のイメージについて嗜好性と関連づけて明らかにするとともに、保護者が持つイメージと自閉症のある方本人が持つイメージの共通点と相違点について考察し、福祉用具の外装としてふさわしい材料像を明らかにすることを試みた。

2. 調査の対象と方法

(1) 保護者調査（2009 年度実施）

千葉県自閉症協会 Will クラブの会員および発達障害児・者のデイサービス施設（ぐるぐるめろ

ん島・岡山市)の利用者を対象として、郵送による自記式質問紙法による調査を実施した(調査票は資料 7.2 参照)。質問紙は 2009 年 10 月上旬に発送し(発送数は、Will クラブ・約 200 通、ぐるぐるメロン島・約 150 通)、同年 11 月中に 82 人の回答を回収した。

調査はセマンティック・ディファレンシャル(SD)法により 7 段階評価で行った。調査で採用した質問項目(材料のイメージに関する形容詞対)は、定義法によるテキストマイニングにより選定した。まず、2009 年 8 月下旬に、発達障害児(者)の保護者・支援者を対象として、金属(ステンレス)、プラスチック、木材をそれぞれ家庭内で用いた場合の印象語を、定義法によるメール調査(回答者数 20 人)によって収集し、金属 54 語、プラスチック 51 語、木材 57 語を得た。得られた形容語と材料との対応の妥当性について、発達障害児(者)の保護者に対してアンケート調査を行い、32 人から回答を得た。この結果に基づき、妥当性の低い形容詞を除外した。残った形容詞は、木材利用技術を専門とする研究者 2 名が、KJ 法に基づき形容詞の統合を行い、最終的に 18 対の形容詞を選定した。材料の印象を示すこれら 18 種類の形容詞対に加えて、嗜好性を示す 2 組の形容詞対(好きー嫌い、欲しいー欲しくない)を加えた 20 組の質問について 7 段階の順序尺度(好きー嫌いを例にとると、非常に嫌いーかなり嫌いーやや嫌いーどちらでもないーやや好きーかなり好きー非常に好き)により回答を得た。20 組の形容詞対を表 4-2-1 に示す。

調査の教示として携帯電話を設定し、外装の材料が(a) 金属(アルミニウム)(以後、「金属」と表記する)、(b) プラスチック、(c) 木材の 3 種類の場合について、また携帯電話の使用者として、①知的障害または発達障害のある方本人が持って使う場合、②保護者が持って使う場合の 2 種類のケースを設定し、計 6 種類について回答を得たが、今年度は「②保護者が持って使う場合」のみにについて解析対象とした。

有効回答数 82 人のうち、男性による回答が 2 人のみであったため、解析対象から除外した。また、調査対象が携帯電話の外装に対する印象であることから、保護者が携帯電話を所持していない 1 人の回答を除外し、79 人の回答を解析の対象とした。

(2) 本人調査(2010 年度実施)

2009 年度実施の保護者調査と同様に、千葉県自閉症協会 Will クラブの会員およびぐるぐるめろん島(岡山市)の自閉症のある利用者を対象として、郵送による自記式質問紙法による調査を実施した(調査票は資料 6.2 参照)。質問紙は 2010 年 10 月中旬に発送し(発送数は、Will クラブ・191 通、ぐるぐるメロン島・11 通で計 202 通)、同年 11 月中に 46 人の回答を得た。

調査はセマンティック・ディファレンシャル(SD)法により 7 段階評価で行い、2009 年度実施の保護者調査と同じ 20 組の質問について 7 段階の順序尺度により回答を得た。自閉症のある方本人を対象として、携帯電話の外装材料が(a) 金属、(b) プラスチック、(c) 木材の 3 種類

表 4-2-1 質問に用いた形容詞対

i. イメージに関する 18 項目

壊れやすい	丈夫な
傷つきやすい	傷つきにくい
汚れやすい	汚れにくい
手入れが大変な	手入れが簡単な
火・熱に弱い	火・熱に強い
長持ちしない	長持ちする
派手な	落ち着いた
安っぽい	高級な
価格が安い	価格が高い
人工的な	自然な
環境に良くない	環境にやさしい
緊張した	やすらいだ
やわらかい	かたい
つめたい	あたたかい
軽い	重い
ざらざらした	つるつるした
見た目がわるい	見た目がよい
手触りがわるい	手触りがよい

ii. 嗜好性に関する 2 項目

嫌い	好き
欲しくない	欲しい

の場合について、本人が持って使う場合の

印象に関する回答を得た。回答方法は、本人が直接記入するか、代理人が本人の回答を聞き取って記入することとした。

有効回答数 46 人のうち、本人自身による回答は 25 人であった。調査対象が携帯電話の外装に対する印象であることから、本人が携帯電話を所持していない 12 人および携帯電話所持が不明の 1 人の回答を除外し、33 人の回答を解析の対象とした。

(3) データの解析

回答者の属性の内訳を表 4-2-2 に示す。それぞれの回答は、各質問の右側の形容詞を評価項目名とし、7 点～1 点の等間隔尺度で得点化し、統計処理ソフト SPSS15.0J (エス・ピー・エス・エス(株)製) を用いて解析した。例えば、形容詞対「好き－嫌い」の場合、評価項目名は「好き」であり、非常に好き (7 点)、かなり好き (6 点)、やや好き (5 点)、どちらでもない (4 点)、やや嫌い (3 点)、かなり嫌い (2 点)、非常に嫌い (1 点) で得点化し、以後の解析を行った。

表 4-2-2 回答者の属性

a. 性別(保護者)			d. 性別(本人)		
	度数	%		度数	%
男性	0	0.0	男性	20	60.6
女性	79	100.0	女性	12	36.4
合計	79	100	無回答	1	3.0
			合計	33	100

b. 年齢(保護者)			e. 年齢(本人)		
	度数	%		度数	%
9歳以下	0	0.0	9歳以下	1	3.0
10代	0	0.0	10代	13	39.4
20代	5	6.3	20代	9	27.3
30代	24	30.4	30代	5	15.2
40代	40	50.6	40代	3	9.1
50代	8	10.1	50代	2	6.1
60代	2	2.5	60代	0	0.0
合計	79	100	合計	33	100

c. 住居構造(保護者)			f. 住居構造(本人)		
	度数	%		度数	%
RC造	25	31.6	RC造	9	27.3
鉄骨造	16	20.3	鉄骨造	4	12.1
木造	38	48.1	木造	20	60.6
合計	79	100	合計	33	100

3. 結果と考察

(1) 携帯電話の使用者(保護者・自閉症のある方本人)、外装材料(金属・プラスチック・木材)の違いによる回答傾向の特徴

20 種類の評価項目(形容詞対)の得点について、全回答の平均値と、外装材料と使用者の組み合わせが、金属－保護者、金属－本人、プラスチック－保護者、プラスチック－本人、木材－保護者、木材－本人の 6 種類の組み合わせ別の平均値を表 4-2-3 に示す。なお、得点は 4 が中央値(どちらでもない)であり、7 に近づくほど評価項目名に採用した形容語の印象が近く、逆に 1 に近づくほど評価項目名とは逆の印象が強いことを意味する。

全回答の平均値は、20 種類全ての項目について、中間尺度値である 4 (どちらでもない) の近傍の値となることが確認された。一方、外装材料や使用者の違いにより、平均値が大きく異なる項目が見られる。この平均値の差は、携帯電話の使用者(子・親)の違いによるものなのか、外装材料(金属・プラスチック・木材)の違いなのかを明らかにするために、20 種類の項目の得点それぞれについて、携帯電話の使用者および外装材料を独立変数として 2 要因の分散分析を行った。その結果、「見た目がよい」、「手触りがよい」、「好き」、「欲しい」を除いた全ての項目につい

表 4-2-3 携帯電話の使用者および外装材料の違いによる項目得点の平均値の比較

(保護者 n=79 人、自閉症のある方本人 n=33 人)

項目(形容詞)	金属		プラスチック		木材		有意確率 p		
	保護者	本人	保護者	本人	保護者	本人	材料	所有者	交互作用
丈夫な	4.51	4.75	2.96	3.25	3.38	3.45	<0.001	0.21	0.86
傷つきにくい	3.86	3.97	2.96	3.21	3.22	3.18	<0.001	0.54	0.79
汚れにくい	4.51	4.33	3.76	3.73	3.25	3.36	<0.001	0.84	0.73
手入れが簡単な	4.52	4.70	4.66	4.36	3.36	2.85	<0.001	0.13	0.12
火・熱に強い	4.25	3.67	2.68	2.52	2.65	2.52	<0.001	0.05	0.40
長持ちする	4.52	4.48	3.15	3.52	3.52	3.67	<0.001	0.31	0.58
落ち着いた	3.87	4.19	3.77	4.47	4.82	5.12	<0.001	<0.001	0.32
高級な	4.35	4.30	2.94	3.30	4.44	4.88	<0.001	0.09	0.36
価格が高い	4.25	4.36	3.08	3.30	4.64	4.88	<0.001	0.16	0.92
自然な	2.56	2.44	3.10	2.91	5.34	5.58	<0.001	0.86	0.46
環境にやさしい	3.39	3.79	3.27	3.42	5.00	5.27	<0.001	0.05	0.78
やすいだ	3.45	3.91	3.99	4.39	5.12	4.94	<0.001	0.05	0.04
かたい	5.18	5.55	4.09	4.48	3.21	3.48	<0.001	0.02	0.95
あたたかい	2.91	3.00	3.86	3.94	5.43	5.33	<0.001	0.86	0.82
重い	4.04	3.55	2.86	2.88	4.18	3.85	<0.001	0.10	0.43
つるつるした	5.19	5.52	5.05	5.03	4.26	3.64	<0.001	0.45	0.02
見た目がよい	4.43	4.24	3.80	4.30	4.25	4.61	0.09	0.12	0.12
手触りがよい	4.40	4.45	4.37	4.85	4.67	4.94	0.08	0.05	0.44
好き	4.14	4.30	3.78	4.45	4.33	4.58	0.16	0.01	0.31
欲しい	3.95	4.03	3.62	4.00	3.81	3.76	0.52	0.39	0.54

※平均値について、4(どちらでもない)より小さい値に網掛けした。

て、外装材料の主効果が有意であった。一方、携帯電話の使用者の違いは、「落ち着いた」、「環境にやさしい」、「かたい」、「好き」の4項目を除いて、主効果として有意ではなかった。すなわち、使用者が保護者か自閉症のある方本人かの違いに比べて、外装材料の違いのほうが携帯電話の印象の大きな違いとして現れる傾向を示唆している。

「好き」、「欲しい」といった嗜好性に関わる項目について、材料の違いよりも個人差のほうが大きく影響し、「見た目がよい」、「手触りがよい」は、材料間の違いよりもむしろ塗装や仕上げ等の表面性状に依存していると考えられることから、これらに対する材料の違いの影響が小さいのは容易に理解できる。また、購買意図である「欲しい」が、使用者の違いの影響を強く受けることは、保護者と自閉症のある方本人との間で世代が異なることから、違和感はない。一方、「落ち着いた」、「環境にやさしい」、「かたい」といった外装材料の印象を反映した項目が使用者の違いの影響を強く受けることは、材料に対するイメージ構造が、保護者と自閉症のある方本人との間で異なることを示唆している。そこで、次項では保護者と自閉症のある方本人それぞれの材料に対するイメージ構造について検討した。

(2) 携帯電話の外装材料に対して保護者が抱いているイメージ構造

評価項目 20 種類のうち、嗜好性を示す項目である「好き」、「欲しい」を除いた材料の印象尺度 18 項目に対して主因子法による因子分析を行った。固有値の変化 (5.18、4.74、1.62、1.10、0.70、0.68、…) と因子の解釈可能性を考慮すると、3 因子構造が妥当であると考えられた。そこで再度 3 因子を仮定して主因子法・プロマックス回転による因子分析を行った。プロマックス回転後の因子パターンと因子間相関を表 4-2-4 に示す。なお、回転前の 3 因子で 18 項目の全分散を説明する割合は 64.1%であった。

因子負荷量 0.40 以上を基準とした場合、第 1 因子は 6 項目で構成されており、「やすいだ」、

「自然な」、「あたたかい」、「環境にやさしい」、「落ち着いた」といったなごみや安心感を表す内容の項目が高い正の負荷量を示し、一方「かたい」というなごみや安心感とは逆の内容の項目が高い負の負荷量を示していた。そこで「なごみ・安心感」因子と命名した。第2因子は7項目で構成されており、「価格が高い」、「重い」、「高級な」といった重厚さに関する内容の項目と、「丈夫な」、「長持ちする」、「火・熱に強い」、「傷つきにくい」といった製品の耐久性を反映した項目が高い正の負荷量を示していた。そこで「重厚感・耐久性」因子と命名した。第3因子は5項目で構成されており、「つるつるした」、「手触りがよい」、「見た目がよい」といった美装性や、「手入れが簡単な」、「汚れにくい」といった製品のメンテナンスに関する内容の項目が高い正の負荷量を示していた。そこで「美装・メンテナンス性」因子と命名した。

材料の印象尺度の3つの下位尺度に相

当する項目の平均値を算出し、「なごみ・安心感」下位尺度（平均 3.96、標準偏差 1.06）、「重厚感・耐久性」下位尺度（平均 3.63、標準偏差 1.00）、「美装・メンテナンス性」下位尺度（平均 4.30、標準偏差 0.80）とした。内的整合性を検討するために各下位尺度のクロンバックの α 係数を算出したところ、「なごみ・安心感」で $\alpha=0.87$ 、「重厚感・耐久性」で $\alpha=0.87$ 、「美装・メンテナンス性」で $\alpha=0.71$ といずれも十分な信頼性が確認された。材料の印象尺度の下位尺度間相関を表4-2-5に示す。「重厚感・耐久性」と「美装・メンテナンス性」は有意な正の相関、「なごみ・安心感」と「美装・メンテナンス性」は有意な負の相関を示した。嗜好性尺度2項目（「好き」、「欲しい」）と3つの下位尺度はいずれも有意な正の相関を示した。

表 4-2-4 保護者の外装材料に対するイメージに関する因子分析結果（プロマックス回転後の因子パターン）

項目(形容詞)	I	II	III
やすらいだ	0.89	-0.17	0.14
自然な	0.84	0.11	-0.09
あたたかい	0.75	-0.13	-0.11
環境にやさしい	0.69	0.24	-0.05
かたい	-0.62	0.40	-0.02
落ち着いた	0.61	0.17	-0.05
価格が高い	0.31	0.76	-0.28
丈夫な	-0.19	0.75	0.10
重い	0.06	0.75	-0.34
長持ちする	-0.08	0.73	0.26
火・熱に強い	-0.35	0.72	0.04
高級な	0.32	0.65	0.10
傷つきにくい	-0.01	0.57	0.13
手入れが簡単な	-0.24	-0.10	0.64
つるつるした	-0.09	-0.06	0.59
手触りがよい	0.47	0.05	0.56
汚れにくい	-0.20	0.35	0.49
見た目がよい	0.35	0.39	0.43
因子間相関	I	II	III
I	-	0.08	-0.24
II		-	0.41
III			-

表 4-2-5 保護者が外装材料に対して抱くイメージと嗜好性との相関行列

	なごみ・ 安心感	重厚感・ 耐久性	美装・メン テナンス性	好き	平均	標準 偏差	α
なごみ・安心感	-	0.00	-0.17 **		3.96	1.06	0.87
重厚感・耐久性		-	0.49 ***		3.63	1.00	0.87
美装・メンテナンス性			-		4.30	0.80	0.71
好き	0.30 ***	0.42 ***	0.48 ***	-	4.08	1.12	-
欲しい	0.18 **	0.41 ***	0.47 ***	0.70 ***	3.79	1.20	-

* $p<0.05$, ** $p<0.01$, *** $p<0.001$

材料の印象尺度の3つの下位尺度が、製品の好意度と購買意図に与える影響を検討するために、外装材料別に重回帰分析を行った。なお、材料の印象尺度の3つの下位尺度に加えて、保護者の年齢層（7段階にカテゴリー化）、住居構造（木造かそれ以外か）についても、説明変数に加え分析を行った。好意度についての結果を表4-2-6、購買意図についての結果を表4-2-7に示す。

好意度については、外装材料が金属と木材の場合、「美装・メンテナンス性」と「なごみ・安心感」の標準偏回帰係数が有意であったが、「重厚感・耐久性」の標準偏回帰係数は有意ではなかった。一方、外装材料がプラスチックの場合、「美装・メンテナンス性」と「重厚感・耐久性」から好意度に対する正の標準偏回帰係数が有意であったが、「なごみ・安心感」の標準偏回帰係数は有

表 4-2-6 好意度項目「好き」を目的変数とした重回帰分析結果（保護者の場合）

a. 外装材料が金属の場合

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
なごみ・安心感	0.37 **	0.24 *
重厚感・耐久性	0.06	0.16
美装・メンテナンス性	0.39 **	0.30 **
年齢層	-0.04	-0.08
住宅構造(木造)	-0.09	-0.02
決定係数 R^2	0.22 **	
有効回答数 n	75	

b. 外装材料がプラスチックの場合

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
なごみ・安心感	0.02	0.26 *
重厚感・耐久性	0.33 **	0.58 ***
美装・メンテナンス性	0.47 ***	0.60 ***
年齢層	-0.21 *	-0.20 *
住宅構造(木造)	0.04	0.06
決定係数 R^2	0.52 ***	
有効回答数 n	78	

c. 外装材料が木材の場合

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
なごみ・安心感	0.31 **	0.53 ***
重厚感・耐久性	0.00	0.46 ***
美装・メンテナンス性	0.52 ***	0.65 ***
年齢層	-0.09	0.02
住宅構造(木造)	-0.01	0.06
決定係数 R^2	0.50 ***	
有効回答数 n	74	

* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$, *** $p < 0.001$

表 4-2-7 購買意図項目「欲しい」を目的変数とした重回帰分析結果（保護者の場合）

a. 外装材料が金属の場合

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
なごみ・安心感	0.45 ***	0.36 ***
重厚感・耐久性	-0.04	0.03
美装・メンテナンス性	0.37 **	0.17
年齢層	-0.06	-0.13
住宅構造(木造)	-0.19	-0.12
決定係数 R^2	0.25 ***	
有効回答数 n	75	

b. 外装材料がプラスチックの場合

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
なごみ・安心感	0.14	0.39 ***
重厚感・耐久性	0.40 ***	0.67 ***
美装・メンテナンス性	0.42 ***	0.60 ***
年齢層	-0.11	-0.13
住宅構造(木造)	0.04	0.08
決定係数 R^2	0.59 ***	
有効回答数 n	78	

c. 外装材料が木材の場合

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
なごみ・安心感	0.09	0.35 **
重厚感・耐久性	0.02	0.50 ***
美装・メンテナンス性	0.66 ***	0.69 ***
年齢層	-0.19 *	-0.12
住宅構造(木造)	-0.03	0.02
決定係数 R^2	0.52 ***	
有効回答数 n	74	

* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$, *** $p < 0.001$

意ではなく、年齢層から好意度に対する負の標準偏回帰係数が有意であった。

この結果から、いずれの材料でも「美装・メンテナンス性」が高いほど、製品に対する好意度が上がること、金属と木材では「なごみ・安心感」が大きいほど好意度が上がるが、プラスチックの場合、「重厚感・耐久性」が高いほど、また年齢が若いほど好意度が上がることが明らかになった。

購買意図については、外装材料が金属の場合、「美装・メンテナンス性」と「なごみ・安心感」の標準偏回帰係数が有意であったが、「重厚感・耐久性」の標準偏回帰係数は有意ではなかった。外装材料がプラスチックの場合、「美装・メンテナンス性」と「重厚感・耐久性」から購買意図に対する正の標準偏回帰係数が有意であったが、「なごみ・安心感」の標準偏回帰係数は有意ではなかった。外装材料が木材の場合、「美装・メンテナンス性」から購買意図に対する正の標準偏回帰係数、そして年齢層から購買意図に対する負の標準偏回帰係数が有意であった。また、「なごみ・安心感」と「重厚感・耐久性」の標準偏回帰係数は有意ではなかった。この結果から、好意度の場合と同様に、いずれの材料でも「美装・メンテナンス性」が高いほど、製品に対する購買意図が高まること、金属では「なごみ・安心感」が大きいほど購買意図が高まるが、プラスチックの場合、「重厚感・耐久性」が高いほど、木材では年齢が若いほど購買意図が高まることが明らかになった。

好意度および購買意図に関する重回帰分析の結果から、保護者が携帯電話に対して好意度を抱く外装イメージと購買意図を抱く外装イメージには大きな違いがないことが明らかになった。ただし、木材に関して「なごみ・安心感」と好意度とは有意であるが、購買意図とは有意な関係性が認められなかった。すなわち「なごみ・安心感」は木材製品に好意を持ってもらうきっかけにはなるが、必ずしも製品の購買行動にはつながらないことが示唆された。

（3）携帯電話の外装材料に対して自閉症のある方本人が抱いているイメージ構造

材料の印象尺度 18 項目に対して主因子法による因子分析を行った。固有値の変化 (4.55、2.85、1.70、1.00、0.90、0.78、…) と因子の解釈可能性を考慮すると、3 因子構造が妥当であると考えられた。そこで再度 3 因子を仮定して主因子法・プロマックス回転による因子分析を行った。因子分析の過程で、因子負荷量が 0.40 以下の 2 項目（重い、つるつるした）および因子内での内部整合性が低い 1 項目（汚れにくい）を除外した。最終的なプロマックス回転後の因子パターンと因子間相関を表 4-2-8 に示す。なお、回転前の 3 因子で 15 項目の全分散を説明する割合は 60.7% であった。

因子負荷量 0.40 以上を基準とした場合、第 1 因子は 6 項目で構成されており、「自然な」、「あたたかい」、「価格が高い」、「高級な」、「環境にやさしい」といった高級感を表す内容の項目が高い正の負荷量を示し、一方「手入れが簡単な」という高級感とは逆の内容の項目が高い負の負荷量を示していた。そこで「高級感」因子と命名した。第 2 因子は 4 項目で構成されており、「見た目がよい」、「手触りがよい」、「落ち着いた」、「やすらいだ」といった見た目や表面性に関する内容の項目が高い正の負荷量を示していた。そこで「デザイン性」因子と命名した。第 3 因子は 5 項目で構成されており、「丈夫な」、「長持ちする」、「傷つきにくい」、「火・熱に強い」、「かたい」といった堅牢性に関する内容の項目が高い正の負荷量を示していた。そこで「堅牢性」因子と命名した。

保護者の場合の外装材料に対するイメージの因子構造と自閉症のある方本人の場合の因子構造とは、ある程度類似性が高いが完全には一致しない。保護者における「重厚感・耐久性」因子と本人の「堅牢性」因子は極めて類似性が高いが、保護者の「美装・メンテナンス性」と本人の「デザイン性」、保護者の「なごみ・安心感」と本人の「高級感」では共通の項目が多いものの因子の意味合いが大きく異なる。

材料の印象尺度の3つの下位尺度に相当する項目の平均値を算出し、「高級感」下位尺度（平均 4.05、標準偏差 1.13）、「デザイン性」下位尺度（平均 4.53、標準偏差 1.03）、「堅牢性」下位尺度（平均 3.71、標準偏差 1.10）とした。内的整合性を検討するために各下位尺度のクロンバックの α 係数を算出したところ、「高級感」で $\alpha = 0.79$ 、「デザイン性」で $\alpha = 0.79$ 、「堅

牢性」で $\alpha = 0.70$ といずれも十分な値が得られた。材料の印象尺度の下位尺度間相関を表 4-2-9 に示す。「高級感」と「デザイン性」は有意な正の相関を示した。2 項目の嗜好性尺度のうち購買意図を示す項目「欲しい」と3つの下位尺度はいずれも有意な正の相関を示した。一方、好意度を示す項目「好き」については、「高級感」下位尺度、「デザイン性」下位尺度とは有意な性の相関を示したが、「堅牢性」下位尺度とは有意な相関関係は見られなかった。

材料の印象尺度の3つの下位尺度が、製品の好意度と購買意図に与える影響を検討するために、外装材料別に重回帰分析を行った。なお、材料の印象尺度の3つの下位尺度に加えて、自閉症のある方本人の性別、実年齢、住居構造（木造かそれ以外か）についても、説明変数に加え分析を行った。好意度についての結果を表 4-2-10、購買意図についての結果を表 4-2-11 に示す。

表 4-2-8 自閉症のある方本人の外装材料に対するイメージに関する因子分析結果（プロマックス回転後の因子パターン）

項目(形容詞)	I	II	III
手入れが簡単な	-0.78	0.36	0.27
自然な	0.78	0.06	-0.08
あたたかい	0.60	0.16	-0.21
価格が高い	0.60	-0.04	0.28
高級な	0.59	0.35	0.44
環境にやさしい	0.47	0.28	0.13
見た目がよい	-0.10	0.79	0.03
手触りがよい	-0.04	0.71	-0.08
落ち着いた	0.13	0.70	-0.17
やすらいだ	0.25	0.53	-0.34
丈夫な	0.03	0.00	0.84
長持ちする	-0.14	0.31	0.59
傷つきにくい	0.32	-0.16	0.56
火・熱に強い	0.07	-0.27	0.54
かたい	-0.18	-0.13	0.44
因子間相関	I	II	III
I	-	0.38	-0.31
II		-	0.08
III			-

表 4-2-9 自閉症のある方本人が外装材料に対して抱くイメージと嗜好性との相関行列

	高級感	デザイン性	堅牢性	好き	平均	標準偏差	α
高級感	-	0.51 ***	-0.17		4.05	1.13	0.79
デザイン性		-	-0.16		4.53	1.03	0.79
堅牢性			-		3.71	1.10	0.70
好き	0.34 ***	0.72 **	0.06	-	4.44	1.43	-
欲しい	0.27 **	0.60 ***	0.25 *	0.66 ***	3.93	1.61	-

* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$, *** $p < 0.001$

好意度については、外装材料が金属の場合、「デザイン性」と「高級感」から好意度の標準偏回帰係数が有意であったが、「堅牢性」の標準偏回帰係数は有意ではなかった。外装材料が木材の場合、「デザイン性」の標準偏回帰係数が有意であったが、「高級感」および「堅牢性」の標準偏回帰係数は有意ではなかった。一方、外装材料がプラスチックの場合、「デザイン性」と「堅牢性」から好意度に対する正の標準偏回帰係数、「高級感」から好意度に対する負の標準偏回帰係数が有

表 4-2-10 好意度項目「好き」を目的変数とした重回帰分析結果（本人の場合）

a. 外装材料が金属の場合

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
高級感	0.32 *	0.55 **
デザイン性	0.50 **	0.61 ***
堅牢性	0.09	0.16
年齢	-0.15	-0.15
性別(女性)	0.16	0.08
住宅構造(木造)	-0.22	-0.34 *
決定係数 R^2	0.60 **	
有効回答数 n	29	

b. 外装材料がプラスチックの場合

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
高級感	-0.46 **	0.27
デザイン性	0.72 ***	0.82 ***
堅牢性	0.35 **	0.36 *
年齢	-0.09	-0.33
性別(女性)	-0.52 **	-0.37 *
住宅構造(木造)	0.16	0.08
決定係数 R^2	0.83 ***	
有効回答数 n	28	

c. 外装材料が木材の場合

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
高級感	-0.06	0.55 ***
デザイン性	0.84 ***	0.82 ***
堅牢性	0.09	0.03
年齢	-0.11	-0.14
性別(女性)	-0.12	-0.33 *
住宅構造(木造)	0.10	-0.07
決定係数 R^2	0.70 ***	
有効回答数 n	33	

* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$, *** $p < 0.001$

表 4-2-11 購買意図項目「欲しい」を目的変数とした重回帰分析結果（本人の場合）

a. 外装材料が金属の場合

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
高級感	0.07	0.35 *
デザイン性	0.62 ***	0.65 ***
堅牢性	0.28	0.18
年齢	-0.12	0.00
性別(女性)	0.38 *	0.26
住宅構造(木造)	-0.04	-0.14
決定係数 R^2	0.58 **	
有効回答数 n	29	

b. 外装材料がプラスチックの場合

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
高級感	0.19	0.61 ***
デザイン性	0.20	0.48 **
堅牢性	0.42 *	0.59 ***
年齢	-0.25	-0.42 *
性別(女性)	-0.26	-0.41 *
住宅構造(木造)	-0.05	0.07
決定係数 R^2	0.67 ***	
有効回答数 n	28	

c. 外装材料が木材の場合

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
高級感	0.07	0.49 **
デザイン性	0.66 ***	0.71 ***
堅牢性	0.30 *	0.25
年齢	0.07	0.06
性別(女性)	-0.13	-0.37 *
住宅構造(木造)	0.01	-0.13
決定係数 R^2	0.63 ***	
有効回答数 n	33	

* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$, *** $p < 0.001$

意であった。また、性別（女性）から好意度に対する負の標準偏回帰係数が有意であった。この結果から、いずれの材料でも「デザイン性」が高いほど、製品に対する好意度が上がることで、金属では「高級感」が大きいほど好意度が上がるが、逆にプラスチックの場合、「高級感」が高いほど、また女性ほど好意度が下がることが明らかになった。

購買意図については、外装材料が金属の場合、「デザイン性」から購買意図に対する正の標準偏回帰係数が有意であったが、「高級感」、「堅牢性」からの標準偏回帰係数は有意ではなかった。また、性別（女性）から購買意図に対する正の標準偏回帰係数が有意であった。外装材料がプラスチックの場合、「堅牢性」から購買意図に対する正の標準偏回帰係数が有意であったが、「高級感」、「デザイン性」からの標準偏回帰係数は有意ではなかった。外装材料が木材の場合、「デザイン性」および「堅牢性」から購買意図に対する正の標準偏回帰係数が有意であったが、「高級感」からの標準偏回帰係数は有意ではなかった。

この結果から、金属および木材の場合、好意度の場合と同様、「デザイン性」が高いほど製品に対する購買意図が高まるが、プラスチックの場合は好意度とは大きく異なり、「堅牢性」のみが購買意図を高めることが明らかになった。また、木材の場合、好意度には「デザイン性」のみが影響を与えていたが、購買意図には「デザイン性」だけではなく、「堅牢性」も影響を与えていることが明らかになった。また、金属の場合、女性において有意に購買意図が高く示されたことは興味深い。

保護者の場合と異なり、自閉症のある方本人が携帯電話に対して好意度を抱く外装イメージと購買意図を抱く外装イメージとは類似性があるものの、必ずしも一致しないことが明らかになった。特に外装材料がプラスチックの場合、その傾向が大きかった。また、自閉症のある方本人の場合、購買意図に「堅牢性」の影響が働くことが明らかになった。ただし、保護者と自閉症のある方本人とのこのような違いが、世代の違いによるものなのか、障害の有無に関係するものなのかは、幼若年の健常者に対する調査を行っていないため、本調査結果からは明らかにできない。

4. 今後の課題

被験者が実際に製品に手を触れる状態で評価する調査を行い、今回の結果と比較検討する必要がある。

なお、本調査は、生活支援機器としての携帯電話に関する外装材料に対するイメージ調査であり、それらのイメージは同一母集団による時間的・経年的影響は少ないと判断し、2009・2010年度を統合した横断的研究と捉え、統計的解析もそれに準じて行った。

5. 要約

知的障害者や発達障害者のための携帯型の生活支援機器の将来的な発展形として携帯電話を想定し、これを3種類の異なる材料（金属、プラスチック、木材）で外装した場合に、各製品に対して自閉症のある方本人および保護者が抱くイメージや嗜好性について、セマンティック・ディファレンシャル（SD）法に基づく質問紙調査により評価した。各種材料を外装として用いた携帯電話に対して保護者が抱くイメージは、「なごみ・安心感」、「重厚感・耐久性」、「美装・メンテナンス性」の3因子、自閉症のある方本人が抱くイメージは「高級感」、「デザイン性」、「堅牢性」の3因子からなることが明らかになった。

保護者が携帯電話に対して好意度を抱く外装イメージと購買意図を抱く外装イメージには大きな違いがないことが明らかになった。ただし、木材に関して「なごみ・安心感」と好意度とは有意であるが、購買意図とは有意な関係性が認められなかった。すなわち「なごみ・安心感」は木材製品に好意を持ってもらうきっかけにはなるが、必ずしも製品の購買行動にはつながらないことが示唆された。

保護者の場合と異なり、自閉症のある方本人が携帯電話に対して好意度を抱く外装イメージと購買意図を抱く外装イメージとは類似性があるものの、必ずしも一致しないことが明らかになった。特に外装材料がプラスチックの場合、その傾向が大きかった。また、自閉症のある方本人の場合、購買意図に「堅牢性」の影響が働くことが明らかになった。ただし、保護者と自閉症のある方本人とのこのような違いが、世代の違いによるものなのか、障害の有無に関係するものなのかは、幼若年の健常者に対する調査を行っていないため、本調査結果からは明らかにできない。

6. 文献

- 1) 平成 20 年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業報告書：「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」、特定非営利活動法人自閉症サポートセンター、2009
- 2) 平成 21 年通信利用動向調査報告書（世帯編）、総務省、2010
- 3) 平成 21 年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業報告書：「知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関する調査研究」、特定非営利活動法人自閉症サポートセンター、2010

（森林総合研究所 杉山真樹）

第5章 子どもの支援機器（おもちゃ） ー 玩具業界の現状と最近のトレンド ー

1. はじめに

「福祉用具」という言葉は、狭義では介護保険法や身体障害者福祉法のような何らかの制度で規定された福祉用具のことを指すが、広義では日常生活全般に関わる様々な機器・用具も含まれる¹⁾。その意味から、子どもにとっては「おもちゃ」も重要な生活支援機器の一つになりうるのではないかと想定される。おもちゃは、単なる遊び道具として用いられるだけでなく、自己の意思表示ツールや他者とのコミュニケーションツールとして有効活用することも可能であるし、子どもにとっておもちゃが日常生活と密接に繋がっていることを考えると、障害児が日常生活を支援なく営むためには、おもちゃも立派な支援機器であると言えるであろう。

障害児向けおもちゃ（玩具）の現状としては、身体障害児向けについては社団法人日本玩具協会が中心となって整備しており、共遊玩具と呼ばれる目や耳の不自由な子ども達にも楽しく遊べるおもちゃには盲導犬マークやうさぎマーク（図 5-1）が付けられている。一方、知的障害児や発達障害児向けの玩具というのはほとんどないのが現状であるが、それらの商品に対するニーズも当然存在してしかるべきであろうと思われる。そこで本章では、障害児と玩具との関係について本年度行った調査の結果を報告する。この章では、障害児向けに限らず、玩具全般について調査を行った。まず前半では、玩具業界の市場動向や最近のトレンドなど、玩具市場の現状について報告する。そして後半では、玩具業界関係者として、株式会社フレーベル館と東京おもちゃ美術館の方々から玩具についての聞き取り調査を実施したので、その結果を報告する。



図 5-1 盲導犬マーク(左)
うさぎマーク(右)

2. 玩具市場の現状について^{2,3)}

日本の玩具市場全体については、1990 年代後半から様々な製品ジャンル・関連サービスが出現・拡大している。特に 2000 年以降、このトレンドは加速しており、玩具菓子、フィギュア、トレーディングカードのような新規製品分野や、ソーシャルゲームを含め、オンラインゲームや携帯電話向けゲームといった新規サービス系分野の市場が創出された。そして、既存の玩具分野と新規玩具分野で融合しながら事業領域は拡大し、当該ビジネスのカバー範囲も広がっている。

しかし、その一方で玩具産業は少子化や長引く不況等から厳しい状況に立たされている。玩具産業は、大半の商品が子どもを対象としていることから、他の産業分野と比べて少子高齢化の影響を受けやすい。少子高齢化は中長期的な市場阻害要因として業界全体の大きな課題となっている。また、リーマン・ショックに端を発する 2008 年後半からの急激な景況悪化により、ユーザーの消費マインドは低下しており、市場環境は急速に厳しさを増している。

日本玩具協会ではホームページ上で主要 10 分野の玩具市場規模調査結果を公開している。主要 10 分野の詳細と 2009 年度の市場規模を表 5-1 に、各分野が玩具市場に占める割合を図 5-2 に示す。実売価格（店頭実勢価格）での市場規模は 3,923 億円（前年対比 0.9%減）で、10 分野の中では「知育・教育」の占める割合が最も高い。

表 5-1 2009 年度玩具市場規模調査結果
((社) 日本玩具協会調べ)

分類	主な商品	市場規模 (百万円)
ゲーム	一般ゲーム、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)、その他 (含 パーティ、ジョーク、手品)	12,314
カードゲーム、 トレーディングカード		79,387
ジグソーパズル		14,024
ハイテク系トレンドイ	インタラクティブイ、ロボット、MP3ほか	6,111
男児キャラクター		54,799
男児玩具	ミニカー、レールイ、トイR/C、電動、その他(レーシング、 ゼンマイ、金属玩具ほか)	35,077
女児玩具	着せ替え(人形、ハウス)、ままごと、女児ホビー、女児キャラ クター、女児コレクション、抱き人形、その他(含 アクセサ リ、女児化粧品)	39,163
ぬいぐるみ	キャラクターぬいぐるみ、ノンキャラクターぬいぐるみ	16,474
知育・教育	ブロック、木製、プリスクール、幼児キャラクター、ベビー(ベ ビートイ、バストイ、ベビー用品)、その他(含楽器、電話、絵 本、遊具、キッズビデオ、電動動物) *ベビーカー・チャイル ドシート・三輪車などの乗用関連を除く	84,188
季節商品	玩具花火、サマーイ、サマーグッズ、小物玩具、スポーツ イ、スポーツ用品	50,756
合計		392,293

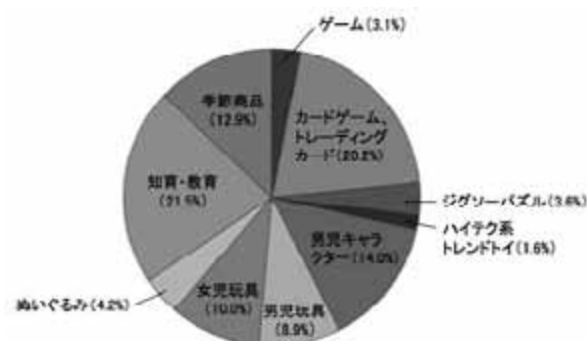


図 5-2 主要 10 分野が玩具市場に
占める割合 ((社) 日本玩具協会調べ)

矢野経済研究所の調査では、玩具の分類区分が日本玩具協会のものと若干異なり、主要 8 分野(「電子玩具」「模型・ホビー」「男児玩具」「女児玩具」「ゲーム類」「季節物・雑玩具」「基礎玩具」「ぬいぐるみ」)での統計になるが、2009 年度の玩具市場規模(メーカー出荷ベース)は 3,239 億円(前年対比 0.4%減)である。また、「TV ゲーム」を加えた主要 9 分野では 7,731 億円(同 7.5%減)となっている。TV ゲームを玩具市場規模に加えると、TV ゲームが全体の約 6 割を占めることになる。なお、TV ゲームの出荷市場規模は 2007 年度の 5,691 億円をピークに縮小しており、2009 年度では 4,492 億円であった(2010 年度予測は 4,781 億円)。

3. 玩具市場の最近のトレンドについて²⁾

矢野経済研究所では玩具業界の近年のトレンドについて分析している。その分析によると、玩具市場全体としては厳しい状況ではあるが、その中で基礎玩具は堅調な業績を残している。基礎玩具とは「ブロック、木製トイ、プレスクール、幼児キャラクターアイテム、ベビートイ、乗用玩具、玩具楽器など」を指しており、日本玩具協会で分類している「知育・教育」分野に近い。基礎玩具は TV ゲームを除く主要 8 品目の中では男児玩具に次ぐ 2 番目の出荷市場規模であり、2009 年で前年度 2.0%増の 408 億円、2010 年度は約 2.9%増の 420 億円となると予測される。

基礎玩具の市場が好調である要因の一つとしては、知育教育に対する関心の高まりがある。乳児用玩具は少子化の影響や、類似商品が多数のメーカーから出ているため価格競争になりやすく、利益の確保が困難になっていること等から厳しい状況が続いている。一方、知育玩具に関しては、近年、親および祖父母世代の「知育」に対する関心が総じて高まっており、着実に需要は拡大している。そのため、従来「乳児用玩具」として扱われていた商品に「知育」の要素を付け加えるケースが増え、「乳児用玩具」と「知育玩具」の境目が極めて曖昧になってきている。また、知育玩具は他の玩具よりも比較的需要在安定しており、不況の影響を受けにくい市場とされているため、新規参入事業者や、知育玩具に注力する事業者が増えている。

基礎玩具の最近の人気商品としては、以下のようなものが挙げられる。

(株) くもん出版「くるくるチャイム」(図 5-3)

上部の穴からボールを入れるとぐるぐる回りながらボールが落ちてくる。20 年近く前から販売されているロングセラー商品のリニューアル版。視覚的なハンディキャップを持ったユーザーも楽しめるため、共遊玩具として盲導犬マーク（日本玩具協会発行）を取得している。

(株) くもん出版「NEW 日本地図パズル」(図 5-4)

地図を立体的なプラスチックパズルで楽しく覚えていく。盲導犬マーク取得商品。



図 5-3 くるくるチャイム



図 5-4 NEW 日本地図パズル

コクヨ S&T (株)「Wammy (ワミー)」(図 5-5)

ポリエチレン製の輪形状ブロックで、曲げたり、通したり、つなげたりして様々な形を作ることができる。2008 年 6 年の発売から 2 年間で累計出荷個数は 20 万セット以上。2008 年キッズデザイン賞受賞。

コクヨ S&T (株)「IQLIP (アイクリップ)」(図 5-6)

クリップの形をしたブロックで、一つ一つのパーツを挟む・回すことで繋ぐ。結合部を回すことで音が鳴るのも特徴。2007 年キッズデザイン賞受賞。

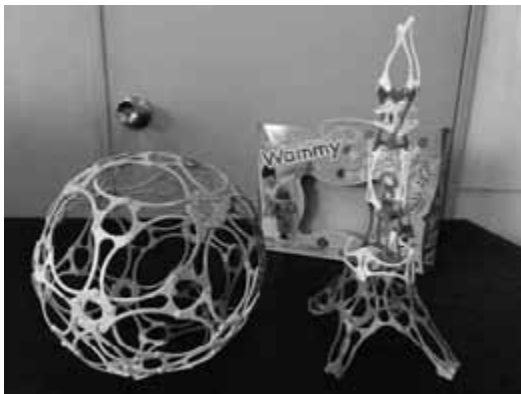


図 5-5 Wammy



図 5-6 IQLIP

レゴジャパン (株)「レゴブロック」

2008 年 1 月に 50 周年を迎えた看板商品。3 歳くらいから遊べる「赤いバケツ」(基本ブロック+動物、窓、木など)と、より細部にこだわり 5 歳くらいからを想定した「青いバケツ」が主力商品。

(株) 河田「ダイヤブロック、ナノブロック」

1962 年から発売されている、自社製造のオリジナル教育玩具。08 年 10 月から、従来の半分

の大きさでより精巧な組み立てが可能な、大人も楽しめる「ナノブロック」を発売。09年度売上は約10億円（うちナノブロックが約6億円）。ダイヤブロックは盲導犬マーク取得商品。

このように、定番ものから新発想のものまで、子どもの創造力を育むようなブロック関連の教育玩具が好調な売れ行きを示している。

4. 聞き取り調査 その1 - 株式会社フレーベル館

（株）フレーベル館は、出版社としてアンパンマンの絵本を含む児童書を多数出版しているほか、幼稚園や保育所への保育用品販売を行っている。「フレーベル館」という名称は、ドイツの教育学者フリードリヒ・ウィルヘルム・A・フレーベル（1782-1852）の名に由来する。フレーベルは世界で初めて幼稚園を創設し、保育士養成所を開いた。また、積み木の原型である「恩物」（おんぶつ）を1837年に考案、製作し、理論化した⁴⁾。フレーベル館では1907年の創業以来、1世紀を超えて販売を続けている。

恩物は、第一恩物～第十恩物（図5-7～5-9）を通して、子どもたちが楽しく学びながら、創造的な表現活動を展開できるように考案された。正確な寸法で作られていることが特徴であり、すべてが3cmに関連する寸法に作られているので、例えば三角柱2つを組み合わせると正確な立方体を作ることができる。一見、ごく当たり前のことのように思えるが、一般的な積み木では安全面を考慮して行われている面取りが、恩物では立体造形の正確さを重視してあえてしていない。また、製造コストは高くなってしまうが、恩物では加工精度を高めている。そのため、他メーカーの積み木より正確な立方体を作ることができる。このように、それぞれの寸法が体系的に構成さ

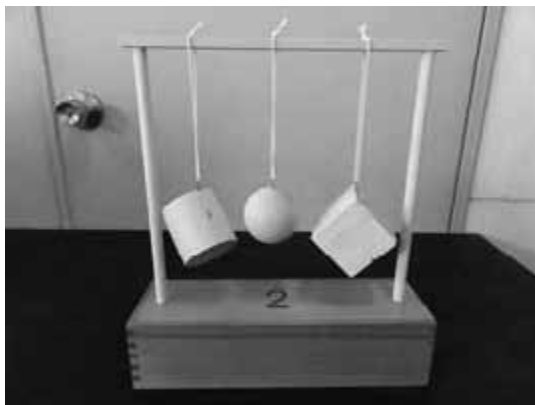


図 5-7 第二恩物

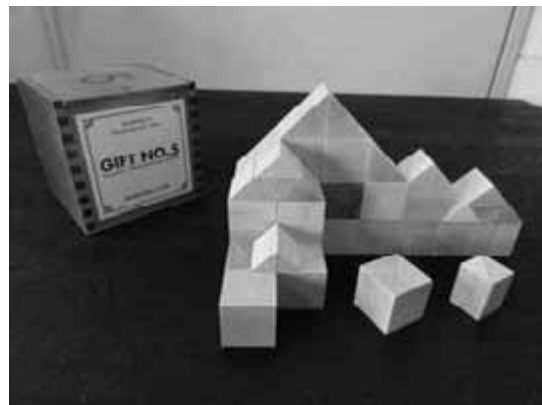


図 5-8 第五恩物の積み木遊び例

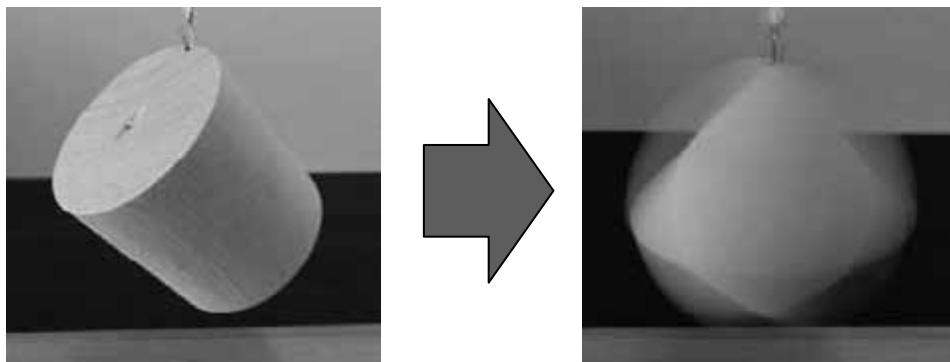


図 5-9 第二恩物の遊び方例（円柱を回転させると球体が見える）

れ、互換性を持っているため、様々な組み合わせによる造形が可能となる。

フレーベル館では知育木製玩具を多数扱っているが、木製玩具の需要が高まりだしたのは15年ほど前からだそうである。あたたかみやぬくもり、口に入れたときの安全性などから、購入者から根強い人気があり、また、幼稚園や保育所といった施設が購入する場合は、高価になっても優れた木製のものを選ぶという施設も少なくない。現在、玩具は価格の二極化が進んでおり、木製を含む高額な玩具は祖父母が購入し、中国・台湾製の安価な玩具は両親が購入する、という傾向もあるそうである。ただ、0～5歳の子どもをもつ親は知育に対する関心も高く、若い親はインターネットなどを利用して玩具に関する知識も豊富にもっているため、多少高価でも高品質な玩具に対する一定のニーズはあるように思われるそうである。また、子ども手当の影響で玩具業界の景気は若干上向きになっている感触も多少あるそうである。

最近百貨店での実演販売などもほとんどなくなり、店員自身も商品知識を得る機会が減っているそうである。実演しながら販売すれば高価でも良い玩具はもっと売れるはずなのだが、そのような機会や場所、説明できる人のいない現状では売れにくくなってきているそうである。また、消費者はネット通販や大型量販店等の販売で、定価で買わない機会も増えており、価格の正当性が失われつつあると感じているそうである。今は使い捨てが当たり前になり、「手入れして使う」という意識も薄くなっているように思われるが、フレーベル館では、玩具の耐久性（折れにくい、壊れにくい）については十分気をつけて製作しており、木製玩具については「親子三代で使っている」「使い込むほど味が出て良い」などの利用者からの声もあるので、今後、玩具を長く使っていただくための方法についても伝えていく機会を作っていく必要がある、と感じているそうである。

5. 聞き取り調査 その2 - 東京おもちゃ美術館

東京おもちゃ美術館（図5-10）は認定NPO法人日本グッド・トイ委員会が運営している施設である。1984年、東京の中野で開館し、“見る・作る・借りて遊ぶ”をコンセプトに23年間広く愛されてきた。そして2008年、閉校となった新宿区四谷第四小学校の旧校舎に移転し、新たに産声を上げた。美術館は「おもちゃ学芸員」と呼ばれるボランティアスタッフによって支えられており、現在250名以上が登録している。

美術館では100カ国15万点に及ぶおもちゃを収蔵している。そして、1万点以上のおもちゃが展示されており、その多くが実際に触れて遊ぶことが可能である。おもちゃは木製のものが多く、館内の内装や家具、装飾にも木材をふんだんに利用している。また、「おもちゃのもり」と呼ばれるフロアでは直径30mmの球形のヒノキ2万個を敷き詰めた「木の砂場」

（図5-11）や、木材で組み上げたセンターハウス（図5-12）などで子ども達が遊ぶことができる。22年度からは林野庁補助事業「木育推進事業」を受託し、赤ちゃんが国産の木のおもちゃで遊びながら親子でのんびり過ごせる「赤ちゃん木育広場」の開設や、子ども関連の木製品が一堂に集めた「森のめぐみの子ども博」の開催、多数の木製玩具を携えて全国各



図5-10 東京おもちゃ美術館

地を移動する「木育キャラバン」など、木育（木材のよさやその利用の意義を学ぶ教育活動）に対して精力的に取り組んでいる。



図 5-11 木の砂場



図 5-12 センターハウス

木育を積極的に取り入れるきっかけとなったのは、おもちゃを作らない国になってしまった日本への危惧からだそうである。現在、日本のおもちゃ自給率は 5%以下で、大半を中国で製造し輸入しているそうである。今は下請けに甘んじている中国だが、いずれは自国製品のブランド化を狙っているはずであり、実際、中国ではいくつかの重点大学を決めて「おもちゃ学科」を設立し、おもちゃ専門家の育成に励んでいるそうである。

日本は森林資源に恵まれ、世界有数の木工技術を誇っているが、どちらも有効に活用されていない。おもちゃの自給率を高めるには、材料として豊富に存在する木材を利用し、木工職人の技を活かしたおもちゃづくりを進めて、地産地消を目指すべきである、と考え、日本全国のおもちゃ職人 200 人に呼びかけて木製おもちゃを仕入れ、美術館で展示・販売したり（図 5-13）、一人一人の職人を取り上げて個展を開催したりした。木材は多様な素材の一つではあるが、肌触りも良く心地よさを感じるし、プラスチック製品のように簡単に捨てることを躊躇われる、何か特別扱いしたくなる魅力がある素材であると考えているそうである。日本人がおもちゃにかかる費用は決して低くはないが、安いものをたくさん買う傾向があるように思われるので、価格の高い木製おもちゃでも、買ってもらえる金銭的な余地はあると考えているそうである。ただし、おもちゃの質が高いだけではダメで、おもちゃは生活道具であり、いかに有意義に使えるかを教えらるる人を育てなければならないと感じているそうである。そのために日本グッド・トイ委員会ではおもちゃコンサルタントやおもちゃインストラクターの養成講座を開いている。



図 5-13 東京おもちゃ美術館で販売されている木製玩具の例

おもちゃ業界と福祉との関わりについては、例えば共遊玩具も元々は 1980 年に株式会社タカラトミーが始めた障害者向けおもちゃのプロジェクトであったが、今では社団法人日本玩具協会が中心となって業界全体で取り組んでいる。規定を満たした共遊玩具には盲導犬マークやうさぎマ

ークが付けられている（図 5-14、5-15）。盲導犬マークは国際共通マークとして承認され、海外でも使用されている。また、障害児の遊び場や保護者の交流の場を提供することを目的として、1963年にスウェーデンで始まったおもちゃ図書館を参考にして、1984年に株式会社バンダイが財団法人日本おもちゃ図書館財団を設立し、おもちゃの無料貸し出しを行っている。



図 5-14 コロコロあそび！トミカおしゃべりあいうえお（盲導犬マーク付き、日本おもちゃ大賞 2010 共遊玩具部門大賞受賞）



図 5-15 2カラーせんせい（うさぎマーク付き）

重度障害児向けのおもちゃは現状として日本では製造しておらず、イギリスやデンマーク、オランダなどから輸入されている。特に北欧では重度障害児向けにオーダーメイドで製造するおもちゃの公的補助が受けやすい制度が整っていることも、優良なおもちゃが揃っている一因だそうである。ただ、すべてを役所の責任にするのではなく、民間企業が社会貢献の一つとして福祉にもっと目を向けるべきであると考えているそうである。

6. 謝辞

ヒアリング調査に快くご協力いただきました、株式会社フレーベル館、東京おもちゃ美術館の皆様にご感謝の意を表します。

7. 引用文献

- 1) 増澤高志：木材工業 60, 256-261 (2005)
- 2) “玩具産業白書 2011 年版”，玩具産業白書プロジェクトチーム編，株式会社矢野経済研究所，東京、2010, 596p.
- 3) “日本国内の玩具市場規模”，社団法人日本玩具協会ホームページ，http://www.toys.or.jp/sijyoukibo_data.htm
- 4) “フレーベルの恩物であそぼう”，玉成恩物研究会編，株式会社フレーベル館，東京、2000, 127p.

（森林総合研究所 松永正弘）

6. 1 研究会記録

【第一回 生活環境支援研究会】

日 時	平成22年8月7日（土） 13:30～16:30
場 所	NPO 法人自閉症サポートセンター being room
参加者	松井、八藤後、長谷川、杉山、松永、永倉、内藤、松川、森本、細田
議事次第	1. 事業の申請理由及び主旨 2. 事業実施の事務的手続き及びスケジュール 3. 全国における知的障害及び発達障害のある人の日常生活用具の給付実態と自治体の取り組み 4. 知的障害及び発達障害のある人の福祉用具の利用実態 5. 知的障害及び発達障害のある人の福祉用具の利用モニター調査 6. 学校及び療育機関における支援者調査 7. 文教大の関わり

【第二回 生活環境支援研究会】

日 時	平成22年9月25日（土） 13:30～16:00
場 所	NPO 法人自閉症サポートセンター being room
参加者	松井、増澤、八藤後、杉山、内藤、松川、細田、富永
議事次第	1. 全国における知的障害及び発達障害のある人の日常生活用具の給付実態と自治体の取り組み 2. 知的障害及び発達障害のある人の福祉用具の利用実態 3. 知的障害及び発達障害のある人の福祉用具の利用モニター調査 4. 学校及び療育機関における支援機器調査 5. 文教大グループ研究 6. 玩具調査

【第三回 生活環境支援研究会】

日 時	平成23年2月11日（金） 13:30～16:45
場 所	NPO 法人自閉症サポートセンター being room
参加者	松井、増澤、八藤後、長谷川、杉山、松永、永倉、細田、富永
議事次第	1. 全国における知的障害及び発達障害のある人の日常生活用具の給付実態と自治体の取り組み 2. 知的障害及び発達障害のある人の福祉用具の利用実態 3. 知的障害及び発達障害のある人の福祉用具の利用モニター調査 4. 学校及び療育機関における支援者調査 5. 玩具調査

6. 2 知的障害及び発達障害のある人ための福祉用具の制度の在り方に関するアンケート調査票

1. 知的障害者（児）及び発達障害者（児）への日常生活用具の給付に関する調査（全国市区町村）
2. 知的障害や自閉症など発達障害のある子どもたちの生活支援機器（用具）の利用に関するアンケート調査（千葉県学校教員・障害児療育施設職員）
3. 知的障害特別支援学校における福祉用具の利用に関するアンケート調査（埼玉県立特別支援学校教員）
4. 生活を支援する機器（用具）の利用のモニター調査（千葉県小学校教員）
5. 生活を支援する機器（用具）の利用に関するアンケート調査（千葉県本人）
6. 「コミュニケーション機器としての携帯電話の外装材料」に関するアンケート調査（千葉県・岡山県当事者）

平成 22 年 9 月 27 日

各
〔市町村
特別区〕
障害福祉主管課長 様

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭
(特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター)

日常生活用具の給付に関する調査へのご協力をお願い (知的障害者(児)及び発達障害者(児))

貴市区町村におかれましては、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この調査は、平成 22 年度の厚生労働省障害者総合福祉推進事業によって実施するものであり、全ての市町村、特別区に送らせていただいています。

知的障害及び発達障害において、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で必需品として有効に取り入れられている福祉用具があるものの、これらを障害者自立支援法の日常生活用具の給付品目として指定している市区町村が限られている現状を踏まえ、障害者が利用できる福祉用具の制度のうち日常生活用具給付等事業(地域生活支援事業の一事業)について特に知的障害者(児)及び発達障害者(児)を対象に市町村の給付状況等を調査することにより、厚生労働省で検討されている新たな総合福祉法の議論のための基礎資料とするものです。

調査結果は報告書としてまとめ、厚生労働省や、調査にご協力いただいた市区町村、大学・研究機関等に配布させていただくとともに、学会発表の基礎資料とさせていただきます。

調査結果は上記以外の目的で利用することはございません。ご多忙の折に調査へのご協力をお願い申し上げることは誠に恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、恐縮ですが、ご記入の際には以下の点にご留意をお願い致します。

1. ご記入の内容は、平成 22 年 9 月 1 日現在の状況をお願いします。
2. 本調査は、勝手ながら、**平成 22 年 10 月 25 日(月)まで**に下記あてにご送付頂きますようお願い致します。ご送付には研究会が用意した封筒をご利用ください。

<お問合せ、送付先>

〒277-0812 千葉県柏市花野井 720-124

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内 生活環境支援研究会事務局

tel: 04-7169-2793 fax: 04-7105-7200

担当: 富永 文子 メールアドレス js-sien@jcom.home.ne.jp

知的障害者（児）及び発達障害者（児）への 日常生活用具の給付に関する調査

市区町村名： _____（市・町・村・特別区） _____ 課 _____ 係（担当）Tel _____

発達障害者（児）については、身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者（児）への給付の中に含まれるものであれば、調査の対象としてお答えください。

1. これまでの知的障害者（児）及び発達障害者（児）への日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業の一事業）の取組み状況について

問1 貴市区町村では、知的障害者（児）及び発達障害者（児）に対応する給付要綱を制定されていますか（○はいずれか一つ）。

1. 要綱を定めている 2. 要綱を定めていない 3. わからない

問2 問1で「1. 要綱を定めている」市区町村にお聞きします。知的障害者（児）及び発達障害者（児）を給付対象とする品目を教えてください（○はいくつでも）。

A. 介護・訓練支援用具

1. 特殊マット 2. 訓練いす 3. 訓練用ベッド 4. 歩行支援器具
5. 運動機能訓練器具 6. 知育訓練器具 7. 視力補助具 8. 入浴担架
9. 移動用リフト 10. 食事支援器具
11. その他（ _____ ）

B. 自立生活支援用具

12. 頭部保護帽 13. 特殊便器 14. 火災報知機 15. 自動消火器
16. 入浴補助用具 17. 電磁調理器 18. 移動・移乗支援用具
19. 聴覚障害者用屋内信号装置
20. その他（ _____ ）

C. 在宅療養等支援用具

21. ネブライザー 22. 電気式たん吸引器
23. その他（ _____ ）

D. 情報・意思疎通支援用具

24. 携帯用会話補助装置 25. 時計（タイマー） 26. 障害児訓練器具
27. 情報・通信支援用具
28. その他（ _____ ）

E. 排泄管理支援用具

29. ストーマ用装具 30. 紙おむつ
31. その他（ _____ ）

平成22年度 厚生労働省 障害者総合福祉推進事業

F. 居宅生活動作補助用具

32. 住宅改修

33. その他 ()

問3 給付品目を決定する際に重視した点を教えてください(○はいくつでも)。

1. 障害者自立支援法の施行前から給付対象としている品目を給付対象としている
2. 市区町村内(行政のみ)で検討し、判断をしている
3. 障害者団体や親の会などの意見を参考に市区町村内で検討し、判断している
4. 専門家(医療・療育関係者等)の意見を参考に市区町村内で検討し、判断している
5. 近隣の市区町村との情報交換により判断している
6. 都道府県の助言により、給付の是非を判断している
7. 予算の関係上、給付について独自の制限を設けている
8. その他 ()
9. わからない

問4 給付品目を決定する際の問題点を教えてください(○はいくつでも)。

1. 市区町村に判断基準等を任されており問題なし
2. 前例がない品目の希望があり判断が難しい
3. 情報量の少ない品目の希望があり判断が難しい
4. 適正な基準額を判断することが難しい
5. その他 ()
6. わからない

問5 平成21年度の知的障害者(児)に対する日常生活用具の給付実績をお聞きします(○はいずれか一つ)(平成21年度の実績の有無)。

1. 給付実績あり 2. 給付実績なし

問6 問5で「1. 給付等実績あり」と回答された市区町村は、その実績を教えてください(平成21年度の実績)。

(1) 給付件数 () 件

(2) 給付額の総額 () 円

(3) 給付した主な物品名

()

2. 今後の日常生活用具給付等事業のあり方について

問7 国等が日常生活用具の品目の支給基準に関するガイドラインを策定すべきと考えますか(○はいずれか一つ)。

1. 全く必要でない 2. あまり必要でない 3. どちらともいえない
4. やや必要である 5. 非常に必要である

平成22年度 厚生労働省 障害者総合福祉推進事業

問8 ユーザー（利用者）や中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）への情報提供や理解啓発を充実すべきと考えますか（○はいずれか一つ）。

1. 全く必要でない
2. あまり必要でない
3. どちらともいえない
4. やや必要である
5. 非常に必要である

問9 障害者が利用する福祉用具の制度として、補装具費支給制度（自立支援給付）と日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業の一事業）がありますが、両制度で統一的な取扱いとすべきと考えますか（○はいずれか一つ）。

1. 全く必要でない
2. あまり必要でない
3. どちらともいえない
4. やや必要である
5. 非常に必要である

問10 問9で、4及び5と答えた市区町村にお聞きします。どの制度に統一すべきと考えますか（○はいずれか一つ）。

1. 自立支援給付
2. 地域生活支援事業
3. その他（ ）

問11 日常生活用具給付等事業にレンタル制度を導入すべきと考えますか（○は一つ）。

1. 全く必要でない
2. あまり必要でない
3. どちらともいえない
4. やや必要である
5. 非常に必要である

問12 日常生活用具給付等事業に、給付前に無償での「用具の試用期間」を認めるべきと考えますか（○はいずれか一つ）。

1. 全く必要でない
2. あまり必要でない
3. どちらともいえない
4. やや必要である
5. 非常に必要である

問13 専門家による、用具の選定から最初のアセスメント、使用中のアドバイスまでのトータルなサービス費を別に設定すべきと考えますか（○はいずれか一つ）。

1. 全く必要でない
2. あまり必要でない
3. どちらともいえない
4. やや必要である
5. 非常に必要である

問14 日常生活用具の受給認定に際して、市町村以外の専門機関等の意見を求めるとすれば、どのような者がふさわしいと考えますか（○はいくつでも）。

1. 医療機関
2. 療育機関（児童デイサービス）
3. 日中通っている機関（学校、幼稚園、保育園、作業所等）
4. 福祉用具メーカー
5. 福祉住環境コーディネーター
6. 障害者団体（親の会）
7. 保護者
8. その他（ ）

問15 製作事業者に対する用具開発の助成制度を構築すべきと考えますか（○は一つ）。

1. 全く必要でない
2. あまり必要でない
3. どちらともいえない
4. やや必要である
5. 非常に必要である

平成22年度 厚生労働省 障害者総合福祉推進事業

問16. 次の品目は、知的障害者（児）及び発達障害者（児）がよく使っている福祉・生活支援用具です。今後、日常生活用具の給付対象とすべきであると考えますか（○はいずれか一つ）

（1）絵カードなどに使用する市販のシンボル

1. 給付対象としている 2. 対象とすべき 3. 対象とすべきでない
4. わからない

（2）携帯電話

1. 給付対象としている 2. 対象とすべき 3. 対象とすべきでない
4. わからない

（3）ココセコムなど、位置情報確認システム

1. 給付対象としている 2. 対象とすべき
3. 対象とすべきでない 4. わからない

（4）タイマーなど、時間管理をするもの

1. 給付対象としている 2. 対象とすべき
3. 対象とすべきでない 4. わからない



（5）イヤーマフや耳栓など、不快な音を遮断するもの

1. 給付対象としている 2. 対象とすべき
3. 対象とすべきでない 4. わからない



（6）環境調整のためのパーテーション

1. 給付対象としている 2. 対象とすべき
3. 対象とすべきでない 4. わからない



（7）VOCA（会話補助装置）などのコミュニケーション支援電子機器

1. 給付対象としている 2. 対象とすべき
3. 対象とすべきでない 4. わからない



問17 国や都道府県に対する要望等があればお聞かせください。

～ご多忙中の調査協力に感謝いたします。専用封筒にてご返送をお願いいたします。～

学校
障害児療育施設

代表 様

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭
(特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター)

「知的障害や自閉症など発達障害のある子どもたちの生活 支援機器（用具）の利用に関するアンケート」のお願い

貴機関におかれましては、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この調査は、平成22年度の厚生労働省障害者総合福祉推進事業によって実施するものであり、千葉県柏市及び松戸市を中心とする小学校、中学校、特別支援学校、さらに療育施設（障害児通園施設、発達支援センター、児童デイサービス事業所）に送らせていただいています。

生活環境支援研究会では、2年前から知的障害や自閉症など発達障害のある人の「生活を支援する機器」について、主として保護者や本人のニーズ、自治体の給付の実態を調査してまいりました。今年度は知的障害や自閉症など発達障害の子どもと関わりのある学校や療育施設の先生方を対象に、知的障害や自閉症など発達障害のある子どもたちのコミュニケーションの支援や日常生活・位置情報の支援、さらに環境調整の支援などに関する支援機器の利用状況について調査するものであり、厚生労働省で検討されている新たな総合福祉法の議論のための基礎資料とするものです。

調査結果は報告書としてまとめ、厚生労働省や、調査にご協力いただいた学校、障害児療育施設等に配布させていただくとともに、学会発表の基礎資料とさせていただきます。

アンケートは無記名とし統計的処理を行います。調査結果は上記以外の目的で利用することはございません。ご多忙の折に調査へのご協力をお願い申し上げますことは誠に恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、恐縮ですが、ご記入の際には以下の点にご留意をお願い致します。

1. 調査対象とする機器（用具）は、①絵カードや文字カード、②携帯電話、③タイマーなど時間管理をするもの、④イヤーマフや耳栓など不快な音を遮断するもの、⑤ついたて（パーテーション）、⑥あのね、トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器の6種類です。
2. ご記入は、平成22年10月1日現在でお願いします。
3. 勝手ながら、**平成22年11月10日（水）まで**に下記あてにご送付頂きますようお願い致します。お手数をおかけいたしますが、アンケート結果の回収におきまして、回答者の匿名を期すために一人ひとりの回答ごとに封筒に入れて集めていただきますようお願い致します。

＜お問合せ、送付先＞

〒277-0812 千葉県柏市花野井720-124

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内 生活環境支援研究会事務局

tel: 04-7169-2793 fax: 04-7105-7200

担当：富永 文子 メールアドレス js-sien@jcom.home.ne.jp

生活支援機器（用具）の利用に関するアンケート調査

これからの質問は、次の6種類の機器（用具）を対象とします。

- 絵カードや文字カード
- 携帯電話
- タイマーなど、時間管理をするもの
- イヤー・マフや耳せんなど、不快な音をしゃ断するもの
- ついたて（パーテーション）
- あのね♪DS、トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器

以下の質問に対して、当てはまる番号に○を付けて教えてください。

A. 絵カードや文字カード

問A1 あなたは、知的障害や発達障害のある人のコミュニケーションやスケジュールなどの理解を助けるために、絵カードや文字カードが使われていることを知っていますか（○は1つ）。

1. 知っている 2. 知らない

問A2 あなたは、これまでに学校教育（障害児療育）の現場で、障害のある子どものコミュニケーション等の理解を助けるために、絵カードや文字カードを利用していますか（利用したことがありますか）（○は1つ）。

1. ある 2. ない

★ここからは、利用している（利用した）人にのみお聞きします。

問A3 以下のうち、どれを利用していますか（利用しましたか）（○はいくつでも）。

1. 市販の絵カード 2. 写真カード 3. 文字カード
4. 手書きやパソコンで作成したり、広告の切り抜きなどで、保護者が手作りしたもの
5. 手書きやパソコンで作成したり、広告の切り抜きなどで、自分で作ったもの
6. その他（ ）

問A4 最もよく利用している（利用した）ものを教えてください（○は1つ）。

1. 市販の絵カード 2. 写真カード 3. 文字カード
4. 手書きやパソコンで作成したり、広告の切り抜きなどで、保護者が手作りしたもの
5. 手書きやパソコンで作成したり、広告の切り抜きなどで、自分で作ったもの
6. その他（ ）

B. 携帯電話

問B 1 現在、自分の携帯電話を持っていますか（○は1つ）。

1. 専用を持っている 2. 誰かと共有している 3. 持っていない

問B 2 あなたは、知的障害や発達障害のある人のコミュニケーションやスケジュール、連絡などの支援機器として携帯電話が有効であるとされていることを知っていますか（○は1つ）。

1. 知っている 2. 知らない

問B 3 前問で「知っている」と回答した方、その情報はどこから得ましたか（○はいくつでも）。

1. 知人や友達が使っていたこと 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット（ホームページやブログ）の情報 4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. あなたが勤務する学校（障害児療育施設）の同僚の情報
7. お医者さんからの情報 8. あなたが勤務する学校（障害児療育施設）以外の専門家の情報
9. 講演会や、研修会、機器展での情報 10. 保護者や児童生徒の情報 11. その他（ ）

問B 4 あなたの学校（障害児療育施設）では、障害児の携帯電話持込みを禁止していますか（○は1つ）。

1. 禁止している 2. 認めている 3. 知らない 4. その他（ ）

問B 5 前問で「禁止されている」学校（障害児療育施設）にお聞きします。その理由は（○はいくつでも）。

1. 文部科学省から「児童生徒の携帯電話の持込み原則禁止」の通達が出されているので
2. 学校（障害児療育施設）における活動に直接必要がないので
3. 授業中（活動中）の通話やメールなどの使用が、学校教育や療育の妨げとなるので
4. 携帯電話が緊急の連絡手段とは考えにくいので
5. 「ネット上のいじめ」から守るため
6. インターネット上の違法・有害情報から守るため
7. 通話料金がかさむことを防ぐため
8. その他（ ）

問B 6 あなたは、学校教育（障害児療育）の現場で、障害のある子どもの支援のために、携帯電話を利用していますか（利用したことがありますか）（○は1つ）。

1. ある 2. ない

★ここからは、利用している（利用した）人にものみお聞きします。

問B 7 支援のために利用している（したことがある）機能を教えてください（○はいくつでも）。

1. 電話機能 2. ゲーム機能 3. 位置情報機能 4. メール機能
5. カメラ機能 6. ムービー機能 7. 時計機能 8. アラーム機能
9. スケジュール機能 10. ウェブ機能 11. 計算機機能 12. 音楽再生機能
13. メモ機能 14. ボイスメモ（録音）機能 15. TV電話機能 16. 防犯ブザー機能
17. その他（ ）

C. タイマーなど、時間を管理するもの

問C1 あなたは、知的障害や発達障害のある人の時間管理を助ける支援機器としてタイマーなどが使われていることを知っていますか（○は1つ）。

1. 知っている 2. 知らない

問C2 前問で「知っている」と回答した方、その情報はどこから得ましたか（○はいくつでも）。

1. 知人や友達が使っていたこと 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット（ホームページやブログ）の情報 4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. あなたが勤務する学校（障害児療育施設）の同僚の情報
7. お医者さんからの情報 8. あなたが勤務する学校（障害児療育施設）以外の専門家の情報
9. 講演会や、研修会、機器展での情報 10. 保護者や児童生徒の情報 11. その他（ ）

問C3 あなたは、学校教育（障害児療育）の現場で、障害のある子どもの支援のために、タイマーなど時間を管理する機器を利用していますか（利用したことがありますか）（○は1つ）。

1. ある 2. ない

★ここからは、利用している（利用した）人にのみお聞きします。

問C4 以下のうち、どの機器をよく使っていますか（使いましたか）（○は1つ）。

1. タイムタイマー 2. タイムログ 3. キッチンタイマー 4. 腕時計
5. 携帯電話 6. その他（ ）



タイムタイマー

★さらに、ここからは前問で答えた「よく使っている(いた)機器」についてお聞きします。

問C5 現在使っていますか（○は1つ）。

1. 使っている 2. 使っていない

☆ 以前使っていたが、「現在使っていない人」にお聞きします。

問C6 どうして機器を使うのを止めたのですか（○はいくつでも）。

1. 子どもの支援に適さなかった 2. 導入のきっかけとなった課題が解決し不要となった
3. 導入時のサポート、アフターフォロー、ケアが不足、続けられなかった
4. 壊れた 5. 維持費がかかる 6. 職場の理解が得られなかった
7. 人事異動、進級等で、支援したい児童生徒がいなくなった
8. 家庭など、学校（障害児療育施設）以外で汎用できず、効果が得られなかった
9. その他（ ）

☆ 「現在使っている人」にお聞きします。最近利用している児童生徒を一人想定して答えて下さい。

問C7 どんな場面でよく使っていますか。()

問C8 一日あたりどの程度使っていましたか(○は一つ)。

1. 一日に何度も 2. 一日に数回 3. 一日に1回程度 4. 数日に1回程度 5. あまり使わない

☆ 「現在使っている人」も「使っていない人」も共通してお聞きします。
ここからは、これまでの体験を総合して答えてください。

問C9 機器は買ったものですか(○はいくつでも)。

1. 児童生徒の私用物 2. 借りた 3. 買った 4. わからない

問C10 価格についての感想を教えてください(○は一つ)。

1. 安い 2. やや安い 3. 適切 4. やや高い 5. 高い

問C11 購入したり、借りる決め手となった情報を教えてください(○はいくつでも)。

1. 知人や友達が使っていたこと 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット(ホームページやブログ)の情報 4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. あなたが勤務する学校(障害児療育施設)の同僚の情報
7. お医者さんからの情報 8. あなたが勤務する学校(障害児療育施設)以外の専門家の情報
9. 講演会や、研修会、機器展での情報 10. 保護者や児童生徒の情報 11. その他()

問C12 継続して日々使えるようになるまで、どのような情報が有効でしたか(○はいくつでも)。

1. 知人や友達が使っていたこと 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット(ホームページやブログ)の情報 4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. あなたが勤務する学校(障害児療育施設)の同僚の情報
7. お医者さんからの情報 8. あなたが勤務する学校(障害児療育施設)以外の専門家の情報
9. 講演会や、研修会、機器展での情報 10. 保護者や児童生徒の情報 11. その他()

問C13 継続して日々使えるようになる、もしくは使えないと判断をしたのは誰でしたか(○はいくつでも)。

1. 保護者 2. 児童生徒 3. 先生(自分) 4. 巡回支援などの指導者
5. お医者さん 6. コーディネーターやスーパーバイザー 7. その他()

問C14 継続して日々使えるようになるまでにどのくらいかかりましたか(○は1つ)。

1. 1か月未満 2. 1か月以上3か月未満 3. 3か月以上6か月未満
4. 6か月以上 5. 使えなかった

問C15 使ってよかったところを教えてください。

()

問C16 この機器で改善してほしいところを教えてください。

()

D:イヤーマフや耳せんなど、不快な音をしゃ断するもの

問D 1 あなたは、知的障害や発達障害のある人にとって不快な音を遮断する機器として耳栓などが使われていることを知っていますか（○は1つ）。

1. 知っている 2. 知らない

問D 2 前問で「知っている」と回答した方、その情報はどこから得ましたか（○はいくつでも）。

1. 知人や友達が使っていたこと 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット（ホームページやブログ）の情報 4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. あなたが勤務する学校（障害児療育施設）の同僚の情報
7. お医者さんからの情報 8. あなたが勤務する学校（障害児療育施設）以外の専門家の情報
9. 講演会や、研修会、機器展での情報 10. 保護者や児童生徒の情報 11. その他（ ）

問D 3 あなたは、学校教育（障害児療育）の現場で、障害のある子どもの支援のために、耳せんなど不快な音をしゃ断する機器を利用していますか（利用したことがありますか）（○は1つ）。

1. ある 2. ない

★ここからは、利用している（利用した）人にも聞きします。

問D 4 以下のうち、どの機器をよく使っていますか（使っていましたか）（○は1つ）。

1. イヤー・マフ 2. 耳せん 3. ヘッドホン
4. ノイズキャンセラー機能付きヘッドホン
5. 携帯用ヘッドホンステレオ（MP3プレーヤー等）
6. その他（ ）



イヤー・マフ

★さらに、ここからは前問で答えた「よく使っている(いた)機器」についてお聞きします。

問D 5 現在使っていますか（○は1つ）。

1. 使っている 2. 使っていない

☆ 以前使っていたが、「現在使っていない人」にお聞きします。

問D 6 どうして機器を使うのを止めたのですか（○はいくつでも）。

1. 子どもの支援に適さなかった 2. 導入のきっかけとなった課題が解決し不要となった
3. 導入時のサポート、アフターフォロー、ケアが不足、続けられなかった
4. 壊れた 5. 維持費がかかる 6. 職場の理解が得られなかった
7. 人事異動、進級等で、支援したい児童生徒がいなくなった
8. 家庭など、学校（障害児療育施設）以外で汎用できず、効果が得られなかった
9. その他（ ）

☆ 「現在使っている人」にお聞きします。最近利用している児童生徒を一人想定して答えて下さい。

問D7 どんな場面でよく使っていますか。 ()

問D8 一日あたりどの程度使っていましたか (○は一つ)。

1. 一日に何度も 2. 一日に数回 3. 一日に1回程度 4. 数日に1回程度 5. あまり使わない

☆ 「現在使っている人」も「使っていない人」も共通してお聞きします。
ここからは、これまでの体験を総合して答えてください。

問D9 機器は買ったものですか (○はいくつでも)。

1. 児童生徒の私用物 2. 借りた 3. 買った 4. わからない

問D10 価格についての感想を教えてください (○は一つ)。

1. 安い 2. やや安い 3. 適切 4. やや高い 5. 高い

問D11 購入したり、借りる決め手となった情報を教えてください (○はいくつでも)。

1. 知人や友達が使っていたこと 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット (ホームページやブログ) の情報 4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. あなたが勤務する学校 (障害児療育施設) の同僚の情報
7. お医者さんからの情報 8. あなたが勤務する学校 (障害児療育施設) 以外の専門家の情報
9. 講演会や、研修会、機器展での情報 10. 保護者や児童生徒の情報 11. その他 ()

問D12 継続して日々使えるようになるまで、どのような情報が有効でしたか (○はいくつでも)。

1. 知人や友達が使っていたこと 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット (ホームページやブログ) の情報 4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. あなたが勤務する学校 (障害児療育施設) の同僚の情報
7. お医者さんからの情報 8. あなたが勤務する学校 (障害児療育施設) 以外の専門家の情報
9. 講演会や、研修会、機器展での情報 10. 保護者や児童生徒の情報 11. その他 ()

問D13 継続して日々使えるようになる、もしくは使えないと判断をしたのは誰でしたか (○はいくつでも)。

1. 保護者 2. 児童生徒 3. 先生 (自分) 4. 巡回支援などの指導者
5. お医者さん 6. コーディネーターやスーパーバイザー 7. その他 ()

問D14 継続して日々使えるようになるまでにどのくらいかかりましたか (○は1つ)。

1. 1か月未満 2. 1か月以上3か月未満 3. 3か月以上6か月未満
4. 6か月以上 5. 使えなかった

問D15 使ってよかったところを教えてください。

()

問D16 この機器で改善してほしいところを教えてください。

()

E：ついたて（パーテーション）

問E 1 あなたは、知的障害や発達障害のある人が落ち着いて勉強したり遊ぶため、隣との間についたてを置いたり、隣を見えなくすることが有効であることを知っていますか（○は1つ）。

1. 知っている 2. 知らない

問E 2 前問で「知っている」と回答した方、その情報はどこから得ましたか（○はいくつでも）。

1. 知人や友達が使っていたこと 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット（ホームページやブログ）の情報 4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. あなたが勤務する学校（障害児療育施設）の同僚の情報
7. お医者さんからの情報 8. あなたが勤務する学校（障害児療育施設）以外の専門家の情報
9. 講演会や、研修会、機器展での情報 10. 保護者や児童生徒の情報 11. その他（ ）

問E 3 あなたは、学校教育（障害児療育）の現場で、障害のある子どもの支援のために、隣との間に間仕切りを置いたり、隣を見えなくするためのついたて（パーテーション）を利用していますか（利用したことがありますか）（○は1つ）。

1. ある 2. ない

★ここからは、利用している（利用した）人にのみお聞きします。

問E 4 よく使っている（使っていた）サイズを教えてください（○は1つ）。

1. 背の高さより高い180cm以上
2. 椅子に座ったら見えない120cm程度
3. 卓上タイプで60cm以下
4. その他（ ）



★さらに、ここからは前問で答えた「よく使っている(いた)機器」についてお聞きします。

問E 5 現在使っていますか（○は1つ）。

1. 使っている 2. 使っていない

☆ 以前使っていたが、「現在使っていない人」にお聞きします。

問E 6 どうして機器を使うのを止めたのですか（○はいくつでも）。

1. 子どもの支援に適さなかった 2. 導入のきっかけとなった課題が解決し不要となった
3. 導入時のサポート、アフターフォロー、ケアが足らず、続けられなかった
4. 壊れた 5. 維持費がかかる 6. 職場の理解が得られなかった
7. 人事異動、進級等で、支援したい児童生徒がいなくなった
8. 家庭など、学校（障害児療育施設）以外で汎用できず、効果が得られなかった
9. その他（ ）

☆ 「現在使っている人」にお聞きします。最近利用している児童生徒を一人想定して答えて下さい。

問E 7 どんな場面でよく使っていますか。 ()

問E 8 一日あたりどの程度使っていましたか (○は一つ)。

1. 一日に何度も 2. 一日に数回 3. 一日に1回程度 4. 数日に1回程度 5. あまり使わない

☆ 「現在使っている人」も「使っていない人」も共通してお聞きします。
ここからは、これまでの体験を総合して答えてください。

問E 9 機器は買ったものですか (○はいくつでも)。

1. 児童生徒の私用物 2. 借りた 3. 買った 4. わからない

問E 10 価格についての感想を教えてください (○は一つ)。

1. 安い 2. やや安い 3. 適切 4. やや高い 5. 高い

問E 11 購入したり、借りる決め手となった情報を教えてください (○はいくつでも)。

1. 知人や友達が使っていたこと 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット (ホームページやブログ) の情報 4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. あなたが勤務する学校 (障害児療育施設) の同僚の情報
7. お医者さんからの情報 8. あなたが勤務する学校 (障害児療育施設) 以外の専門家の情報
9. 講演会や、研修会、機器展での情報 10. 保護者や児童生徒の情報 11. その他 ()

問E 12 継続して日々使えるようになるまで、どのような情報が有効でしたか (○はいくつでも)。

1. 知人や友達が使っていたこと 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット (ホームページやブログ) の情報 4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. あなたが勤務する学校 (障害児療育施設) の同僚の情報
7. お医者さんからの情報 8. あなたが勤務する学校 (障害児療育施設) 以外の専門家の情報
9. 講演会や、研修会、機器展での情報 10. 保護者や児童生徒の情報 11. その他 ()

問E 13 継続して日々使えるようになる、もしくは使えないと判断をしたのは誰でしたか (○はいくつでも)。

1. 保護者 2. 児童生徒 3. 先生 (自分) 4. 巡回支援などの指導者
5. お医者さん 6. コーディネーターやスーパーバイザー 7. その他 ()

問E 14 継続して日々使えるようになるまでにどのくらいかかりましたか (○は1つ)。

1. 1か月未満 2. 1か月以上3か月未満 3. 3か月以上6か月未満
4. 6か月以上 5. 使えなかった

問E 15 使ってよかったところを教えてください。

()

問E 16 この機器で改善してほしいところを教えてください。

()

F:あのね、トークアシスト等のコミュニケーション支援電子機器

問F1 あなたは、知的障害や発達障害のある人の会話やコミュニケーションを支援するため電子機器が使われていることを知っていますか（○は1つ）。

1. 知っている 2. 知らない

問F2 前問で「知っている」と回答した方、その情報はどこから得ましたか（○はいくつでも）。

1. 知人や友達が使っていたこと 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット（ホームページやブログ）の情報 4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. あなたが勤務する学校（障害児療育施設）の同僚の情報
7. お医者さんからの情報 8. あなたが勤務する学校（障害児療育施設）以外の専門家の情報
9. 講演会や、研修会、機器展での情報 10. 保護者や児童生徒の情報 11. その他（ ）



問F3 あなたは、学校教育（障害児療育）の現場で、障害のある子どもの会話やコミュニケーションを支援するために、電子機器のチャット機能や、コミュニケーション用の電子機器を利用していますか（利用したことがありますか）（○は1つ）。

1. ある 2. ない

★ここからは、利用している（利用した）人にのみお聞きします。

問F4 よく使っている（使っていた）機器を教えてください（○は1つ）。

1. あのね♪DS
2. トークアシスト
3. VOCA
4. トーキングエイド
5. パソコンや携帯電話、ゲーム機のチャット機能
6. その他（ ）



トークアシスト

★さらに、ここからは前問で答えた「よく使っている(いた)機器」についてお聞きします。

問F5 現在使っていますか（○は1つ）。

1. 使っている 2. 使っていない

☆ 以前使っていたが、「現在使っていない人」にお聞きします。

問F6 どうして機器を使うのを止めたのですか（○はいくつでも）。

1. 子どもの支援に適さなかった 2. 導入のきっかけとなった課題が解決し不要となった
3. 導入時のサポート、アフターフォロー、ケアが不足、続けられなかった
4. 壊れた 5. 維持費がかかる 6. 職場の理解が得られなかった
7. 人事異動、進級等で、支援したい児童生徒がいなくなった
8. 家庭など、学校（障害児療育施設）以外で汎用できず、効果が得られなかった
9. その他（ ）

☆ 「現在使っている人」にお聞きします。最近利用している児童生徒を一人想定して答えて下さい。

問F 7 どんな場面でよく使っていますか。()

問F 8 一日あたりどの程度使っていましたか(○は一つ)。

1. 一日に何度も 2. 一日に数回 3. 一日に1回程度 4. 数日に1回程度 5. あまり使わない

☆ 「現在使っている人」も「使っていない人」も共通してお聞きします。
ここからは、これまでの体験を総合して答えてください。

問F 9 機器は買ったものですか(○はいくつでも)。

1. 児童生徒の私用物 2. 借りた 3. 買った 4. わからない

問F 10 価格についての感想を教えてください(○は一つ)。

1. 安い 2. やや安い 3. 適切 4. やや高い 5. 高い

問F 11 購入したり、借りる決め手となった情報を教えてください(○はいくつでも)。

1. 知人や友達が使っていたこと 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット(ホームページやブログ)の情報 4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. あなたが勤務する学校(障害児療育施設)の同僚の情報
7. お医者さんからの情報 8. あなたが勤務する学校(障害児療育施設)以外の専門家の情報
9. 講演会や、研修会、機器展での情報 10. 保護者や児童生徒の情報 11. その他()

問F 12 継続して日々使えるようになるまで、どのような情報が有効でしたか(○はいくつでも)。

1. 知人や友達が使っていたこと 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット(ホームページやブログ)の情報 4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. あなたが勤務する学校(障害児療育施設)の同僚の情報
7. お医者さんからの情報 8. あなたが勤務する学校(障害児療育施設)以外の専門家の情報
9. 講演会や、研修会、機器展での情報 10. 保護者や児童生徒の情報 11. その他()

問F 13 継続して日々使えるようになる、もしくは使えないと判断をしたのは誰でしたか(○はいくつでも)。

1. 保護者 2. 児童生徒 3. 先生(自分) 4. 巡回支援などの指導者
5. お医者さん 6. コーディネーターやスーパーバイザー 7. その他()

問F 14 継続して日々使えるようになるまでにどのくらいかかりましたか(○は1つ)。

1. 1か月未満 2. 1か月以上3か月未満 3. 3か月以上6か月未満
4. 6か月以上 5. 使えなかった

問F 15 使ってよかったところを教えてください。

()

問F 16 この機器で改善してほしいところを教えてください。

()

最後に、プロフィールを教えてください。

(平成22年10月1日現在)

1. あなたの年齢は？ (○は1つ)

1. 21～30歳 2. 31～40歳 3. 41～50歳 4. 51～60歳 5. 61歳以上

2. あなたの性別は？ (○は1つ)

1. 男性 2. 女性

3. あなたの職場は？ (○は1つ)

1. 小学校 2. 中学校 3. 特別支援学校 (管理職)
4. 特別支援学校小学部 5. 特別支援学校中学部 6. 特別支援学校高等部 7. 特別支援学校 (その他)
8. 障害児通園施設・発達支援センター 9. 児童デイサービス事業所 10. その他 ()

4. あなたの役職・担当や、職種は？ (○はいくつでも)

(1) 小学校、中学校

1. 校長 2. 教頭 3. 教務主任 4. 通常学級担任
5. 特別支援学級担任 6. 通級指導教室担任 7. その他 ()

(2) 特別支援学校

1. 校長 2. 教頭 3. 教務主任 4. 学部主事
5. 学級担任 6. 担任外 7. その他 ()

(3) 障害児療育施設 (障害児通園施設、発達支援センター、児童デイサービス事業所等)

1. 所長・園長 2. サービス管理責任者 3. PT 4. ST 5. OT 6. 看護師
7. 心理士 8. ケースワーカー 9. 保育士 10. 指導員 11. その他 ()

5. あなたの職場の住所は？ (○は1つ)

1. 柏市 2. 松戸市 3. その他の千葉県 () 市・町
4. 千葉県外の () 市・町・村

～お忙しいところご協力ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。～

※このアンケートに関して、ご意見・ご感想などがありましたら、以下にご記入下さい。

「知的障害特別支援学校における福祉用具の利用に関するアンケート調査」

ご回答のお願い

先生におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

突然にお願いの文書を差し上げますご無礼をお許し下さい。

このアンケートは、知的障害や発達障害のある児童・生徒の指導を実践されている先生方を対象に、学校の教育実践において**福祉用具がどのように利用されているか**、に関してその実態やご意見等をお聞きするものです。

ご多忙中誠に恐縮ですが、アンケートへの回答をお願い致します。

なお、この調査は、平成 22 年度厚生労働省の障害者保健福祉推進事業の研究助成を受けており、その研究プロジェクトの一環として実施しています。

得られたデータは全て統計処理をしますので、回答していただく先生方の学校名・個人名等の個人情報が公表されることは絶対にありません。 よろしくお願い致します。

ご記入にあたっては、以下の点にご留意をお願い致します。

- 1 お聞きする福祉用具は以下の 6 つの用具（品目）A～F です。
「 」内はそれらの代表的な用具（品目）名です。

用具 A コミュニケーションやスケジュール等の理解を助けるもの「絵カード」

用具 B 時間の管理を助けるもの「タイムタイマー」

用具 C 不快な音を遮断するもの「イヤーマフ」

用具 D 空間を調整するもの「パーテーション」

用具 E コミュニケーションを助けるもの「VOCA（コミュニケーションエイド）」

用具 F いつでも誰からでも同じ支援を受けることができるためのもの「サポートブックスターターキット」

- 2 本アンケートは、平成 22 年 10 月 25 日～11 月 8 日を 目処に ご記入ください。

2010 年（平成 22 年）10 月 14 日

調査者：文教大学特別支援教育専修 4 年 内藤 久美子（ないとう くみこ）

指導教員：文教大学教育学部特別支援教育研究室

教授（調査責任者） 八藤後 忠夫（やとうご ただお）

* 問い合わせ先： 文教大学 教育学部 特別支援教育研究室 内

TEL：048-974-8811 内線 2504（八藤後）

E-mail：yattoko@koshigaya.bunkyo.ac.jp

以下の各質問に対し、回答番号に○をお付け下さい。必要に応じて（ ）内にご記述ください

はじめに、用具A：絵やシンボルなど、知的障害や発達障害のある人のコミュニケーションやスケジュールなどの理解を助けるもの「絵カード」についてお聞きします。

問1 先生は右の用具や、これに類似するものをご存じですか

(用具名がわからなくても結構です) (○は1つ)

知っている 知らない

(1 2)

*ご存じでない先生は問5へお進みください

□ 知っている先生にのみ、お聞きします

問2 図示されたようなものについて知るきっかけとなった情報を、どこから得ましたか (○はいくつでも可)

1. 業者からの働きかけ 2. インターネットからの情報 3. 関係情報誌・雑誌 4. テレビ

5. 講演会・機器展 6. 研修会 7. 同僚からの情報 8. 保護者・児童生徒からの情報

9. 療育施設等、他の関係機関の職員からの情報 10. その他 ()

□ これまでこの用具A (類似するものを含む) を利用したことのある先生にのみ、お聞きします

利用していない 数日に1回程度 一日に1回程度 一日に数回 一日中

問3 現在も利用されていますか (○は1つ)・・・(1 2 3 4 5)

思わない あまり思わない どちらとも言えない やや思う 強く思う

問4 今後も必要であると思いますか (○は1つ)・(1 2 3 4 5)

□ 現在利用していない先生にのみ、お聞きします

問5-1 「絵カード」の代用として以下のものを利用していますか

利用していない 数日に1回程度 一日に1回程度 一日に数回 一日中

1. 手作り(手書き、広告の切り抜き等) (○は1つ)・・・(1 2 3 4 5)

2. デジタルカメラ (○は1つ)・・・・・・・・・・・・(1 2 3 4 5)

3. その他 () (○は1つ)・・・(1 2 3 4 5)

□ 代用している先生にのみ、お聞きします

問5-2 各々の代用品に満足されていますか

満足していない あまり満足していない どちらとも言えない やや満足 大変満足

1. 手作り(手書き、広告の切り抜き等) (○は1つ)・(1 2 3 4 5)

2. デジタルカメラ (○は1つ)・・・・・・・・・・・・(1 2 3 4 5)

3. その他 () (○は1つ)・・・(1 2 3 4 5)

□ 「絵カード」を知っている先生・知らない先生、どちらにもお聞きします

問6 上に図示したような用具を今後利用したいと思いますか

思わない あまり思わない どちらとも言えない やや思う 強く思う

(1 2 3 4 5)

つぎに、用具B：知的障害や発達障害のある人の時間管理を助ける福祉用具「タイムタイマー」
についてお聞きします。

問1 先生は右の用具や、これに類似するものをご存じですか

(用具名がわからなくても結構です) (○は1つ)

知っている 知らない

(1 2)

*ご存じでない先生は問5へお進みください

□ 知っている先生にのみ、お聞きします

問2 図示されたようなものについて知るきっかけとなった情報を、どこから得ましたか (○はいくつでも可)

1. 業者からの働きかけ 2. インターネットからの情報 3. 関係情報誌・雑誌 4. テレビ
5. 講演会・機器展 6. 研修会 7. 同僚からの情報 8. 保護者・児童生徒からの情報
9. 療育施設等、他の関係機関の職員からの情報 10. その他 ()

□ これまでこの用具B (類似するものを含む) を利用したことのある先生にのみ、お聞きします

利用していない 数日に1回程度 一日に1回程度 一日に数回 一日中

問3 現在も利用されていますか (○は1つ) ・···· (1 2 3 4 5)

思わない あまり思わない どちらとも言えない やや思う 強く思う

問4 今後も必要であると思いますか (○は1つ) ・ (1 2 3 4 5)

□ 現在利用していない先生にのみ、お聞きします

問5-1 「タイムタイマー」の代用として以下のものを利用していますか

利用していない 数日に1回程度 一日に1回程度 一日に数回 一日中

1. キッチンタイマー (○は1つ) ・·········· (1 2 3 4 5)

2. 砂時計 (○は1つ) ・·········· (1 2 3 4 5)

3. その他 () (○は1つ) ・·· (1 2 3 4 5)

□ 代用している先生にのみ、お聞きします

問5-2 各々の代用品に満足されていますか

満足していない あまり満足していない どちらとも言えない やや満足 大変満足

1. キッチンタイマー (○は1つ) ・·········· (1 2 3 4 5)

2. 砂時計 (○は1つ) ・·········· (1 2 3 4 5)

3. その他 () (○は1つ) ・·· (1 2 3 4 5)

□ 「タイムタイマー」を知っている先生・知らない先生、どちらにもお聞きします

問6 上に図示したような用具を今後利用したいと思いますか

思わない あまり思わない どちらとも言えない やや思う 強く思う

(1 2 3 4 5)

つぎに、用具C：知的障害や発達障害のある人にとって不快な音を遮断する福祉用具「イヤーマフ」についてお聞きします。

問1 先生は右の用具や、これに類似するものをご存じですか

(用具名がわからなくても結構です) (○は1つ)

知っている 知らない

(1 2)

*ご存じでない先生は問5へお進みください

□ 知っている先生にのみ、お聞きします

問2 図示されたようなものについて知るきっかけとなった情報を、どこから得ましたか (○はいくつでも可)

1. 業者からの働きかけ 2. インターネットからの情報 3. 関係情報誌・雑誌 4. テレビ
5. 講演会・機器展 6. 研修会 7. 同僚からの情報 8. 保護者・児童生徒からの情報
9. 療育施設等、他の関係機関の職員からの情報 10. その他 ()

□ これまでこの用具C (類似するものを含む) を利用したことのある先生にのみ、お聞きします

利用していない 数日に1回程度 一日に1回程度 一日に数回 一日中

問3 現在も利用されていますか (○は1つ) ・···· (1 2 3 4 5)

思わない あまり思わない どちらとも言えない やや思う 強く思う

問4 今後も必要であると思いますか (○は1つ) ・ (1 2 3 4 5)

□ 現在利用していない先生にのみ、お聞きします

問5-1 「イヤーマフ」の代用として以下のものを利用していますか

利用していない 数日に1回程度 一日に1回程度 一日に数回 一日中

1. 音楽プレイヤー (○は1つ) ・···· (1 2 3 4 5)
2. 耳栓 (○は1つ) ・···· (1 2 3 4 5)
3. その他 () (○は1つ) ・·· (1 2 3 4 5)

□ 代用している先生にのみ、お聞きします

問5-2 各々の代用品に満足されていますか

満足していない あまり満足していない どちらとも言えない やや満足 大変満足

1. 音楽プレイヤー (○は1つ) ・···· (1 2 3 4 5)
2. 耳栓 (○は1つ) ・···· (1 2 3 4 5)
3. その他 () (○は1つ) ・·· (1 2 3 4 5)

□ 「イヤーマフ」を知っている先生・知らない先生、どちらにもお聞きします

問6 上に図示したような用具を今後利用したいと思いますか

思わない あまり思わない どちらとも言えない やや思う 強く思う

(1 2 3 4 5)

つぎに、用具D：知的障害や発達障害のある人が落ち着いて勉強したり遊ぶための、隣との間仕切り「パーテーション」についてお聞きします。

問1 先生は右の用具や、これに類似するものをご存じですか

(用具名がわからなくても結構です) (○は1つ)

知っている 知らない

(1 2)

*ご存じでない先生は問5へお進みください

□ 知っている先生にのみ、お聞きします

問2 図示されたようなものについて知るきっかけとなった情報を、どこから得ましたか (○はいくつでも可)

1. 業者からの働きかけ 2. インターネットからの情報 3. 関係情報誌・雑誌 4. テレビ
5. 講演会・機器展 6. 研修会 7. 同僚からの情報 8. 保護者・児童生徒からの情報
9. 療育施設等、他の関係機関の職員からの情報 10. その他 ()

□ これまでこの用具D (類似するものを含む) を利用したことのある先生にのみ、お聞きします

利用していない 数日に1回程度 一日に1回程度 一日に数回 一日中

問3 現在も利用されていますか (○は1つ) ・···· (1 2 3 4 5)

思わない あまり思わない どちらとも言えない やや思う 強く思う

問4 今後も必要であると思いますか (○は1つ) ・ (1 2 3 4 5)

□ 現在利用していない先生にのみ、お聞きします

問5-1 「パーテーション」の代用として以下のものを利用していますか

利用していない 数日に1回程度 一日に1回程度 一日に数回 一日中

1. ダンボール (○は1つ) ・···· (1 2 3 4 5)
2. カーテン (○は1つ) ・···· (1 2 3 4 5)
3. 棚や家具 (○は1つ) ・···· (1 2 3 4 5)
4. その他 () (○は1つ) ・·· (1 2 3 4 5)

□ 代用している先生にのみ、お聞きします

問5-2 各々の代用品に満足されていますか

満足していない あまり満足していない どちらとも言えない やや満足 大変満足

1. ダンボール (○は1つ) ・···· (1 2 3 4 5)
2. カーテン (○は1つ) ・···· (1 2 3 4 5)
3. 棚や家具 (○は1つ) ・···· (1 2 3 4 5)
4. その他 () (○は1つ) ・·· (1 2 3 4 5)

□ 「パーテーション」を知っている先生・知らない先生、どちらにもお聞きします

問6 上に図示したような用具を今後利用したいと思いますか

思わない あまり思わない どちらとも言えない やや思う 強く思う

(1 2 3 4 5)

つぎに、用具E：知的障害や発達障害のある人の会話やコミュニケーションを支援するための福祉用具「VOCA（コミュニケーションエイド）」についてお聞きします。

問1 先生は右の用具や、これに類似するものをご存じですか

(用具名がわからなくても結構です) (○は1つ)

知っている 知らない

(1 2)

*ご存じでない先生は問5へお進みください

□ 知っている先生にのみ、お聞きします

問2 図示されたようなものについて知るきっかけとなった情報を、どこから得ましたか (○はいくつでも可)

1. 業者からの働きかけ 2. インターネットからの情報 3. 関係情報誌・雑誌 4. テレビ
5. 講演会・機器展 6. 研修会 7. 同僚からの情報 8. 保護者・児童生徒からの情報
9. 療育施設等、他の関係機関の職員からの情報 10. その他 ()

□ これまでこの用具E（類似するものを含む）を利用したことのある先生にのみ、お聞きします

問3 現在も利用されていますか (○は1つ) ・···· (1 2 3 4 5)
利用していない 数日に1回程度 一日に1回程度 一日に数回 一日中
思わない あまり思わない どちらとも言えない やや思う 強く思う

問4 今後も必要であると思いますか (○は1つ) ・ (1 2 3 4 5)

□ 現在利用していない先生にのみ、お聞きします

問5-1 「VOCA（コミュニケーションエイド）」の代用として以下のものを利用していますか

利用していない 数日に1回程度 一日に1回程度 一日に数回 一日中
1. 携帯電話（メール・テキスト機能）(○は1つ) ・·· (1 2 3 4 5)
2. デジタルカメラ (○は1つ) ・···················· (1 2 3 4 5)
3. その他 () (○は1つ) ・·· (1 2 3 4 5)

□ 代用している先生にのみ、お聞きします

問5-2 各々の代用品に満足されていますか

満足していない あまり満足していない どちらとも言えない やや満足 大変満足
1. 携帯電話（メール・テキスト機能）(○は1つ) ・···· (1 2 3 4 5)
2. デジタルカメラ (○は1つ) ・···················· (1 2 3 4 5)
3. その他 () (○は1つ) ・·· (1 2 3 4 5)

□ 「VOCA（コミュニケーションエイド）」を知っている先生・知らない先生、どちらにもお聞きします

問6 上に図示したような用具を今後利用したいと思いますか

思わない あまり思わない どちらとも言えない やや思う 強く思う
(1 2 3 4 5)

各 位

生活を支援する機器（用具）の利用のモニター調査

生活環境支援研究会

代表 松井 宏昭

このたびは、生活を支援する機器（用具）のモニター調査にご協力いただきありがとうございます。下記のとおり、利用に当たっての留意事項をまとめましたので宜しくお願いします。

利用に当たって、「ねらい」から「手立て」及び「短期目標」まで設定していただくこととなりますが、モニター調査の目的は、機器（用具）を利用して子どもさんが楽しく活動することを基本としています。調査期間中に一つでも「できるようになる」ことが増えれば、その時点で当初の目的を達します。大いに褒めてあげてください。

では、子どもさんと一緒に楽しく取り組んでください。ご多忙の折に調査へのご協力をお願い申し上げます。ご協力のことには恐縮ですが、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

調査結果は報告書としてまとめ、厚生労働省、自治体等に配布させていただくとともに、学会発表の基礎資料とさせていただく予定ですが、モニター調査の結果は匿名で処理し、調査結果は上記以外の目的で利用することはありません。

1. 機器（用具）を利用する前に、事前アセスメントを行い、下記あてにご送付頂きますようお願い致します。 ご送付は研究会が用意した封筒をご利用ください

2. 調査期間は、利用を開始してから3ヶ月間とします。この間は根気よくあきらめずに、①通園施設や学校の場合は毎日、②外来事業所の場合は毎回、利用してください。ただし、子どもさんが嫌がるなど使わなくなったときは、その時点で終了してください。

3. 利用にあたって、まず最初に、「ねらい」から「手立て」及び「短期目標」までを具体的に定めてください。「ねらい」及び「短期目標」は、3カ月で達成可能な内容としてください。その内容は、「介助者が指示（介助）しなくても、自分から機器を活用するようになる」こととします。ねらい、手立て等が決まりましたら、松井まで（ぐるぐるめろん島は、若松）ご連絡ください。
ご提案いただいた内容によっては、調整やご相談させていただくこともありますのでご了解くだ

さい。

4. 利用中は、添付の記録用紙に記録を付けてください。最後にまとめてご提出ください。

(1) 最初に使用したとき(記録1、記録2)

(2) その後は、(記録1、記録2)

①通園施設や学校は、毎週定例の曜日、及び変化のあった日

②外来事業所は、外来時

(3) 調査が終了したとき(記録1、記録3)

5. 随時、担当されている先生方にお集まりいただき(あるいは、ご訪問させていただき)、状況を聞かせていただきます。ご協力をお願いします。

<記録の送付先>

〒277-0812 千葉県柏市花野井720-124

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内

生活環境支援研究会事務局

tel: 04-7169-2793 fax: 04-7105-7200

担当: 富永 文子 メールアドレス js-sien@jcom.home.ne.jp

<問合せ・連絡先>

生活支援研究会 代表 松井 宏昭

TEL/FAX 029-829-8294 (森林総合研究所木材改質研究領域長)

E-mail matsul@ffpri.affrc.go.jp

参考まで、ねらい、手立て、短期目標、最終目標を例示します。

1. 「タイムタイマー」

【ねらい】「10分～30分程度の短時間の導入例」を設定する。たとえば、「順番を待つ」とか「遊びの時間を守る」など。

【手だて】先生が促して、活動をするときは必ずタイムタイマーで時間を設定し、約束する。楽しいこと、好きなことをしているとき、終わったらさらにいいことが待っているような設定もしてあげると、理解が進みます。

【短期目標】タイムタイマーで設定した時間を守ることができる。

【最終目標】「ねらい」以外の活動でも、タイムタイマーで時間を設定すると守ることができる。

2. 「イヤヤー・マフ」

【ねらい】「イヤヤー・マフを付けるとみんなの中に入れる」、「イヤヤー・マフを付けると周りでうるさい子を気にしなくなる」

【手だて】先生が促して、みんなの中に入るときは必ずイヤヤー・マフを付けさせる。

【短期目標】イヤヤー・マフを付けると、嫌がらずにみんなの中に入れるようになる。

【最終目標】周りが騒々しいときは自分からイヤヤー・マフを付けて、自ら調整できる。

3. 「どこでもパーテーション」

【ねらい】「児童デイサービスでおやつを食べるときにパーテーションを使用する」

【手だて】児童デイサービスで同じテーブルで多数の子どもと一緒ににおやつを食べるときに、職員が促せば、パーテーションを使う。

【短期目標】児童デイサービスで、同じテーブルで多数の子どもと一緒ににおやつを食べるときに、自分からパーテーションを使うようになる。

【最終目標】遊びなどその他の活動においても、自分からパーテーションを出して使うことができる。

※ 「生活工房だより」を参考にしてください。

4. 「Uシンボルシール集」

【ねらい】「シンボルシールを使ってトイレに行くなどの要求ができる」、「のどが渴いたの要求ができる」など。

【手だて】先生がシンボルシールを用いて「トイレに行く」要求シートを作る。その要求シートを用いて、トイレに行く。

【短期目標】「トイレに行ったり」、「お茶の要求」をするときに、自分からシンボルシールを指さ

して（持って）先生に要求するようになる。

【最終目標】短期目標以外の場面でも、シンボルシールが使ったコミュニケーションができるようになる。

5. 「あのね♪DS」

あのね♪DSにはいくつかの機能がありますが、基本的には「おしゃべり」の機能の利用のみとします。ただし、ご本人が積極的に他の機能を利用される場合はその限りではありません。

【ねらい】「おやつを食べる時に、自分の好みの飲み物（お茶、ジュース、牛乳）を要求できる」

【手だて】おやつの時、介助者が選択肢を示せば、飲み物を選べる。

【短期目標】おやつのに、自ら入力し介助者に好みののみ物を要求できる。

【最終目標】外食や買い物、余暇の過ごし方などで、自分の好みの要求を、自ら入力し、介助者や周囲の人（店員など）に知らせられる

※ 参考

「あのね♪DS」は、あくまでも、先生（や親）御さんも含めた支援者が「させたいこと」をさせるための道具ではなく、ご本人の思いを相手に伝えるため、ご本人が周りの支援者に、ご本人にとって、必要な支援をしてもらうために使うものです。

この「あのね♪DS」は、知的障害と自閉症を併せ持った人を対象としています。ひらがながある程度わかれば、使うことができる可能性があります。

ゲームなどでDSを使っておられるのなら、「おしゃべり」の画面にして、渡してみてください。使い方で困っているようでしたら、そのことのみ支援をしてみてください。

もし、DSを使うことも初めてでしたら、支援者や保護者の方が、一度ゆっくりと、見本を見せてください。

例えば、お父さんが「牛乳が飲みたい」と入力して、しゃべらせた（発声させた）したら、その時に、お母さんが牛乳を持ってきて、お父さんが牛乳を飲んでください。

（自分の要求を伝え、それを相手に理解してもらい、自分のしてほしいことを返してもらう・・・という関係。もちろん、してほしいことだけではなく、してほしくないことも伝える。）

また、うまく使い始められる様でしたら、そこででてきた要求は可能な限り、実施してください。

何文字か打ったところでの先読みはしないように気を付けてください。打ち終わるまで待ってください。（オプションで、入力中は音声をオフにできます。お子さんの平仮名の習熟度や、きょうだいの反応によって調節してあげてください。）

＜あるブログから引用します。＞

背景としては、A君は、重度の知的障害と自閉症を併せ持ったお子さんです。当時は

小学校に通っていましたが、トーキングエイドという「あのね」のようにキーボードから文字を入力して会話をする道具をある程度使うことができていたのですが、それがちょうど壊れてしまったときでした。「あのね♪DS」の前身のPDA版の講習会の会場でのことです。

A君は「お」「か」って打った

おかあさんは「おかあさんだよ」って感慨深げに言った・・・

A君は続けて打った・・・「い」「も」「の」 と・・・

お母さんにとっては、言ってほしい言葉を先読みしたわけですが、A君にとっては、講習会は退屈でしかなく、自分の要求を伝える手立てとしての「あのね」を手にして、早速自分の要求をお母さんに伝え、講習会終了後お買い物に出かけたわけです。

使用時に切れることがないように、充電にお気を付け下さい。

6. 食事支援器具、知育訓練器具

【ねらい】、【手だて】、【短期目標】、【最終目標】を同様に設定してください。

事前アセスメント

使用する機器	
ねらい	
1. 最初の手だて	
2. 短期目標	
3. 最終目標	

A. 使用者（モニター）・記入者（先生・支援者）プロフィール

記入者氏名		職種	
使用者（子ども）氏名※		性別	（ 男・女 ）
使用者生年月日	年 月 日生まれ	使用者の診断名	
使用者の所属			
使用者の手帳の有無	（ 有・無 ）	手帳が有る場合の種類	

※ 使用者の氏名は、匿名でかまいません。以下、同じ。

B. 共通の質問

問 1. 本研究会からご紹介する以前に、記入者はこの機器（用具）について知っていましたか。

1. 全く知らなかった 2. あまり知らなかった 3. どちらともいえない
4. やや知っていた 5. よく知っていた

問2. 「知っていた」と答えた記入者の方（「全く知らなかった」以外の方）に、お聞きします。

知っていたのに使用に至らなかった理由を教えてください（〇はいくつでも）。

1. 知った時には必要な子がいなかった
2. 必要だったが入手先がわからなかった
3. 高価で買えなかった
4. 子どもが使用を拒んだ
5. その他 ()

問3 モニターの子どもさんとのコミュニケーションについて教えてください。

★**本人**からの表現について

○発語状態 （発語なし・なんご・（ ）語文程度・日常の応答可）

○文字 （ひらがなは読める・漢字混じりでも読める・読めない）

○時計 （分単位まで理解できる・1時間単位を理解できる・理解できない）

○数 （（ ）までの数を理解できる・数は理解できない）

○要求の仕方はどのようにしますか

○拒否の仕方はどのようにしますか

○注意を向けてほしいときに、どんなことをしていますか

★**先生**からの指示について

○学校や園からはどのような方法で指示していますか

（実物を見せる・ジェスチャー・カードや写真を見せて・紙に書いて・言葉で
・その他（ ））

○「してほしいこと」を先生はどのように伝えていますか

○「してはいけないこと」を、先生はどのように伝えていますか

○注意を向けてほしいときに、先生はどんなことをしていますか

問4 日常生活で最もモニターのお子さんが困っていることは何ですか。

ここからは、利用される機器のみ教えてください。

C. タイムタイマー

問1. モニターのお子さんの時計の理解度を教えてください。

- (1) アナログ時計の時刻が理解できる 1. できる 2. できない
(2) デジタル時計の時刻が理解できる 1. できる 2. できない

問2. モニターのお子さんは、数字をどこまで読め（理解し）ますか。

1. 5まで 2. 6～10 3. 11～20 4. それ以上

問3. モニターのお子さんは、次の行動（活動）に移る時、ことばの指示だけで理解・納得して、スムーズに実行できますか。

1. 全く切り替えられない 2. あまり切り替えられない 3. どちらともいえない
4. やや切り替えられる 5. よく切り替えられる

問4. 学校・園生活の中で何度も声をかけたり、支援しないとできない行動は何ですか（○はいくつでも）。ここでの「できない行動」とは、能力的にできないのではなく、こだわったり、気持ちの切り替えができずにできない行動を指します。

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| 1. 身の回りのこと | 2. 食事（おやつ） |
| 3. 学習・訓練 | 4. 自由遊び（休憩） |
| 5. 当番や係活動 | 6. 教室移動など場所の移動 |
| 7. その他（ ） | 8. ない |

問5. タイムタイマーはお子さんのどんな場面に有効だと期待しますか（○はいくつでも）。

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| 1. 身の回りのこと | 2. 食事（おやつ） |
| 3. 学習・訓練 | 4. 自由遊び（休憩） |
| 5. 当番や係活動 | 6. 教室移動など場所の移動 |
| 7. その他（ ） | |

D. イヤー・マフ

問1. モニターのお子さんに聴覚過敏や耳ふさぎはありますか。

- | | | |
|---------|----------|--------------|
| 1. 全くない | 2. あまりない | 3. どちらともいえない |
| 4. ややある | 5. よくある | |

問2. モニターのお子さんの嫌いな音源、状況を把握していますか。

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1. 全く把握していない | 2. あまり把握していない | 3. どちらともいえない |
| 4. やや把握している | 5. よく把握している | |

問3. 前問で「全く把握していない」以外の方に、お聞きします。お子さんの嫌いな音源、状況を教えてください。

問4. 学校・園での日常の活動の中で、特に苦手な活動は何ですか（○はいくつでも）。

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 身の回りのこと | 2. 食事（おやつ） |
| 3. 学習・訓練 | 4. 自由遊び（休憩） |
| 5. 当番や係活動 | 6. 教室移動など場所の移動 |
| 7. その他（ | ） 8. ない |

問5. イヤー・マフはモニターのお子さんのどんな場面で有効だと期待しますか（○はいくつでも）。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 身の回りのこと | 2. 食事（おやつ） |
| 3. 学習・訓練 | 4. 自由遊び（休憩） |
| 5. 当番や係活動 | 6. 教室移動など場所の移動 |
| 7. みんなの活動の中に入る | |
| 8. その他（ | ） |

E. パーテーション・どこでもパーテーション

問1. モニターのお子さんは、自分の持ち物、居場所（席）などにこだわりますか。

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 1. 全くこだわらない | 2. あまりこだわらない | 3. どちらともいえない |
| 4. ややこだわる | 5. 非常にこだわる | |

問2. モニターのお子さんは、好きな活動でも集中できない（集中がそれる）ことがありますか。

- | | | |
|----------------|----------------|--------------|
| 1. いつも集中できない | 2. 集中できないことが多い | 3. どちらともいえない |
| 4. 集中できないことがある | 5. よく集中できる | |

問3. 学校・園での日常の活動の中で、特に苦手な活動は何ですか（○はいくつでも）。

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 身の回りのこと | 2. 食事（おやつ） |
| 3. 学習・訓練 | 4. 自由遊び（休憩） |
| 5. 当番や係活動 | 6. 教室移動など場所の移動 |
| 7. その他（ | ） 8. ない |

問4. パーテーション・どこでもパーテーションはモニターのお子さんのどんな場面で有効だと期待できますか（○はいくつでも）。

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 身の回りのこと | 2. 食事（おやつ） |
| 3. 学習・訓練 | 4. 自由遊び（休憩） |
| 5. 当番や係活動 | 6. 教室移動など場所の移動 |
| 7. その他（ | ） 8. ない |

F. Uシンボルシール集

問1. モニターのお子さんとは言葉だけの互いの意思の疎通が成立しますか。

- | | | |
|-----------|------------|--------------|
| 1. 全くできない | 2. あまりできない | 3. どちらともいえない |
| 4. ややできる | 5. よくできる | |

問2. 問1で「よくできる」以外の方にお聞きします。モニターのお子さんの意思を理解していますか。

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1. 全く理解していない | 2. あまり理解していない | 3. どちらともいえない |
| 4. やや理解している | 5. よく理解している | |

問3. 問1で「よくできる」以外の方にお聞きします。モニターのお子さんは、こちらの言っている事を理解していると思いますか。

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1. 全く理解していない | 2. あまり理解していない | 3. どちらともいえない |
| 4. やや理解している | 5. よく理解している | |

問4. モニターのお子さんは、次の行動（活動）に移る時、ことばの指示だけでスムーズに気持ちを切り替えますか。

- | | | |
|---------------|----------------|--------------|
| 1. 全く切り替えられない | 2. あまり切り替えられない | 3. どちらともいえない |
| 4. やや切り替えられる | 5. よく切り替えられる | |

問5. 学校・園での生活の中で何度も声をかけたり、支援しないとできない行動は何ですか（○はいくつでも）。ここでの「できない行動」とは、能力的にできないのではなく、こだわったり、気持の切り替えができずにできない行動を指します。

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 身の回りのこと | 2. 食事（おやつ） |
| 3. 学習・訓練 | 4. 自由遊び（休憩） |
| 5. 当番や係活動 | 6. 教室移動など場所の移動 |
| 7. その他（ | 8. ない |

問6. Uシンボルシール集はモニターのお子さんのどんな場面で有効だと予想できますか（○はいくつでも）。

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 身の回りのこと | 2. 食事（おやつ） |
| 3. 学習・訓練 | 4. 自由遊び（休憩） |
| 5. 当番や係活動 | 6. 教室移動など場所の移動 |
| 7. その他（ | |

G. **あのね♪DS**

問1. モニターのお子さんは、DSで遊んだ事がありますか。

1. ある 2. ない

問2. モニターのお子さんは、携帯ゲーム機で遊ぶのが好きですか。

1. 全く好きでない 2. あまり好きでない 3. どちらともいえない
4. やや好きである 5. 非常に好きである

問3. モニターのお子さんは平仮名が読めますか。

1. 全く読めない 2. あまり読めない 3. どちらともいえない
4. やや読める 5. よく読める

問4. あのね♪DSのどの機能がモニターのお子さんにとって有効だと期待されますか（○はいくつでも）。

1. 会話補助（おしゃべり） 2. スケジュール 3. タイマー
4. アラーム 5. シンボル（写真） 6. その他（ ）

G. **食事支援器具**

問1. モニターのお子さんは、箸を使えますか。

1. 全くできない 2. あまりできない 3. どちらともいえない
4. ややできる 5. よくできる

問2. モニターのお子さんは年齢、発達状況に比して不器用ですか？

1. とても不器用 2. 少し不器用 3. どちらともいえない
4. やや器用 5. とても器用

問3. モニターのお子さんは「食べる事」が好きですか？

1. とても好き 2. 少し好き 3. どちらともいえない
4. やや嫌い 5. とても嫌い

記録 1（記録表）

記入者氏名： （使用者（モニター）氏名： ）

A. 設定したねらいに対して（ねらい： ）

5																		
4																		
3																		
2																		
1																		
0																		

開始

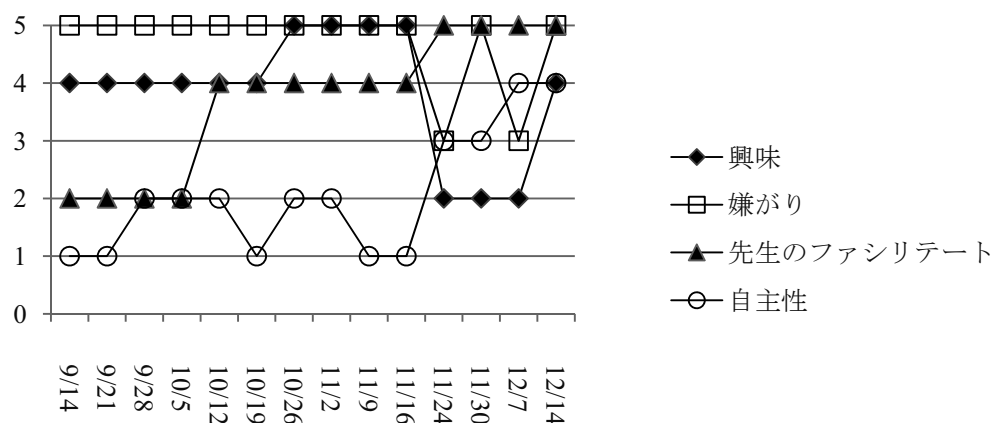
（

）

採点基準

点数	興味	嫌がり	先生の ファシリテート	自主性
1	全く興味を示さなかった	大変嫌がった	全く使えなかった	自分からは使わなかった
2	あまり興味を示さなかった	やや嫌がった	あまり使えなかった	自分からはあまり使わなかった
3	どちらともいえない	どちらともいえない	どちらともいえない	どちらともいえない
4	やや興味を示した	あまり嫌がらなかった	やや使えた	自分からやや使えた
5	非常に興味を示した	全く嫌がらなかった	よく使えた	自分からよく使えた
印	◆	□	▲	○

<記入見本>



用紙をコピーして使ってください。

記録 2（経過）

使用者（モニター）氏名：

1. 使用日時： 月 日 時 （記入者氏名： ）
2. 使用した内容

3. 効果

4. 課題

1. 使用日時： 月 日 時 （記入者氏名： ）
2. 使用した内容

3. 効果

4. 課題

記録3（調査終了時点）

記入者氏名： （使用者（モニター）氏名： 使用日時： 月 日）

A. 設定したねらいに対して（ねらい： ）

問1. 機器（道具）を使ってモニターのお子さんは興味を示しましたか。

1. 全く興味を示さなかった 2. あまり興味を示さなかった 3. どちらともいえない
4. やや興味を示した 5. 非常に興味を示した

問2. 機器（道具）を使ってモニターのお子さんは嫌がりましたか。

1. 大変嫌がった 2. やや嫌がった 3. どちらともいえない
4. あまり嫌がらなかった 5. 全く嫌がらなかった

問3. 先生が促すと使えましたか。

1. 全く使えなかった 2. あまり使えなかった 3. どちらともいえない
4. やや使えた 5. よく使えた

問4. 自分から（自主的に）使いましたか。

1. 自分からは使わなかった 2. 自分からはあまり使わなかった 3. どちらともいえない
4. 自分からやや使えた 5. 自分からよく使えた

B：目的外

問5. 決めたねらい以外に自分から（自主的に）使いましたか。

1. 自分からは使わなかった 2. 自分からはあまり使わなかった 3. どちらともいえない
4. 自分からやや使えた 5. 自分からよく使えた

問6. 前問で「自分から使えた」と答えた方、それはどういう活動のときでしょう。

--

問7. その他に、機器（道具）を使って子どもさんの変化がありましたら記載してください。

--

問8. 子どもさんのことで新しい発見がありましたら記載してください。

--

1. 使用開始直後 2. 数日後 3. 2週間以上 4. 1ヶ月以上 5. 2ヶ月以上
6. 使えなかった 7. その他 ()

--

1. 使用開始直後 2. 数日後 3. 2週間以上 4. 1ヶ月以上 5. 2ヶ月以上
6. 使えなかった 7. その他（ ）

--

1. 使用開始直後 2. 数日後 3. 2週間以上 4. 1ヶ月以上 5. 2ヶ月以上
6. 使えなかった 7. その他（ ）

--

--

1. 使用開始直後 2. 数日後 3. 2週間以上 4. 1ヶ月以上 5. 2ヶ月以上
6. 使えなかった 7. その他（ ）

1. 全く購入したくない 2. あまり購入したくない 3. どちらともいえない
4. やや購入したい 5. 是非購入したい

1. 知人や友達が使っていた 2. メーカーのホームページの情報

3. ネット（ホームページやブログ） 4. テレビ等マスコミの情報

5. 関係情報誌、専門誌 6. 学校など日中通っているところの先生のアドバイス

7. お医者さんのアドバイス 8. 療育の先生のアドバイス

9. メーカーの営業担当者の情報 10. 販売店や展示会場で、展示されているもの

11. 親の意見 12. その他（ ）

— 240 —

平成22年10月19日

○▽小学校校長様

調査代表者 生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭

障害児のための生活支援機器の利用調査へのご協力をお願い

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

生活環境支援研究会は、2年前から厚生労働省の援助を受けて、知的障害や自閉症など発達障害のある人たちの「生活に便利な機器（用具）」の調査に取り組んでいます。

足の不自由な人には杖や車椅子があると便利です。視力が悪い人はメガネをかけると生活しやすくなります。知的障害や発達障害のある人の中には、時間やスケジュールが分かりにくい人や、音や光などの刺激に敏感な人がいます。こういう人にとって、時間がわかるように「タイマー」を用いたり、いやな音をしゃ断できる「耳栓」を使ったり、見えないように「カーテンで囲う」などの工夫をすると、落ち着けることがあります。

そこで、本調査では、現在汎用している知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器である「Uシンボルシール集」や「タイム・タイマー」、「イヤーマフ」、「どこでもパーテーション、三面ハイパーテーション」、「あのね♪DS」などを貸し出して、使っていただいた際の状況などの記録を録ることにより、使用する際の課題を掘り下げることを目的として利用調査を行います。

研究会では、このように、障害のある人の生活に便利な機器（道具）について調査をしています。よりよい支援が提供されるよう、国や市町村が制度を充実させることに向けて、お役に立つことができればと考えて、調査・研究を進めています。

この調査は、厚生労働省の障害者総合福祉推進事業によって実施しています。調査結果は報告書としてまとめ、調査にご協力いただいた団体や、厚生労働省、自治体等に配布させていただくとともに、学会発表の基礎資料とさせていただく予定です。

また、調査結果は匿名化した上で統計処理を行います。調査結果は上記以外の目的で利用することはございません。別紙として、調査協力者の保護者の方々を対象とした調査に関する説明資料を添付いたします。この説明書の記載内容をご理解いただき、同意書への署名により調査へのご協力を表明していただいた方のみを調査対象といたします。ご多忙の折に調査へのご協力をお願い申し上げますことはまことに恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本調査に関するお問合せ先（調査代表者）

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭

〒277-0812 千葉県柏市花野井720-124

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内

tel : 04-7169-2793 fax: 04-7105-7200

E-mail : matsul@pf.highway.ne.jp

調査対象者のご家族の皆様へ

障害児のための生活支援機器の利用調査へのご協力をお願い

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

生活環境支援研究会は、2年前から厚生労働省の援助を受けて、知的障害や自閉症など発達障害のある人たちの「生活に便利な機器（用具）」の調査に取り組んでいます。

足の不自由な人には杖や車椅子があると便利です。視力が悪い人はメガネをかけると生活しやすくなります。知的障害や発達障害のある人の中には、時間やスケジュールが分かりにくい人や、音や光などの刺激に敏感な人がいます。こういう人にとって、時間がわかるように「タイマー」を用いたり、いやな音をしゃ断できる「耳栓」を使ったり、見えないように「カーテンで囲う」などの工夫をすると、落ち着けることがあります。

そこで、本調査では、現在汎用している知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器である「Uシンボルシール集」や「タイム・タイマー」、「イヤーマフ」、「どこでもパーテーション、三面ハイパーテーション」、「あのね♪DS」などを貸し出して、使っていただいた際の状況などの記録を録ることにより、使用する際の課題を掘り下げることが目的として利用調査を行います。

調査方法としましては、実際に選択した生活支援機器を三か月間使っていただきます。その利用の状況は、調査をお願いしている小学校の先生方に記録を取っていただきます。三か月の使用経過から、生活支援機器を使用する際の課題などを明らかにして、より使いやすい生活支援機器の開発につながればと考えています。

この調査は、厚生労働省の障害者総合福祉推進事業によって実施しています。調査結果は報告書としてまとめ、調査にご協力いただいた団体や、厚生労働省、自治体等に配布させていただくとともに、学会発表の基礎資料とさせていただく予定です。

調査結果は匿名化した上で統計処理を行います。調査結果は上記以外の目的で利用することはございません。別紙として、調査に関する説明文書を添えさせていただきましたので、ご多忙の折に恐縮ですが、ご一読いただき、なにとぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

<調査代表者>

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭

〒277-0812 千葉県柏市花野井720-124

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内

tel : 04-7169-2793 fax: 04-7105-7200 E-mail : matsul@pf.highway.ne.jp

障害児のための生活支援機器の利用調査に関する説明文書

利用調査への協力をいただくにあたり、以下に本調査の内容などについて説明いたしますので、以下の説明を十分にご理解いただいた上で、調査にご協力いただけるのであれば、同意書に署名をお願いいたします。

1. 利用調査の目的

知的障害や自閉症など発達障害のある人を支援する生活支援機器として、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で必需品として有効に取り入れられている福祉用具が多数見られます。しかし、利用者にとってみると、機器の適合に専門的な技術を要し時間がかかることから、最初のアセスメントから使用中のアドバイスまで、専門家の介入が必要であったり、「お試し期間」の設定やレンタル制度の導入、フィッティング・試用（お試し）・用具の給付・アフターフォローに至るまでのトータルな給付システムの構築が求められていることが知られています。

そこで、本調査では、実際に市販されている生活支援機器を一定期間使用することにより、使用する際の課題をさらに掘り下げることを目的とします。調査の結果から、レンタル制度を導入したり、フィッティングやアフターフォロー等専門家の関与に関する基礎資料とするなど、より使いやすい生活支援機器の開発につながればと考えています。

2. 利用調査の方法

調査で使用する生活支援機器は、マニュアルなどの指導書があれば家族が作成可能なものを代表して「Uシンボルシール集」を、ユニバーサルデザインの生活支援機器としてなじむものを代表して「タイム・タイマー」と「イヤーマフ」を、日常生活用具の給付対象としてなじむ生活支援機器を代表して「あのね♪DS」と「パーテーション」を考え、主としてこれらの中から選択します。

表 利用調査で使用する生活支援機器の例示

生活支援機器	機能	製造（販売）企業名
Uシンボルシール集	シンボル	コムフレンド製
タイム・タイマー	時間管理	アクセスインターナショナル販売
イヤーマフ	不快音の遮断	ペルター製
どこでもパーテーション 三面ハイパーテーション	視覚刺激の遮断	生活工房製
あのね♪DS	コミュニケーションエイド	スリーテン、任天堂製



図 利用調査で使用する生活支援機器の例示

(上) 左からUシンボルシール集、タイム・タイマー、イヤーマフ

(下) 左からどこでもパーテーション、三面ハイパーテーション、あのね♪DS

利用調査は、以下の手順で行います。

- ・ 調査担当者の先生との事前面談において、使用者の様子や、課題、保護者（母親）の希望などを聴取し、使用機器や、使用場面、目標を設定します。
- ・ 使用にあたって、モニターごとに、「ねらい」から「手立て」、「短期目標」、「最終目標」を設定します。その際、「ねらい」及び「短期目標」は、3カ月で達成可能なものとし、その内容は、「先生が指示（介助）しなくても、自分から機器を活用するようになる」とこととします。
- ・ 記録は、調査担当者の先生に、①最初に使用したとき、②その後は毎週及び変化のあったとき、③調査の終了時の子どもの興味、使用状況について、研究会が準備した記録用紙に録ってもらいます。

次に、参考まで、ねらい、手立て、短期目標、最終目標を例示します。

(1) 「タイムタイマー」

【ねらい】「10分～30分程度の短時間の導入例」を設定する。たとえば、「順番を待つ」とか「遊びの時間を守る」など。

【手だて】先生が促して、活動をするときは必ずタイムタイマーで時間を設定し、約束する。楽しいこと、好きなことをしているとき、終わったらさらにいいことが待っているような設定もしてあげると、理解が進みます。

【短期目標】 タイムタイマーで設定した時間を守ることができる。

【最終目標】 「ねらい」以外の活動でも、タイムタイマーで時間を設定すると守ることができる。

(2) 「イヤー・マフ」

【ねらい】 「イヤー・マフを付けるとみんなの中に入れる」、「イヤー・マフを付けると周りでうるさい子を気にしなくなる」

【手だて】 先生が促して、みんなの中に入るときは必ずイヤー・マフを付けさせる。

【短期目標】 イヤー・マフを付けると、嫌がらずにみんなの中に入れるようになる。

【最終目標】 周りが騒々しいときは自分からイヤー・マフを付けて、自ら調整できる。

(3) 「どこでもパーテーション」

【ねらい】 「児童デイサービスでおやつを食べるときにパーテーションを使用する」

【手だて】 児童デイサービスで同じテーブルで多数の子どもと一緒ににおやつを食べるときに、職員が促せば、パーテーションを使う。

【短期目標】 児童デイサービスで、同じテーブルで多数の子どもと一緒ににおやつを食べるときに、自分からパーテーションを使うようになる。

【最終目標】 遊びなどその他の活動においても、自分からパーテーションを出して使うことができる。

(4) 「Uシンボルシール集」

【ねらい】 「シンボルシールを使ってトイレに行くなどの要求ができる」、「のどが渴いたの要求ができる」など。

【手だて】 先生がシンボルシールを用いて「トイレに行く」要求シートを作る。その要求シートを用いて、トイレに行く。

【短期目標】 「トイレに行ったり」、「お茶の要求」をするときに、自分からシンボルシールを指さして（持って）先生に要求するようになる。

【最終目標】 短期目標以外の場面でも、シンボルシールが使ったコミュニケーションができるようになる。

3. 利用調査期間

調査に参加いただくのは、平成22年10月から平成23年1月の間の3カ月です。

4. 利用調査の場所

○▽小学校で行います。

5. 予想される危険性など

利用調査で使っていただく生活支援機器は、いずれも市販されているものであり、身体に危険は伴わないと考えられますが、万一身体に不調を感じたり、精神的に強いストレスを感じたりする場合は、調査を一時中断あるいは中止します。また、保護者におかれましても、そのような状

況に気がつかれましたら、すぐに申し出てください。

なお、調査に関する自己負担や、使用される機器が破損した場合の修理費は全く発生しません。

6. プライバシーの保護

本調査によって得られたデータについては、個人を特定できないように番号・記号を付けて処理いたします。個人が特定できるような情報がもれることのないよう、取得した個人情報、個人情報管理者を置き、生活環境支援研究会において厳重に管理するとともに、所期の目的以外には使用しません。また、いかなる場合においても、個人が特定できる形での公表は行いません。

保護者が調査協力者の調査データの開示を希望される場合、調査終了時まで調査担当者（質問者あるいは補助者）に口頭で申し出てください。なお、調査データは個人が特定できない形で保存しますので、後日ご自身の調査結果をお示しすることはできません。

7. 調査結果の公開、知的財産権の帰属

本調査によって得られたデータもしくはデータの一部は、報告書としてまとめ、調査にご協力いただいた団体や、厚生労働省、自治体等に配布させていただくとともに、学会発表の基礎資料などで公表されることがあります。その場合においても、公表は完全に匿名化し、個人が特定されない形で行います。

本調査によって生じる知的財産権は調査代表者と調査担当者に帰属するものとします。

8. 調査への参加表明および参加の撤回

調査開始前に調査担当者の先生から口頭および文書により、調査目的、方法、その他留意事項について説明いたします。説明に対してご理解いただき、ご協力いただける方は、同意書への署名をもって、参加の意思を表明してください。

調査への参加に同意されるかどうかは、自由意思によります。また、調査への参加を同意された後でも、理由を問わず、いつでも調査参加を取りやめることができます。同意の撤回（調査参加の取りやめ）は、調査担当者の先生に口頭で申し出てください。もちろん、途中で撤回しても、何ら不利益を受けることはありません。

9. 問い合わせ先

<調査代表者>

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭

〒277-0812 千葉県柏市花野井720-124

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内

tel: 04-7169-2793 fax: 04-7105-7200 E-mail: matsul@pf.highway.ne.jp

調査協力同意書

調査代表者 松井 宏昭 殿

私は、本調査（調査題目：障害児のための生活支援機器の利用調査）について、調査担当者より（口頭及び文書）にて説明を受け、以下の事項について十分了解しました。了解した事項は□内にレを付けて示します。

1. ☐ この調査の目的と方法
2. ☐ 調査の方法
3. ☐ 調査の期間（平成22年10月～平成23年1月までの3カ月）
4. ☐ 調査の場所
5. ☐ 予想される危険性への対応と、費用負担が生じないこと
6. ☐ プライバシーの保護
7. ☐ 調査結果の公開と知的財産権の帰属
8. ☐ 調査協力への同意は私の自由意志で行うもので調査のどの段階でも撤回できること
9. ☐ 調査代表者（氏名：松井 宏昭）

（署名又は捺印）

平成 年 月 日

氏名（保護者又は代諾者）署名_____

（代諾者の場合、本人氏名と本人との関係）

保護者 氏名_____

本人との関係_____

説明者の所属・氏名_____・_____

療育施設の先生方、ご家族（保護者）の皆様

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭
(特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター)

「生活を支援する機器（用具）の利用に関するアンケート」 （本人調査）のお願い

皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。突然にお願いの文書を差し上げますご無礼をお許しください。

昨年度の「保護者調査」に引き続き、今年度は知的障害や自閉症など発達障害の当事者に、コミュニケーションの支援や日常生活・位置情報の支援、さらに環境調整の支援など学校や家庭、就労などの生活現場で使用されている支援機器（道具）の利用の実態やニーズについて調査させていただきたく、このような文書を差し上げました。

この調査は、厚生労働省の障害者総合福祉推進事業によって実施しています。調査結果は報告書としてまとめ、調査にご協力いただいた団体や、厚生労働省、自治体等に配布させていただくとともに、学会発表の基礎資料とさせていただく予定です。知的障害者及び発達障害者のコミュニケーション支援や、音刺激・視覚刺激など環境調整のための支援などが円滑に提供されるよう、市町村が指定する日常生活用具の対象の拡充に向けてお役に立つことができればと考えています。

アンケートは無記名とし統計的処理を行います。調査結果は上記以外の目的で利用することはございません。ご多忙の折に調査へのご協力をお願い申し上げることは誠に恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、ご記入の際には以下の点にご留意をお願い致します。

1. この調査は、本人に対する調査です。本人が直接記入してください。あるいは、代理の方が本人の回答を聞き取って記入してください。調査にご協力していただける場合にも、個人の意思によって調査はいつでも中止することができます。
2. 調査対象とする機器（用具）は、①絵カードや文字カード、②携帯電話、③タイマーなど時間管理をするもの、④イヤーマフや耳栓など不快な音を遮断するもの、⑤ついたて（パーテーション）、⑥あのね、トークアシスト等のコミュニケーション支援電子機器の6種類です。
3. ご記入は、平成22年10月1日現在でお願いします。
4. 勝手ながら、平成22年11月17日（水）までに下記あてにご送付頂きますようお願い致します。直接、回答者からご送付される場合は、研究会が用意した封筒をご利用ください。また、施設ごとに回収される場合も、回答者の匿名を期すために一人ひとりの回答ごとに封筒に入れて集めていただきますようお願い致します。

＜お問合せ、送付先＞

〒277-0812 千葉県柏市花野井720-124

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内 生活環境支援研究会事務局

tel : 04-7169-2793 fax: 04-7105-7200

担当：富永 文子 メールアドレス js-sien@jcom.home.ne.jp

「生活に便利な機器（道具）についてのアンケート」のお願い

はじめまして。とつぜんにお願いのお手紙をさし上げますことをお許してください。

私たちは生活環境支援研究会と言います。2年前から厚生労働省の援助を受けて、知的障害や発達障害のある人たちの「生活に便利な機器（用具）」の調査に取り組んでいます。

足の不自由な人は杖や車椅子があると便利です。視力が悪い人はメガネをかけると生活しやすくなります。知的障害や発達障害のある人の中には、時間やスケジュールが分かりにくい人や、音や光などの刺激に敏感な人がいます。こういう人にとって、時間がわかるように「タイマー」を用いたり、いやな音をしゃ断できる「耳せん」を使ったり、見えないように「カーテンで囲う」などの工夫をすると、落ち着けることがあります。

私たちは、このような、障害のある人の生活に便利な機器（道具）について調査をしています。よりよい支援が提供されるよう、国や市町村が制度を充実させることに向けて、お役に立つことができればと考えています。

調査結果は報告書としてまとめ、調査にご協力いただいた団体や、厚生労働省、学校、自治体等に配布させていただくとともに、学会発表の基礎資料とさせていただく予定です。

アンケートには名前を書く必要はありません。また、調査結果は他の目的で利用することはありません。お忙しいところ誠に恐縮ですが、みなさまのご協力をお願いいたします。

なお、ご記入の際には以下の点に気をつけてください。

1. アンケートでお聞きする機器（道具）は、①絵カードや文字カード、②携帯電話、③タイマーなど時間管理をするもの、④イヤーマフや耳せんなど不快な音をしゃ断するもの、⑤ついて（パーテーション）、⑥あのね、トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器の6種類です。
2. アンケートに記入している最中に、つらいことを思い出したり、答えたくないと思った時には、いつでも中止することができます。
3. ご記入は、平成22年10月1日現在でお願いします。
4. この調査は、勝手ながら、**平成22年11月17日（水）まで**に下記あてにご送付頂きますようお願い致します。研究会が用意した封筒をご利用ください。

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭
(特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター)

<お問合せ、送付先>

〒277-0812 柏市花野井720-124

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内 生活環境支援研究会事務局

tel: 04-7169-2793 fax: 04-7105-7200

担当: 富永 文子 メールアドレス js-sien@jcom.home.ne.jp

生活に便利な機器（道具）についてのご質問

これからの質問は、次の6種類の機器（道具）を対象とします。

- 絵カードや文字カード
- 携帯電話
- タイマーなど、時間管理をするもの
- イヤー・マフや耳せんなど、不快な音をしゃ断するもの
- ついたて（パーテーション）
- あのね♪DS、トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器

以下の質問に対して、当てはまる番号に○を付けて教えてください。

A. 絵カードや文字カード

問A1 これまでに、自分で理解したり、人に解りやすく伝えるために、絵カードや文字カードを利用していますか（利用したことがありますか）（○は1つ）。

1. ある 2. ない

★ここからは、利用している（利用した）人にのみお聞きします。

問A2 以下のうち、どれを使っていますか（使っていましたか）（○はいくつでも）。

1. 市販の絵カード 2. 写真カード 3. 文字カード
4. 手書きやパソコンで作成したり、広告の切り抜きなどで、親や先生などが手作りしたもの
5. 手書きやパソコンで作成したり、広告の切り抜きなどで、自分で作ったもの
6. その他（ ）

問A3 最もよく使っているもの（使ったもの）を教えてください（○は1つ）。

1. 市販の絵カード 2. 写真カード 3. 文字カード
4. 手書きやパソコンで作成したり、広告の切り抜きなどで、親や先生などが手作りのもの
5. 手書きやパソコンで作成したり、広告の切り抜きなどで、自分で作ったもの
6. その他（ ）

B. 携帶電話

問B1 これまでに携帯電話を使ったことがありますか。その携帯電話は自分のものでも、人に借りたものでもかまいません（○は1つ）。

1. ある 2. ない

★ここからは、利用している（利用した）人にものみお聞きします。

問B 2 現在、自分の携帯電話を持っていますか (○は1つ)。

1. 専用を持っている 2. 誰かと共有している 3. 持っていない

問B3 利用している（利用した）機能を教えてください（○はいくつでも）。

- | | | |
|-------------|-----------------|-------------|
| 1. 電話機能 | 2. ゲーム機能 | 3. 位置情報機能 |
| 4. メール機能 | 5. カメラ機能 | 6. ムービー機能 |
| 7. 時計機能 | 8. アラーム機能 | 9. スケジュール機能 |
| 10. ウェブ機能 | 11. 計算機機能 | 12. 音楽再生機能 |
| 13. メモ機能 | 14. ボイスメモ（録音）機能 | 15. TV電話機能 |
| 16. 防犯ブザー機能 | 17. その他（ | ） |

C. タイマーなど、時間を管理するもの

問C1 これまでに、タイマーなど時間を管理する機器を使ったことがありますか (○は1つ)。

1. ある 2. ない

★ここからは、利用している（利用した）人にのみお聞きします。

問C2 以下のうち、どの機器をよく利用していますか（利用したことがありますか）（○は1つ）。

1. タイムタイマー 2. タイムログ 3. キッチンタイマー 4. 腕時計
5. 携帯電話 6. その他（ ）



タイムタイマー

★さらに、ここからは前問で答えた「よく使っている(いた)機器」についてお聞きします。

問C3 現在使っていますか (○は1つ)。

1. 使っている 2. 使っていない

☆以前使っていたが、「現在使っていない人」にのみお聞きします。

問C4 どうして機器を使うのを止めたのですか（○はいくつでも）

1. 使うのがかっこ悪い 2. 自分に合わなかった 3. 使う必要がなくなった
4. 壊れた 5. 修理などにお金がかかる 6. 使い方がよく解らなかった
7. 飽きた 8. 学校や療育で使えなかった 9. 学校や療育の場でしか使えなかった
10. その他（ ）

☆「現在使っている人」にのみお聞きします。

問C5 いつ頃から使っていますか。()歳頃

問C6 一日あたりどの程度使っていますか（○は一つ）。

1. 一日に何度も 2. 一日に数回 3. 一日に1回程度 4. 数日に1回程度 5. あまり使わない

☆ここからは、「現在使っている人」も、「使っていない人」にも共通してお聞きします。

問C7 どこで使っていますか（使っていましたか）（○はいくつでも）

1. 家庭 2. 学校など日中通っているところ 3. 療育や訓練の場 4. 屋外
5. その他（ ）

問C8 機器は買ったものですか (○は1つ)。

1. 借りている 2. 買った 3. わからない

問C9 購入したり、借りる決め手となった情報を教えてください（○はいくつでも）。

1. 知人や友達が使っていたこと
2. メーカーのホームページの情報
3. ネット（ホームページやブログ）
4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌
6. 学校など日中通っているところの先生のアドバイス
7. お医者さんのアドバイス
8. 療育の先生のアドバイス
9. メーカーの営業担当者の情報
10. 販売店や展示会場で、展示されているものを見て
11. 親の意見
12. その他（ ）

問C10 使いこなせる(いつも使えるようになる)ようになるまで何が役に立ちましたか(○はいくつでも)。

1. 知人や友達が使っていたこと
2. メーカーのホームページの情報
3. ネット（ホームページやブログ）
4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌
6. 学校など日中通っているところの先生のアドバイス
7. お医者さんのアドバイス
8. 療育の先生のアドバイス
9. メーカーの営業担当者の情報
10. 販売店や展示会場で、展示されているものを見て
11. 親の意見
12. その他（ ）

問C 1 1 使える、もしくは使えないと判断をしたのは誰ですか (○はいくつでも)。

1. 親 2. 自分 3. 学校など日中通っているところの先生 4. 療育の先生
5. お医者さん 6. 友だち 7. その他 ()

問C 1 2 使いこなせる（いつも使えるようになる）までにどのくらいかかりましたか（○は1つ）。

1. 1か月未満 2. 1か月以上3カ月未満 3. 3か月以上6カ月未満
4. 6か月以上 5. うまく使えなかった

問C13 使ってよかったところを教えてください。

問C14 この機器で改善してほしいところを教えてください。

問D 8 機器は買ったものですか (○は1つ)。

1. 借りている 2. 買った 3. わからない

問D9 購入したり、借りる決め手となった情報を教えてください（○はいくつでも）。

1. 知人や友達が使っていたこと
2. メーカーのホームページの情報
3. ネット（ホームページやブログ）
4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌
6. 学校など日中通っているところの先生のアドバイス
7. お医者さんのアドバイス
8. 療育の先生のアドバイス
9. メーカーの営業担当者の情報
10. 販売店や展示会場で、展示されているものを見て
11. 親の意見
12. その他（ ）

問D10 使いこなせる(いつも使えるようになる)ようになるまで何が役に立ちましたか(○はいくつでも)。

1. 知人や友達が使っていたこと
2. メーカーのホームページの情報
3. ネット（ホームページやブログ）
4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌
6. 学校など日中通っているところの先生のアドバイス
7. お医者さんのアドバイス
8. 療育の先生のアドバイス
9. メーカーの営業担当者の情報
10. 販売店や展示会場で、展示されているものを見て
11. 親の意見
12. その他（ ）

問D 1 1 使える、もしくは使えないと判断をしたのは誰ですか（○はいくつでも）。

1. 親 2. 自分 3. 学校など日中通っているところの先生 4. 療育の先生
5. お医者さん 6. 友だち 7. その他 ()

問D12 使いこなせる（いつも使えるようになる）までにどのくらいかかりましたか（○は1つ）。

1. 1か月未満 2. 1か月以上3カ月未満 3. 3か月以上6カ月未満
4. 6か月以上 5. うまく使えなかった

問D13 使ってよかったところを教えてください。

問D14 この機器で改善してほしいところを教えてください。

E：ついたて（パーティション）

問E1 勉強したり遊んだりするときに、隣を見えなくするため、隣との間についたて（パーティション）を使ったことがありますか（○は1つ）。

1. ある 2. ない

★ここからは、利用している（利用した）人にのみお聞きします。

問E2 よく利用している（利用した）サイズを教えてください（○は1つ）。

1. 背の高さより高い180cm以上
2. 椅子に座ったら見えない120cm程度
3. 卓上タイプで60cm以下
4. その他（ ）



★さらに、ここからは前問で答えた「よく使っている(いた)機器」についてお聞きします。

問E3 現在使っていますか（○は1つ）。

1. 使っている 2. 使っていない

☆以前使っていたが、「現在使っていない人」にのみお聞きします。

問E4 どうして機器を使うのを止めたのですか（○はいくつでも）。

1. 使うのがかっこ悪い 2. 自分に合わなかった 3. 使う必要がなくなった
4. 壊れた 5. 修理などにお金がかかる 6. 使い方がよく解らなかった
7. 飽きた 8. 学校や療育で使えなかった 9. 学校や療育の場でしか使えなかった
10. その他（ ）

☆「現在使っている人」にのみお聞きします。

問E5 いつ頃から使っていますか。 （ ）歳頃

問E6 一日あたりどの程度使っていますか（○は一つ）。

1. 一日に何度も 2. 一日に数回 3. 一日に1回程度 4. 数日に1回程度 5. あまり使わない

☆ここからは、「現在使っている人」も、「使っていない人」にも共通してお聞きします。

問E7 どこで使っていますか（使っていましたか）（○はいくつでも）。

1. 家庭 2. 学校など日中通っているところ 3. 療育や訓練の場 4. 屋外
5. その他（ ）

問E 8 機器は買ったものですか (○は1つ)。

1. 借りている 2. 買った 3. わからない

問E 9 購入したり、借りる決め手となった情報を教えてください (○はいくつでも)。

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| 1. 知人や友達が使っていたこと | 2. メーカーのホームページの情報 |
| 3. ネット (ホームページやブログ) | 4. テレビ等マスコミの情報 |
| 5. 関係情報誌、専門誌 | 6. 学校など日中通っているところの先生のアドバイス |
| 7. お医者さんのアドバイス | 8. 療育の先生のアドバイス |
| 9. メーカーの営業担当者の情報 | 10. 販売店や展示会場で、展示されているものを見て |
| 11. 親の意見 | 12. その他 () |

問E 10 使いこなせる (いつも使えるようになる) ようになるまで何が役に立ちましたか (○はいくつでも)。

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| 1. 知人や友達が使っていたこと | 2. メーカーのホームページの情報 |
| 3. ネット (ホームページやブログ) | 4. テレビ等マスコミの情報 |
| 5. 関係情報誌、専門誌 | 6. 学校など日中通っているところの先生のアドバイス |
| 7. お医者さんのアドバイス | 8. 療育の先生のアドバイス |
| 9. メーカーの営業担当者の情報 | 10. 販売店や展示会場で、展示されているものを見て |
| 11. 親の意見 | 12. その他 () |

問E 11 使える、もしくは使えないと判断をしたのは誰ですか (○はいくつでも)。

- | | | | |
|----------|--------|----------------------|----------|
| 1. 親 | 2. 自分 | 3. 学校など日中通っているところの先生 | 4. 療育の先生 |
| 5. お医者さん | 6. 友だち | 7. その他 () | |

問E 12 使いこなせる (いつも使えるようになる) までにどのくらいかかりましたか (○は1つ)。

- | | | |
|----------|---------------|---------------|
| 1. 1か月未満 | 2. 1か月以上3か月未満 | 3. 3か月以上6か月未満 |
| 4. 6か月以上 | 5. うまく使えなかった | |

問E 13 使ってよかったところを教えてください。

問E 14 この機器で改善してほしいところを教えてください。

F : あのね、トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器

問F1 コミュニケーション用の電子機器や、DSのチャット機能を使って話をしたことがありますか。

この質問は、携帯電話を対象としません。携帯電話以外の電子機器の利用についてお答えください。

1. ある 2. ない

★ここからは、利用している（利用した）人にのみお聞きします。

問F2 よく利用している（利用した）電子機器を教えてください（○は1つ）。

1. あのね♪DS
2. トークアシスト
3. VOCA
4. トーキングエイド
5. パソコンやゲーム機のチャット機能
6. その他（



あのね♪DSとトークアシスト

★さらに、ここからは前問で答えた「よく使っている(いた)機器」についてお聞きします。

問F 3 現在使っていますか (○は1つ)。

1. 使っている 2. 使っていない

☆以前使っていたが、「現在使っていない人」にのみお聞きします。

問F 4 どうして機器を使うのを止めたのですか（○はいくつでも）。

1. 使うのがかっこ悪い 2. 自分に合わなかった 3. 使う必要がなくなった
4. 壊れた 5. 修理などにお金がかかる 6. 使い方がよく解らなかった
7. 飽きた 8. 学校や療育で使えなかった 9. 学校や療育の場でしか使えなかった
10. その他（ ）

☆「現在使っている人」にのみお聞きします。

問F 5 いつ頃から使っていますか。 () 歳頃

問F6 一日あたりどの程度使っていますか（○は一つ）。

1. 一日に何度も 2. 一日に数回 3. 一日に1回程度 4. 数日に1回程度 5. あまり使わない

☆ここからは、「現在使っている人」も、「使っていない人」にも共通してお聞きます。

問F7 どこで使っていますか（使っていましたか）（○はいくつでも）

1. 家庭 2. 学校など日中通っているところ 3. 療育や訓練の場 4. 屋外
5. その他（ ）

1. 借りている 2. 買った 3. わからない

1. 知人や友達が使っていたこと
2. メーカーのホームページの情報
3. ネット（ホームページやブログ）
4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌
6. 学校など日中通っているところの先生のアドバイス
7. お医者さんのアドバイス
8. 療育の先生のアドバイス
9. メーカーの営業担当者の情報
10. 販売店や展示会場で、展示されているものを見て
11. 親の意見
12. その他（ ）

1. 知人や友達が使っていたこと
2. メーカーのホームページの情報
3. ネット（ホームページやブログ）
4. テレビ等マスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌
6. 学校など日中通っているところの先生のアドバイス
7. お医者さんのアドバイス
8. 療育の先生のアドバイス
9. メーカーの営業担当者の情報
10. 販売店や展示会場で、展示されているものを見て
11. 親の意見
12. その他（ ）

1. 親 2. 自分 3. 学校など日中通っているところの先生 4. 療育の先生
5. お医者さん 6. 友だち 7. その他 ()

1. 1か月未満 2. 1か月以上3カ月未満 3. 3か月以上6カ月未満
4. 6か月以上 5. うまく使えなかった

※ アンケートへの回答、ありがとうございました。

ご本人以外の方（施設・保護者）がご本人の回答を聞き取って記入された場合は、以下の質問についても可能な限り「ご本人」の立場でご回答ください。

最後に、あなたのことを教えてください。

1. あなたの年齢は？ （ ） 歳 （平成22年10月1日現在）
2. あなたの性別は？
1. 男性 2. 女性
3. あなたの住所は？
1. 柏市 2. 松戸市 3. その他の千葉県（ ）市・町 4. 千葉県外の（ ）市・町
4. さしつかえがなければ通っているところを教えてください。
1. 小学校 2. 中学校 3. 高校 4. 特別支援学校小学部 5. 特別支援学校中学部
6. 特別支援学校高等部 7. 高等学園 8. 大学 9. 短大 10. 専門学校
11. その他（ ）
5. 療育に通っていますか（通ったことがありますか）。
1. はい 2. いいえ
6. さしつかえなければ障害の名前を教えてください（○はいくつでも）。
1. 障害はない 2. 自閉症など発達障害 3. 精神障害 4. 知的障害 5. 身体障害
6. その他（ ） 7. わからない

○施設の方、あるいは保護者の方へ

施設の方や保護者の方など、ご本人以外の方がご本人の回答を聞き取って記入された場合、記入者について該当するものに○をつけてください。

1. 施設の方 2. 父 3. 母 4. その他（ ）

～お忙しいところご協力ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。～

※このアンケートに関して、ご意見・ご感想などがおありでしたら、以下にご記入下さい。

療育施設の先生方、ご家族（保護者）の皆様

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭
(特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター)

「コミュニケーション機器としての携帯電話の外装材料」 に関するアンケートのお願い（本人調査）

皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。突然にお願いの文書を差し上げますご無礼をお許しください。

私ども生活環境支援研究会では、知的障害や自閉症など発達障害のある方の生活を支援するコミュニケーション機器の望まれる姿について、これらの障害のある方ご本人に調査させていただきたく、このような文書を差し上げた次第です。

この調査は、厚生労働省の障害者総合福祉推進事業によって実施しています。調査結果は、報告書としてまとめ、調査にご協力いただいた団体や、厚生労働省、自治体等に配布させていただくとともに、学会発表の基礎資料とさせていただく予定です。知的障害者及び発達障害者のコミュニケーション支援や、音刺激・視覚刺激など環境調整のための支援などが円滑に提供されるよう、市町村が指定する日常生活用具の対象の拡充に向けてお役に立つことができればと考えています。

アンケートは無記名とし統計的処理を行います。調査結果は上記以外の目的で利用することはございません。ご多忙の折に調査へのご協力をお願い申し上げることはまことに恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、恐縮ですが、ご記入の際には以下の点にご留意をお願いいたします。

1. **この調査は、本人に対する調査です。本人が直接記入してください。あるいは、代理の方が本人の回答を聞き取って記入してください。**
2. 調査対象とするコミュニケーション機器は、**知的障害や自閉症など発達障害のある方ご本人が所持して使用する携帯電話**としています。携帯電話を選定した理由は、時計やアラーム機能、録音やカメラ機能、GPS等の位置情報把握機能など、福祉用具（生活支援機器）としてのコミュニケーションエイドと共通する機能を有しており、なおかつ専用の福祉用具に比べて安価であり、今後携帯型生活支援機器としての発展が極めて有望であると考えたからです。外装の材料として**(a)金属（アルミニウム）、(b)プラスチック、(c)木材の3種類について、質問を読んでまず思った感想をそのまま書き下さい。**なお、質問の項目は3種類で全く同じ内容です。
3. 調査にご協力いただける場合にも、個人の意思によって調査はいつでも中止することができます。
4. 勝手ながら、**平成22年11月17日（水）まで**に下記あてにご返信頂きますようお願い致します。直接、回答者からご送付される場合は、研究会が用意した封筒をご利用ください。また、施設ごとに回収される場合も、回答者の匿名を期すために一人ひとりの回答ごとに封筒に入れて集めていただきますようお願いいたします。

＜お問合せ、送付先＞

〒277-0812 柏市花野井720-124

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内 生活環境支援研究会事務局

tel: 04-7169-2793 fax: 04-7105-7200

担当: 富永 文子 メールアドレス js-sien@jcom.home.ne.jp

＜研究担当＞

独立行政法人 森林総合研究所

木材改質研究領域 主任研究員 杉山 真樹

「携帯電話の外装材料」に関するアンケートのお願い

はじめまして。とつぜんにお願いのお手紙をさし上げますことをお許してください。

私たちは生活環境支援研究会と言います。2年前から厚生労働省の援助を受けて、障害のある人の生活に便利な機器（道具）について調査をしています。

私たちのこれまでの調査で、携帯電話は、時計やアラーム機能、録音やカメラ機能、GPSなどの位置情報把握機能などがあって、障害のある人にとっても、また障害がない人にとっても、とても便利な機器であることがわかりました。もっともっと便利でかっこいい携帯電話の開発が進められることを望んで、このアンケートでは、携帯電話の外装としてどのような材料が好ましいのか調査いたします。

調査結果は報告書としてまとめ、調査にご協力いただいた厚生労働省、学校、自治体等に配布させていただくとともに、学会発表の基礎資料とさせていただく予定です。

アンケートには名前を書く必要はありません。また、調査結果は他の目的で利用することはありません。お忙しいところ誠に恐縮ですが、みなさまのご協力をお願いいたします。

なお、ご記入の際には以下の点に気をつけてください。

1. アンケートは、回答してくださるあなたの携帯電話についての質問です。現在、自分の携帯電話を持っていない方も自分の携帯電話を所有していると考えて答えてください。
2. あなたの携帯電話の外装に、(a)金属（アルミニウム）、(b)プラスチック、(c)木材の3種類の材料を使った場合の感想をお聞きます。質問を読んでまず思った感想をそのまま書いて下さい。質問の項目は3種類で全く同じ内容です。
3. アンケートに記入している最中に、つらいことを思い出したり、答えたくないと思った時には、いつでも中止することができます。
4. ご記入は、平成22年10月1日現在でお願いします。
5. この調査は、勝手ながら、平成22年11月17日（水）までに下記あてにご送付頂きますようお願い致します。研究会が用意した封筒をご利用ください。

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭
(特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター)
<研究担当>
独立行政法人森林総合研究所
木材改質研究領域 主任研究員 杉山 真樹

<お問合せ、送付先>

〒277-0812 柏市花野井720-124

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内 生活環境支援研究会事務局

tel: 04-7169-2793 fax: 04-7105-7200

担当: 富永 文子 メールアドレス js-sien@jcom.home.ne.jp

携帯電話の外装材料に関するアンケート調査

○回答する方ご本人へ

- 1 このアンケートは携帯電話の外装に関する質問 1 ～ 3 と、あなたのプロフィールについての質問 4 からなっています。
- 2 質問 1 ～ 3 までは、携帯電話外装に関する質問です。質問を読んですぐに思いついた感想で答えてください。
- 3 質問 4 はあなたのプロフィールについての質問です。この質問まで書き終えたら、このアンケート用紙を先生または保護者の方に渡してください。

○施設の方、あるいは保護者の方へ

- 1 施設の方や保護者の方など、ご本人以外の方がご本人の回答を聞き取って記入された場合、記入者について該当するものに○をつけてください。
1. 施設の方 2. 父 3. 母 4. その他（ ）
- 2 どの組織を通じて、この調査にご協力いただいていますか。該当するものに○をつけてください。
1. ぐるぐるめろん島 2. Will クラブ 3. その他（ ）

質問 1

右の図は折りたたみ式のカメラ付き携帯電話です。携帯電話を折りたたんだ時の表面は「金属（アルミニウム）」でできています。あなたがこの携帯電話を持って使うとしたらどんな感じがするかを想像して、それぞれの項目に対して「ぴったりくる」と思われる箇所に、下記の例にしたがって丸印を付けてください。（なお、質問の項目は質問 1～3 まですべて同じです。）



<例> 「ややおいしい」と思った場合

まずい | | | | ⊕ | | | | おいしい

<記入にあたって>

- ・ 回答する方が質問を読んでまず思った感想を、そのまま書いてください。
- ・ 必ず目盛りの上に印を付けてください。
- ・ すべての項目に回答してください。
- ・ 書き間違えた場合は丸印の上から×印を付け、丸印を付け直してください。
- ・ 一つの項目に対して、複数の丸印を付けないようにしてください。

	非常に	かなり	やや	どちらでもない	やや	かなり	非常に	
やわらかい								かたい
つめたい								あたたかい
欲しくない								欲しい
人工的な								自然な
傷つきやすい								傷つきにくい
環境によくない								環境にやさしい
価格が安い								価格が高い
ざらざらした								つるつるした
緊張した								やすらいだ
見た目がわるい								見た目がよい
嫌い								好き
安っぽい								高級な
手入れが大変な								手入れが簡単な
壊れやすい								丈夫な
火・熱に弱い								火・熱に強い
派手な								落ち着いた
手触りがわるい								手触りがよい
軽い								重い
長持ちしない								長持ちする
汚れやすい								汚れにくい

質問 2

右の図は折りたたみ式のカメラ付き携帯電話です。携帯電話を折りたたんだ時の表面は「プラスチック」でできています。あなたがこの携帯電話を持って使うとしたらどんな感じがするかを想像して、それぞれの項目に対して「ぴったりくる」と思われる箇所に、下記の例にしたがって丸印を付けてください。（なお、質問の項目は質問 1～3 まですべて同じです。）



<例> 「ややおいしい」と思った場合

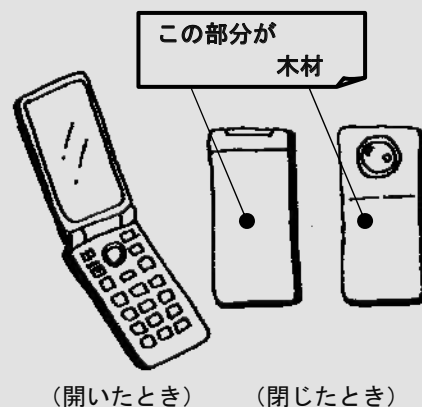
まずい | | | | ⊕ | | | | おいしい
<記入にあたって>

- ・ 回答する方が質問を読んでまず思った感想を、そのまま書いてください。
- ・ 必ず目盛りの上に印を付けてください。
- ・ すべての項目に回答してください。
- ・ 書き間違えた場合は丸印の上から×印を付け、丸印を付け直してください。
- ・ 一つの項目に対して、複数の丸印を付けないようにしてください。

	非常に	かなり	やや	どちらでもない	やや	かなり	非常に	
やわらかい								かたい
つめたい								あたたかい
欲しくない								欲しい
人工的な								自然な
傷つきやすい								傷つきにくい
環境によくない								環境にやさしい
価格が安い								価格が高い
ざらざらした								つるつるした
緊張した								やすらいだ
見た目がわるい								見た目がよい
嫌い								好き
安っぽい								高級な
手入れが大変な								手入れが簡単な
壊れやすい								丈夫な
火・熱に弱い								火・熱に強い
派手な								落ち着いた
手触りがわるい								手触りがよい
軽い								重い
長持ちしない								長持ちする
汚れやすい								汚れにくい

質問 3

右の図は折りたたみ式のカメラ付き携帯電話です。携帯電話を折りたたんだ時の表面は「木材」でできています。あなたがこの携帯電話を持って使うとしたらどんな感じがするかを想像して、それぞれの項目に対して「ぴったりくる」と思われる箇所に、下記の例にしたがって丸印を付けてください。（なお、質問の項目は質問 1～3 まですべて同じです。）



<例> 「ややおいしい」と思った場合

まずい | | | | ⊕ | | | | おいしい
<記入にあたって>

- ・ 回答する方が質問を読んでまず思った感想を、そのまま書いてください。
- ・ 必ず目盛りの上に印を付けてください。
- ・ すべての項目に回答してください。
- ・ 書き間違えた場合は丸印の上から×印を付け、丸印を付け直してください。
- ・ 一つの項目に対して、複数の丸印を付けないようにしてください。

	非常に	かなり	やや	どちらでもない	やや	かなり	非常に	
やわらかい								かたい
つめたい								あたたかい
欲しくない								欲しい
人工的な								自然な
傷つきやすい								傷つきにくい
環境によくない								環境にやさしい
価格が安い								価格が高い
ざらざらした								つるつるした
緊張した								やすらいだ
見た目がわるい								見た目がよい
嫌い								好き
安っぽい								高級な
手入れが大変な								手入れが簡単な
壊れやすい								丈夫な
火・熱に弱い								火・熱に強い
派手な								落ち着いた
手触りがわるい								手触りがよい
軽い								重い
長持ちしない								長持ちする
汚れやすい								汚れにくい

最後に、あなたのことを教えてください。

※ アンケートへの回答、ありがとうございました。

ご本人以外の方（施設・保護者）がご本人の回答を聞き取って記入された場合は、以下の質問についても可能な限り「ご本人」の立場でご回答ください。

1) あなたの年齢は？ () 才 (平成22年10月1日現在)

2) あなたの性別は？ (○は1つ)

1. 男性 2. 女性

3) さしつかえがなければ通っているところを教えてください。

1. 小学校 2. 中学校 3. 高校 4. 特別支援学校小学部 5. 特別支援学校中学部
6. 特別支援学校高等部 7. 高等学園 8. 大学 9. 短大 10. 専門学校
11. その他 ()

4) いま住んでいるおうちの構造について教えてください (○は1つ)。

1. RC (鉄筋コンクリート) 造 2. 鉄骨造 3. 木造 4. その他 ()

RC (鉄筋コンクリート) 造: 柱などの骨組み部分が鉄筋の入ったコンクリートでできており、マンションなど
鉄骨造: 柱などの骨組み部分が鉄でできている家屋
木造: 柱などの骨組み部分が木材でできている家屋

5) いま住んでいるおうちの居住形態について教えてください (○は1つ)。

1. マンション・アパート 2. 一戸建て 3. その他 ()

6) 現在、自分の携帯電話を持っていますか (○は1つ)。

1. 専用を持っている 2. 誰かと共有している 3. 持っていない

～お忙しいところご協力ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。～

※このアンケートに関して、ご意見・ご感想などがおありでしたら、以下にご記入ください。

平成22年度障害者総合福祉推進事業報告書

知的障害及び発達障害のある人のための福祉用具の制度の在り方に関する調査研究

発行年月 2011年3月31日

編集者 生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭

発行者 特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター

〒277-0827 千葉県柏市松葉町6-11-8

電話 04-7105-7299 メールアドレス js-center@jcom.home.ne.jp

印刷所 (株) イセブ

〒305-0005 茨城県つくば市天久保2-11-20

電話 029-851-2515